

市川市 震災復興マニュアル

2020（令和2）年3月
市川市

目 次

序 章 震災復興マニュアル策定の目的

第1節 震災復興マニュアルの背景と目的等	序-1
1 市川市震災復興マニュアル策定の背景と目的	序-1
2 市川市震災復興マニュアルの位置づけ	序-1
第2節 震災復興の基本的な考え方	序-2
第3節 震災復興マニュアルの更新と習熟	序-3
市川市における震災復興業務の流れ	序-11

第1章 復興体制の構築

第1節 災害復興本部の設置	1-1
1 災害復興本部の設置	1-2
2 災害復興本部の運営	1-6
3 継続的な執行体制の確保	1-8
4 受援体制・広域連携体制の検討	1-10
第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握	1-13
1 家屋・住家の被害状況の把握	1-14
(1)家屋・住家の応急危険度判定	1-14
(2)家屋・住家の被害状況の把握	1-16
(3)被災宅地の危険度判定	1-18
2 公共施設等の被害状況把握等	1-20
3 住民の被害・被災後の生活状況の把握	1-24
4 まちの復旧・復興状況の把握	1-30
第3節 り災証明書の交付	1-33
1 り災証明書の交付	1-33
2 被災者台帳の作成	1-38
第4節 復興基本方針及び復興基本計画の策定	1-41
1 復興基本方針及び復興基本計画の策定	1-42
第5節 用地の確保・調整	1-47
1 用地の確保・調整	1-48
第6節 がれき等の処理	1-51
1 がれき等の処理	1-52
第7節 広報・相談体制	1-55
1 復興関係広報の実施	1-56
2 相談窓口の設置	1-58

第2章 都市の復興

第1節 都市復興基本方針の策定	2-1
1 家屋被害概況調査	2-2
2 都市復興基本方針	2-6

3	第一次建築制限	2-8
第2節	復興対象地区の設定	2-11
1	家屋被害状況調査	2-12
2	復興対象地区	2-18
第3節	都市復興基本計画の策定	2-27
1	都市復興基本計画(骨子案)	2-28
2	第二次建築制限	2-30
3	地区復興まちづくり計画等	2-32
4	都市復興基本計画	2-38
第4節	復興事業計画等の策定、復興事業の推進	2-41
1	復興事業	2-42

第3章 地域協働復興

第1節	地区復興まちづくり計画等の策定	3-1
1	地域復興協議会の発足	3-2
2	地区復興まちづくり計画原案等説明会	3-8
3	地区復興まちづくり提案の検討に係る支援	3-10
4	地区復興まちづくり計画等の策定	3-14
第2節	地域復興協議会の支援と運営	3-17
1	協議会事務所の開設	3-18
2	協議会の運営に係る支援	3-20
第3節	時限的市街地の形成と運営	3-23
1	時限的市街地用地の確保	3-24
2	時限的市街地の建設	3-28
3	時限的市街地の運営の支援	3-32
第4節	復興まちづくり事業の実施	3-35
1	復興まちづくり事業の実施	3-36
第5節	地域協働復興に向けての事前対策	3-39
1	地域協働復興の周知	3-40

第4章 住宅の復興

第1節	民間住宅と市営住宅の応急修理	4-1
1	民間住宅の応急修理	4-2
2	市営住宅の応急修理	4-6
第2節	応急的な住宅の整備	4-9
1	応急仮設住宅の供給に係る要請等	4-10
2	応急仮設住宅建設可能用地の確保等	4-12
3	応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の提供	4-14
4	市営住宅等の空き住戸の確保	4-16
5	入居者の募集・選定・入居手続	4-18
6	応急仮設住宅等入居者の支援	4-20
第3節	恒久的な住宅の整備	4-23
1	恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定	4-24

2	住宅復興計画の策定等	4 - 26
3	市営住宅の供給	4 - 28
4	被災者の円滑な入居	4 - 30
第4節	自力再建への支援	4 - 33
1	住宅再建への支援	4 - 34
2	情報提供・相談体制の整備	4 - 36

(巻末資料) 行動プロセス表	巻末 - 1
----------------------	--------

序章 震災復興マニュアル策定の目的

序章 震災復興マニュアル策定の目的

第1節 震災復興マニュアル策定の背景と目的等	序－1
1 市川市震災復興マニュアル策定の背景と目的	序－1
2 市川市震災復興マニュアルの位置づけ	序－1
第2節 震災復興の基本的な考え方	序－2
第3節 震災復興マニュアルの更新と習熟	序－3
(参考)前提となる被害想定	序－4
市川市における震災復興業務の流れ	序－11

第1節 震災復興マニュアル策定の背景と目的等

1 市川市震災復興マニュアル策定の背景と目的

近年は、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震と、日本全国で震災が発生しており、千葉県でも30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が85%と、全国で最も高くなっている。

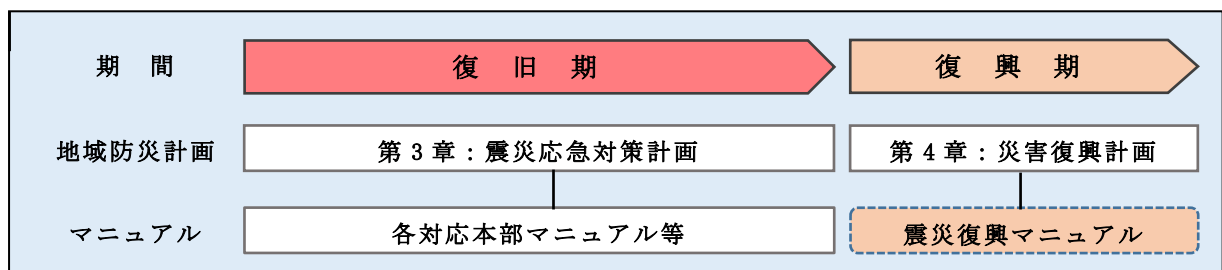
このような状況を踏まえ、本市でも大震災による被害が発生した場合、発災当初から速やかに復興業務に着手できるよう、事前に具体的な対応を準備しておく必要があることから、「市川市震災復興マニュアル」を策定するものである。

2 市川市震災復興マニュアルの位置づけ

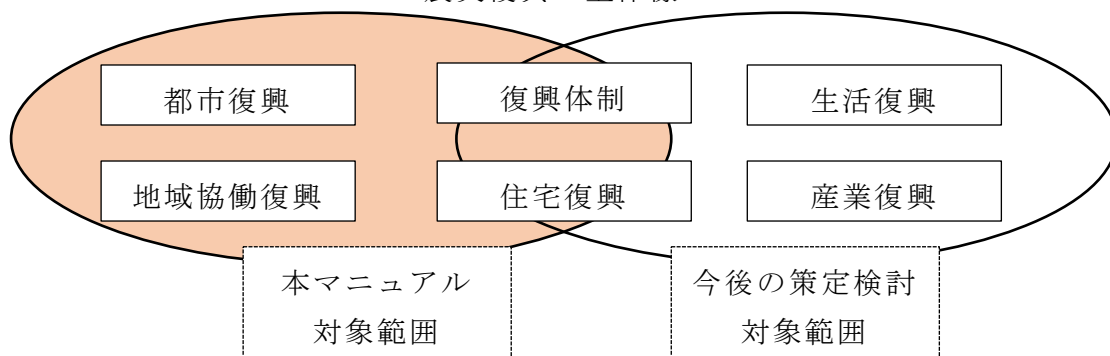
市川市震災復興マニュアルは、「市川市地域防災計画(震災編)」の第4章「災害復興計画」における、具体的な職員の行動マニュアルである。

本マニュアルでは、災害時における「復興体制の構築」、「都市及び住宅の復興」、市民と連携して行う「地域協働復興」を対象とし、「生活の復興」、「産業の復興」に関するマニュアルの策定については、今後検討していくものとする。

震災復興マニュアルの位置付け

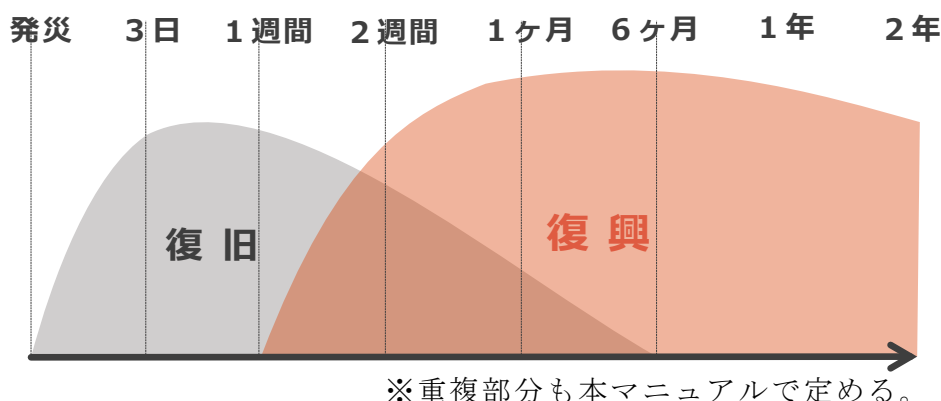


震災復興の全体像



序章 震災復興マニュアル策定の目的

また、復興と復旧は密接な関係があり、重複する業務もあることから、本マニュアルでは重複部分も定めることとする。なお、重複部分の記載内容は、「市川市地域防災計画」及びその関係マニュアルと整合を取るものとする。



第2節 震災復興の基本的な考え方

(1) 自助・共助・公助の連携

復興を進めるためには、まず被災者自らによる取り組み(自助)が基本となるが、被害規模が大きくなると個人の力では解決できない様々な課題が噴出してくる。これらの課題に対し、地域が持っている力(共助)を生かした住民主体の復興が大きな力を発揮する。

そして、自助と共助による住民主体の復興を、行政がNPO、専門家、企業等と連携して支援(公助)することが復興推進には重要である。このため、平時から住民と行政が連携をとり、協働でまちづくりを進める体制を構築しておく必要がある。

(2) 地域特性に応じた対応

市川市では、建物倒壊による被害、液状化被害、密集住宅地の延焼被害等、地域によって様々な被害が想定される。

また、地域によって目指すまちの将来像や住民の意識も異なる。復興まちづくりにおいては、被害状況に合わせたまちづくりを進めるだけでなく、従前の街並み、歴史、住民の意向など様々な背景を考慮して、地域特性をいかしたまちづくりを図る必要がある。

(3) 市民生活の再構築への総合的な支援

復興に向けた課題は、まちづくりのみならず、経済再建など多岐にわたる。復興を進めるにあたっては、市民の生活再建、それを支えるまちづくり及び経済再建など総合的な支援が必要となる。

今後、「生活の復興」「産業の復興」についても支援体制を検討し、相互の連携により市民ができるかぎりスムーズに生活再建できるよう支援する。

第3節 震災復興マニュアルの更新と習熟

本マニュアルは都市及び住宅の復興について、現時点での制度や想定される事態に基づき作成されている。先述のとおり、生活復興分野(生活の復興、産業の復興)については今後作成を検討しており、総合的な復興マニュアルへ拡充されていくものとしている。

また、本マニュアルにおいては「事前準備」や「検討課題」も記載しており、これについては担当課において引き続き見直しや検討、準備を進めていくものである。

今後も、「地域防災計画」や「各本部マニュアル」等との連携を考慮しながら、本マニュアルについても組織的かつ継続的に見直すことが重要である。あわせて、社会経済情勢や関連法令の動向を踏まえた修正を必要に応じて行い、生活復興分野の拡充を含め、改善を図っていく。

序章 震災復興マニュアル策定の目的

本マニュアルにおける各業務のページ構成

本マニュアルは、業務項目ごとに見開き 2 ページで構成されている。また、各節の中表紙(一部の節を除く)では、関連する業務項目の時系列と関係性をフロー図で示している。

- 主管課：このページの業務の実施を担当する担当課。
- 関係部課：主管課ではないが、業務に関係する部課。マニュアル更新の際には照会をかける必要がある。

- 業務の実施時期：業務の実施時期の目安。※時期はあくまで目安であるため、復興の進捗に応じて調整する。

第 1 章 復興体制の構築

第 2 節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

復興体制
2 節 1
家屋・住家の被害状況の把握
(2)被災宅地の危険度判定

主管課 応急危険度判定実施本部 関係部課

《行動のあらまし》

- 地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、余震等の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に知らせる。
- 宅地造成等規制法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

《行動の手順》(1 内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)

被災後
被災宅地危険度判定実施本部
被災宅地危険度判定の周知
調査結果等の集約

被災後
被災宅地危険度判定実施本部
被災宅地危険度判定の周知
調査結果等の集約

被災後
被災宅地危険度判定実施本部
被災宅地危険度判定の周知
調査結果等の集約

各行動段階の手順と方法

- 危険度判定実施本部は、約定実施計画に基づき判定を実施[22]
- 被災地域の住民に、被災宅地危険度判定実施及びこれに関する情報の周知
- 調査を実施した市は、「実施状況報告」を取りまとめるとともに、千葉県知事に報告

※被災市街地対応本部活動マニュアル「被災宅地危険度判定班 活動内容」参照
実施本部業務マニュアル参照

第 1 章 復興体制の構築

発災 避難生活期 復興始動期 本格復興期

事前準備
留意事項
検討課題

この頁で必要な物品

☐被災市街地対応本部活動マニュアル

☐実施本部業務マニュアル

☐

☐

☐

☐

☐

☐

- 事前準備：業務を実施するに際して事前に準備しておくこと。
- 留意事項：業務を実施するにあたり留意すること。
- 検討課題：今後検討が必要な項目。被災前に検討し、マニュアル更新時に反映させることが望ましい。

序-4

(参考) 前提となる被害想定(市川市地域防災計画(震災編)R1.7より)

第2 地震被害の想定

1 想定地震

本市において最も被害が大きいと想定されている東京湾北部地域を震源域とする東京湾北部地震（マグニチュード7.3、震源深さ20km程度）を本計画の想定地震とする。

2 想定地震による震度

平成24年度に地震被害想定を検証を行ったところ、本市で震度6弱、6強の地震が発生し、特に行徳地域や北部の谷筋では北部の台地と比べ震度が高くなっている。

3 液状化被害

液状化の危険度分布は、本市を形成している元々の地盤による影響が大きく、中央部から北西部及び北東部に延びている谷筋の部分や、総武線沿線から南にかけてその危険度が高くなっている。

4 建物被害

被害分布は、建物が密集している旧行徳街道等で、その危険度が高くなっている。

5 人的被害

建物被害の多いと考えられる旧行徳街道等において多くの被害が予想される。

6 火災による被害

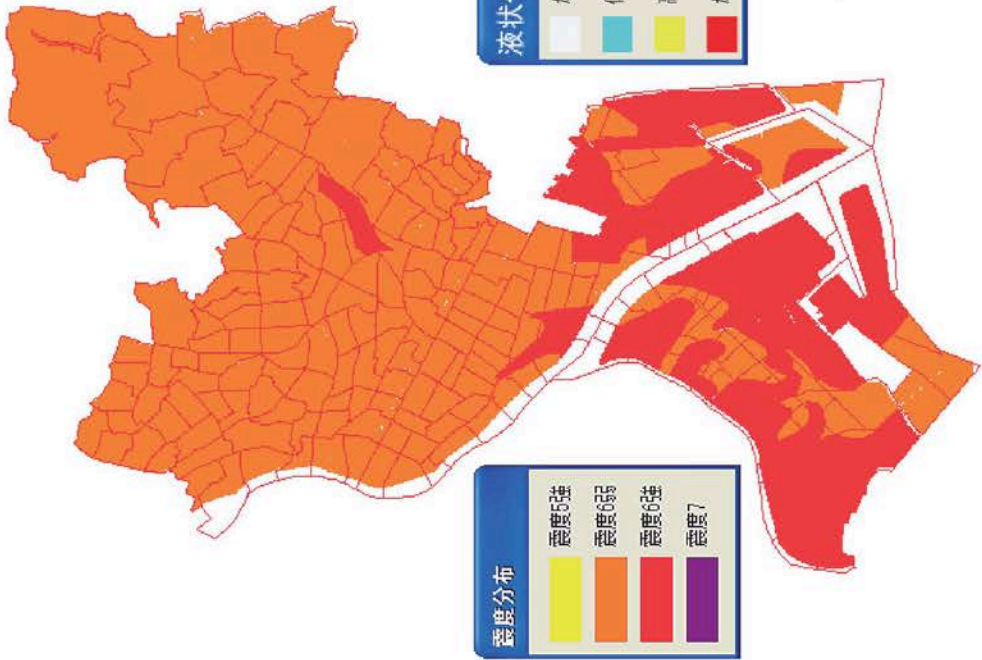
本市全域で約15件の出火が想定され、東京地下鉄東西線沿線や大柏川・国分川付近の地域等の建物被害の危険度が高い密集市街地での出火危険が高くなっている。

建物延焼危険度は、風向：北北西（本市における年間風向で最も多いもの）、風速：6m（本市における年間の平均風速3mの倍の風速）を想定しシミュレーションを行っており、焼失棟数については、全く消火活動が行われず自然鎮火するまでに焼失する棟数である。

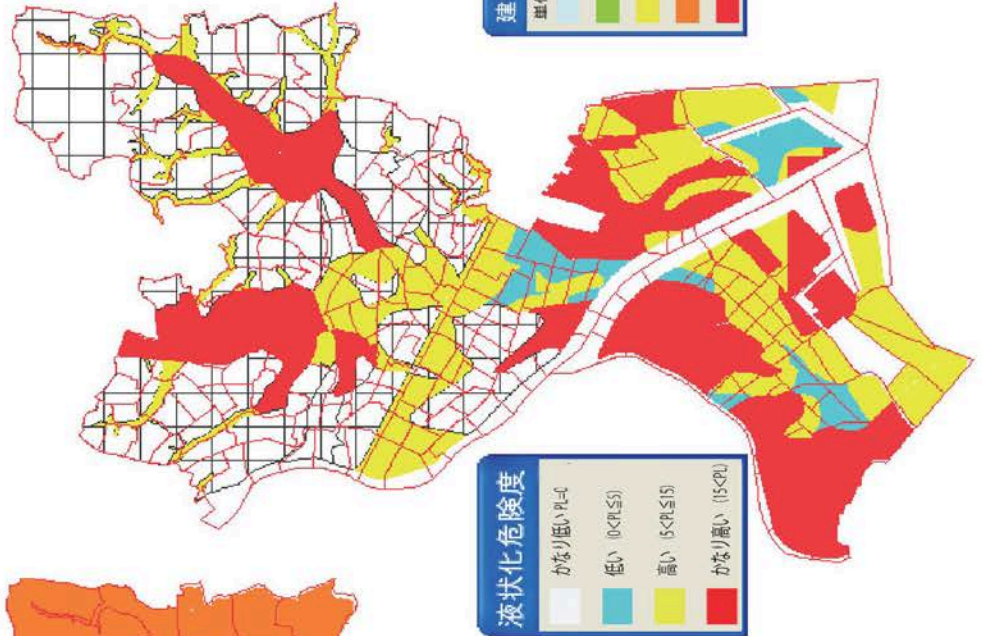
7 ライフライン被害

電柱・水道管・都市ガスの配線網及び配管網の被害分布は、いずれも東京地下鉄東西線沿線や北部の国分川や大柏川沿いの谷底低地で大きな被害が想定される。これは液状化発生の危険性がある地域と概ね一致している。

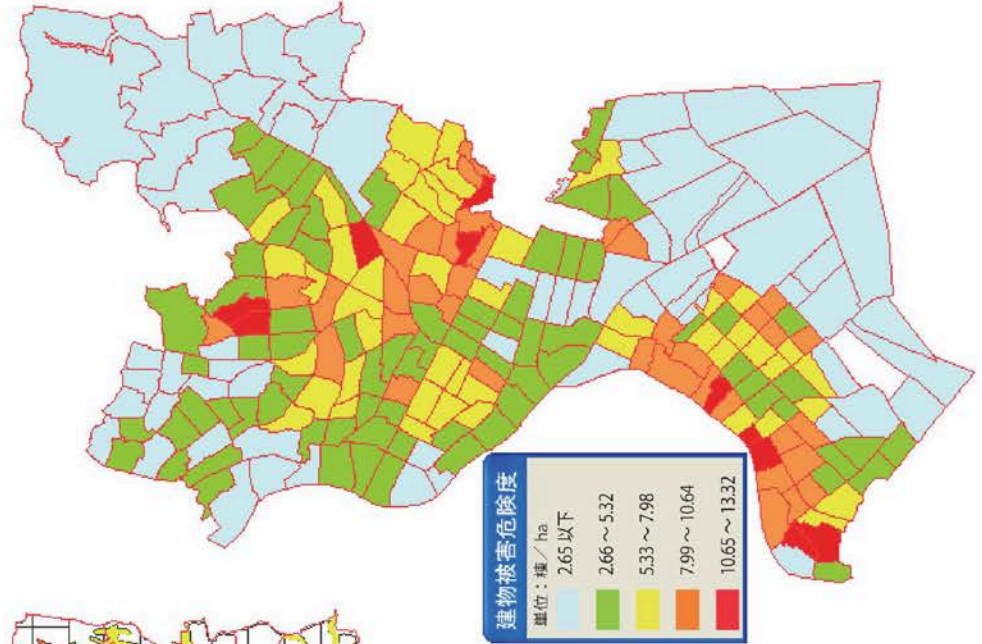
震度分布



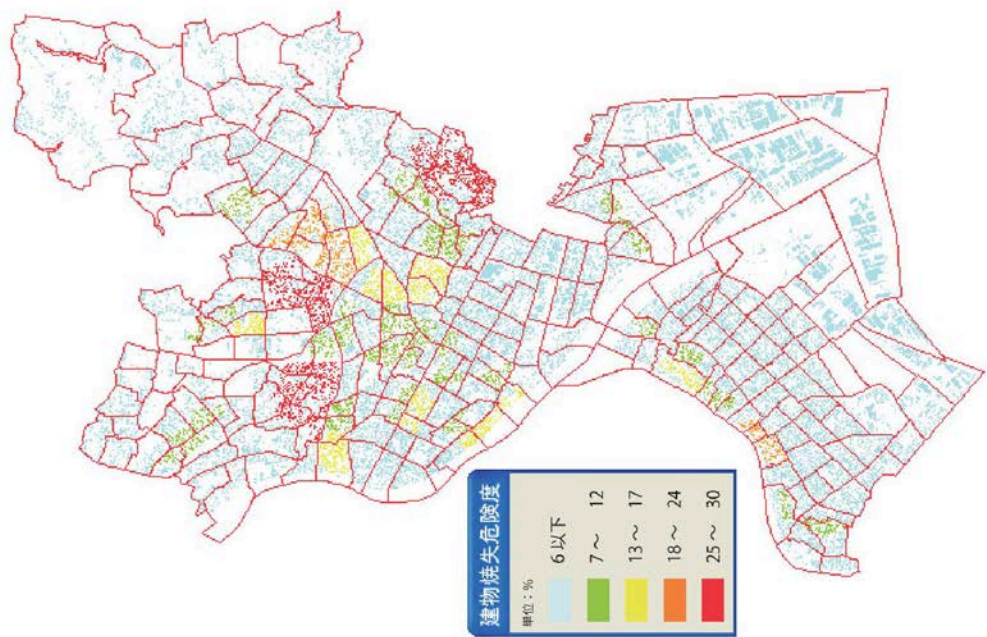
液状化危険度



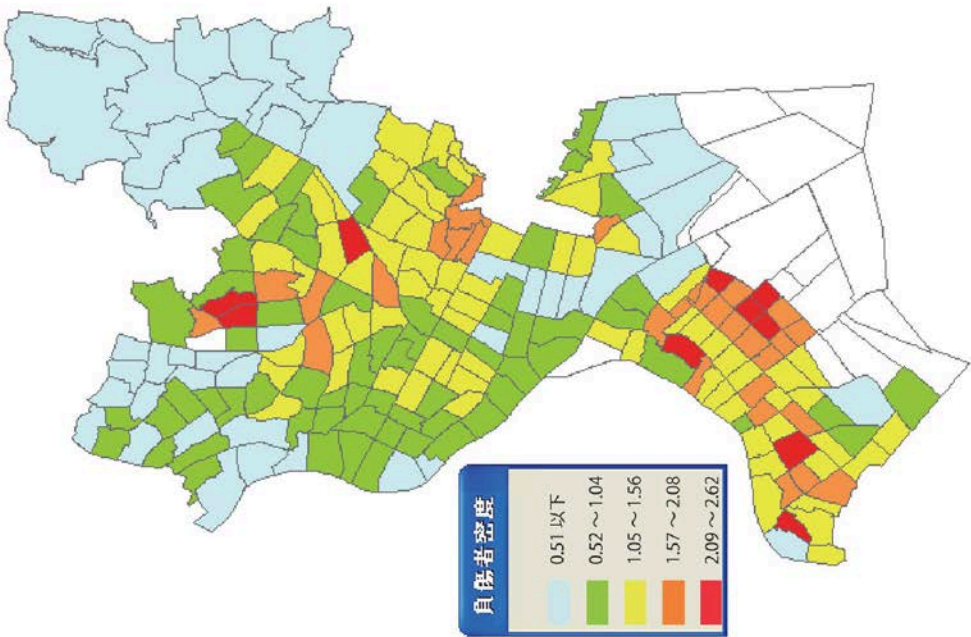
建物被害危険度



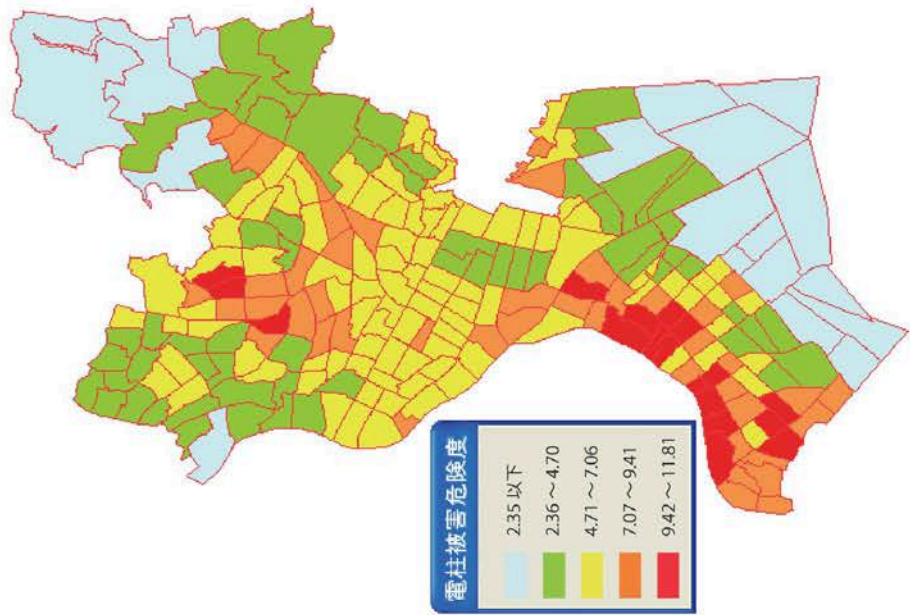
建物焼失危険度



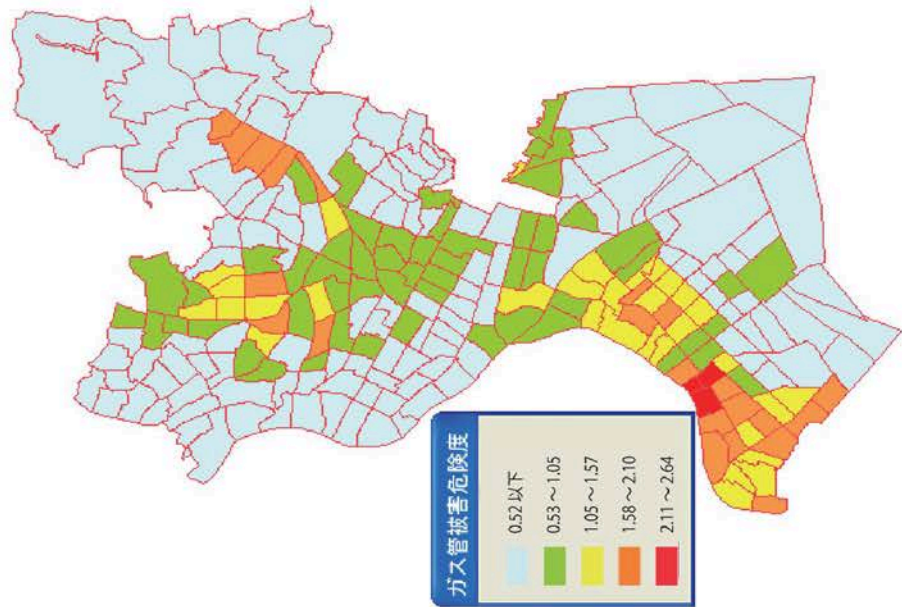
負傷者密度



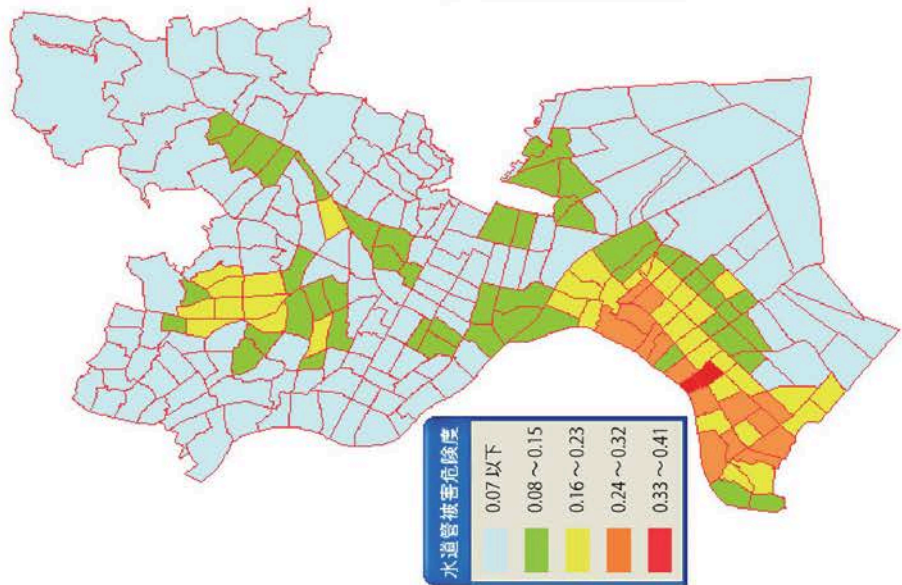
電柱被害危険度



ガス管被害危険度



水道管被害危険度



自治会地区連合区域別想定結果一覧表（東京湾北部地震タイプ）

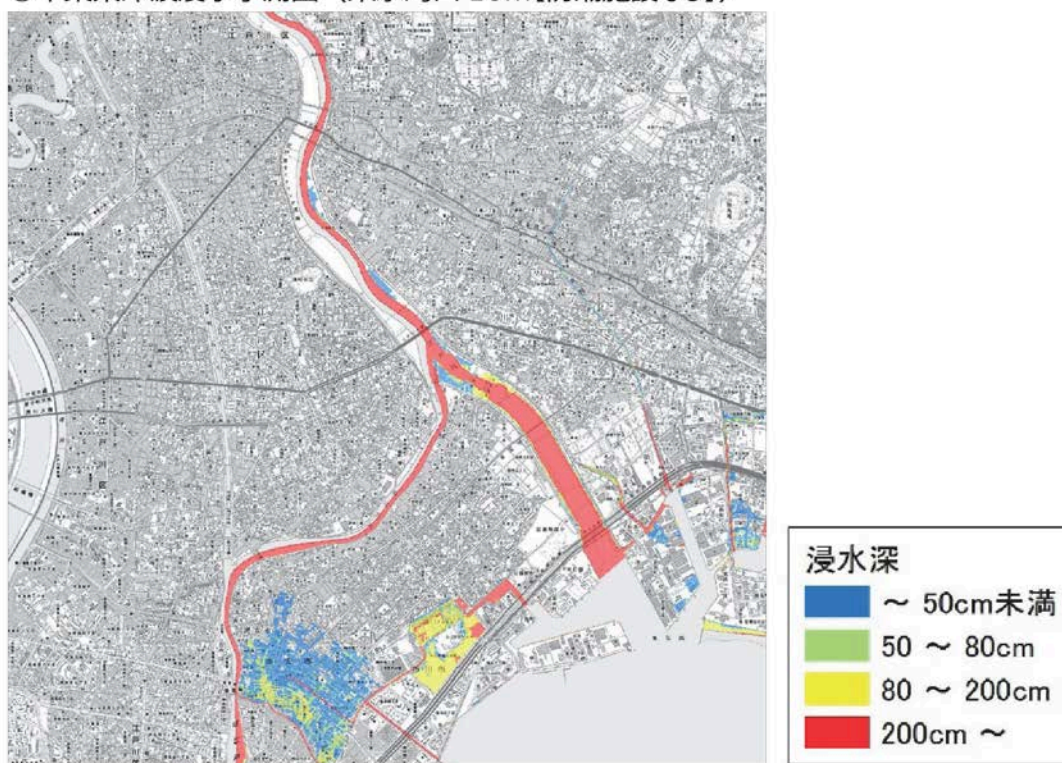
地区連合別	震度	地震 液状化	建物被害					火災による被害							人的被害		避難者数	水道管被害状況		ガス管被害状況		電柱被害状況	
			全壊棟数	半壊棟数	被害棟数	被害率 (%)	被害密度 (棟／ ha)	出火件数 (期待 値)	出火密度 (件／ ha)	区域内建 物棟数	建物焼失 棟数	建物焼失 率	建物焼失 密度	死者数	負傷者数	排水管延 長 (km)		排水管 被害件数	ガス導管 延長 (km)	ガス導管 被害件数	電柱 設置本数	電柱 被害件数	
1 市川第一地区	6－	B	59	467	526	12.4	3.5	0.6	0.004	4,233	199	4.7	1.3	5	94	1,458	29.92	4	35.51	0	984	6	
2 市川第二地区	6±	A	283	1,748	2,031	15.8	4.9	2	0.005	12,829	693	5.4	1.7	23	361	4,540	95.54	24	97.95	2	3,344	22	
3 国府台地区	6－	C	48	346	394	14.3	2.2	0.2	0.001	2,756	53	1.9	0.3	4	67	444	28.87	4	28.37	0	993	5	
4 真間地区	6－	C	40	246	286	15.4	5.3	0.2	0.004	1,857	269	14.5	4.9	3	50	834	13.19	3	14.1	0	438	3	
5 国分地区	6－	A	193	1,104	1,297	15	2.8	0.9	0.002	8,659	358	4.1	0.8	16	249	2,041	79.72	32	86.42	3	3,017	23	
6 菅野・須和田地区	6±	A	250	1,235	1,485	19.6	6.3	0.9	0.004	7,575	781	10.3	3.3	22	286	3,109	68.06	21	66.35	2	2,064	15	
7 曾谷地区	6－	B	181	966	1,147	19.8	7	0.9	0.006	5,790	602	10.4	3.7	15	224	2,181	40.51	16	36.64	1	1,335	11	
8 宮久保・下貝塚地区	6±	B	138	857	995	17.1	6	0.6	0.004	5,807	907	15.6	5.5	12	198	2,857	43.31	11	42.87	1	1,464	10	
9 八幡地区	6±	B	267	1,141	1,408	21	7.4	1	0.005	6,718	336	5	1.8	21	256	2,824	56.62	17	56.87	1	1,775	12	
10 市川東部地区	6±	B	425	2,173	2,598	19.8	5.4	1.4	0.003	13,119	1,134	8.6	2.3	36	491	5,358	107.54	25	116.35	2	3,795	24	
11 大柏地区	6－	B	201	1,290	1,491	13.4	1.4	1.2	0.001	11,102	148	1.3	0.1	19	302	2,283	115.66	24	105.9	3	4,057	28	
12 信篤・二俣地区	6±	A	279	960	1,239	25.2	2.4	0.9	0.002	4,909	77	1.6	0.2	29	258	3,043	55.32	29	35.4	2	2,158	21	
13 行徳地区	6±	A	494	1,742	2,236	26.8	6	1.3	0.004	8,344	233	2.8	0.6	55	521	6,236	93.07	62	76.26	4	2,307	24	
14 南行徳地区	6±	A	708	2,671	3,379	25.8	6	2.1	0.004	13,109	316	2.4	0.6	72	716	9,981	129.81	95	119.52	7	3,761	37	
15 臨海部	6±	A	111	250	360	25.8	0.4	0.3	0	1,398	2	0.1	0	0	0	3	25.73	11	42.62	1	1,131	9	
市川市全域	6±	B	3,678	17,196	20,874	19.29	3.5	14.5	0.002	108,221	6,108	5.6	1	331	4,072	47,191	982.88	379	961.14	29	32,624	250	

第3 千葉県による津波被害等の想定

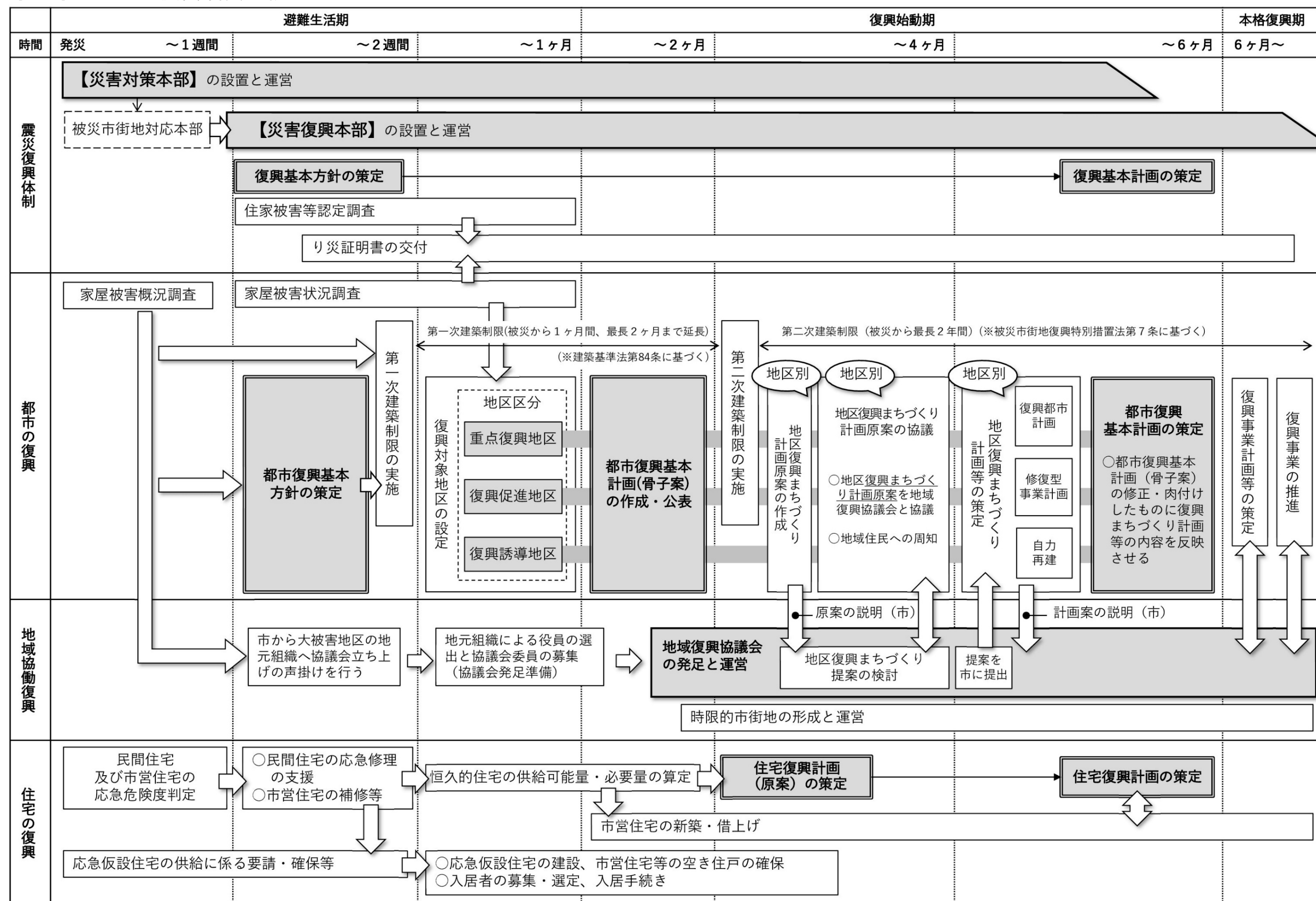
千葉県では、平成23年度に津波シミュレーションを実施し、その結果を「津波浸水予想図」として作成・発表している。本市において想定されている4ケースのうち、被害が最大となるのは「東京湾口10m【防潮施設なし】」のケースで、最大津波高は2.5m、高谷新町や新井等の箇所で河川からの越流による浸水が想定されている。

なお、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成30年11月に千葉県が公表した想定最大規模の津波浸水想定図は、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したもの、そして、発生頻度が極めて低いものであることから、「なんとしても人命を守る」という観点での長期的な津波防災地域づくりの参考とする。

○千葉県津波浸水予測図（東京湾口10m【防潮施設なし】）



市川市における震災復興業務の流れ



第 1 章 復興体制の構築

第 1 章 復興体制の構築

第 1 節 災害復興本部の設置	1-1
1 災害復興本部の設置	1-2
2 災害復興本部の運営	1-6
3 継続的な執行体制の確保	1-8
4 受援体制・広域連携体制の検討	1-10
第 2 節 被害状況及び復旧・復興状況の把握	1-13
1 家屋・住家の被害状況の把握	1-14
(1)家屋・住家の応急危険度判定	1-14
(2)家屋・住家の被害状況の把握	1-16
(3)被災宅地の危険度判定	1-18
2 公共施設等の被害状況把握等	1-20
3 住民の被害・被災後の生活状況の把握	1-24
4 まちの復旧・復興状況の把握	1-30
第 3 節 り災証明書の交付	1-33
1 り災証明書の交付	1-33
2 被災者台帳の作成	1-38
第 4 節 復興基本方針及び復興基本計画の策定	1-41
1 復興基本方針及び復興基本計画の策定	1-42
第 5 節 用地の確保・調整	1-47
1 用地の確保・調整	1-48
第 6 節 がれき等の処理	1-51
1 がれき等の処理	1-52
第 7 節 広報・相談体制	1-55
1 復興関係広報の実施	1-56
2 相談窓口の設置	1-58

第 1 節

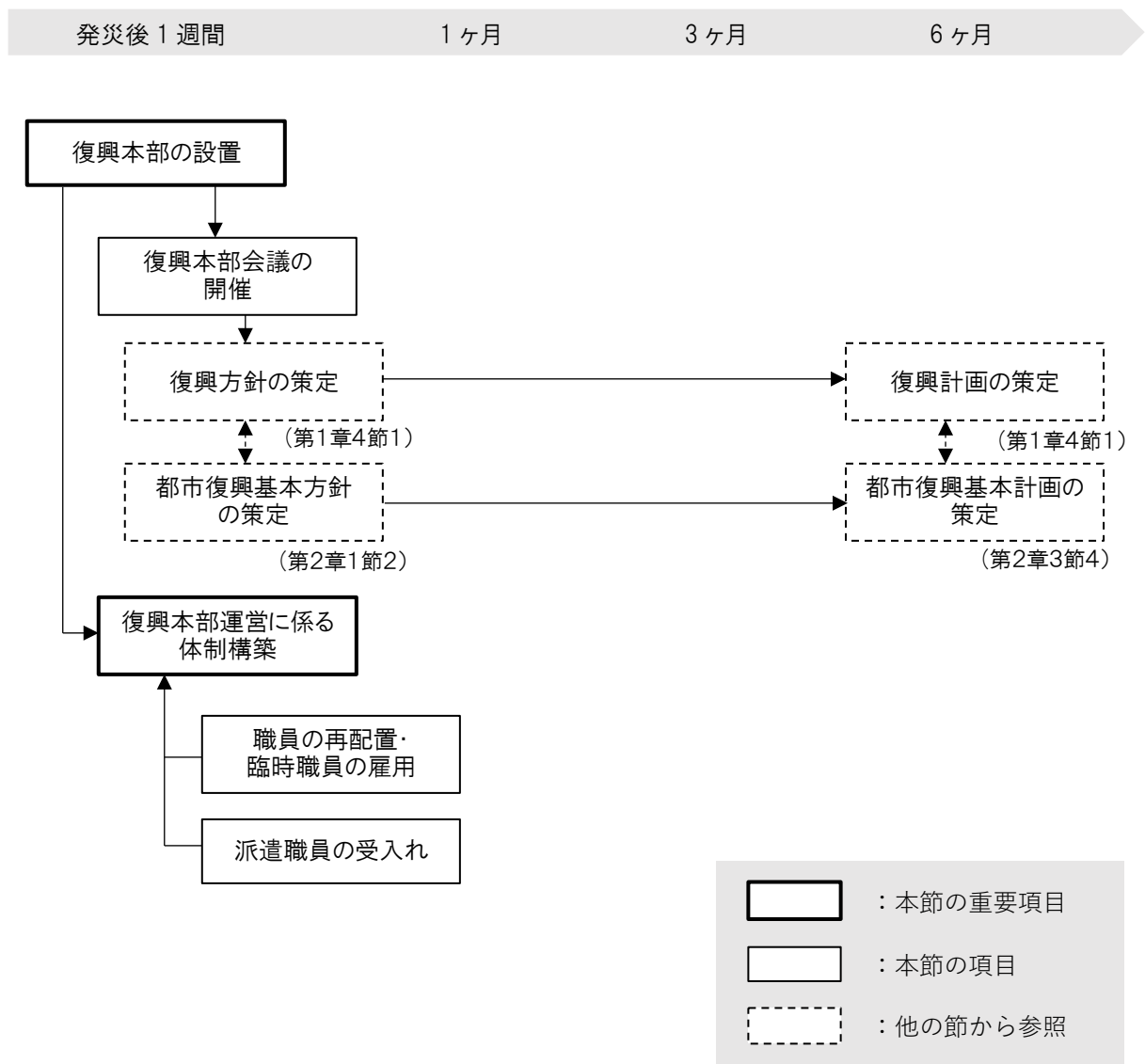
災害復興本部の設置

市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び市民生活の再建等を支援する復興業務を総合的かつ計画的に実施するため、臨時的組織として災害復興本部(以下、「復興本部」という。)を設置。

復興本部会議での主な決定事項は復興基本方針(以下、「復興方針」という。)及び復興基本計画(以下、「復興計画」という。)の策定である。

復興本部運営に係る体制構築として、職員の再配置、臨時職員の雇用を行うほか、必要に応じて派遣職員の受け入れを行う。

■本節に関わる業務の関連フロー

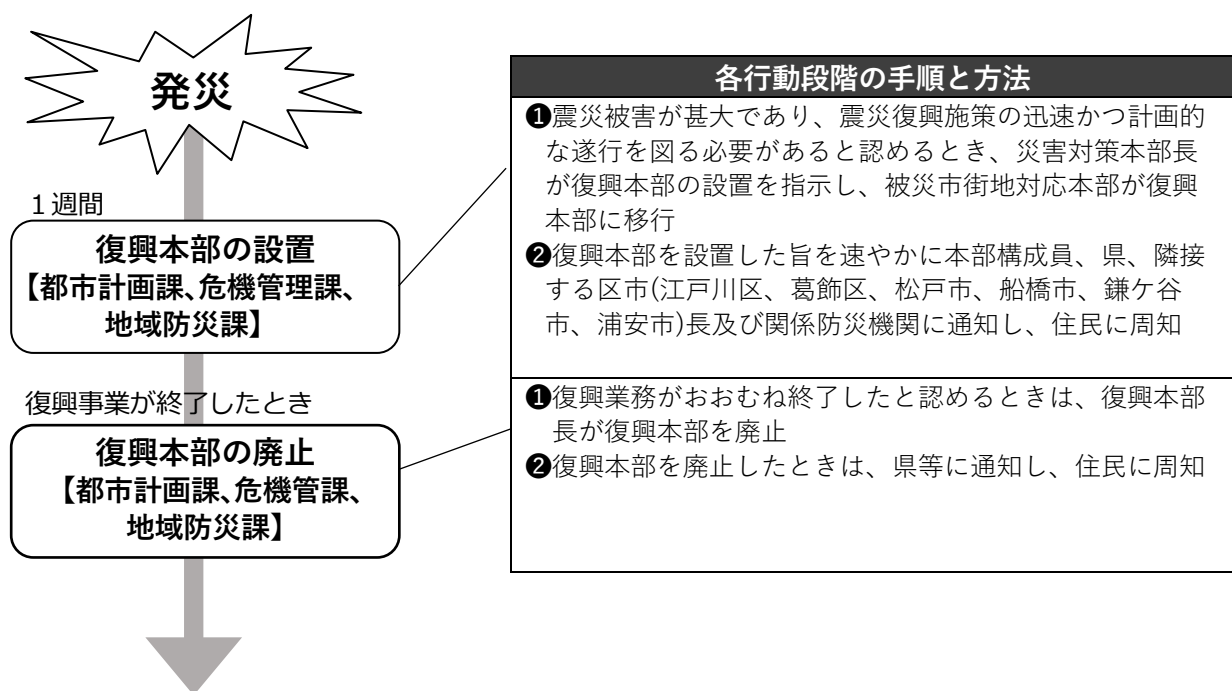


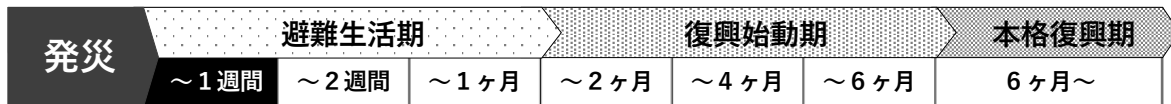
復興体制		第 1 節 災害復興本部の設置	
1 節 1		災害復興本部の設置	
主管課	都市計画課	関係部課	危機管理課、地域防災課

《行動のあらまし》

- 市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び市民生活の再建等を支援する復興業務を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として復興本部を設置する。
- 復興本部は、復興業務を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施していくための組織体制であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施するために設置する災害対策本部とは、その目的と機能を異にするものである。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 事前に「災害復興本部の設置に関する要綱(案)」(P1-4 参照)を作成する。 ◆ 復興本部設置基準を決定する。 ◆ 復興本部会議の設置及び決定事項並びに招集と付議手順等を決定する。
留意事項	
検討課題	◆ 復興本部の体制を整理する。

この頁で必要な物品

- | | |
|--|--------------------------|
| ☐ 地域防災計画 | ☐ |
| ☐ 住宅地図 | ☐ |
| ☐ 被害概況調査データ(図面) | ☐ |
| ☐ | ☐ |

第 1 章 復興体制の構築

災害復興本部の設置に関する要綱(案)

市川市災害復興本部設置要綱(案)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が震災に伴う復興事業(以下「復興事業」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るため、災害復興本部(以下「本部」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第 2 条 市長は、復興事業を実施する必要があると認めたときは、本部を設置するものとする。

2 市長は、本部を設置した後において、復興事業が終了し、又は本部を設置しておく必要がないと認めたときは、本部を廃止するものとする。

(所掌事務)

第 3 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- 二 市内の復興まちづくりに関すること。
- 三 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- 四 産業の再生・振興に関すること。
- 五 その他、被災地域及び周辺地域の復興に係る重要事項に関すること。

(本部の組織)

第 4 条 本部は、本部長、副本部長、本部構成員をもって組織する。

2 本部長は市長の職にある者、副本部長は副市長の職にある者をもって充てる。

3 本部構成員は市川市災害対策本部条例第 3 条第 1 項に定める被災市街地対応本部に属する職員を充て、前条第 1 項第 1 号、第 2 号、及び第 5 号の事務を担うものとする。

4 前条第 1 項第 3 号及び第 4 号に定める事務は、市川市災害対策本部条例第 3 条第 1 項に定める被災生活支援本部に属する職員が担うものとし、本部は当該本部と連携を図りながら所掌事務間の相互調整を行うものとする。

(本部長等の職務)

第 5 条 本部長は、本部の所掌事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 本部構成員は、第 3 条に掲げる本部の所掌事務を処理するものとする。

(事務局の組織)

第 7 条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織する。

3 事務局の事務局長は街づくり部長、事務局次長は街づくり部次長の職にあるものをもって充て、事務局員は街づくり部に属する職員のうちから事務局長が命ずる者をもって充てる。

(事務局長等の職務)

第 8 条 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 事務局の庶務は、事務局員において処理する。

(本部会議)

第 9 条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 会議は、本部長が必要と認めた職員で構成する。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

復興体制

1 節 2

災害復興本部の運営

第 1 節 災害復興本部の設置

主管課

都市計画課

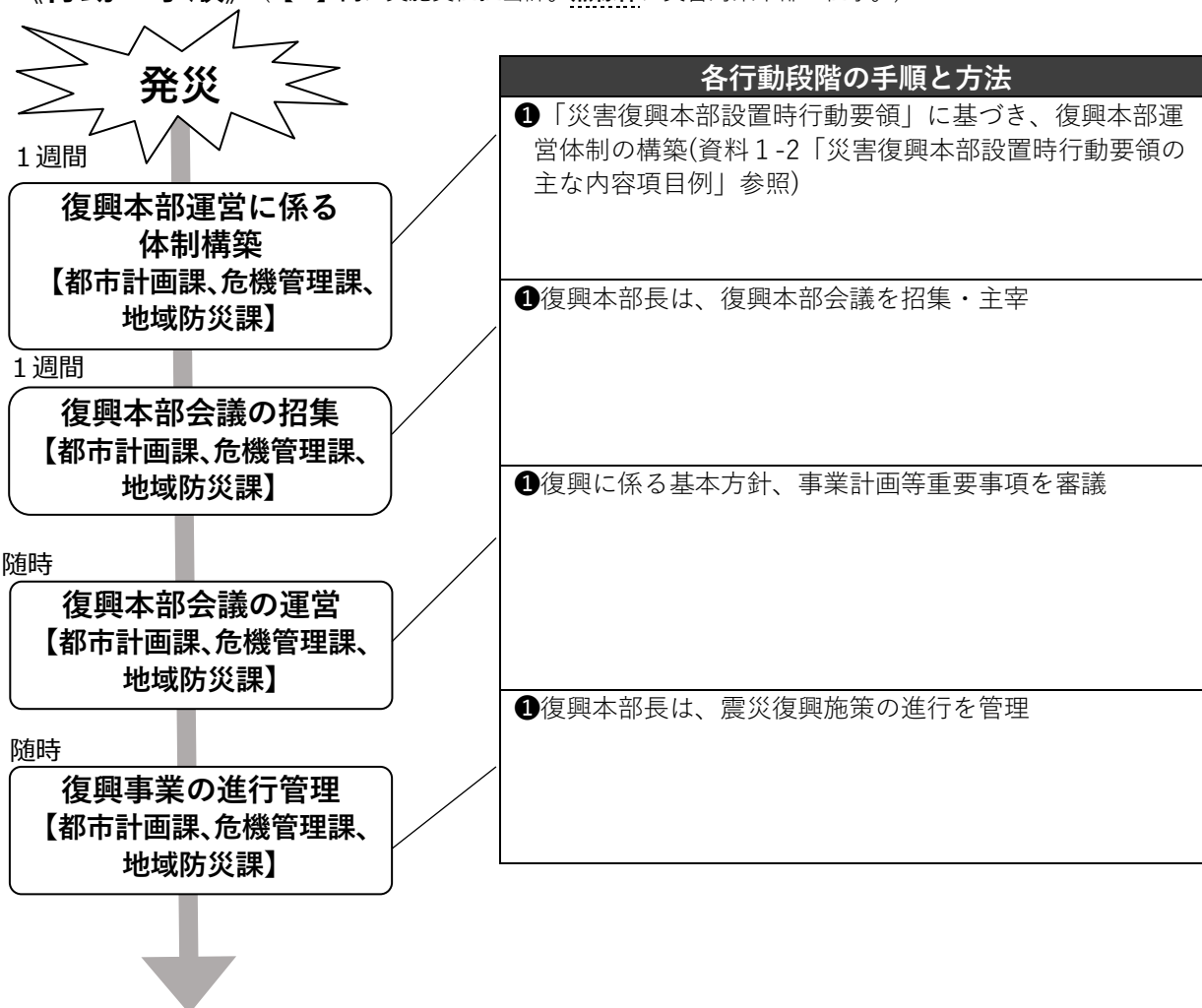
関係部課

危機管理課、地域防災課

《行動のあらまし》

- 復興に係る市川市の政策決定については、復興本部が招集する復興本部会議で決定する。
- 震災復興に関する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、徐々に進行していくものであるため、復興本部は災害対策本部と緊密に連携、連絡しながら復興業務を推進しなければならない。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 復興本部の設置・運営等を定める「災害復興本部設置時行動要領」の作成(「災害復興本部の設置に関する要綱(案)」P1-4 参照) ◆ 復興本部の設置や運営に関する訓練を実施する。
留意事項	◆ 復興本部会議開催場所の候補:災害対策情報収集室(災害対策本部) ◆ 各部の勤務場所は、原則として通常の執務室とする。 ◆ 災害対策本部の構成員と一部重複しているので、災害対策本部関係会議開催後、続けて、復興本部関係会議を開催する等、効率的な会議運営に努める。
検討課題	

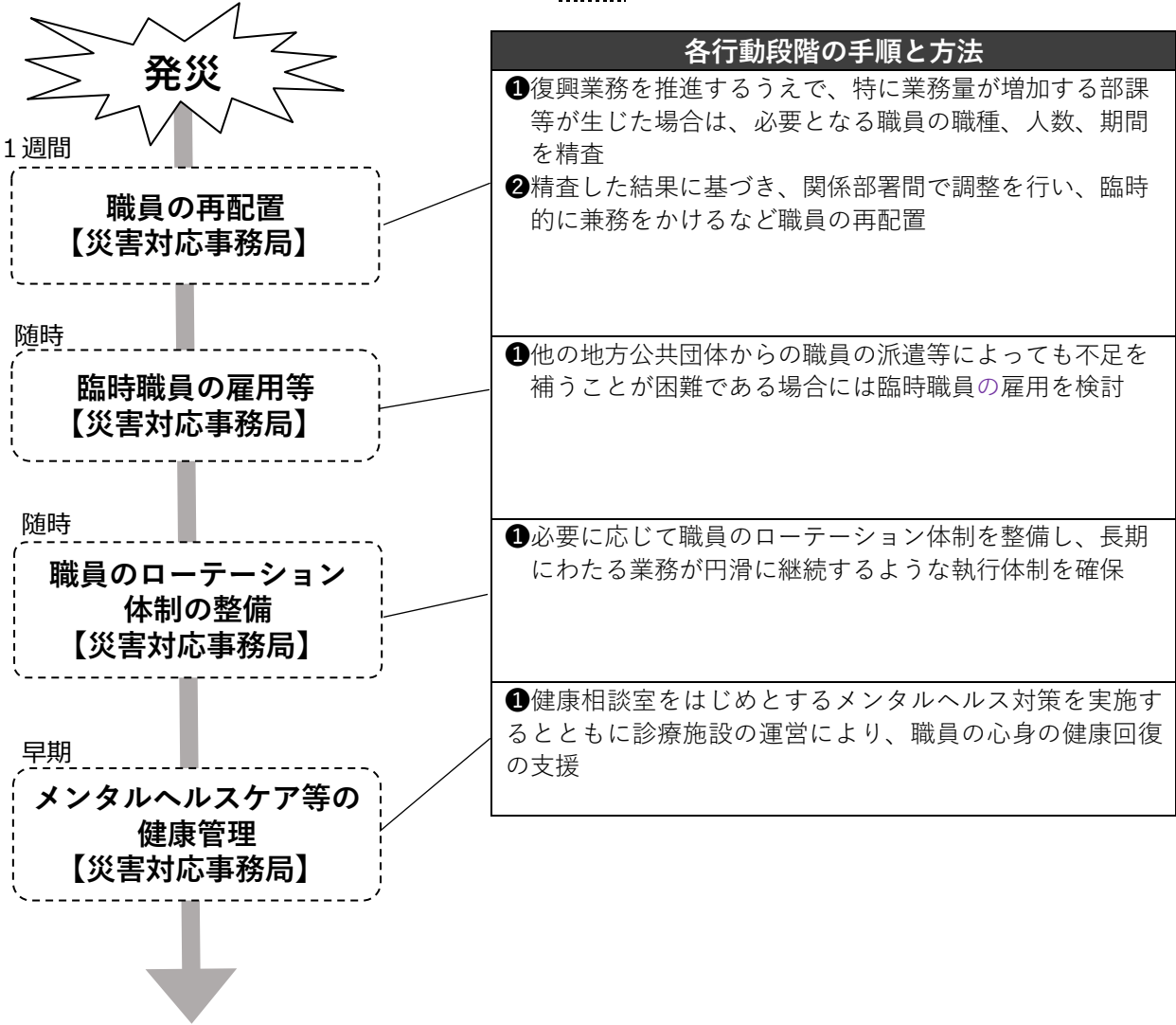
この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

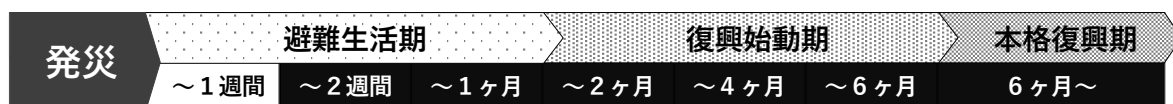
復興体制		第 1 節 災害復興本部の設置	
1 節 3		継続的な執行体制の確保	
主管課	災害対応事務局	関係部課	

《行動のあらし》

- 復興業務の実施には、通常業務に加えて膨大な事務が相当長期間にわたって発生するため、事務量が大幅に増加する部署等に弾力的かつ集中的に職員を配置するなどして対処する。
- さらに職員が不足する場合には、任期付職員の採用、民間企業等の従業員の採用、OB 職員の活用等、様々な手法により臨時職員を雇用する等の措置を取り、人的資源の確保に努める。
- 復旧・復興業務が長期にわたる場合には、職員のローテーション体制の整備やメンタルヘルスクエア等、業務が円滑に継続するような執行体制を確保していく。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	
検討課題	

この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

復興体制

1 節 4

受援体制・広域連携体制の検討

主管課

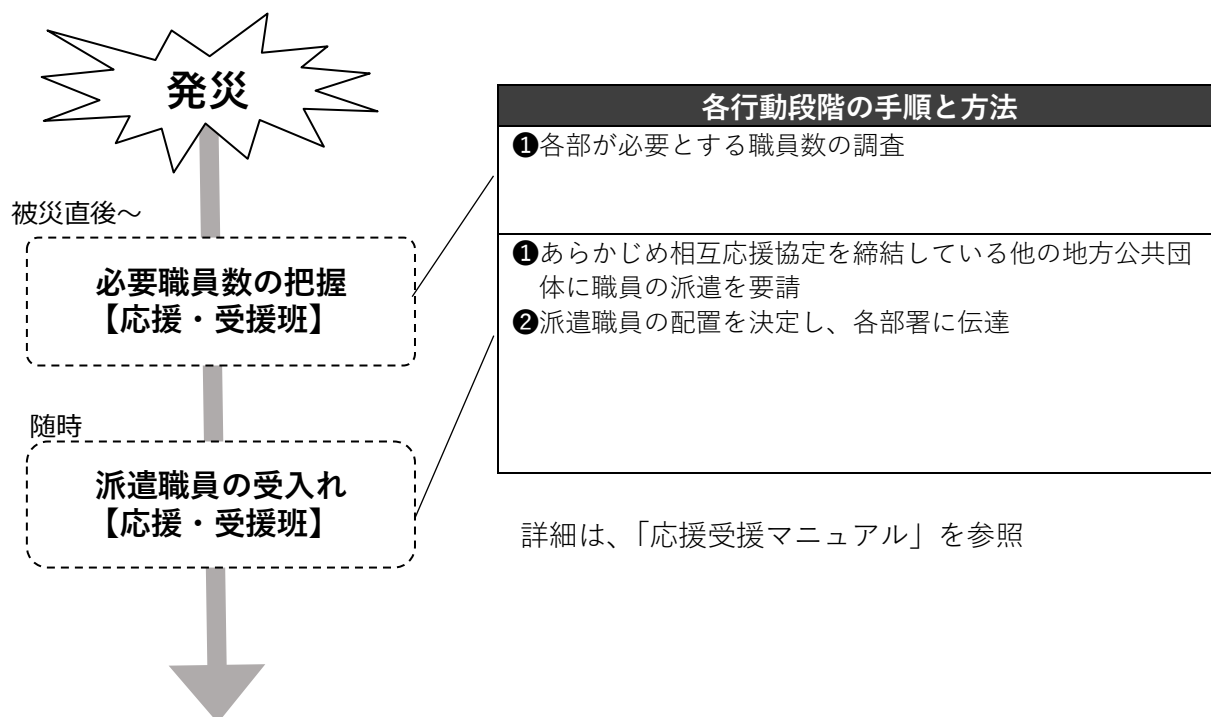
応援・受援班

関係部課

《行動のあらまし》

- 庁内で必要な人員を確保することが困難な場合には、他の区市町村、県及び国職員の派遣を要請する。
- なお、他の地方公共団体において職員が不足し、国や県を通じて職員派遣の要請があった場合は、可能な範囲で派遣に応じる。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 他の地方公共団体との、相互応援協定を締結する。
留意事項	
検討課題	◆ 派遣職員等の受け入れ体制を検討する。(資料1-3～6参照) ◆ 災害の規模に応じて、各復興業務における必要人員を事前にある程度想定しておく。また、建築職などの専門職員が必要な業務については、特に人員確保を想定する。

この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

第2節

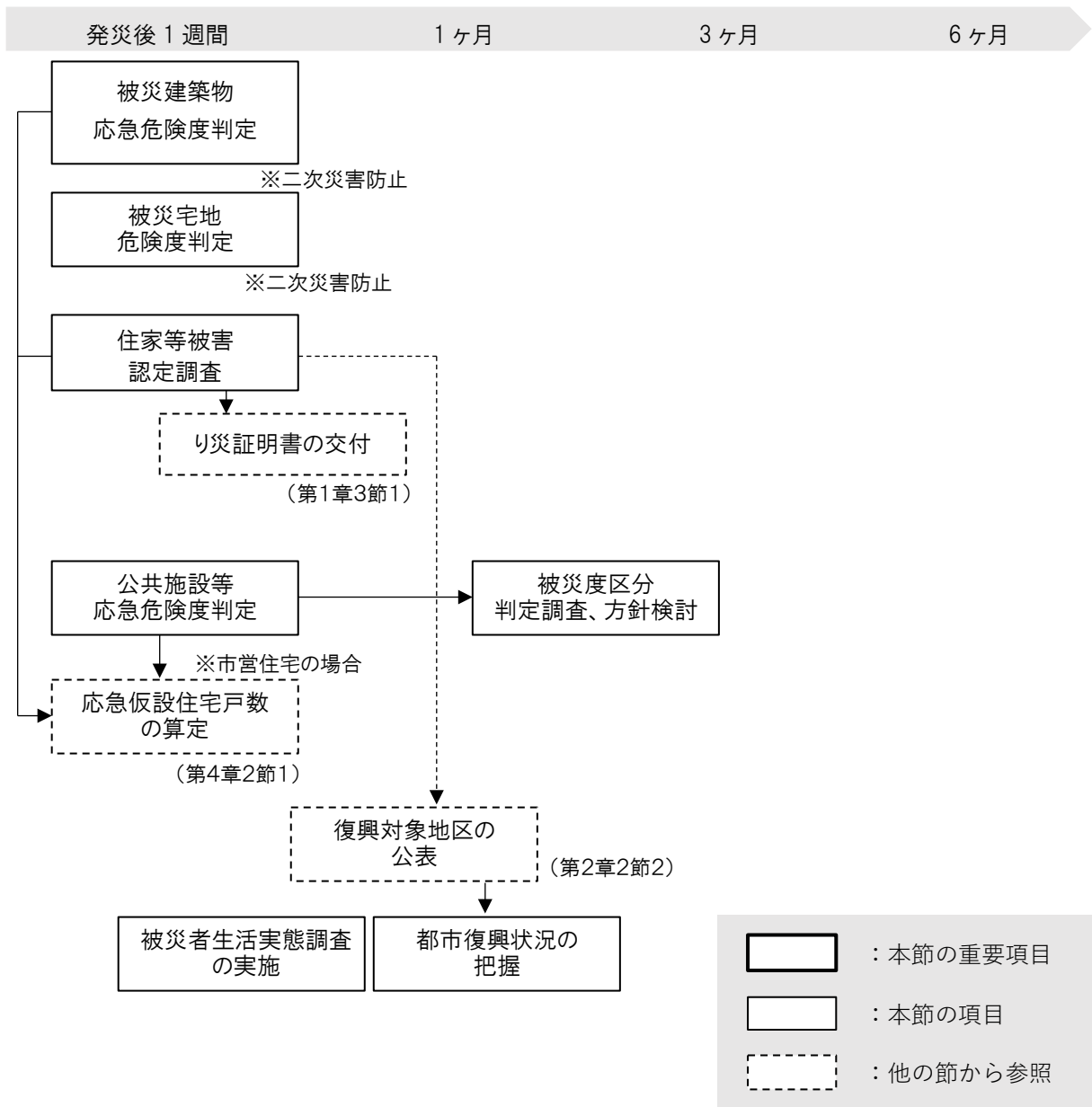
被害状況及び復旧・復興状況の把握

余震に伴う二次災害を防止するため、家屋・住家の応急危険度判定と被災宅地危険度判定を実施する。その後、応急危険度判定の調査結果等を参考として住家被害認定調査を実施し、それに基づき災証明書の交付、復興対象地区の設定を実施する。

社会公共施設等については、危険度判定の実施後、被災度区分判定調査を実施し、施設の改修、改築の方針を作成する。

被災者生活実態調査、都市復興状況の把握を実施し、復興に役立てる。

■本節に関わる業務の関連フロー

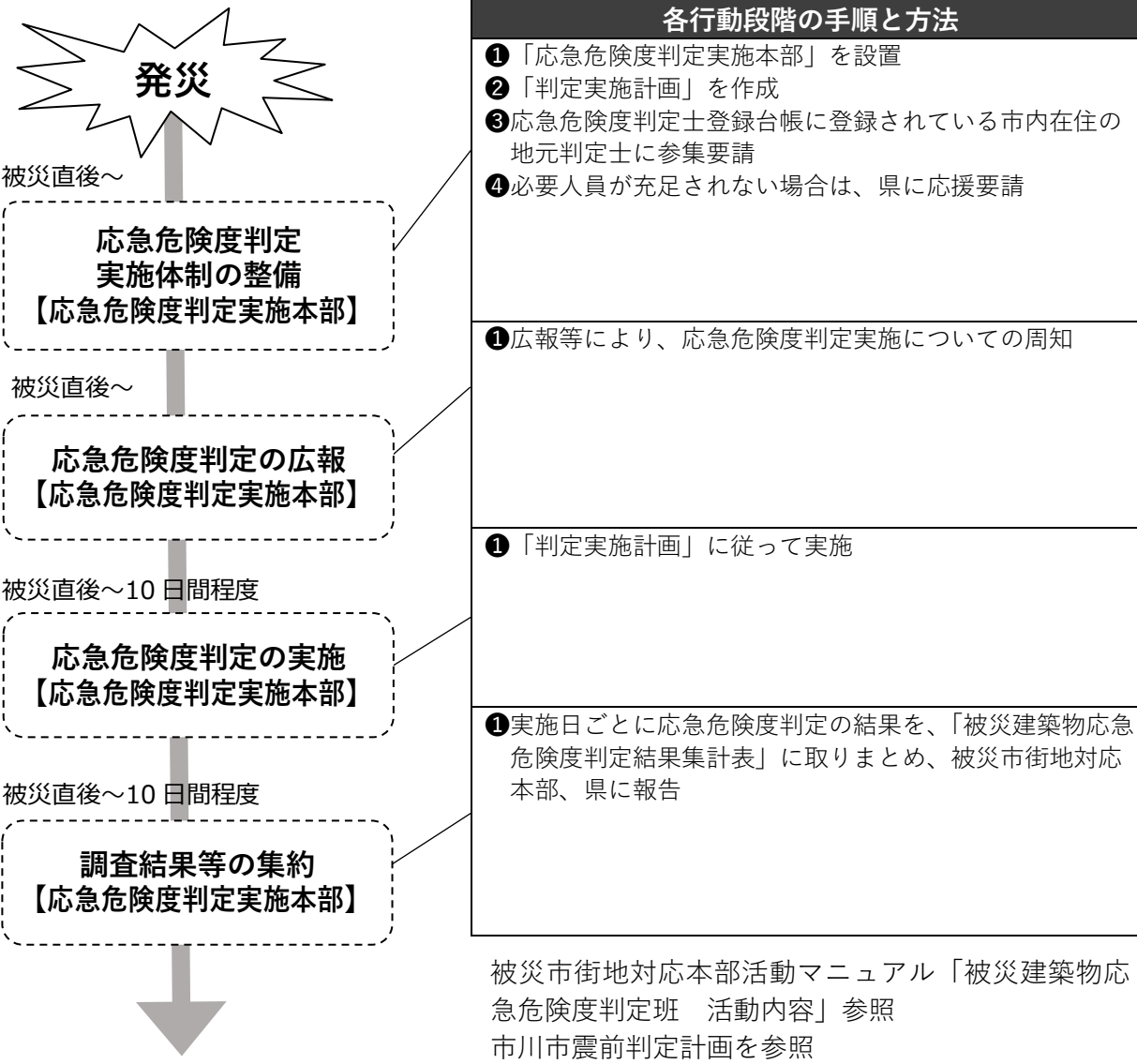


第 2 節 被害状況及び復旧・復興状況の把握			
復興体制 2 節 1		家屋・住家の被害状況の把握 (1)家屋・住家の応急危険度判定	
主管課	応急危険度判定実施本部	関係部課	被災市街地対応本部

《行動のあらまし》

- 余震等に伴う家屋・住家の倒壊や落下物・転倒物が引き起こす二次災害を防止するため、応急危険度判定を実施する。
- 応急危険度判定士は、建物を当面使用できるか調査し、「調査済」（緑色）、「要注意」（黄色）、「危険」（赤色）のステッカーを貼る。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 応急危険度判定士の名簿作成・更新、連絡体制の整備を行う。 ◆ 模擬訓練、講習会等を実施する。 ◆ 県や関係団体との連絡訓練を実施する。 ◆ 判定に必要な資機材(地図、建築物一覧、ステッカー等)を整備する。
	◆ 被災宅地の判定と同時に行うことが望ましい。 ◆ 特に注意を必要とする被災建築物等は、災害対策本部と協議の上、立入禁止ロープの設置等の適切な措置を講ずる。
	◆ 各種被害情報を共有できるようなデータベースの構築を検討する。

この頁で必要な物品

- | | |
|---|--|
| ☐ 判定資器材 | ☐ 市川市震前判定計画 |
| ☐ 判定士名簿 | ☐ 被災市街地対応本部活動マニュアル |
| ☐ 被害状況調査(地図・調査表) | ☐ 被災建築物応急危険度判定マニュアル |
| ☐ 家屋被害台帳(電子データ) | |

復興体制 2 節 1

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

家屋・住家の被害状況の把握 (2)家屋・住家の被害状況の把握

主管課	予算・調査班	関係部課	建築指導課 被災生活支援本部（生活再建支援班）
-----	--------	------	----------------------------

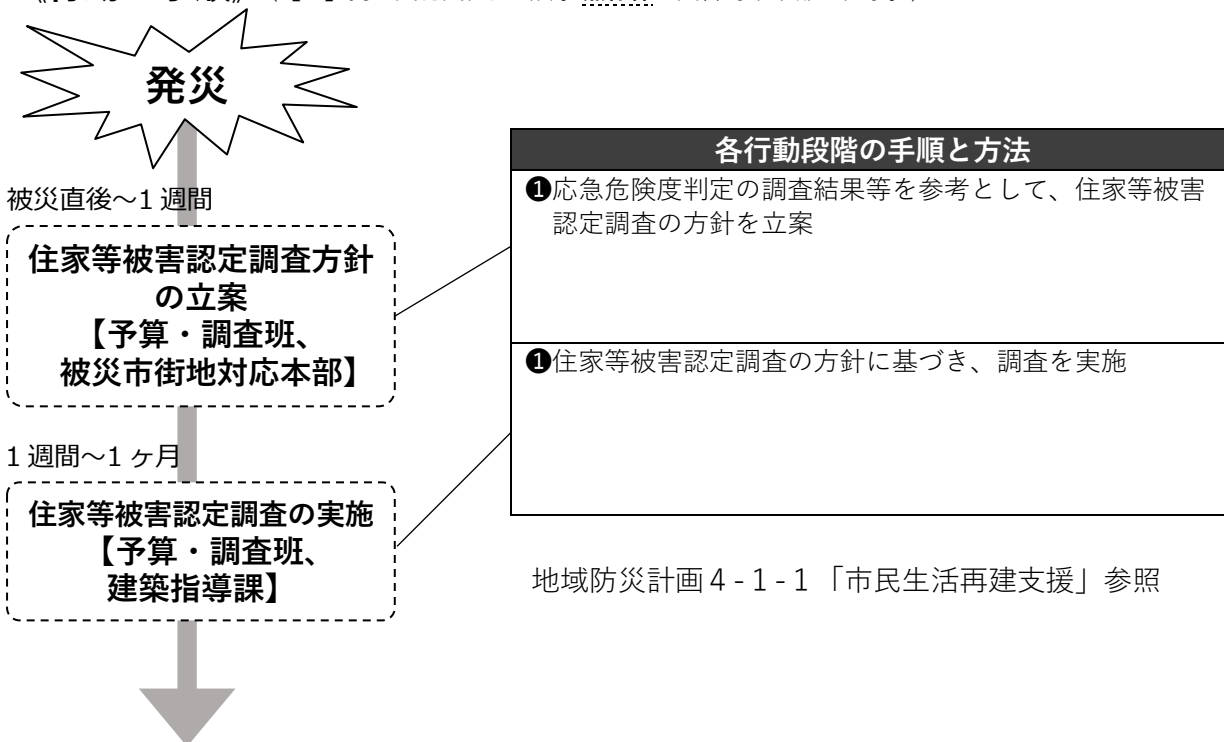
《行動のあらまし》

- 家屋・住家の被害状況の把握は、市街地復興のあり方を検討する上で必要不可欠であるとともに、がれき処理計画、応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定、被災者の生活再建支援策等の立案及び実施に当たっての重要な基礎資料となる。
- なお、被災者の生活再建のために必要となる災害証明書の交付に際しては、住家等被害認定調査により住家の損壊程度を認定する必要がある。

※住家等被害認定調査に当たっては、内閣府 HP「災害に係る住家の被害認定」を参照

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unityou.html>

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 家屋・住家の被害状況調査の実施体制を整備する。 ◆ 住家等被害認定調査の事前段階での調査計画の策定と体制の検討(調査員の人員規模の算出、被害認定調査の実務経験者の活用等)を行う。 ◆ 住家等被害認定調査の応援・受援体制に係るネットワークと体制を構築する。(他の地方公共団体や関係団体との協定の締結、手続の明確化、資機材や宿舍の確保、研修講師の養成等) ◆ 住家等被害認定調査に関する研修等を実施する。
留意事項	◆ 作業が大幅に遅れ、復興計画策定作業に影響を生じると見込まれるときは、応急危険度判定の調査票をもとに被災市街地の建物の被害状況を分析し、実働調査に代える。 ◆ 調査チームの編成は、建築知識を有する者との編成を考慮する。
検討課題	

この頁で必要な物品

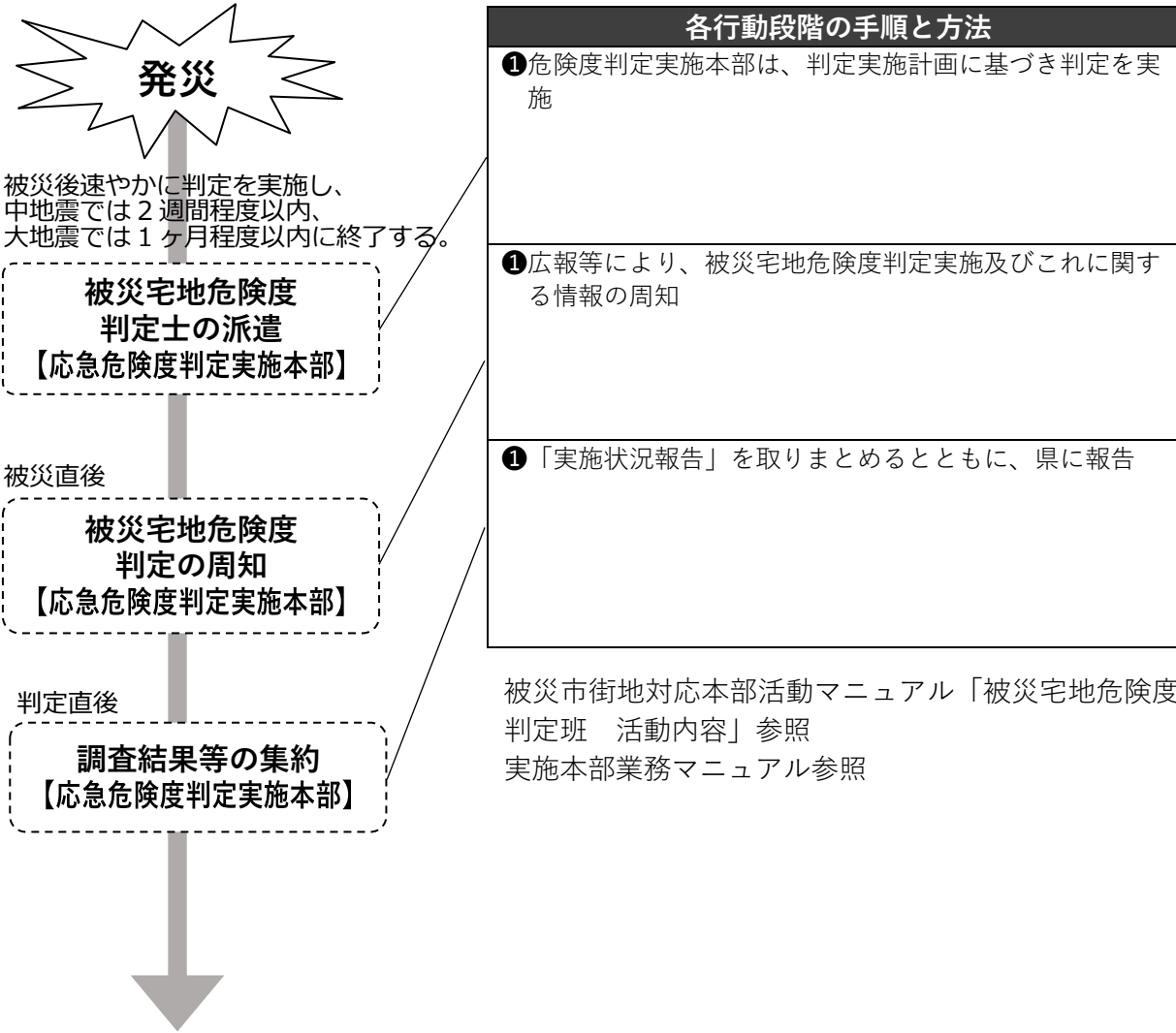
- | | |
|--|---------------------------------|
| ☐ 現地用住宅地図 | ☐ 筆記用具一式 |
| ☐ 整理用住宅地図 | ☐ 腕章 |
| ☐ 調査票 | ☐ デジカメ |
| ☐ 家屋被害台帳(電子データ) | ☐ 傾斜計 |
| ☐ 自転車 | ☐ コンベックス |
| ☐ ヘルメット | |

第 2 節 被害状況及び復旧・復興状況の把握			
復興体制 2 節 1		家屋・住家の被害状況の把握 (3)被災宅地の危険度判定	
主管課	応急危険度判定実施本部	関係部課	

《行動のあらまし》

- 地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に知らせる。
- 宅地造成等規制法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 被災宅地危険度判定士の名簿作成、連携体制の整備、研修を行う。 ◆ 被災危険度宅地判定士の集合場所、判定拠点等を事前に指定しておく。
留意事項	
検討課題	

この頁で必要な物品

- | | |
|---|--------------------------|
| ☐ 被災市街地対応本部活動マニュアル | ☐ |
| ☐ 実施本部業務マニュアル | ☐ |
| ☐ 判定資機材 | ☐ |
| ☐ | ☐ |

復興体制

2 節 2

第 2 節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

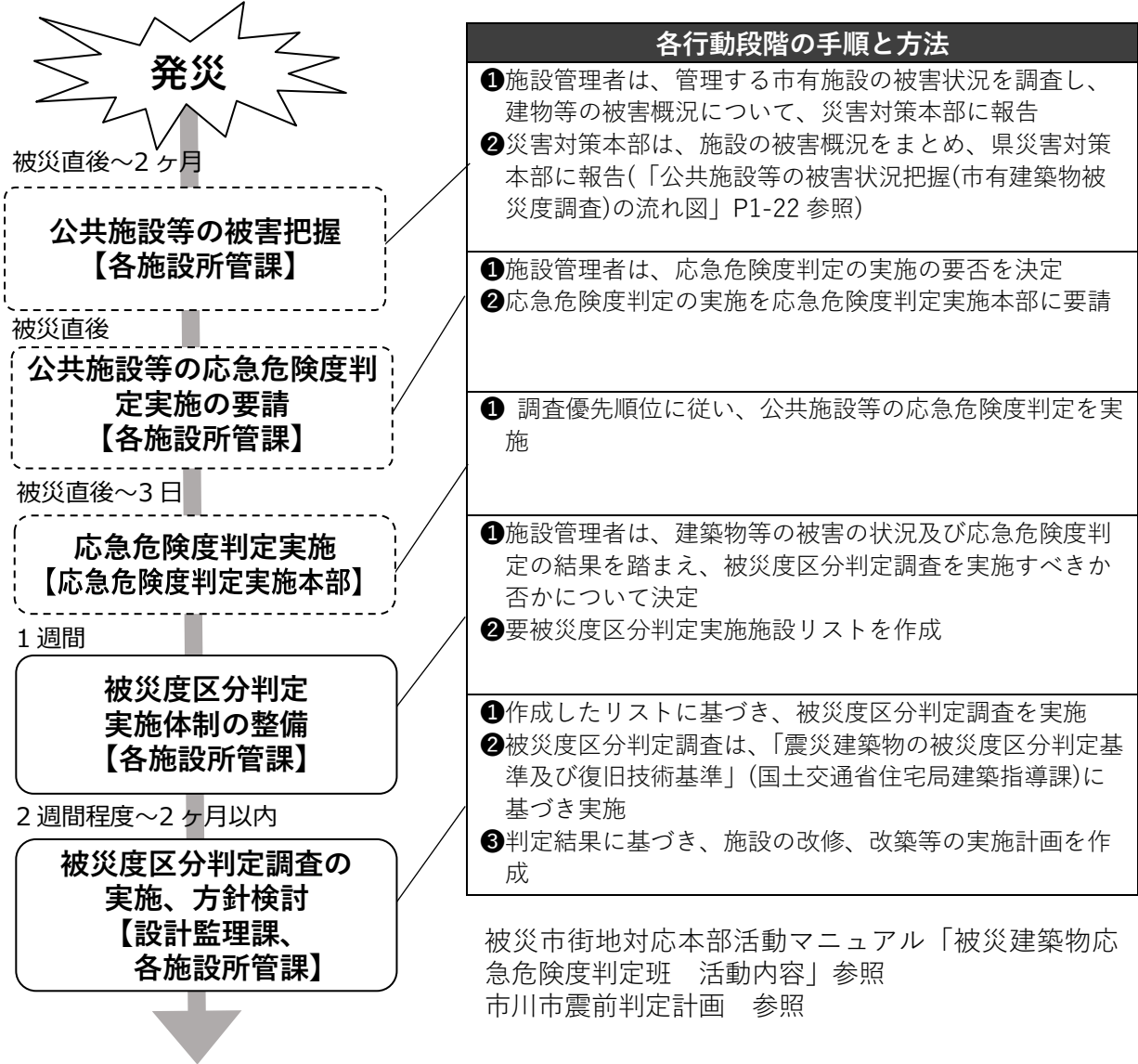
公共施設等の被害状況把握等

主管課	各施設所管課 応急危険度判定実施本部	関係部課	災害対策本部、被災市街地対応本部、設計監理課
-----	-----------------------	------	------------------------

《行動のあらまし》

- 被災後、住民が生活、利用する公共施設等については各施設所管課が応急危険度判定実施本部へ応急危険度判定の実施を要請し、判定を実施する。必要な場合は施設管理者の責任において施設の継続使用による二次災害防止の措置を講じる。
- 応急危険度判定による緊急的対応を講じた後、引き続き被災度区分判定調査を実施することにより施設・設備の損傷の程度・状況を的確に把握し、補強、補修あるいは取壊しの必要性について判断する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 公共施設等のリストを作成する。(建設年度、改修履歴、経年劣化等) ◆ 初期活動は施設管理者が判断するため、施設の棟数や必要調査人員の設定をしておく。
留意事項	◆ 被災度区分判定は、設計監理課が担当して専門技術者を派遣して行う。 ◆ 避難所等に使う施設については優先して調査、判定、応急復旧を行う。 ◆ 初期活動は施設管理者が判断するため、施設の棟数や必要調査人員の設定をしておく。
検討課題	

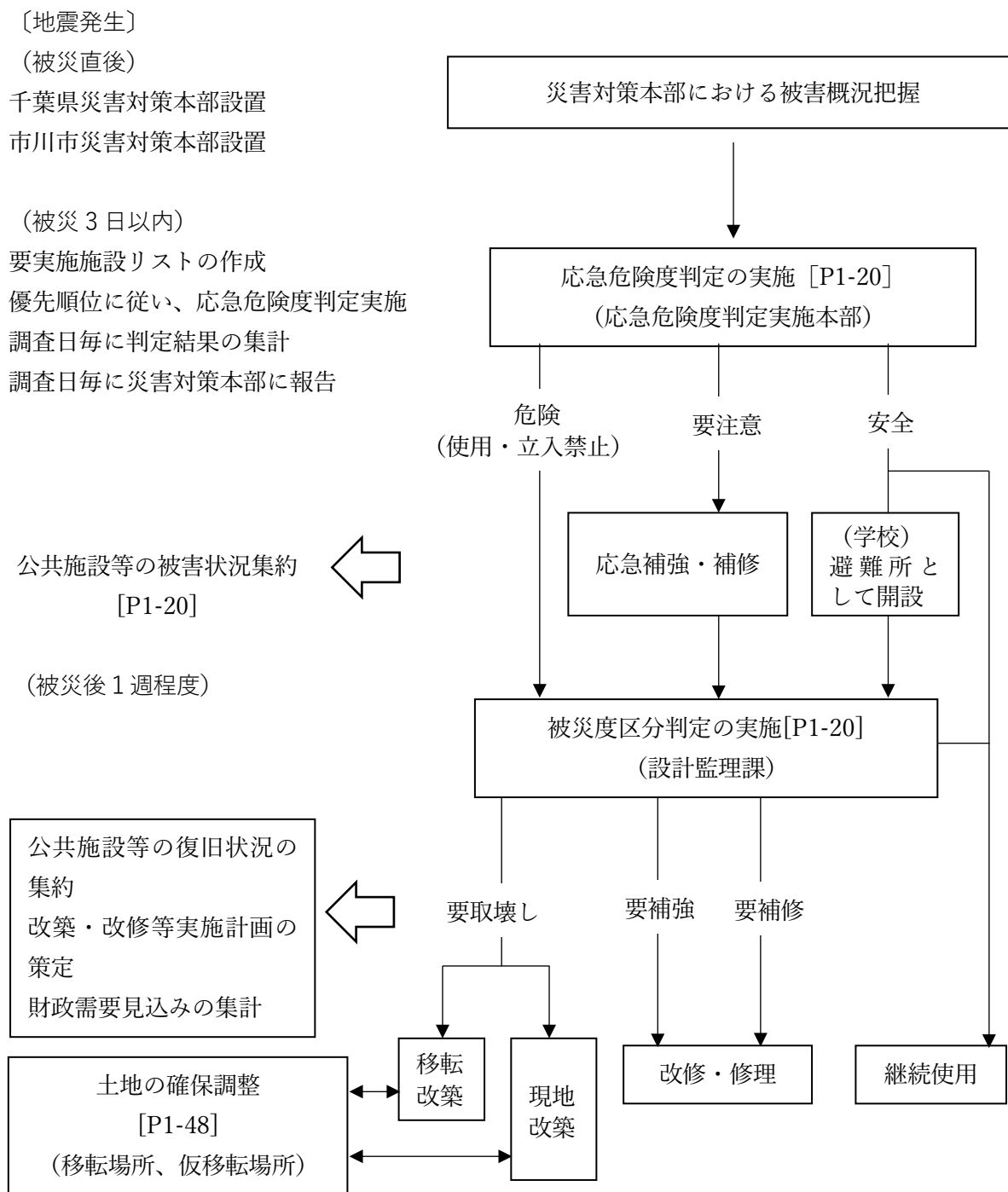
この頁で必要な物品

- | | |
|---|--------------------------|
| ☐ 被災市街地対応本部活動マニュアル | ☐ |
| ☐ 市川市震前判定計画 | ☐ |
| ☐ | ☐ |
| ☐ | ☐ |

第 1 章 復興体制の構築

公共施設等の被害状況把握（市有建築物被災度調査）の流れ図

公共施設等の被害状況把握(市有建築物被災度調査)の流れ図

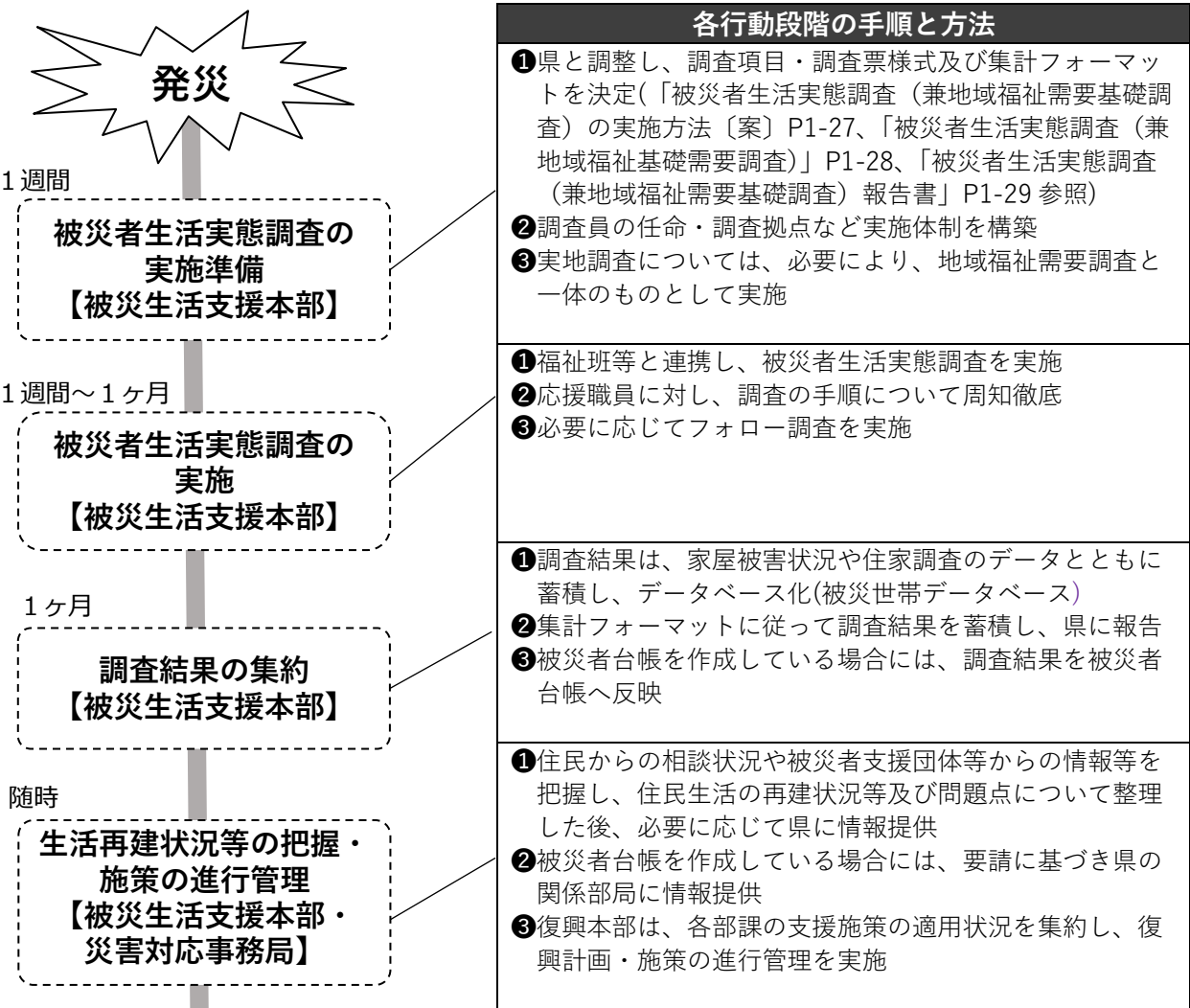


第 2 節 被害状況及び復旧・復興状況の把握			
復興体制		住民の被害・被災後の生活状況の把握	
2 節 3			
主管課	被災生活支援本部（生活再建支援班）	関係部課	被災生活支援本部（市民要望受付班、福祉班）、災害対応事務局

《行動のあらまし》

- 住民の被災前後の生活状況及び今後の意向等を把握するため、避難所滞在者、自宅残留者、市外への避難・流出者等の全被災者(世帯)を対象とした被災者生活実態調査(被災者センサス)を実施する。
- この調査結果は応急仮設住宅の必要戸数算定等にも使うため、必要に応じてフォロー調査を行い、生活再建状況等を把握する。
- なお、調査担当者は、調査項目以外であっても特に気づいたことがあれば、これを関係各方面に連絡し、必要な措置をとるように努める。(資料 1-9「建物、宅地等に関する調査概要」参照)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



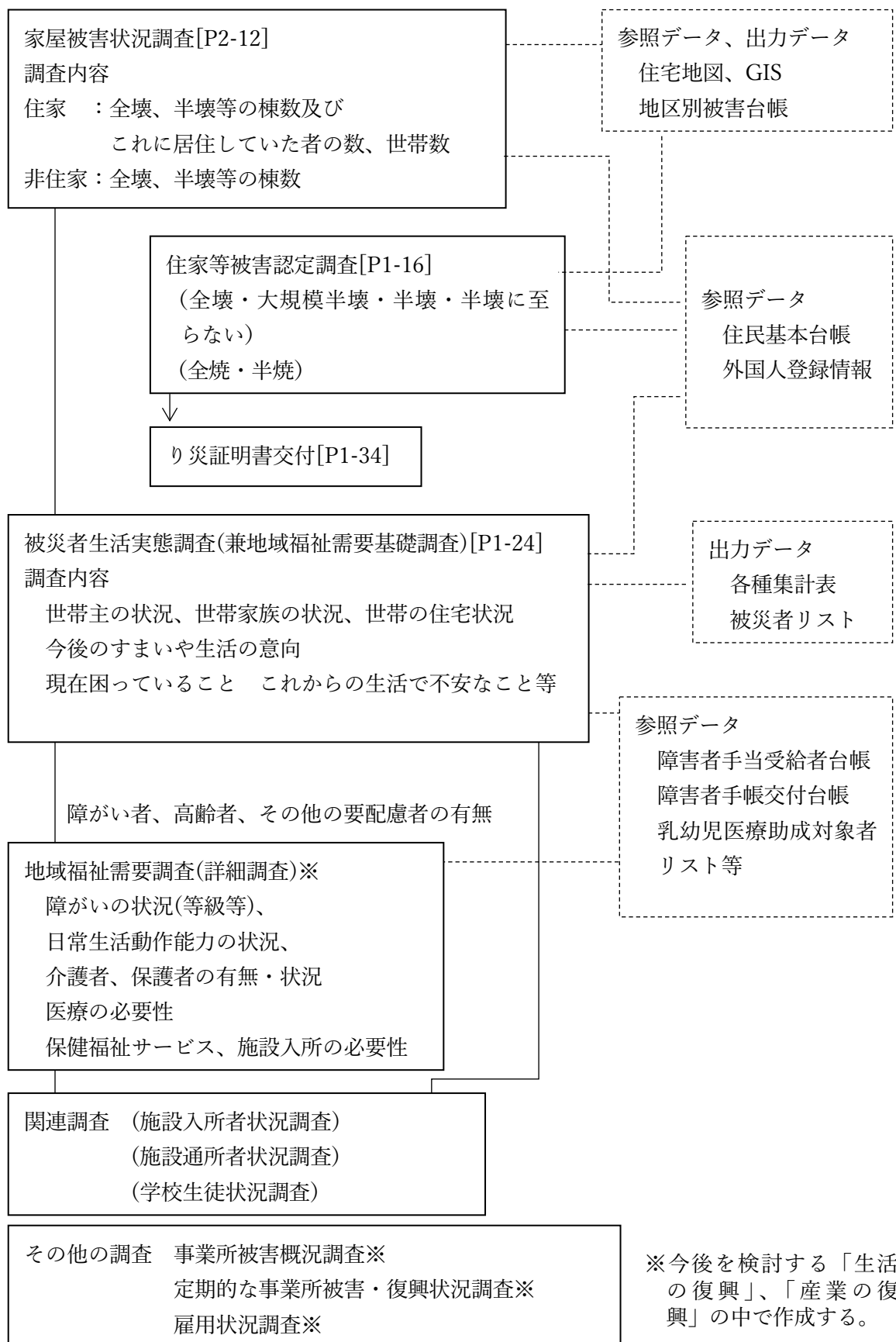


事前準備	
留意事項	◆ 被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)は、各種相談業務等に活用するため、「被災世帯データベース」を構築する。 ◆ 調査の手法(避難所での聞き取り、自宅等への訪問、郵送等)により体制が大きく変わること留意する。 ◆ 調査が長期にわたる場合は、その時点の市の組織編成に合わせて体制を組みなおす。 ◆ 障がいのある方や外国人等への調査にあたっては配慮する。 ◆ 市民生活の再建状況を把握するための調査は、6ヶ月、1年、3年、5年という単位で実施する。(フォロー調査)
検討課題	◆ 事前に調査体制について検討しておく。 ◆ 調査票案作成とデータベース構造を検討しておく。 ◆ 被災世帯データベースと、被災者台帳との連動性について検討する。

この頁に必要な物品	
☐ 調査票	☐
☐ 筆記用具一式	☐
☐ 腕章	☐
☐	☐

住民被害等の実態調査体系（案）

住民被害等の実態調査体系(案)



被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法〔案〕

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)の実施方法(案)

	被災者の居所		
	(従前居住市町村)	(他の被災市町村)	(被災地域外)
避難所滞在世帯調査	避難所が所在する市町村の調査員による聞き取り調査	避難所が所在する市町村の調査員による聞き取り調査	避難所開設を依頼した市町村調査班による聞き取り
応急的住宅入居者調査	入居応募時に窓口で確認調査		
自宅等残留者実態調査	調査班員による訪問聞き取り又は郵送による調査		
疎開者等実態調査		連絡先の申し出又は調査を受け、返送封書つきで郵送	

第1章 復興体制の構築

被災者生活実態調査（兼地域福祉基礎需要調査）

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)

①調査月日	月 日	②調査員	所属		氏名	
③調査場所	学校(学校名)				自宅(住所)	
	その他施設名または住所					
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災時の住所	現在の居所
⑤心身の状態	ケガの状態	ケガをした方 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※具体的状態		健康状態等	1 病気の方 人 (上記のうち医療を要する方 人) 2 要介護高齢者 要介護 人(うち重症者 人) 要支援 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※「重症者」とは要介護度4・5 3 障害のある方 人(手帳の有無、種類) (上記のうち医療を要する方 人) ※手帳の種類は、「身」「愛」等と記載	
⑥住宅の状況	被災前の住宅の状況Ⅰ	持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃借 民間賃借 給与住宅(社宅・寮) その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅱ	一戸建て 長屋建て 共同建て(アパート) 共同建て(マンション) その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅲ	居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅳ	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 わからない ※○を付ける				
	被災後の現状	そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける				
	今後の意向Ⅰ	自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 ※○を付ける				
	今後の意向Ⅱ	市外に移りたい 市内に住み続けたい ※○を付ける				
⑦世帯の収入状況	世帯全員で、月収 約 万円 (生活保護受給の有無 ※○を付ける)					
⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど	住まいに関すること 健康に関すること 介護に関すること 教育に関すること 仕事に関すること 収入に関すること その他) ※○を付ける					
⑨必要とする福祉サービス等	施設入所(種別) ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他) ※○を付ける					

被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）報告書

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)報告書

区市町村名		担当		部 課		(担当者)		Tel	
世帯の状況									
被災世帯数		被災者総数		高齢者数		児童数		障害者数	
避難所		ケガをした人		要介護		乳児		身体障害	
応急的住宅		うち要医療		上記のうち重症者(再掲)		幼児		知的障害	
自宅等		病気の人		要支援		その他		精神障害	
その他		うち要医療		その他				不明	
				不明					
住宅の状況									
被災前の住宅の状況 I		被災前の住宅の状況 II		被災前の住宅の状況 IV		(参考)			
持家		一戸建て		木造		・長屋建 → テラスハウス等、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅 ・給与住宅 → 社宅・寮等、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築された住宅			
借地・持家		長屋建て		鉄骨鉄筋コンクリート造					
公営住宅		共同建て(アパート)		鉄筋コンクリート造					
公団賃借		共同建て(マンション)		鉄骨造					
公社賃借		その他		コンクリートブロック造					
民間賃借		被災前の住宅の状況 III		その他					
給与住宅(社宅・寮)		居住専用		わからない					
その他		居住・産業併用							
		その他							
被災後の現状				今後の意向 I		今後の意向 II			
そのまま住むことができる			自宅に住み続けたい			市外に移りたい			
住むことはできるが修理が必要			公共賃貸住宅に移りたい			市内に住み続けたい			
住むことができない			民間賃貸住宅に移りたい						
分からない			持家を購入したい						
その他			その他						
収入状況等						※世帯種別			
世帯の平均収入		生活保護受給世帯				65歳未満の単身世帯			
暮らしの上で困難なことや不安なこと				必要とする福祉サービス		65歳以上の単身世帯			
住まいに関すること				高齢者の入所施設(介護保健)		夫婦のみ			
健康に関すること				高齢者の入所施設(その他)		高齢者夫婦のみ			
介護に関すること				身体障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳未満)			
教育に関すること				知的障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳以上)			
仕事に関すること				障害児の入所施設		夫婦と高齢者			
収入に関すること				その他の入所施設		夫婦と高齢者と子供(18歳未満)			
その他				ホームヘルパー		その他			
				デイサービス					
				ショートステイ					
				訪問看護					
				保育所					
				障害者の作業所					
				生活保護					
				その他					

復興体制

2 節 4

第 2 節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

まちの復旧・復興状況の把握

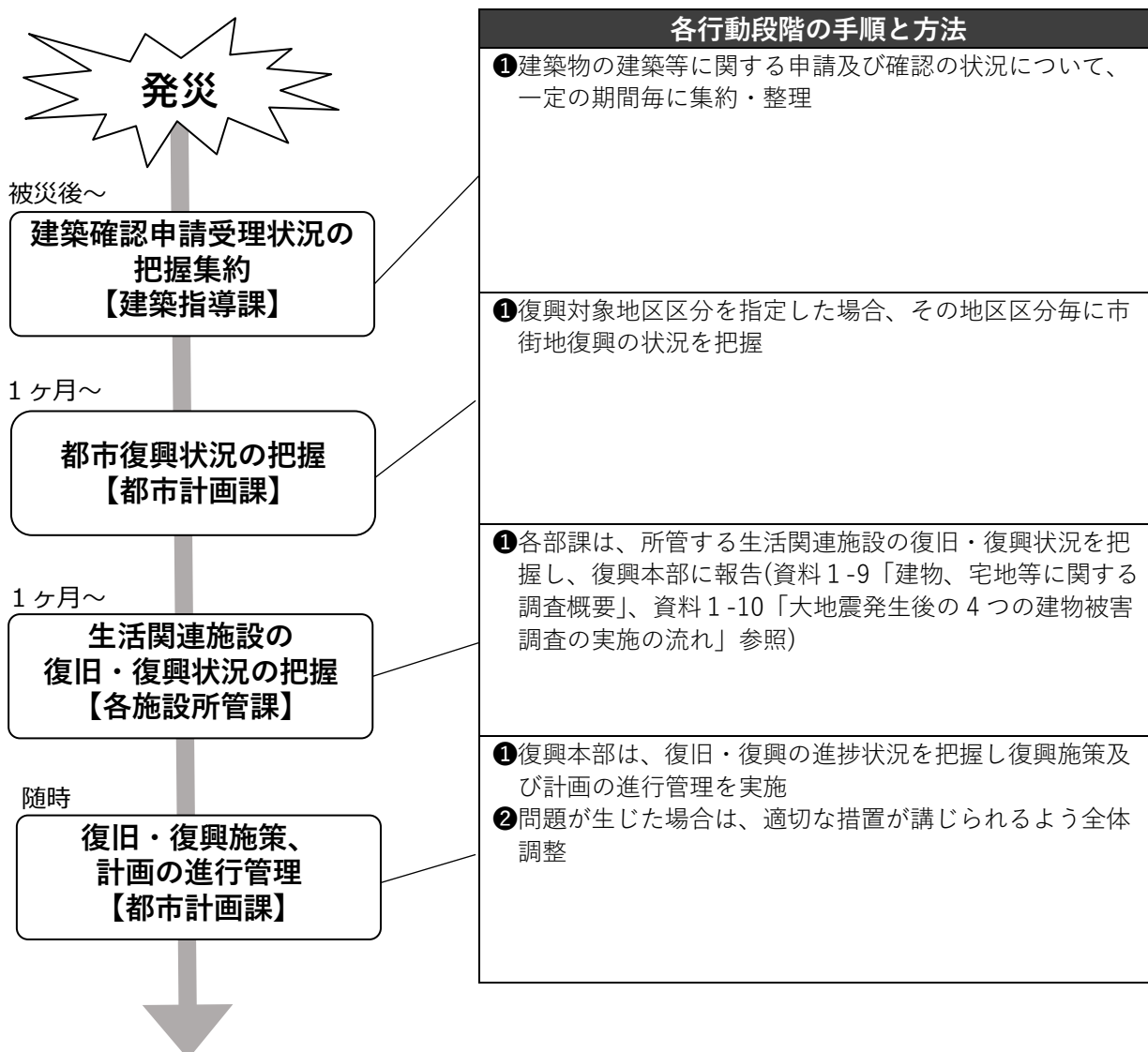
主管課 都市計画課

関係部課 建築指導課、各施設所管課

《行動のあらまし》

- 被害状況の把握と応急的な対応が一段落した後、本格的な復旧・復興への取組が進められることとなる。市街地や住宅の復興過程においては、復興の進捗状況を適宜把握して、復興計画の適切な進行管理を行い、新たに生じた問題への早期対応を図る必要がある。
- 住宅や施設等、まちの復興状況を把握するには、目視等により面的に把握する方法と、建築確認受理状況から把握する方法とが考えられる。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 調査内容と調査方法を検討しておく。
留意事項	◆ 被災者の生活状況などもあわせ、適切な復興状況の管理を適宜行う。
検討課題	

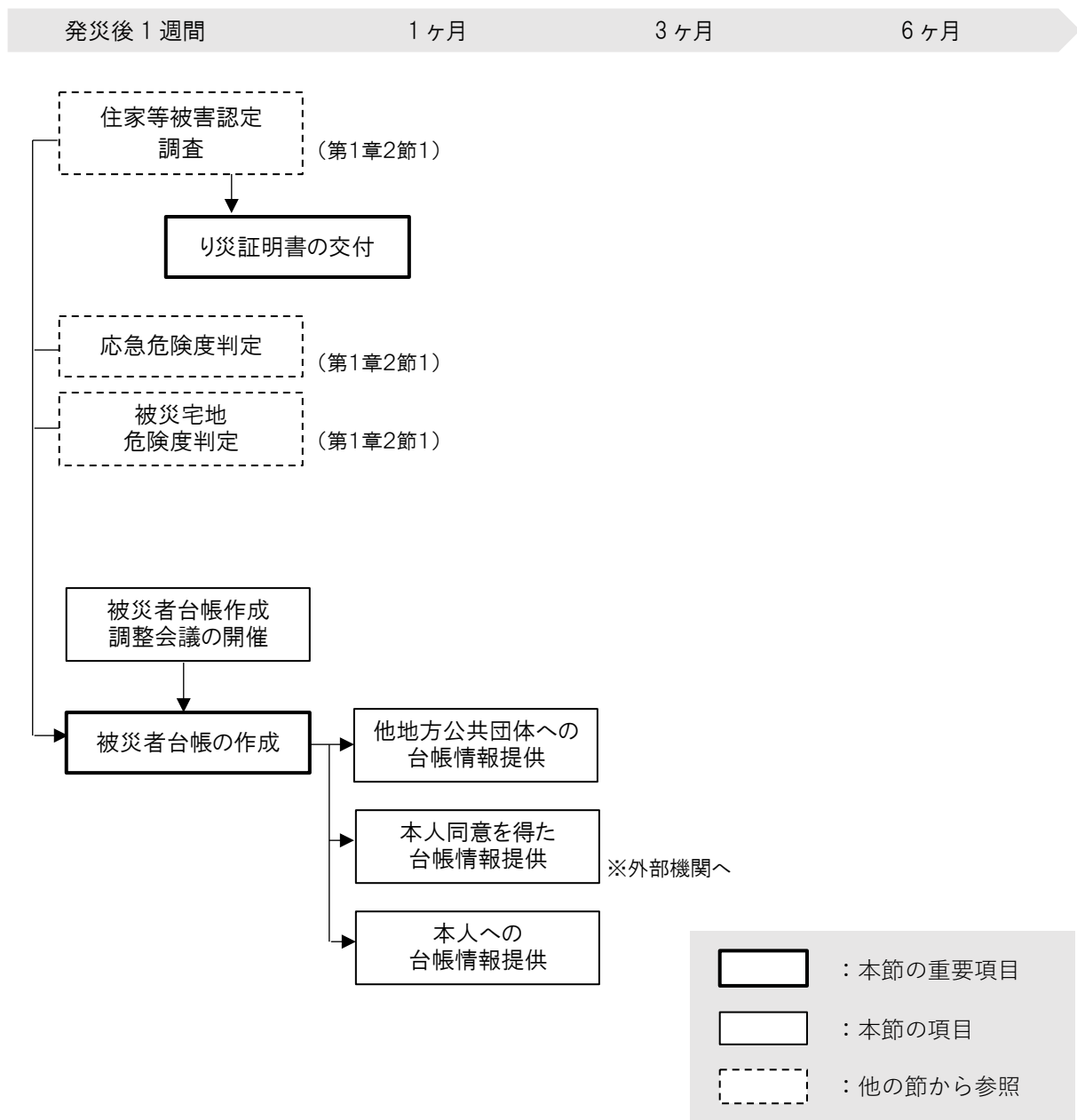
この頁で必要な物品	
☐ 建築確認データ	☐
☐ 都市復興データ	☐
☐	☐
☐	☐

第 3 節

り災証明書の交付

住家被害認定調査に基づき、り災証明書を交付する。
 り災者支援を効率的に実施するため、被災者台帳を作成する。
 なお被災者台帳は、本人の同意等を条件として、他の地方公共団体や外部機関などへの提供が可能となっている。

■本節に関わる業務の関連フロー



復興体制

3 節 1

第 3 節 リ災証明書の交付

リ災証明書の交付

主管課

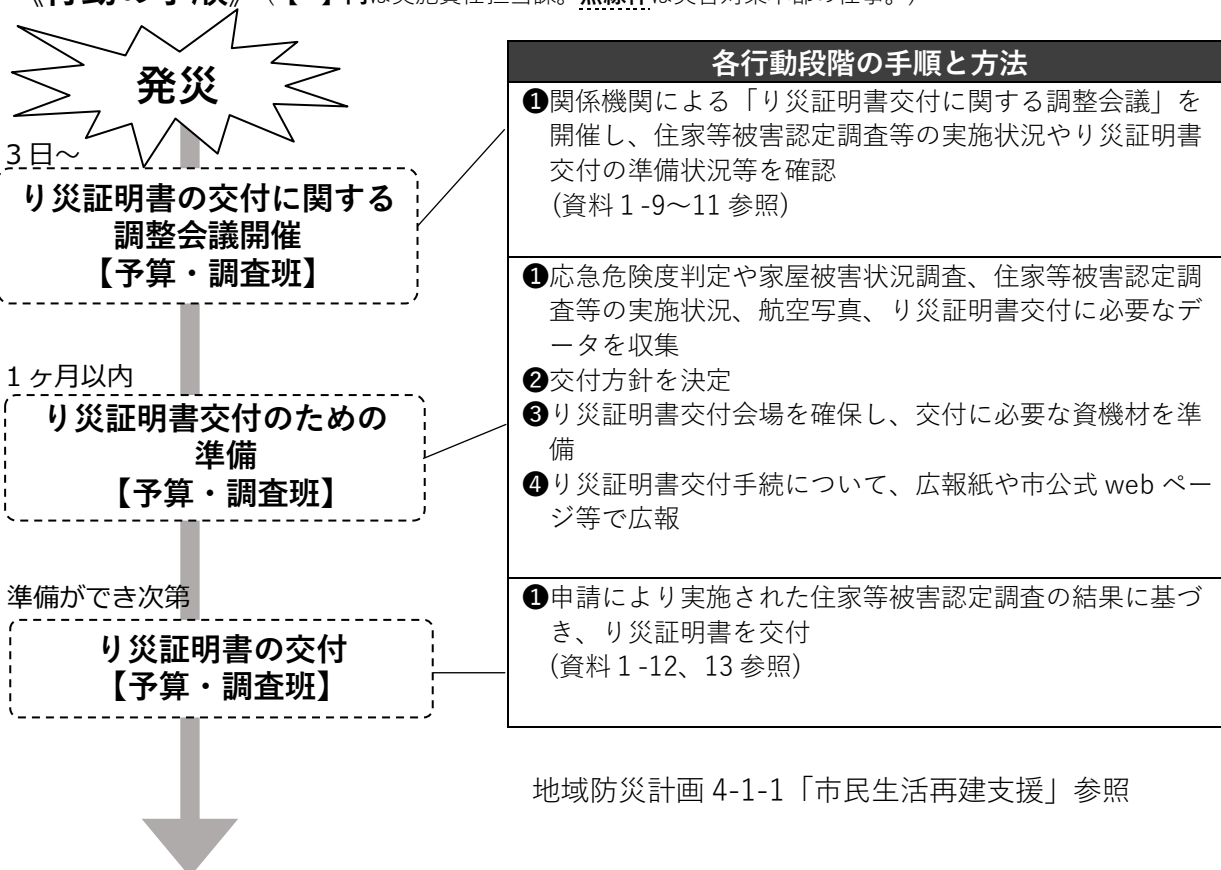
予算・調査班

関係部課

《行動のあらまし》

- リ災証明書交付を円滑に実施するため、関係機関による「リ災証明書交付に関する調整会議」を開催し、住家等被害認定調査の実施状況やリ災証明書交付の準備状況等を確認する。
 - また、住家等被害認定調査結果に加え、航空写真等の必要データを収集し、リ災証明書を交付する体制を整備する。
 - 被災者から申請が出されたときは、被災者等の立会いを要請し、住家被害認定調査を実施する。
- ※「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き(平成 30 年 3 月)」参照

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



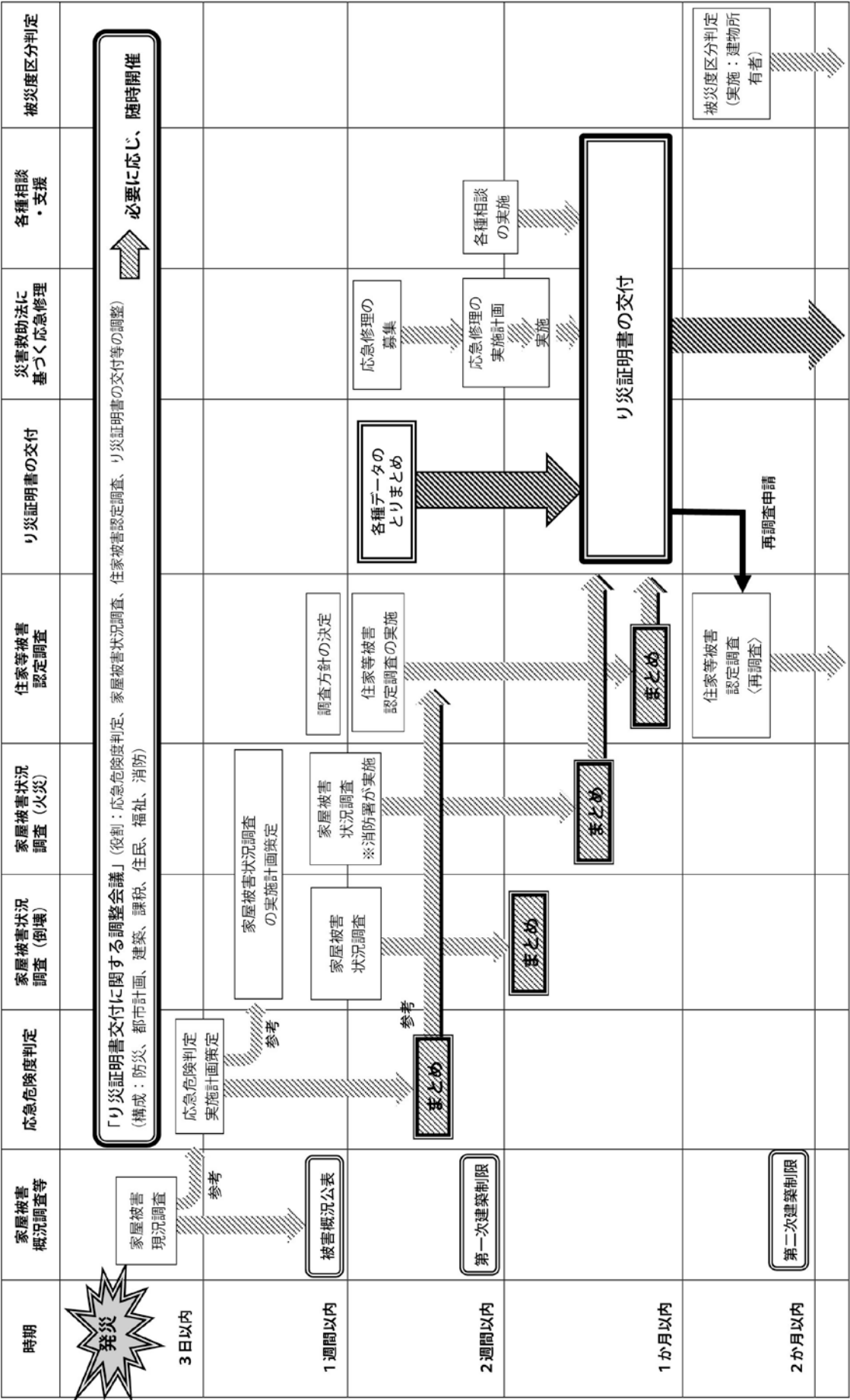
発災	避難生活期			復興始動期		本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月

事前準備	◆ 防災、都市計画、建築、課税、住民、福祉等の関係課及び消防署等との連携及び「り災証明書交付に関する調整会議」の設置に係る検討を事前に行う。 ◆ り災証明書交付のためのシステム整備を行う。 ◆ り災証明書関係様式を準備する。 ◆ り災証明書交付体制を検討する。 ◆ り災証明書交付会場を事前に指定する。 ◆ 火災による焼失に関するり災証明書は、所轄消防署が交付する。これについて、消防署の各出張所で交付できるよう調整しておく。 ◆ 証明内容について不服があるときの処理について、再調査の実施を調整しておく。
	◆ 臨時市民相談室との連携に留意する。 ◆ 交付方針には以下の内容を掲載する。 ①交付方法 ②交付対象者(市内に居住もしくは物件を所有している方) ③交付時期
	検討課題

この頁で必要な物品

- | | |
|--|--------------------------|
| ☐ 住家の公的被害認定調査データベース | ☐ |
| ☐ り災証明交付申請書書式 | ☐ |
| ☐ り災証明書書式 | ☐ |
| ☐ | ☐ |

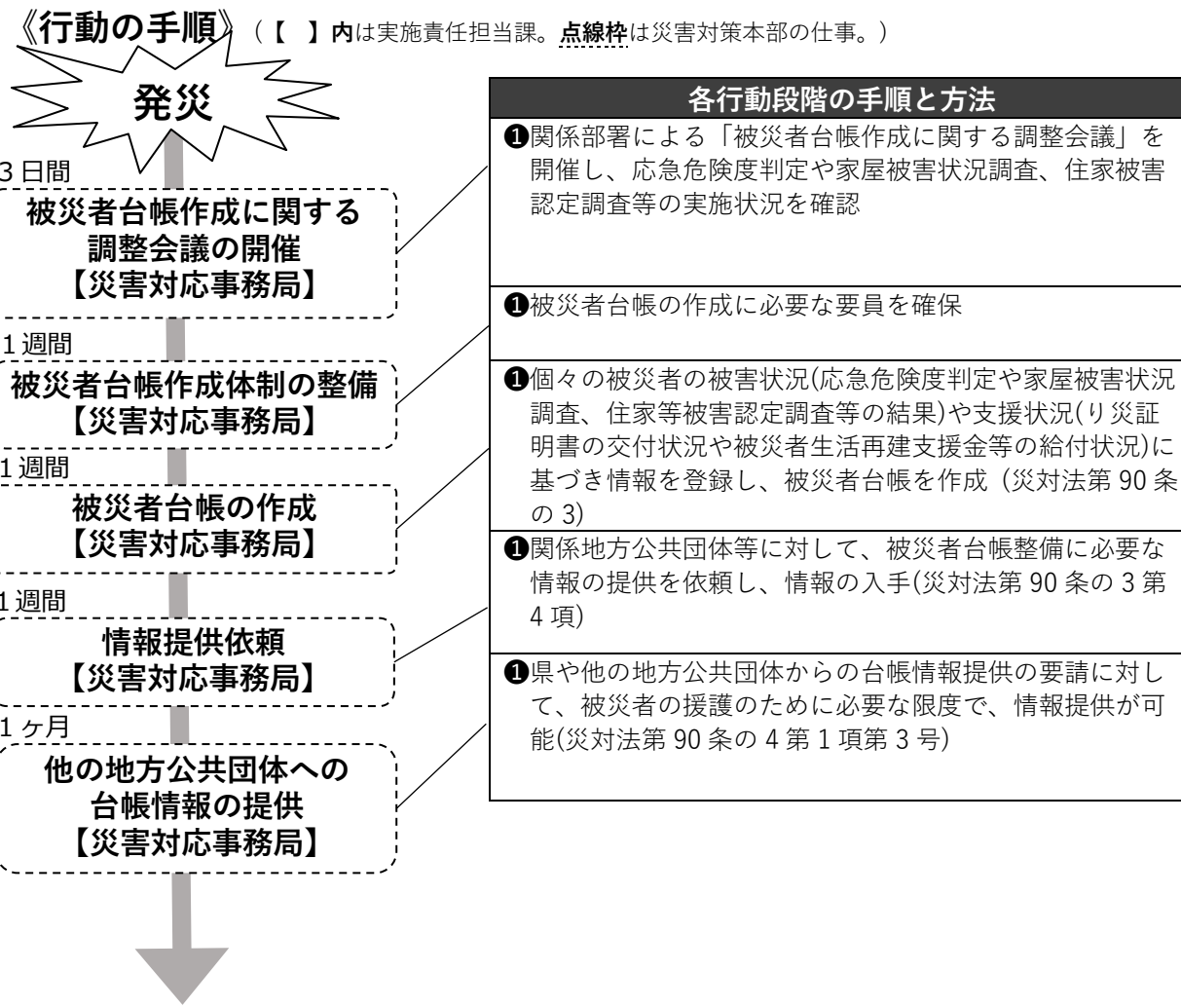
家屋・住家被害に関する調査等の流れ（案）



復興体制		第 3 節 り災証明書の交付	
		被災者台帳の作成	
主管課	災害対応事務局	関係部課	

《行動のあらまし》

- 被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、災害対策基本法(以下、「災対法」)第 90 条の 3 に基づき、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- 各自治体は、被災者の援護のため必要な限度で、被災者台帳の情報提供を行う。



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～ 1 週間	～ 2 週間	～ 1 ヶ月	～ 2 ヶ月	～ 4 ヶ月	～ 6 ヶ月	6 ヶ月～

事前準備	◆ 被災者台帳の掲載・記録項目の整理(災対法第 90 条の 3)を行う。 ◆ 情報保有部署の把握と調整(情報の保有形態、制度の周知と了承等)を行う。 ◆ 全体調整を行う関係部署の把握と調整を行う。 ◆ 被災者台帳関係部署による会議を設置する。 ◆ 作成手順、被災者台帳共有及び活用ルールを策定する。 ◆ 市幹部への説明、職員及び住民へ周知する。
	◆ 県や他の地方公共団体からの台帳情報提供の要請に対して、被災者の援護のために必要な限度で、情報提供が可能(災対法第 90 条の 4 第 1 項第 3 号)である。なお、本人同意は不要である。 ◆ 外部機関からの被災者台帳情報提供の要請に対しては、被災者援護のために必要な限度で、本人の同意があるときに限り可能である。
	検討課題

この頁で必要な物品

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| ☐ 各種被害調査結果 | ☐ |
| ☐ 地域防災計画 | ☐ |
| ☐ | ☐ |
| ☐ | ☐ |

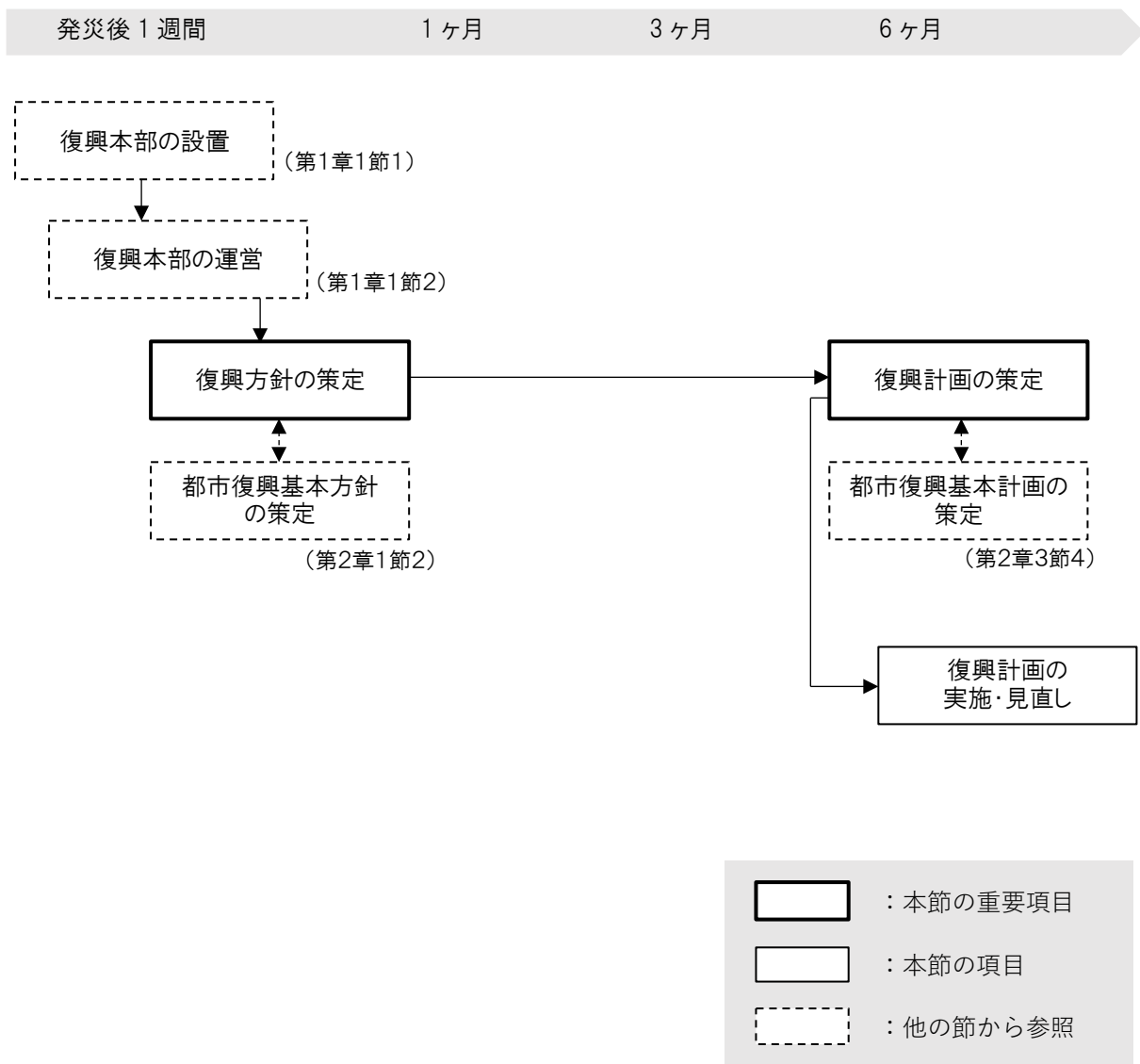
第 4 節

復興基本方針及び復興基本計画の策定

復興本部は、復興後の住民生活や市街地形成のあるべき姿、その実現に至る基本的戦略を明らかにする復興方針を策定する。

復興方針に基づき、復興計画及び都市復興などの分野別の復興計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。

■本節に関わる業務の関連フロー

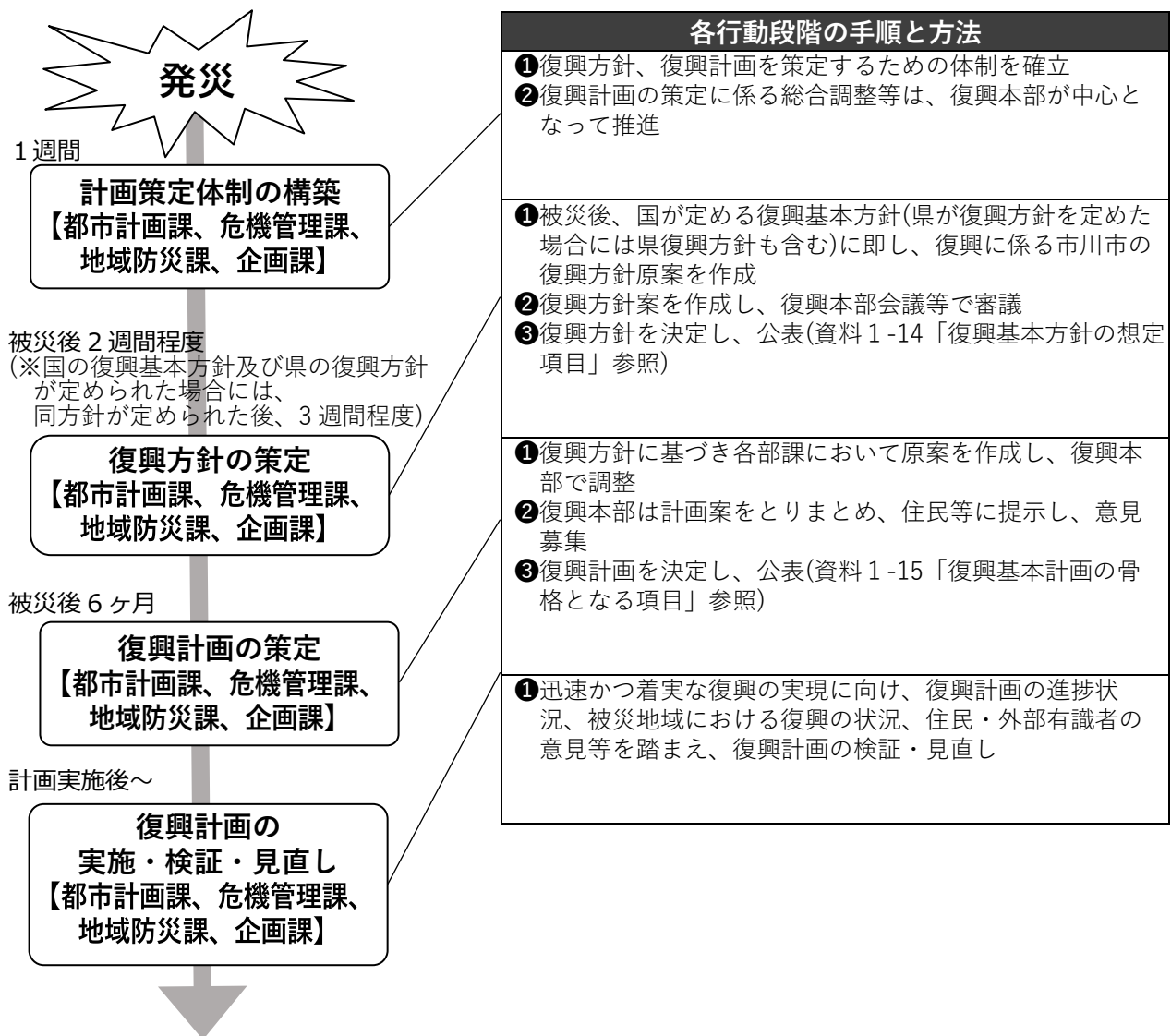


第 4 節 復興基本方針及び復興基本計画の策定			
復興体制		復興基本方針及び復興基本計画の策定	
4 節 1			
主管課	都市計画課	関係部課	危機管理課、地域防災課、企画課

《行動のあらまし》

- 復興本部は速やかに、復興後の住民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする復興方針を策定し、公表する。
- この方針に基づき、復興本部は、復興計画及び都市復興などの分野別の復興計画を策定する。
- 復興計画は復興に係る市川市の最上位計画として位置づけられるものであるところから、作成過程において広く住民等の声を聴き、その意見を反映する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





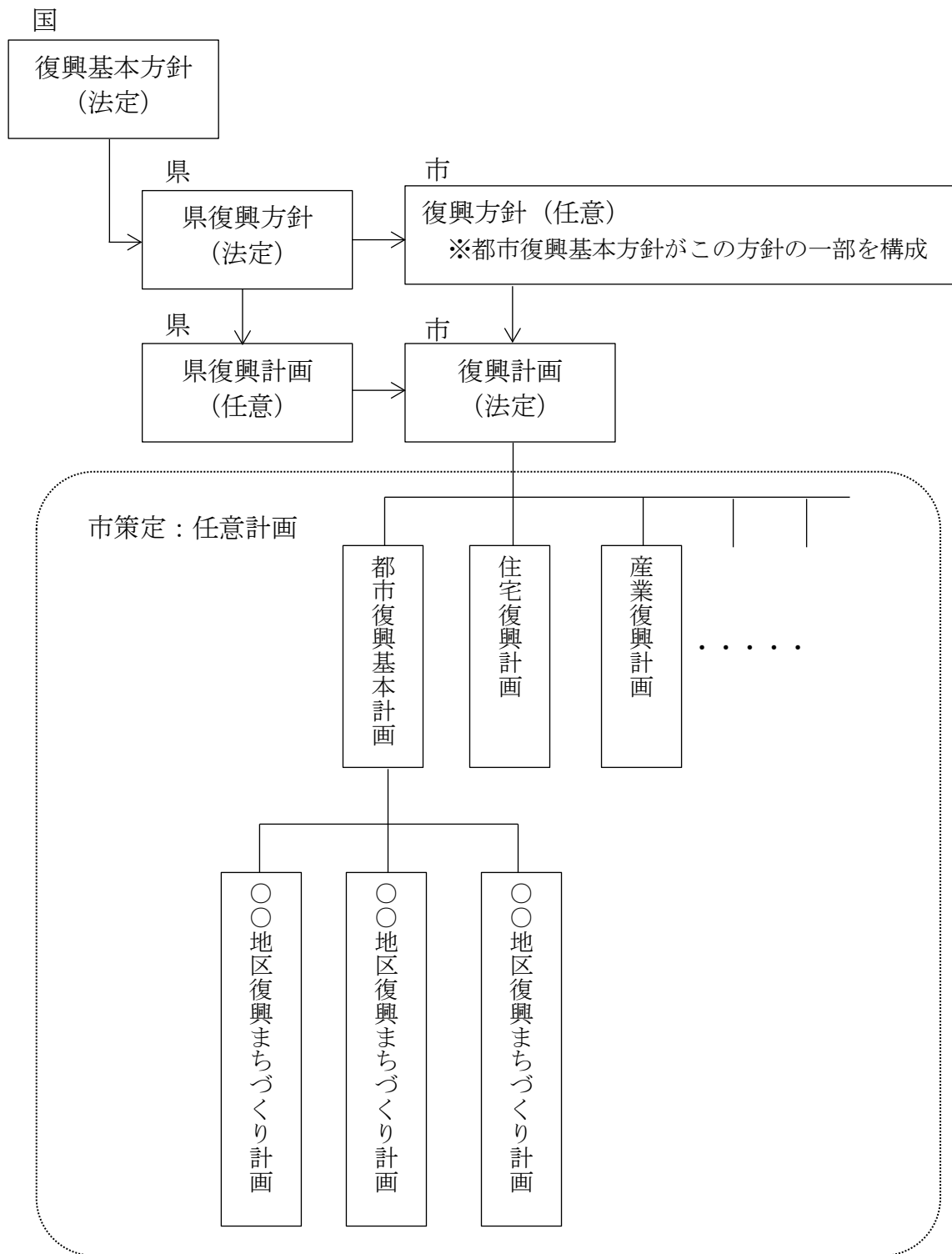
事前準備	◆ 震災復興に係る方針案の概要を検討する。 ◆ 復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定(「復興計画策定スケジュール想定」P1-45、資料1-15「復興基本計画の骨格となる項目」参照)
留意事項	◆ 国・千葉県の復興方針、復興計画と整合と保つように調整する。 ◆ 都市計画等に関わる都市復興基本計画(骨子案)との整合を図る。 ◆ 大規模災害からの復興に関する法律(以下「復興法」という。)に基づく復興計画を策定する際には、記載項目を確認するとともに、公聴会の開催その他の意見を反映させるための措置を必ず講じる。(復興法第10条) ◆ 都市復興などの分野別の復興計画は、市全体の復興計画との整合性を配慮して策定する。
検討課題	◆ 市民への広報の仕方を検討する。

この頁で必要な物品

- | | |
|---|--------------------------|
| ☐ 市川市総合計画 | ☐ |
| ☐ 市川市都市計画マスタープラン | ☐ |
| ☐ 国・県の基本方針 | ☐ |
| ☐ | ☐ |

震災復興に関する方針・計画等体系図

震災復興に関する方針・計画等体系図



※復興法に基づく方針・計画は、「(法定)」が対象となる。

復興計画策定スケジュール想定

※復興法に基づき国が復興基本方針を定めた場合を想定 _____ は法定手続き

時 期	市	県	国
事 前	・復興方針の概要の検討 ・復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定		
発 災 1 週間後まで	・災害対策本部設置 ・復興本部設置	・災害対策本部設置 ・復興本部設置	・復興基本方針を決定
国復興基本方針決定後 3 週間程度	・<u>県復興方針原案照会</u>に対する<u>意見集約</u>	・復興基本方針に即して復興方針原案を作成 ・復興方針原案につき市町村に意見照会 ・市町村から意見受領	
	・国の復興基本方針及び県復興方針に即して市復興方針を策定 ・復興本部会議等で審議	・関係市町村に通知、内閣総理大臣に報告の後、内外に公表	
1～2 ヶ月	・復興計画理念等決定 ・計画の策定方針を各部に通知 ・各部課に計画原案作成依頼 ・各部課から計画案提出 ・復興計画原案作成		
4～5 ヶ月	・県へ照会。意見集約 ・<u>公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるための必要措置</u> ・分野ごとの計画との調整 (分野ごとの計画の進捗状況と合わせて随時) ・県の復興計画との調整 ・国との調整		
6 ヶ月	・復興計画策定 (復興本部会議審議→本部長決定) ・公表		

第 5 節

用地の確保・調整

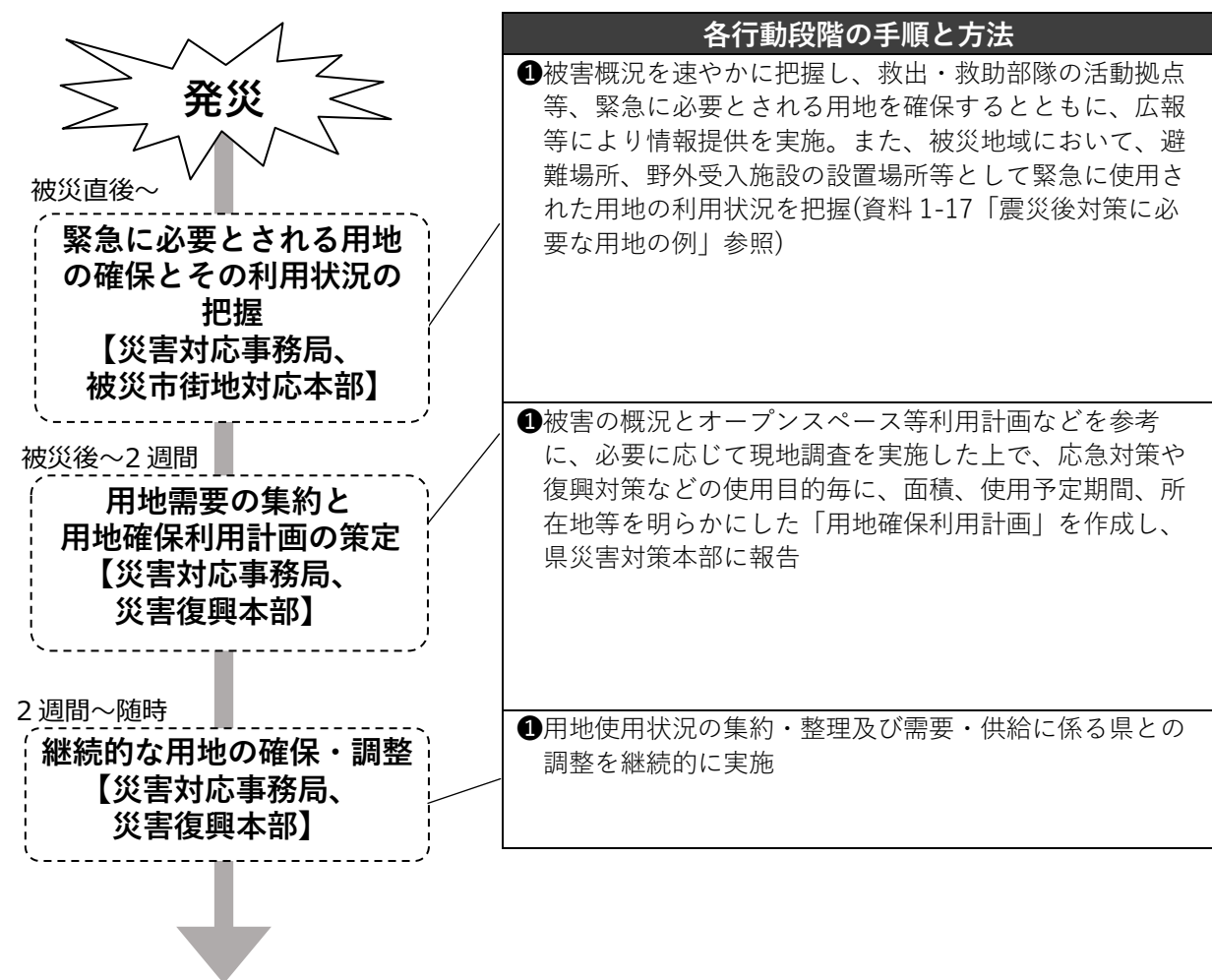
救出・救援部隊の活動拠点等、緊急に必要とされる用地を確保するとともに、被災地域において緊急に使用された用地の利用状況を把握する。
今後の復興業務に向けて、各分野にわたる用地需要を総合的に集約して、用地確保利用計画を策定する。

復興体制		第5節 用地の確保・調整	
5節1 用地の確保・調整			
主管課	災害対応事務局、復興本部	関係部課	

《行動のあらまし》

- 被災直後の避難誘導や緊急救助等の活動やその後の復旧・復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害概況の把握と必要なオープンスペースの確保を図る。
- また、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理して事前に作成した用地調整方針（資料 1-18「事前用地調整方針の例」参照）に基づき、計画的な用地等の確保・調整を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 災害対策の用途別に必要な用地を事前に把握する。(資料1-16～18 参照) ◆ 土地の一時使用に係る契約書(案)の検討を行う。 ◆ 候補地となる空き地のリストを作成する。 ◆ 各分野にわたる用地需要を整理した用地調整方針を事前に作成する。
	◆ 用地確保利用計画には、優先順位、利用目的、利用面積、利用期間、必要な設備、その他について記載する。 ◆ 地域協働復興で利用が図られる用地については、地域の復興協議会の意向も留意する。
	◆ 民有地の借上げ(一時使用)について検討する。 ◆ 応急復旧・復興対策等に伴う全体的な用地利用調整について訓練等を行って手順等を検討しておく。

この頁で必要な物品

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| ☐ 公有地リスト | ☐ |
| ☐ 空地リスト | ☐ |
| ☐ 利用状況報告書 | ☐ |
| ☐ デジカメ | ☐ |

第 6 節

がれき等の処理

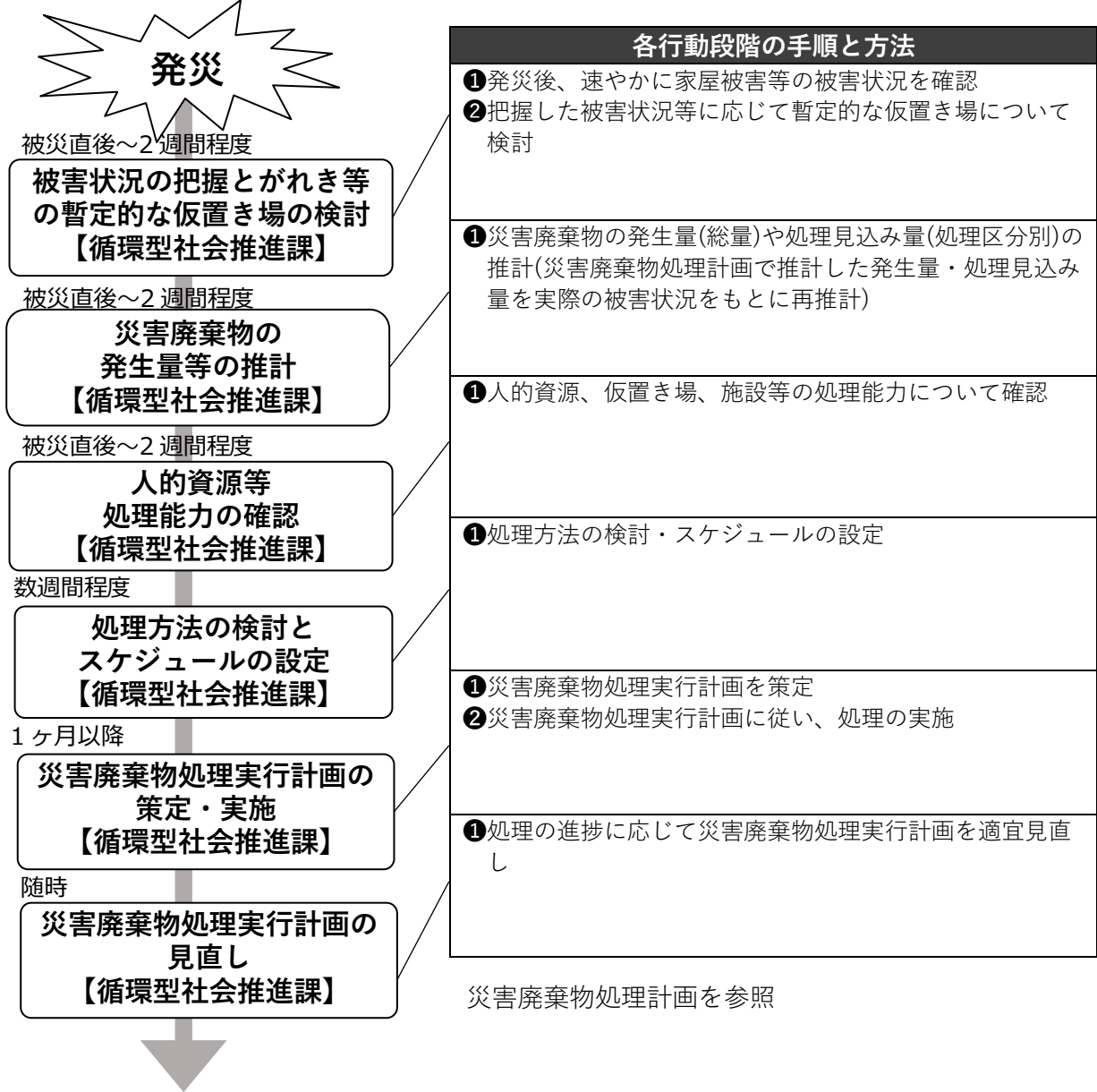
速やかに暫定的な仮置き場について検討する。
被災後 1 ヶ月を目途に、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
計画内容を関係者に周知し、適切な処理を推進する。

復興体制		第 6 節 がれき等の処理	
6 節 1		がれき等の処理	
主管課	循環型社会推進課	関係部課	

《行動のあらまし》

- 震災により発生するがれきや家具・什器等の廃棄物を適正に処理するため、的確な状況把握に基づき「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。
- その後、速やかに、がれき等の処理並びに家屋等の解体・撤去及び処理・処分に關する方針、手続等を住民及び関係者に周知し適切な処理を推進する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ がれき等の処理に必要な用地を把握・確保しておく ◆ 連絡体制を整備する(県循環型社会推進課や県内協定市町村、協定団体等との連絡体制) ◆ 震災規模に応じたがれき等の発生量予測の検証をしておく。
留意事項	◆ リサイクルについて検討するとともに、最終処分については県と調整する。 ◆ 本市だけでのがれき等の処理が困難な場合は、協定に基づき県や隣接する自治体に応援を求める。
検討課題	◆ スtockヤード(一時仮置き場等)の適地について検討する。 ◆ 民間処理事業者との連携について検討する。

この頁で必要な物品	
☐ 災害廃棄物処理計画	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

第 7 節

広報・相談体制

復興に係る情報を整理し、迅速かつ的確に住民に提供する。
震災発生後速やかに、臨時市民相談室を開設する。
第一次建築制限に伴い、復興相談所を設置し、臨時市民相談室は復興相談所に拡充する。

復興体制

7 節 1

復興関係広報の実施

主管課

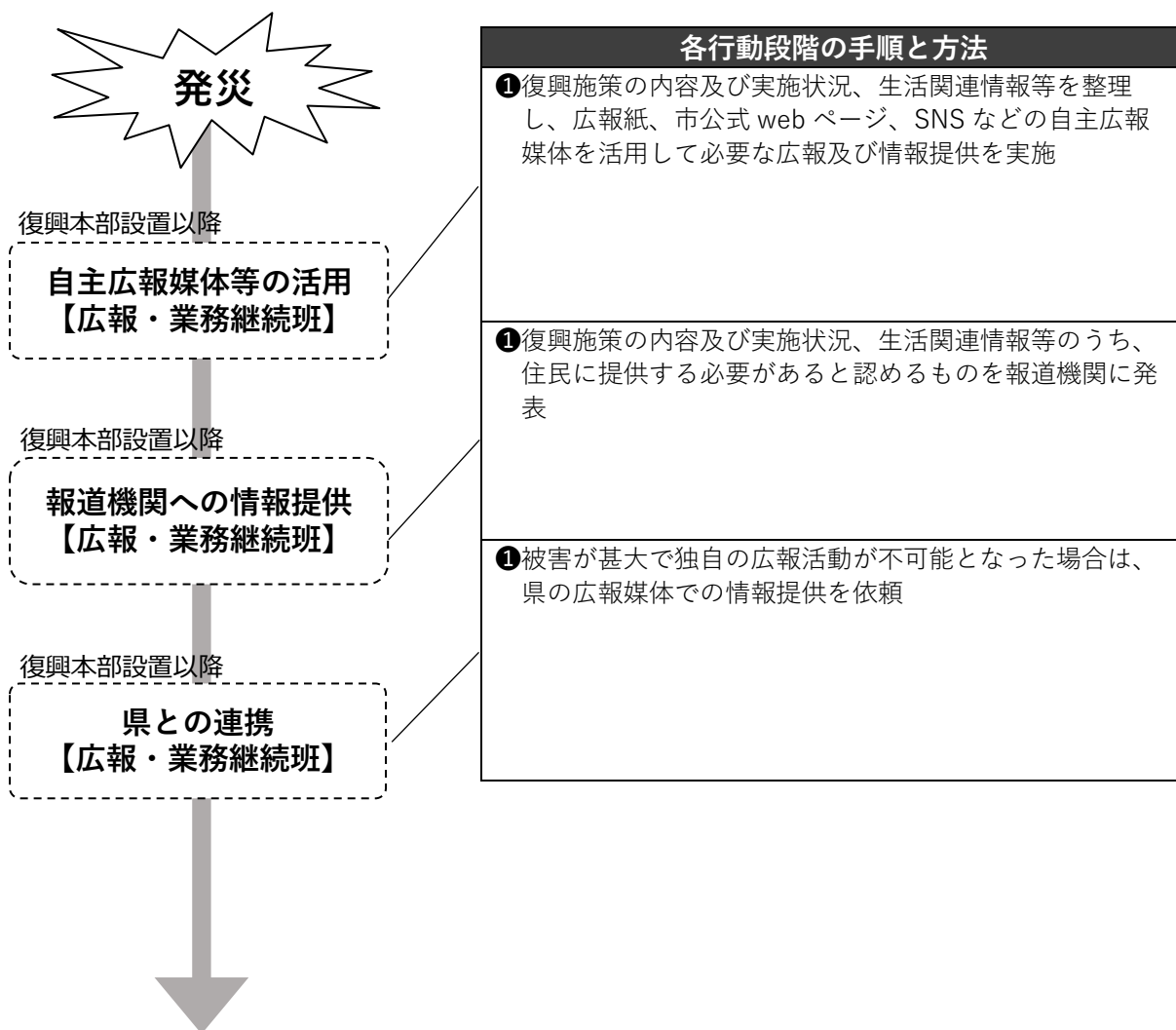
広報・業務継続班

関係部課

《行動のあらまし》

- 復興に係る以下の情報を整理し、迅速かつ的確に住民に提供する。
 - ①行政の方針や具体的な施策に係る情報
 - ②被災地域の生活関連情報
 - ③その他輻輳する各種の情報

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	◆ 市外に避難した住民への情報提供のために避難先の自治体に協力を求める。 ◆ 広報番組については放送内容を変更し、広報紙については臨時発行する等、タイムリーな広報について考慮する。
検討課題	◆ 災害時の公報等の配布手順を検討する。 ◆ 市外に避難した住民への周知方法を検討する。

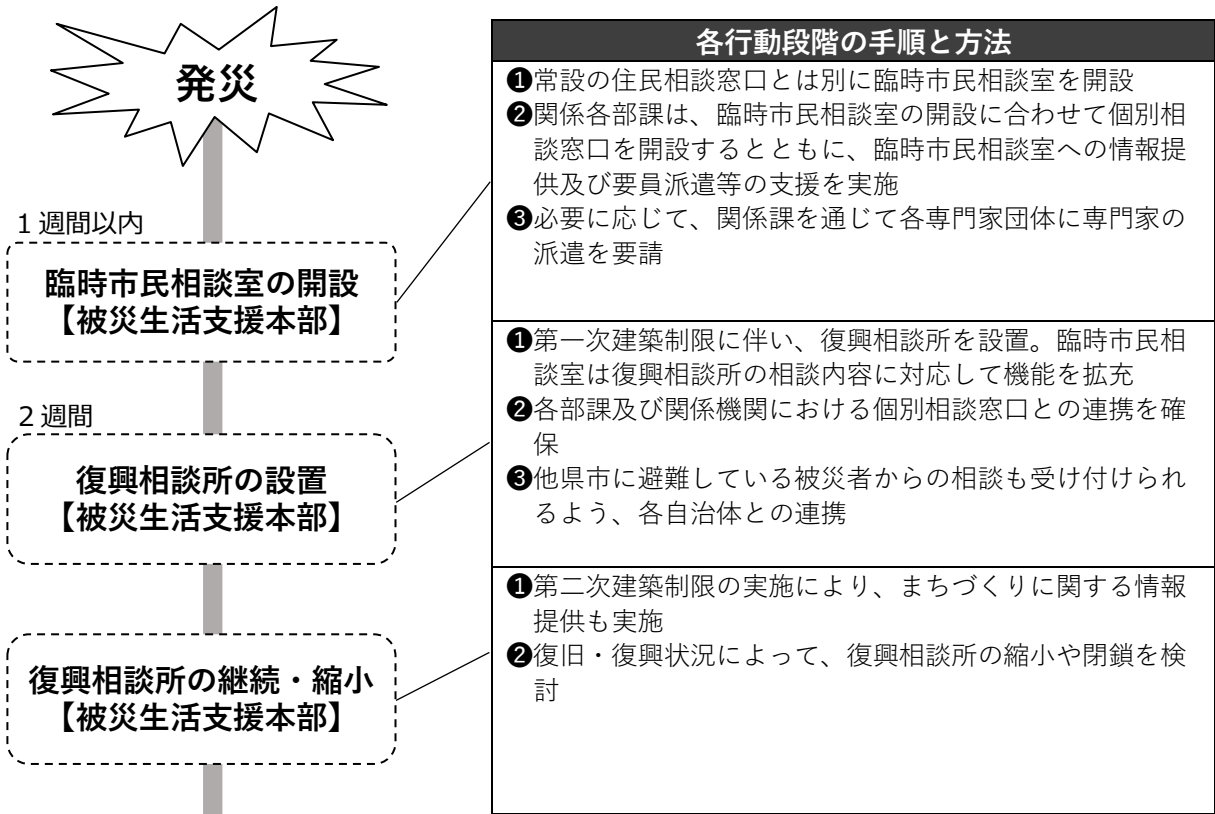
この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

復興体制		第 7 節 広報・相談体制	
7 節 2		相談窓口の設置	
主管課	被災生活支援本部（生活再建支援班）	関係部課	被災生活支援班（市民要望受付班、福祉班）

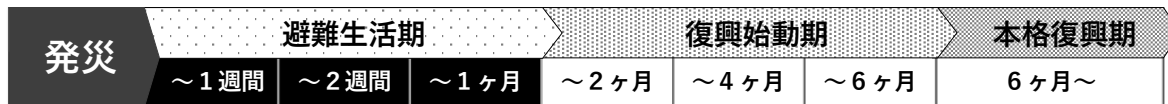
《行動のあらまし》

- 被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することが重要であることから、震災発生後、速やかに臨時市民相談室を開設する。
- また、復興業務の本格化に応じて、可能な限り早期に庁内で連携を図り、総合的な相談業務を開始する。
- 臨時市民相談室は経済的支援や住宅再建等、各種相談を受け付ける。
- 復興相談所は、臨時市民相談室の相談業務に加え、建築制限等、復興まちづくりに関する相談も受け付ける。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



被災生活支援本部 生活再建支援マニュアル
5-(4)「相談受付グループ」業務を参照



事前準備	◆ 各専門家団体のリストを作成する。 ◆ 相談内容の記録様式を作成(「震災時用」と記入)する。
留意事項	◆ り災証明書交付と連携して相談を行う。 ◆ 障がいのある人、外国人等への情報提供方法に留意する。 ◆ 可能な限り窓口は一本化し、かつ市民にとってアクセスのよい場所に複数設置し、効率的に相談を受け付けるよう留意する。 ◆ 相談方法(電話又は面接)は、相談窓口のスペースや電話等の設備に応じて決定する。 ◆ 設置期間は、復興計画期間中を想定する。
検討課題	◆ 相談内容記録様式については、住民の被害・生活状況調査のデータベースとリンクできるようなシステムの構築を検討する。 ◆ 相談窓口のレイアウト計画について会場ごとに検討する。 ◆ 開設日時、人員配置等、運営体制を検討する。

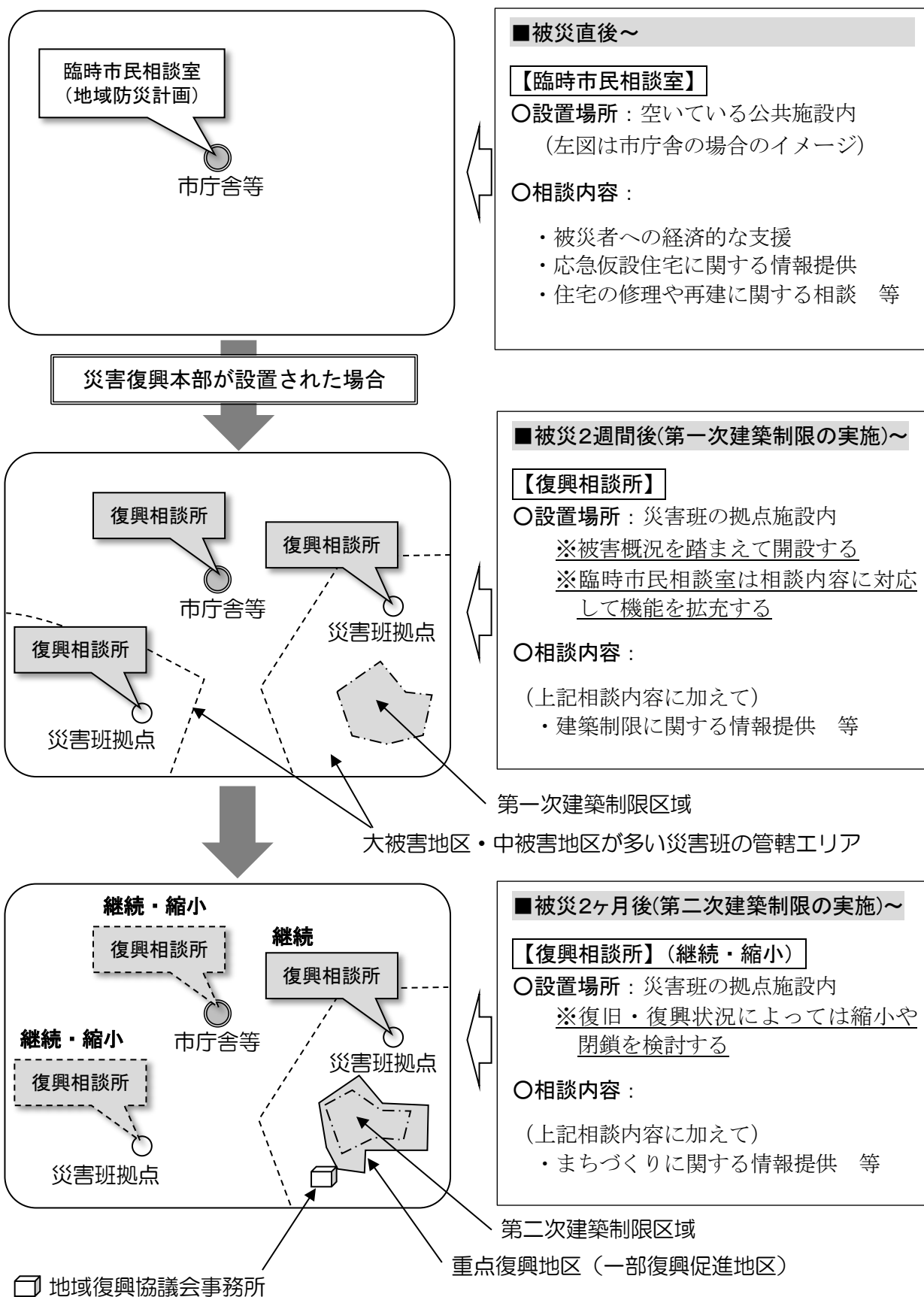
この頁で必要な物品

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| ☐ 相談内容記録様式 | ☐ |
| ☐ | ☐ |
| ☐ | ☐ |
| ☐ | ☐ |

第1章 復興体制の構築

復興相談関連の流れ（イメージ）

※臨時市民相談室を市庁舎に開設した場合のイメージ



※地域復興協議会とは、地域住民が立ち上げた組織。

※既存公共施設に設置し、協議会は復興まちづくりの情報提供等を行う。市は必要に応じて職員・専門家を派遣する。（第3章2節1「協議会事務所の開設」P3-18 参照）

第 2 章 都市の復興

第2章 都市の復興

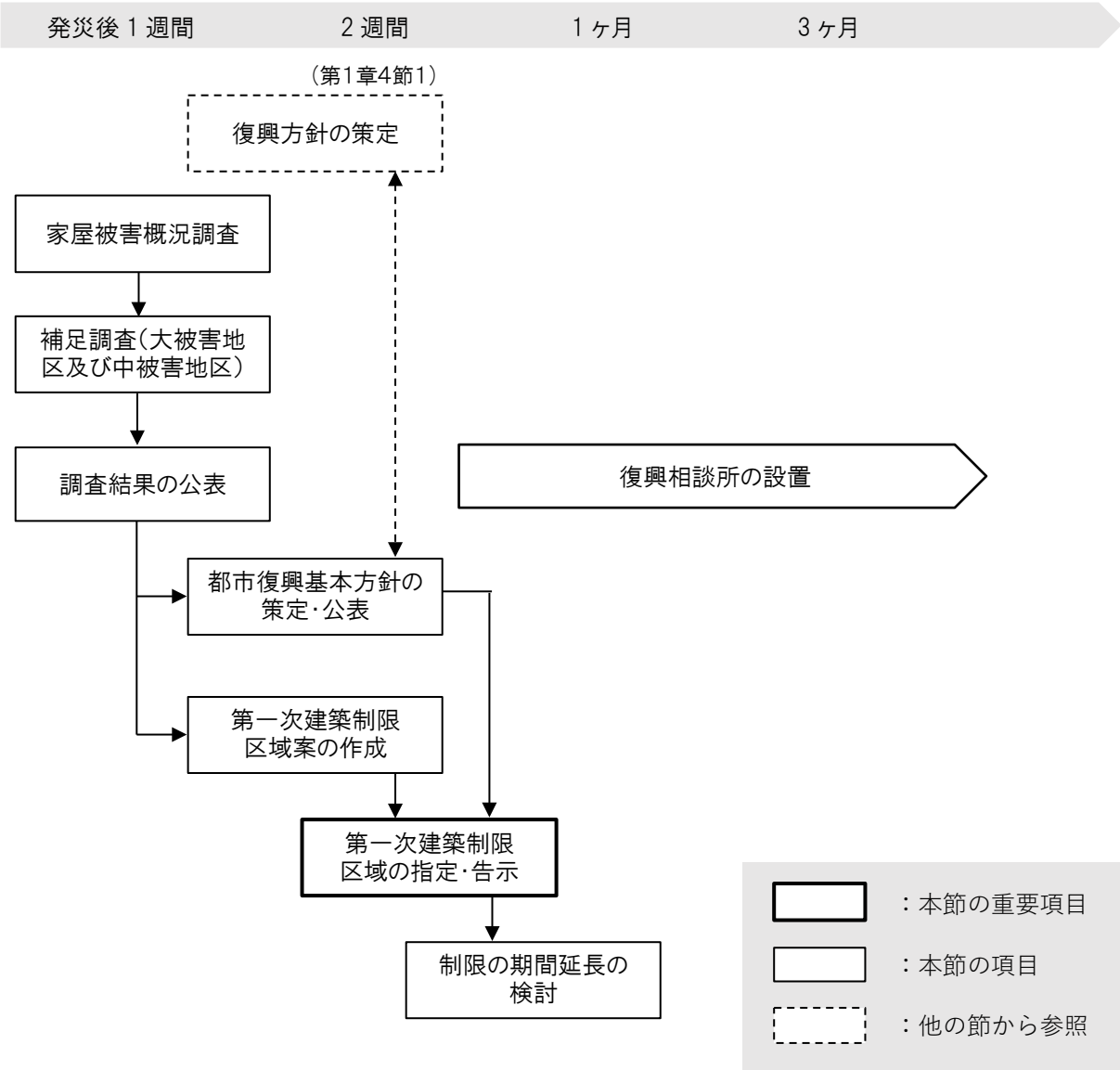
第1節 都市復興基本方針の策定	2-1
1 家屋被害概況調査	2-2
2 都市復興基本方針	2-6
3 第一次建築制限	2-8
第2節 復興対象地区の設定	2-11
1 家屋被害状況調査	2-12
2 復興対象地区	2-18
第3節 都市復興基本計画の策定	2-27
1 都市復興基本計画(骨子案)	2-28
2 第二次建築制限	2-30
3 地区復興まちづくり計画等	2-32
4 都市復興基本計画	2-38
第4節 復興事業計画等の策定、復興事業の推進	2-41
1 復興事業	2-42

第1節

都市復興基本方針の策定

家屋被害概況調査を実施し、町丁目または街区単位の被害状況を把握する。
その結果及び第一次建築制限の区域案を踏まえ、市川市都市復興基本方針を策定・公表し、あわせて第一次建築制限の区域を指定する。

■本節に関わる業務の関連フロー

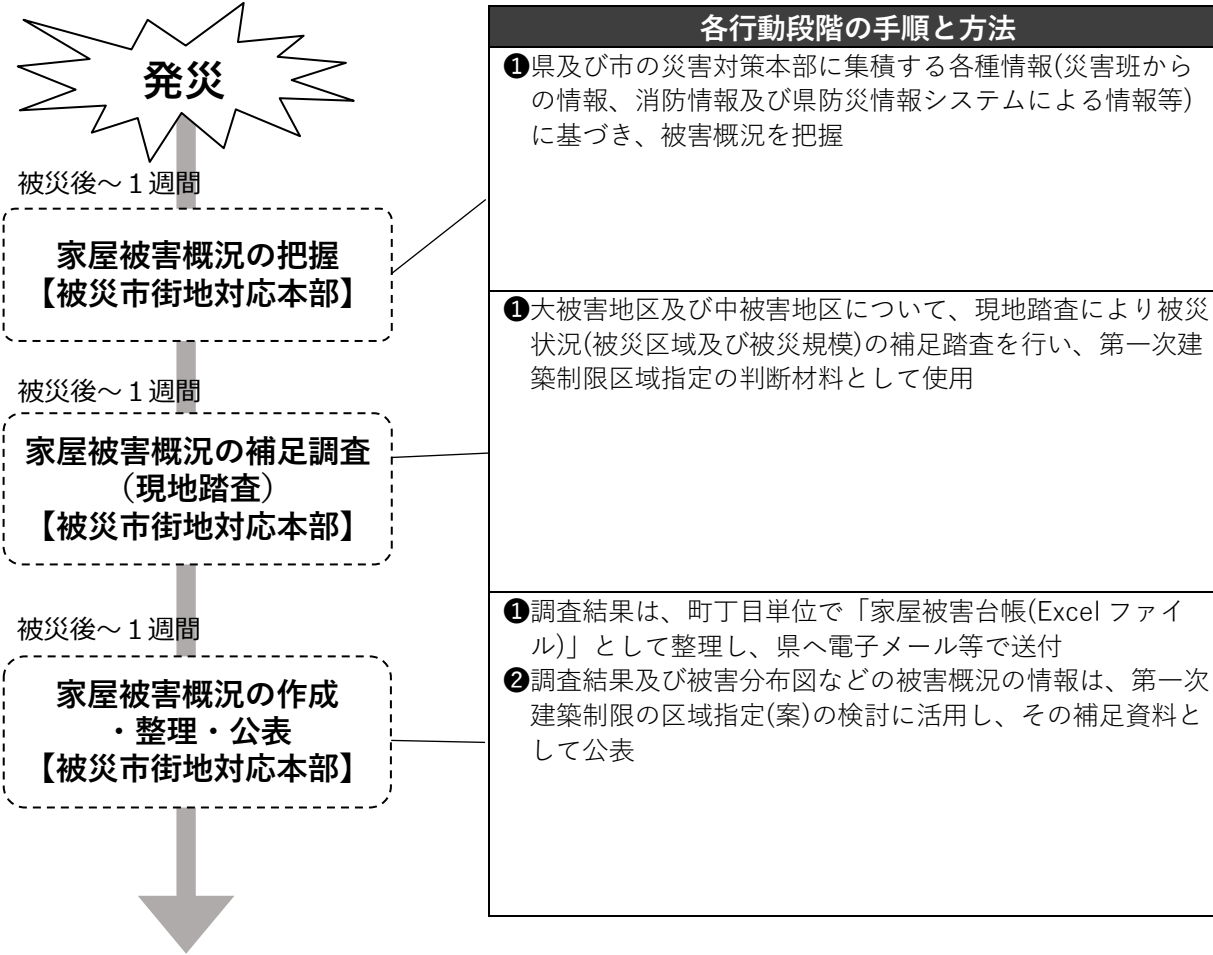


都市 1 節 1		第 1 節 都市復興基本方針の策定	
		家屋被害概況調査	
主管課	被災市街地対応本部	関係部課	

《行動のあらまし》

- 県及び市の災害対策本部に集積する情報に基づいて被災後 1 週間を目途に家屋被害概況を把握する。
- 大被害地区及び中被害地区については、現地踏査により被災状況(被災地区及び被災規模)の補足調査を行い、第一次建築制限(建築基準法第 84 条)区域指定の判断材料とする。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 調査方法の手引きを作成し、調査票、調査図面を準備しておく。 ◆ 基礎情報として世帯数や人口、面積、建物棟数などを把握しておく。
	◆ 被害概数を災害対策本部において集約し、千葉県に報告する。 ◆ 家屋被害概況調査は町丁目を単位に、およその被害概況(大被害…概ね 80%以上全半壊、中被害…同 50-80%、小被害・無被害)を把握する。 ◆ 調査に際しては、安全を確認し、応急対策、復旧作業に支障のないよう十分に注意する。 ◆ 本調査結果は、住家等被害認定調査(P1-16)及び家屋被害状況調査(P2-12)の対象区域を選定する基礎資料としても活用する。
	◆ 情報の収集・伝達システムを構築し、習熟しておく。 ◆ 調査方法の手引きを作成する。

この頁に必要な物品

- | | |
|--|---------------------------------|
| ☐ 家屋被害台帳(電子データ) | ☐ 自転車 |
| ☐ 市川市都市計画図 | ☐ 筆記用具一式 |
| ☐ 白地図(1/10,000) | ☐ 腕章 |
| ☐ 住宅地図 | ☐ デジカメ |

家屋被害概況調査の進め方

市川市の地図/住宅地図(記入用)/筆記用具/画板/ヘルメット/軍手/マスク/雨具/防寒具/カメラ/コンベックス/携帯電話/水筒 等

区分	判定基準
大被害地区	おおむね 80%以上の家屋が全壊・半壊・全半焼
中被害地区	おおむね 50%以上 80%未満の家屋が全壊・半壊・全半焼
小被害・無被害地区	上記以外

【家屋被害台帳及び記載例】

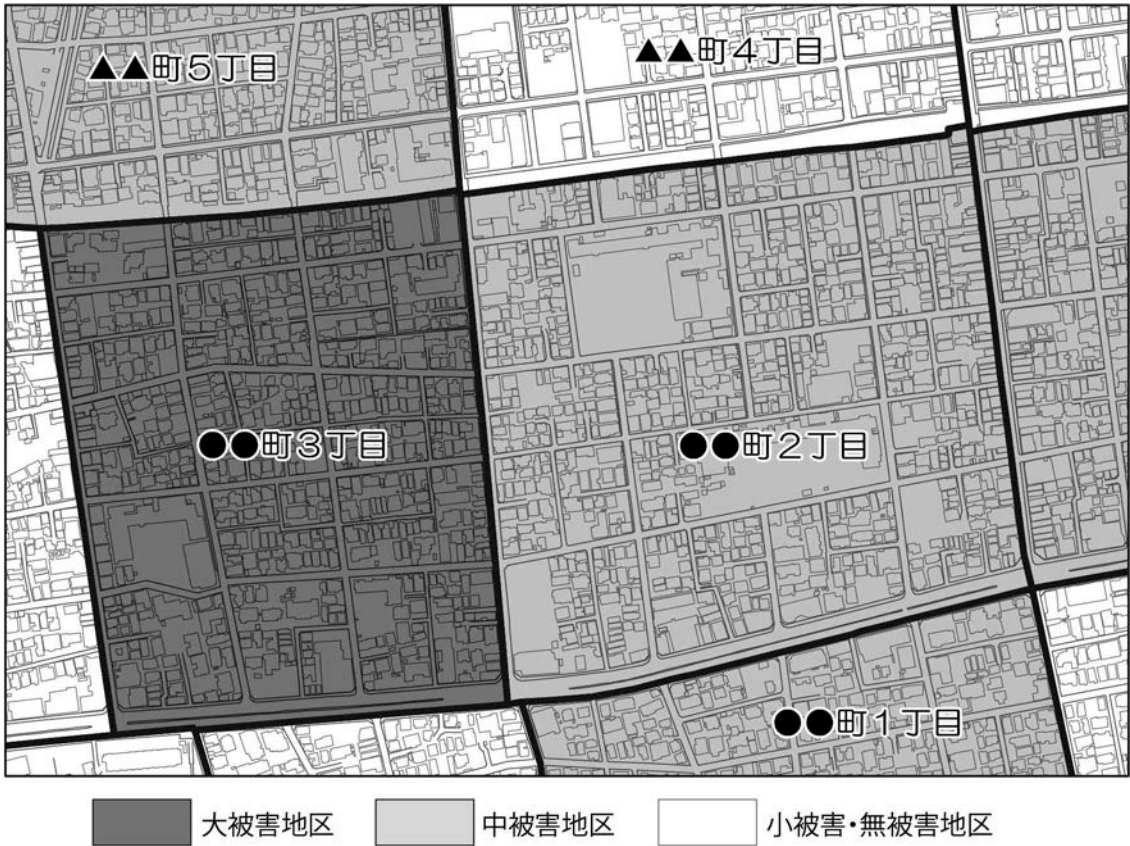
所在コード	所在	建物 総棟数 a	被害概況			被害状況			
	町丁目		被害割合 b	被害棟数 a×b	大(○)・中 (△)被害地区	全壊 c	半壊 d	全半焼 e	被害度 (c+d+e)÷a
12203xxxxxx	○○1丁目	190	85%	162	○	68	20	77	87%
12203xxxxxx	○○2丁目	82	15%	12		2	8	1	14%
	○○3丁目	113	35%	40		18	19	3	35%
	○○4丁目	162	90%	146	○	32	28	89	92%
	××1丁目	79	75%	59	△	27	16	15	74%
	××2丁目	137	60%	82	△	30	10	44	61%
	××3丁目	90	10%	9		1	9	0	11%
	△△1丁目	68	80%	54	○	19	3	32	80%
	△△2丁目	141	85%	120	○	62	37	18	83%

注1)「建物総棟数」は、最新の土地利用現況調査結果により記入する。

注2)県には、町丁目の被害概況を報告する。

注3)「本様式」及び「所在コード表」は、市の都市計画課が保管する。

【GIS による大被害地区等の分布図(例)】

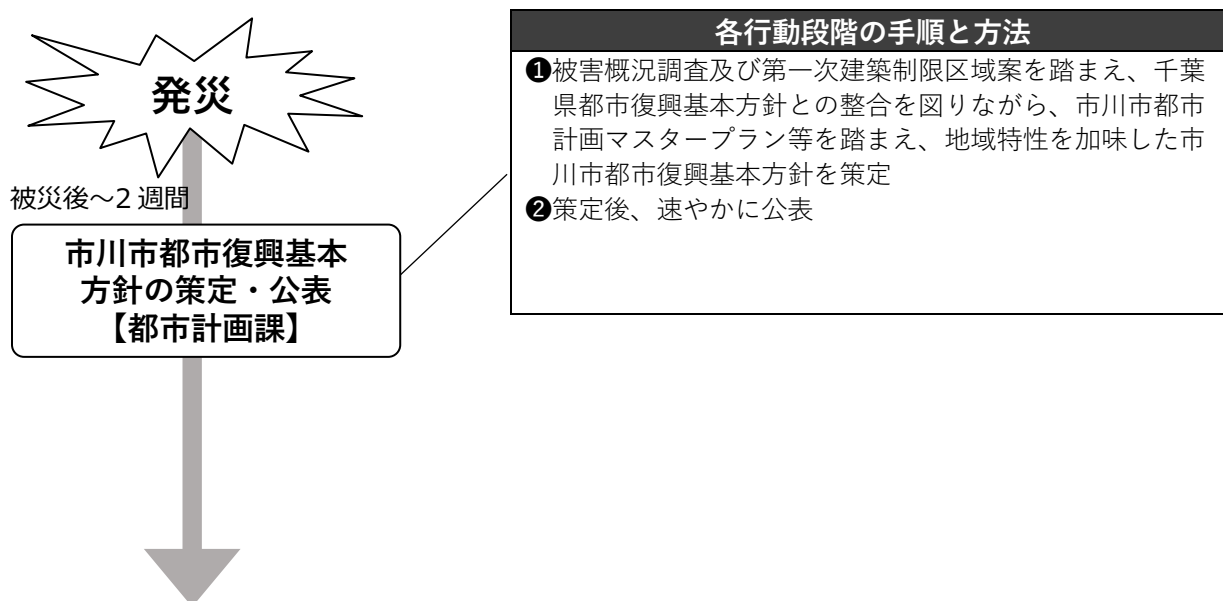


都市 1 節 2		第1節 都市復興基本方針の策定	
都市復興基本方針			
主管課	都市計画課	関係部課	

《行動のあらまし》

- 都市復興基本方針は、被災後速やかに都市復興の方向性を住民に示すためのものである。
- 復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設やライフラインの復旧・復興、市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する方向性を提示する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 都市復興基本方針を事前に検討しておく。
留意事項	◆ 都市復興基本方針は、復興方針と調整し、また千葉県や隣接市等の基本方針との整合性に留意すること。 ◆ 都市復興基本方針には第一次建築制限の指定についての考え方を示すため、第一次建築制限の指定・告示(2週間以内)の前に公表すること。
検討課題	

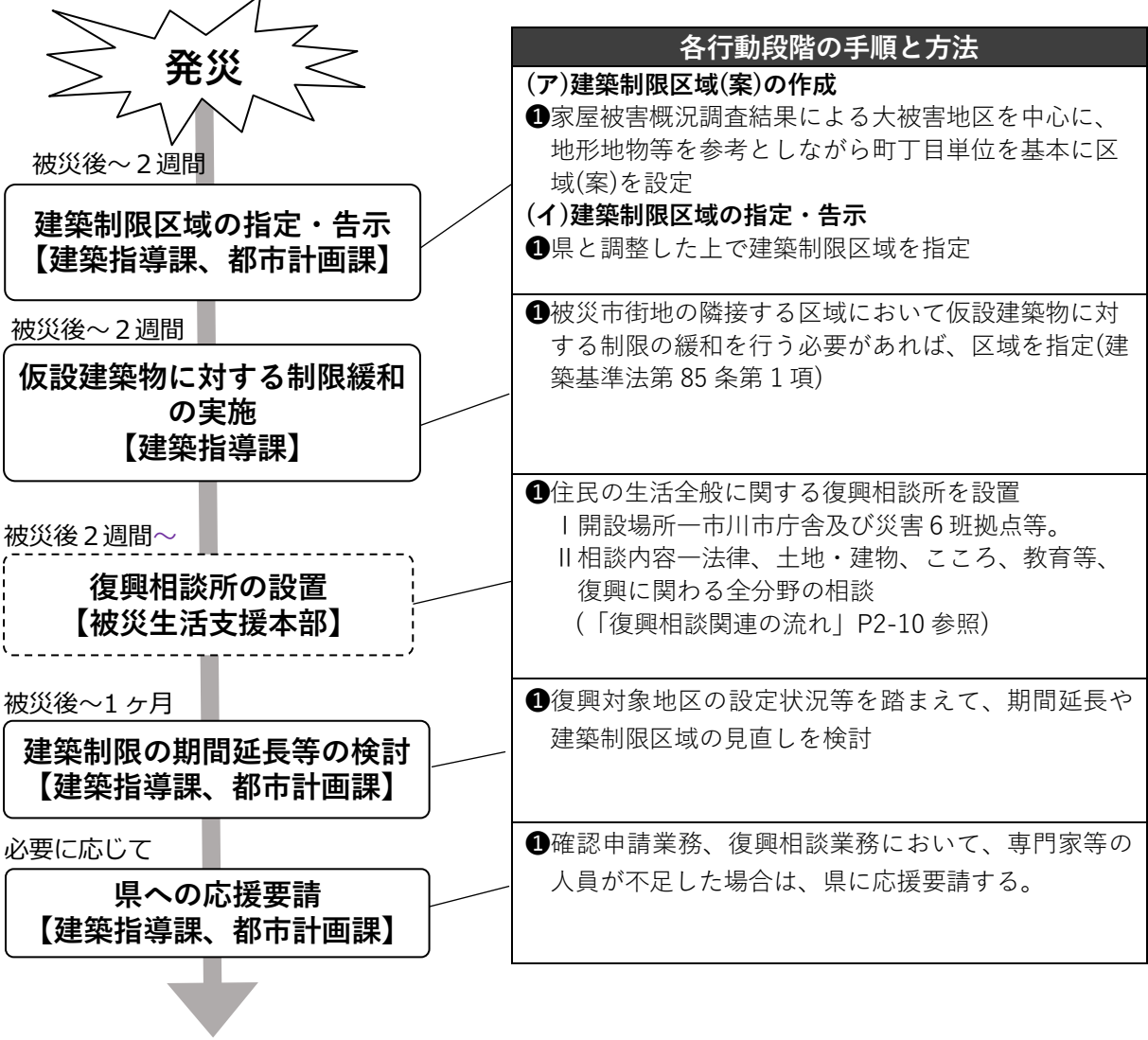
この頁で必要な物品	
☐ 都市計画マスタープラン等	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

都市		第1節 都市復興基本方針の策定	
1 節 3		第一次建築制限	
主管課	建築指導課	関係部課	都市計画課、被災生活支援本部 (生活再建支援班、市民要望受付班、福祉班)

《行動のあらまし》

- 第一次建築制限(建築基準法第 84 条)は、災害が発生した日から 1 ヶ月に限り(更に 1 ヶ月間の延長が可能)、区域内における建築物の建築を制限又は禁止することができる。
- 建築制限区域は、家屋被害概況調査による大被害地区(おおむね 80%以上の家屋の焼失・倒壊が確認された地区)を基本とするが、復興事業を見通して合理的な区域を指定する。
- 同時に、住民の理解と協力が得られるよう、復興相談所においてきめ細やかな相談・支援及び適切な情報提供を行う。
- 建築制限について事前に住民に周知し、理解と認識を深めてもらう。

《行動の手順》(【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

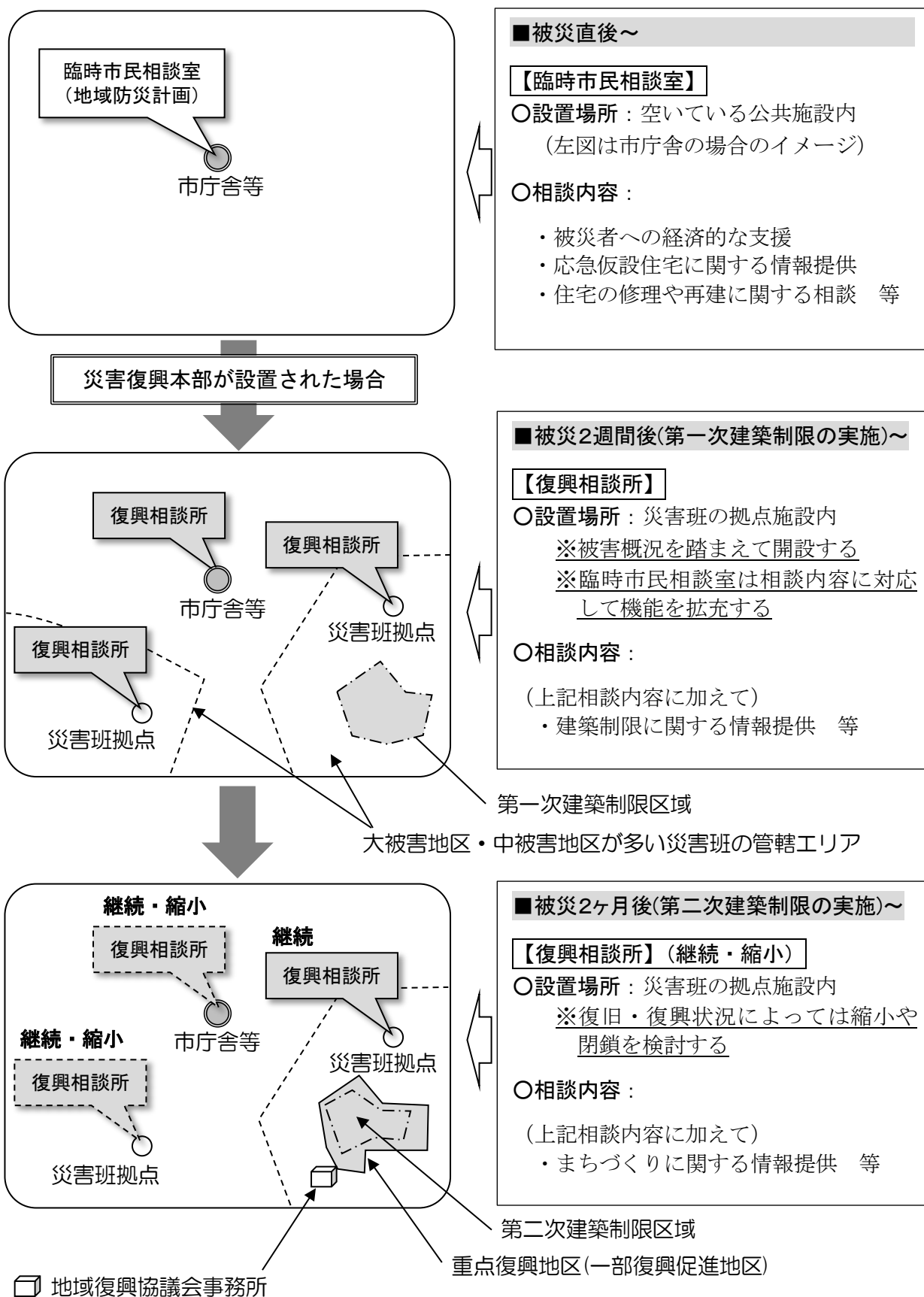
事前準備	◆ 建築制限内容の文案を作成する。 ◆ 復興対策基本図1(現況特性図)及び復興対策基本図2(現行計画図)を作成し、随時見直しを行う。(「復興対策基本図1」P2-22、「復興対策基本図2」P2-23参照)
留意事項	◆ 第一次建築制限は、復興まちづくりに取り組む意思表示でもあるので、関連の部局と協議を行う。 ◆ 建築制限の広報にあたって、制限内容を正確に伝える(全面禁止と受け取られないよう)よう配慮する。 ◆ 区域の設定に関しては、地域の一体性や被災前に進行していた事業の有無等を踏まえ、土地区画整理事業のため必要と判断できるところでは、中被害地区等においても第一次建築制限区域とするかどうかを検討する。 ◆ 復興相談所の開設場所は、建築制限に係る情報提供、建築相談等のため、建築制限区域内又はその周辺区域に別途設置も検討する。
検討課題	

この頁に必要な物品	
☐ 家屋被害台帳(電子データ)	☐ 復興対策基本図2(現行計画図)
☐ 都市計画図	☐
☐ 住宅地図	☐
☐ 復興対策基本図1(現況特性図)	☐

第2章 都市の復興

〔再掲〕復興相談関連の流れ（イメージ）

※臨時市民相談室を市庁舎に開設した場合のイメージ



※地域復興協議会とは、地域住民が立ち上げた組織。

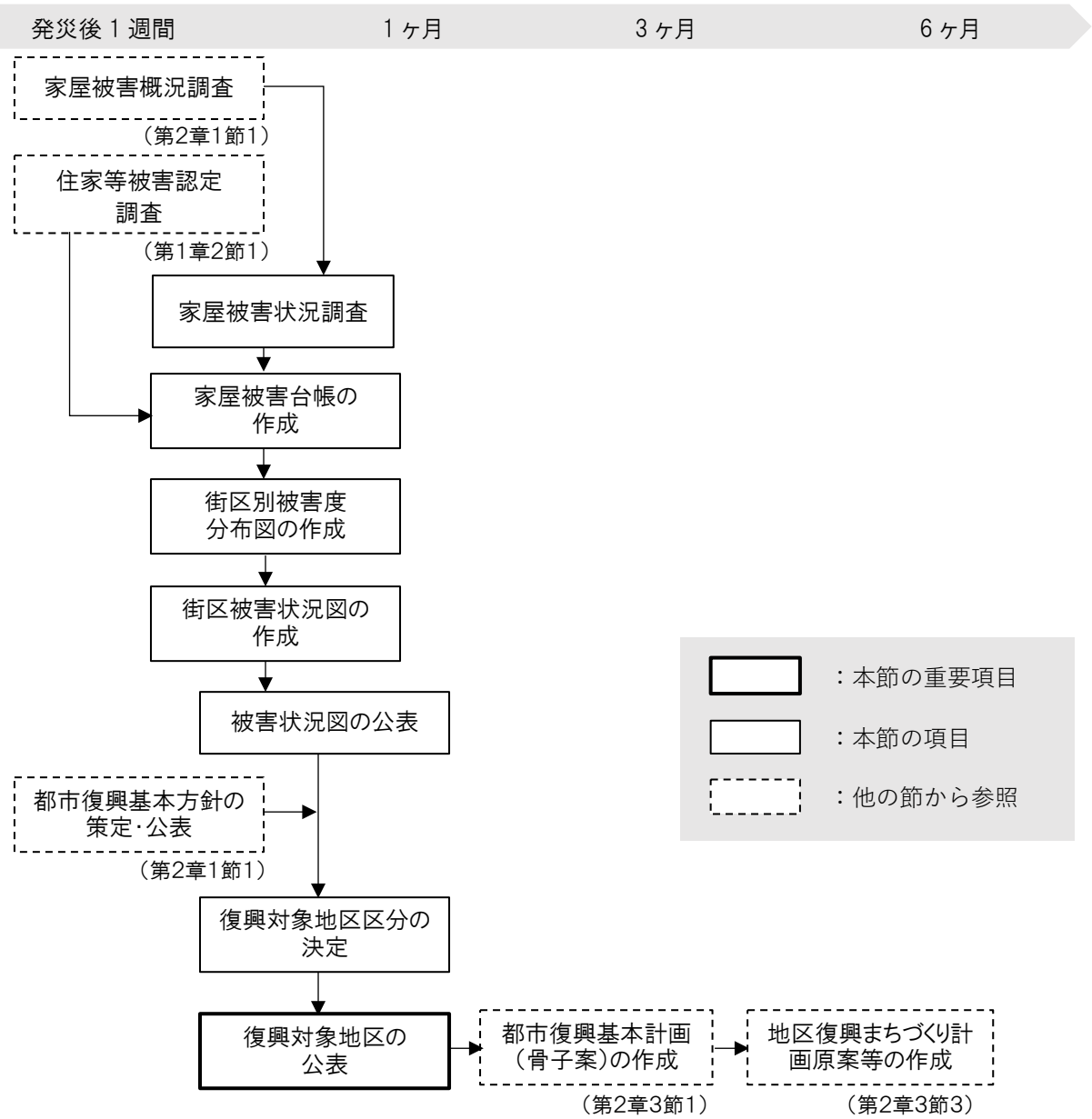
※既存公共施設に設置し、協議会は復興まちづくりの情報提供等を行う。市は必要に応じて職員・専門家を派遣する。（第3章2節1「協議会事務所の開設」P3-18 参照）

第2節

復興対象地区の設定

家屋被害状況調査を行い、家屋被害台帳を作成、街区別被害状況の情報を公表する。その被害状況と、都市基盤整備状況や上位計画などの情報を重ね合わせて、復興対象地区区分を決定し、復興対象地区を公表する。

■本節に関わる業務の関連フロー

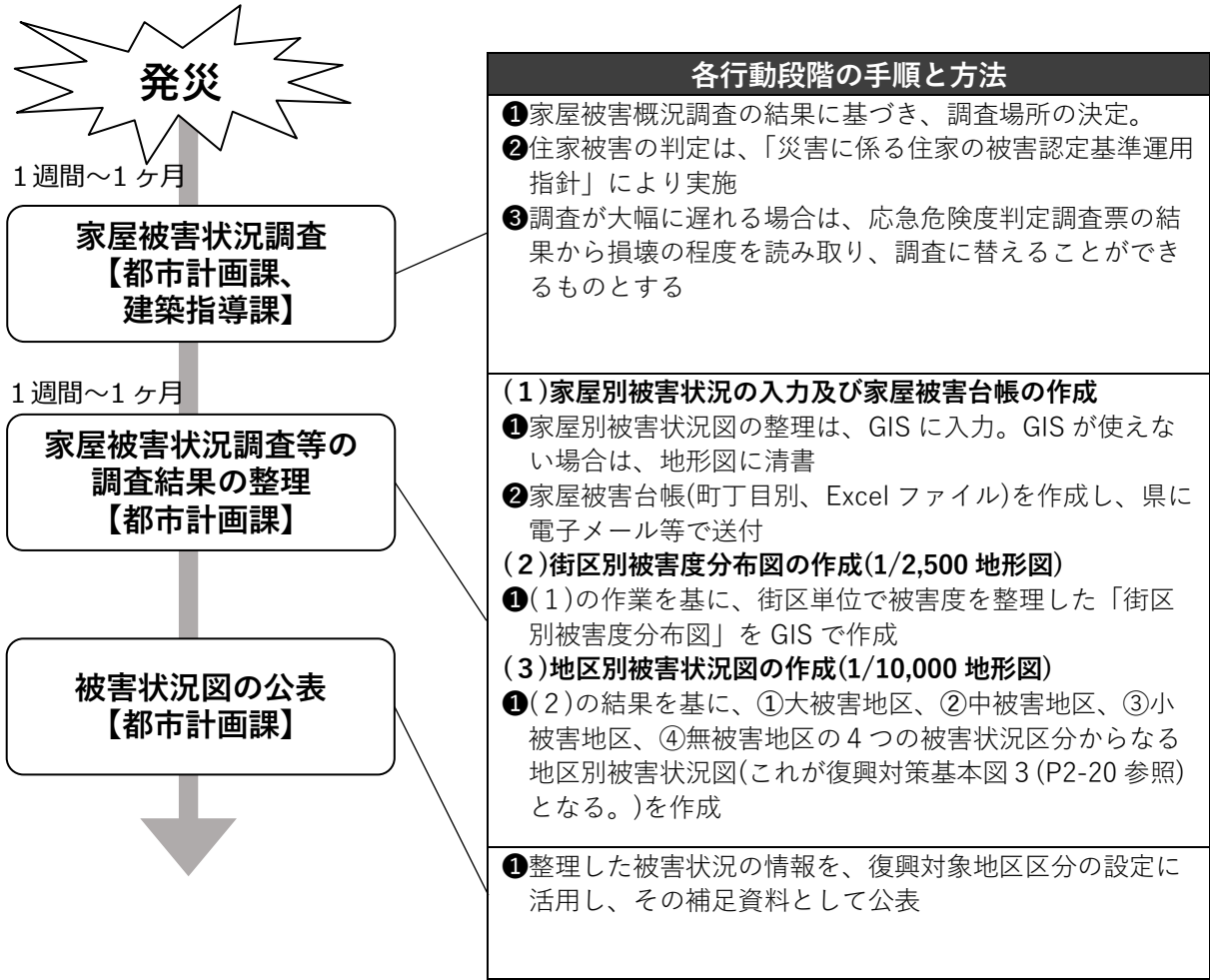


都市 2 節 1		第 2 節 都市復興基本方針の策定	
		家屋被害状況調査	
主管課	都市計画課	関係部課	予算・調査班、建築指導課

《行動のあらまし》

- 家屋被害状況調査とは、被害状況を把握するため、災害により倒壊等の被害を受けた建物被害を調査するものであり、調査結果は、都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用される。
- 被災後 1 ヶ月以内に、復興対象地区(P2-18 参照)を設定するための基礎情報として、家屋被害状況調査の結果を整理し被災市街地内の全建物の被害状況を把握する。
- 得られた情報は、市において、被害状況図及び家屋被害台帳として整理し、被害状況図を公表する。
- 家屋被害状況調査が大幅に遅れると予想される場合や、結果が復興対象地区区分の資料として不十分な場合には、代替調査を実施する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

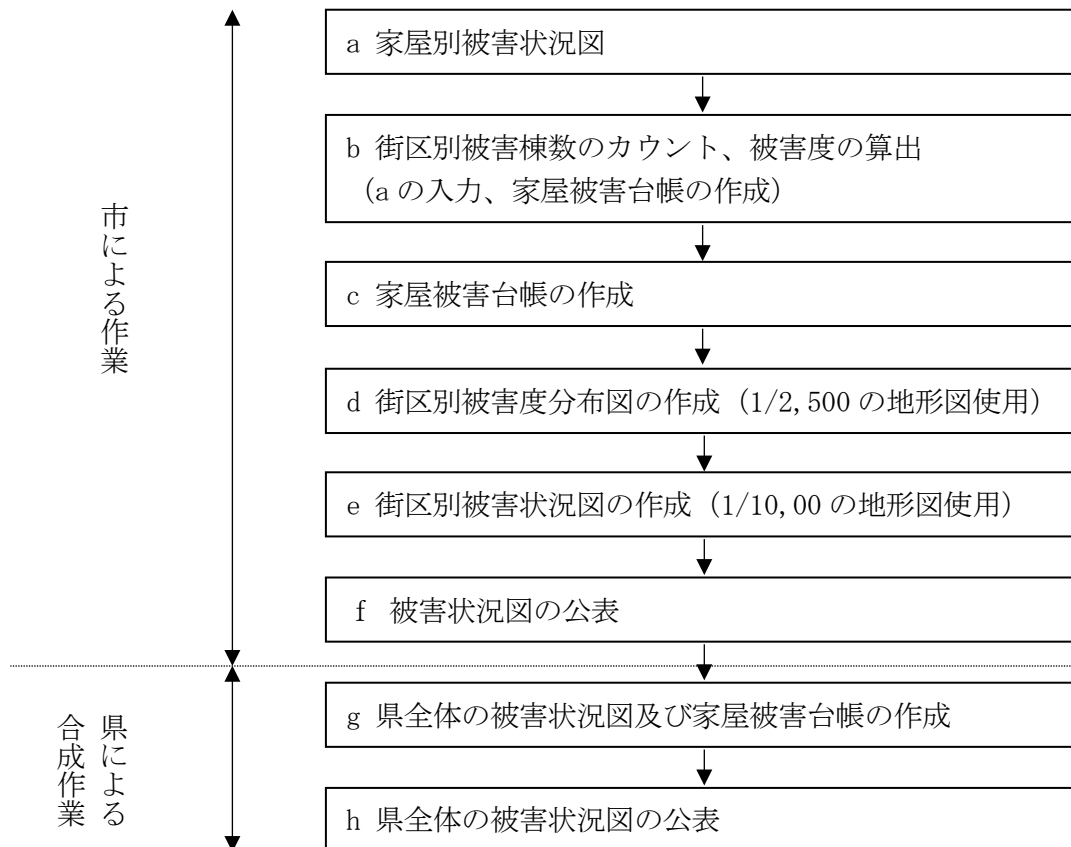
事前準備	◆ 調査のための体制づくり、調査方法の検討、資機材を準備しておく。 ◆ 調査方法について、訓練などにより習熟しておく。
	◆ 地区別被害状況図の作成にあたって、地区設定は複数の街区をまとめた一団の区域として行い、その単位は事業導入を考慮し1ha以上を目安とする。 注)都市再生区画整理事業(被災市街地復興型、推進地域内)は面積要件が無く、市街地再開発事業(第二種)は0.5haであるように、1ha未満でも事業導入は可能であるが、まちの復興に当たっては数ha～数十haを一つのまとまりと考える必要があるため、ここでは1ha以上を一つの目安とする。 ◆ GISによる街区別被害状況図の作成においては、街区ポリゴンを用いる。 ◆ 固定資産税台帳を活用し、効率よく調査する。 ◆ 調査チームの編成は、建築知識を有する者との編成を考慮する。 ◆ 住家等被害認定調査を実施する住家については、同調査と家屋被害状況調査を兼ねて実施する場合もある。
	◆ 公表に当たり、個人情報の取扱について、千葉県と調整しておく。

この頁で必要な物品

- | | |
|--|---------------------------------|
| ☐ 現地踏査用住宅地図 | ☐ 自転車 |
| ☐ 整理用住宅地図 | ☐ 筆記用具一式 |
| ☐ 家屋被害台帳(電子データ) | ☐ 腕章 |
| ☐ 調査票 | ☐ デジカメ |

家屋被害状況調査の進め方

【被害状況図及び家屋被害台帳の作成フロー】



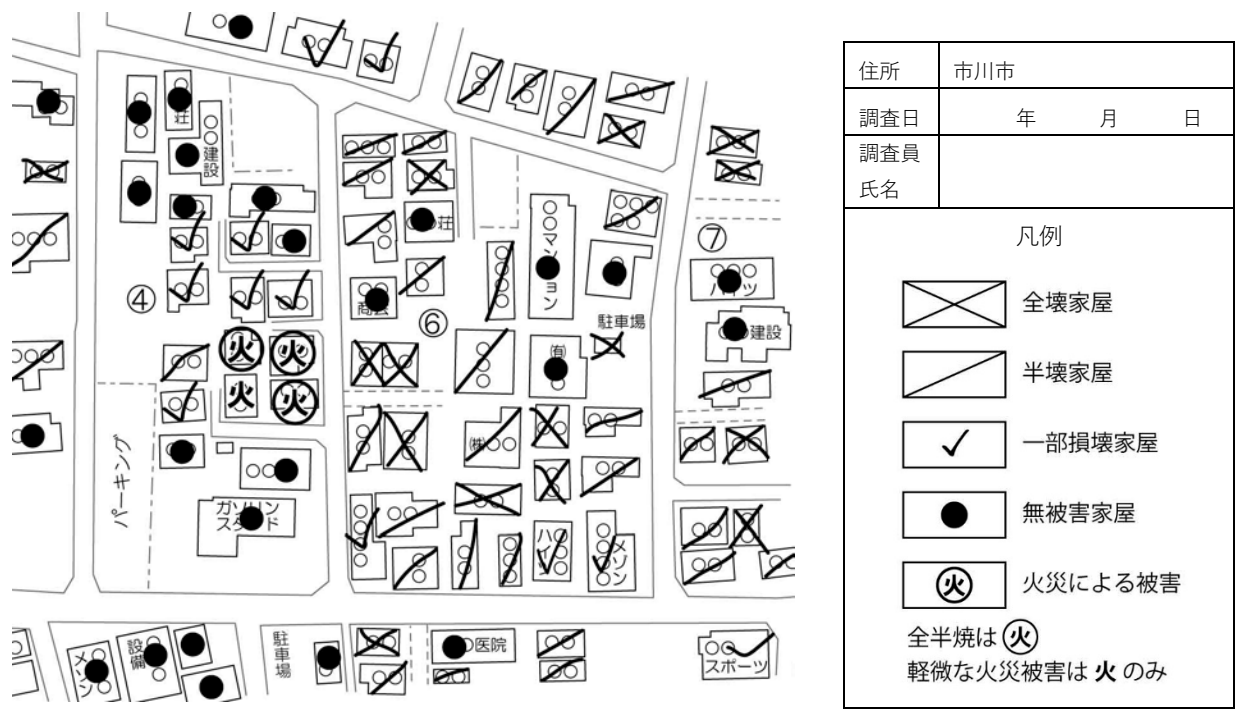
【(参考) 家屋被害状況調査の必要人員試算】

- ア 1日の調査時間は8時間、調査地区への往復は1時間とする。
- イ 調査は2人1組のチーム編成とし、1棟を3分で調査すると仮定する。
→ 1チーム1日(7時間)の調査棟数は140棟
- ウ 試算
- 必要調査延べ人員 = 2人×(調査対象建物棟数)÷140棟
- 1日当たりの必要調査人員 = (必要調査延べ人員)÷(調査日数)

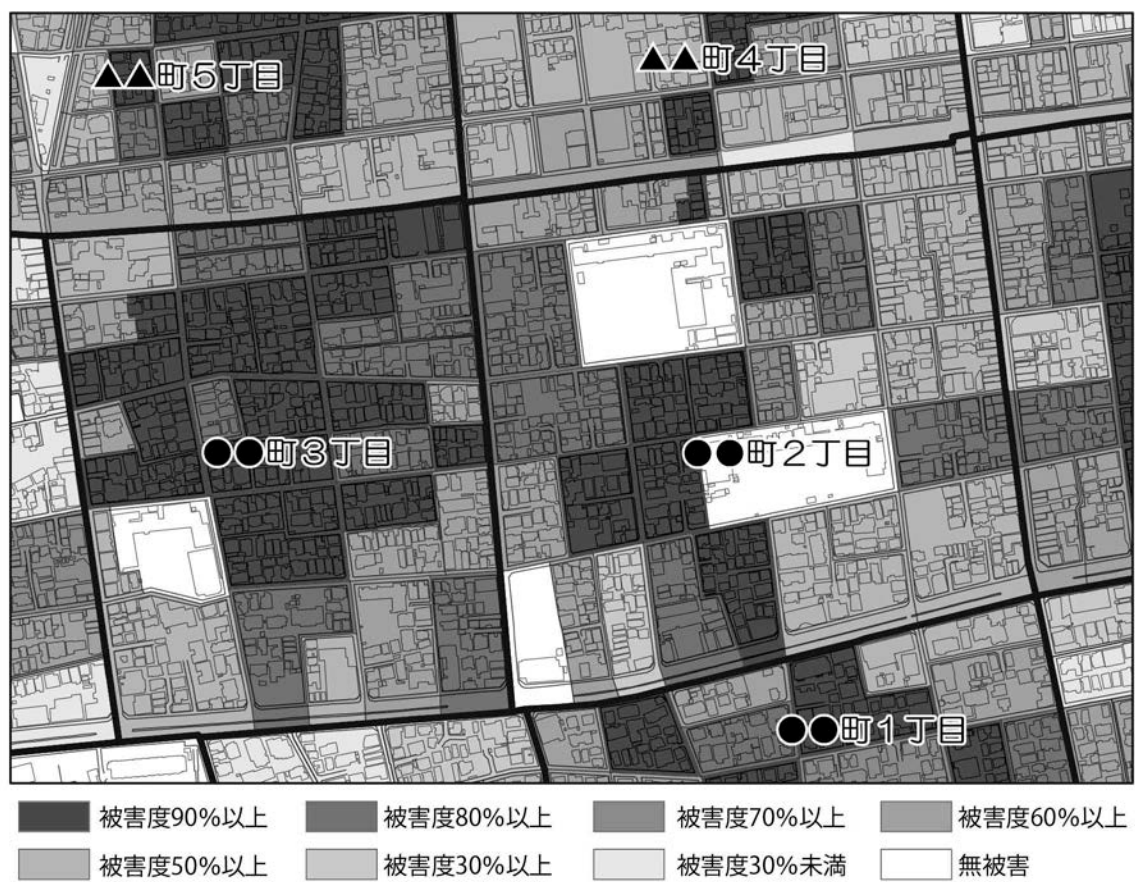
【家屋被害状況調査に係る応援人員の派遣(千葉県災害対策本部)】

- ア 市は、被災地近傍での宿舍の確保など必要な受け入れ体制の整備を行う。
- イ 市は、県に応援要請するに当たり、以下の点を明らかにして要請する。
- 活動内容・人数・場所・期間・/交通手段/その他特記事項(建物被害状況調査担当責任者・連絡先、携行品、宿泊に関すること等/要請担当責任者/

【家屋別被害状況図の作成例】

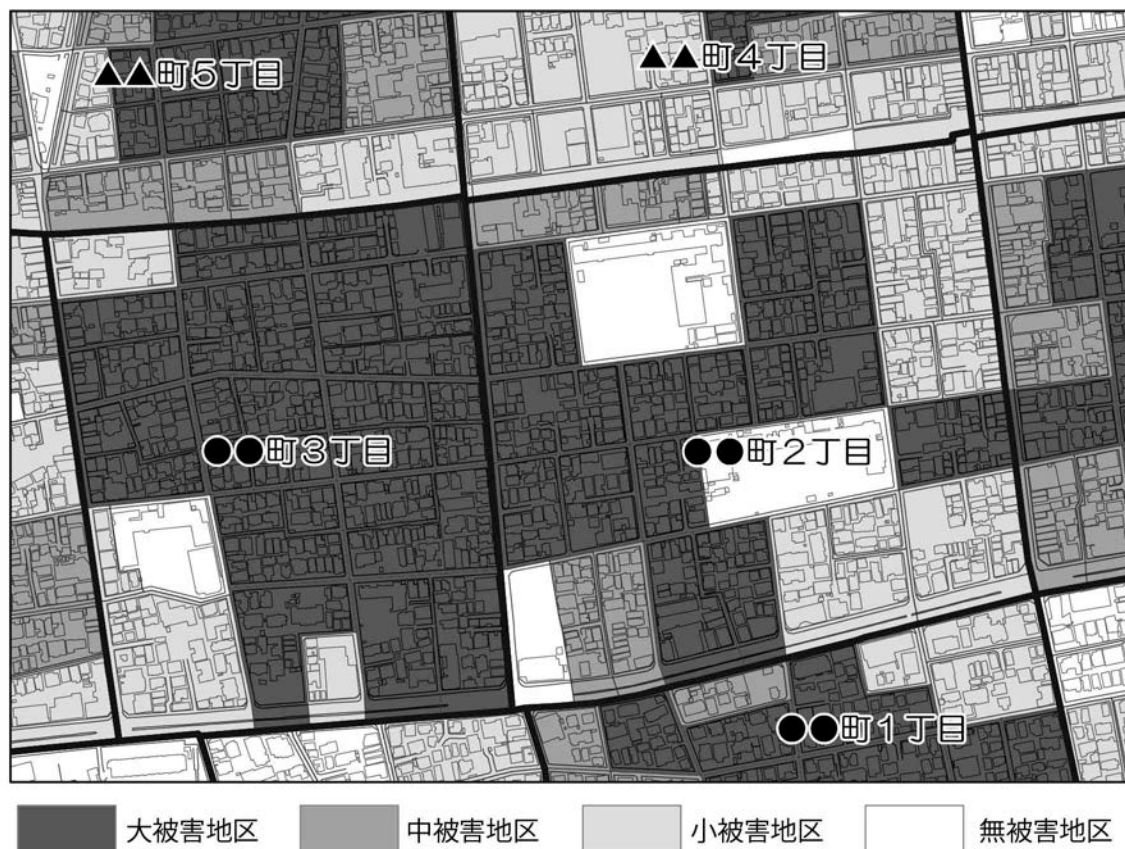


【街区別被害度分布図の作成例】



第2章 都市の復興

【地区別被害状況図の作成例】



【被害状況の区分と判断基準】

区分	判定基準
大被害地区	おおむね被害度 80%以上の街区が連担した地区
中被害地区	おおむね被害度 50%以上 80%未満の街区が連担した地区
小被害地区	上記以外の割合で部分的な被害の見られるすべての街区の連担した地区
無被害地区	被害がほとんど見られない地区

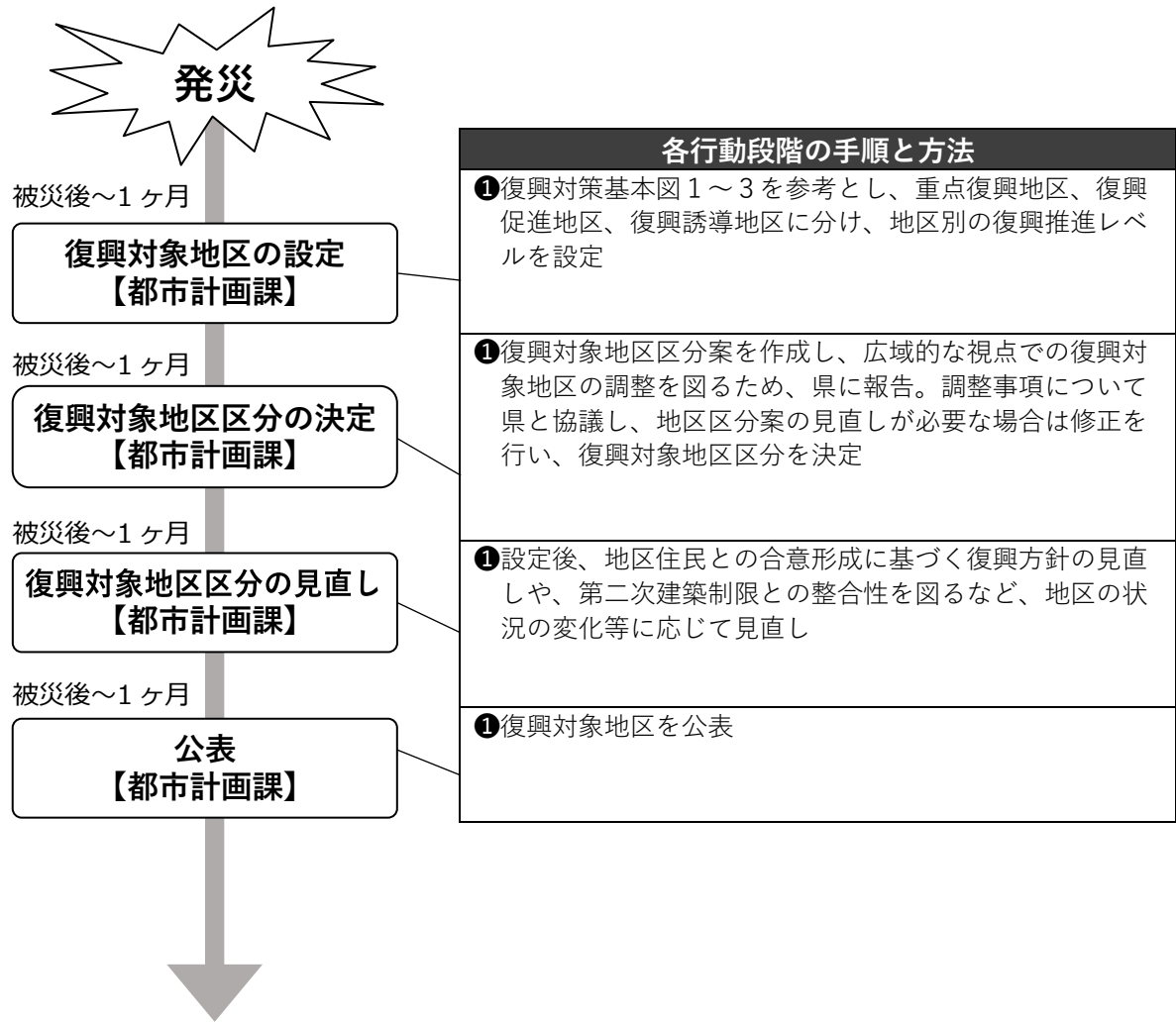
被害度：一定地区(街区又は町丁目)における全家屋棟数に占める全壊家屋と半壊家屋と全半焼家屋を合算した棟数の割合の 100 分比

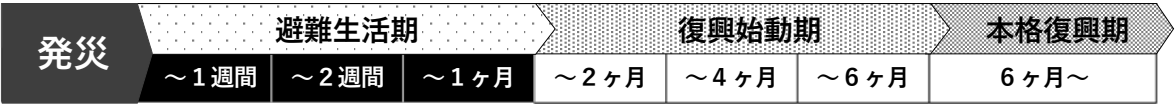
都市		第 2 節 復興対象地区の設定	
2 節 2		復興対象地区	
主管課	都市計画課	関係部課	

《行動のあらまし》

- 被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるため、復興対象地区を設定する。
- 復興対象地区の地区区分設定は、必然性・合理性のある判定基準をもって行う必要があり、設定の根拠となる事項は、①被災前の地区の整備課題、②既往計画、③被害状況である。
- 復興対象地区区分は、①重点復興地区、②復興促進地区、③復興誘導地区、④一般地区の4地区とし、その判定基準は、市であらかじめ住民に周知しておく。
- 復興対象地区区分の考え方について、事前に市民に周知し、理解と認識を深めてもらう。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



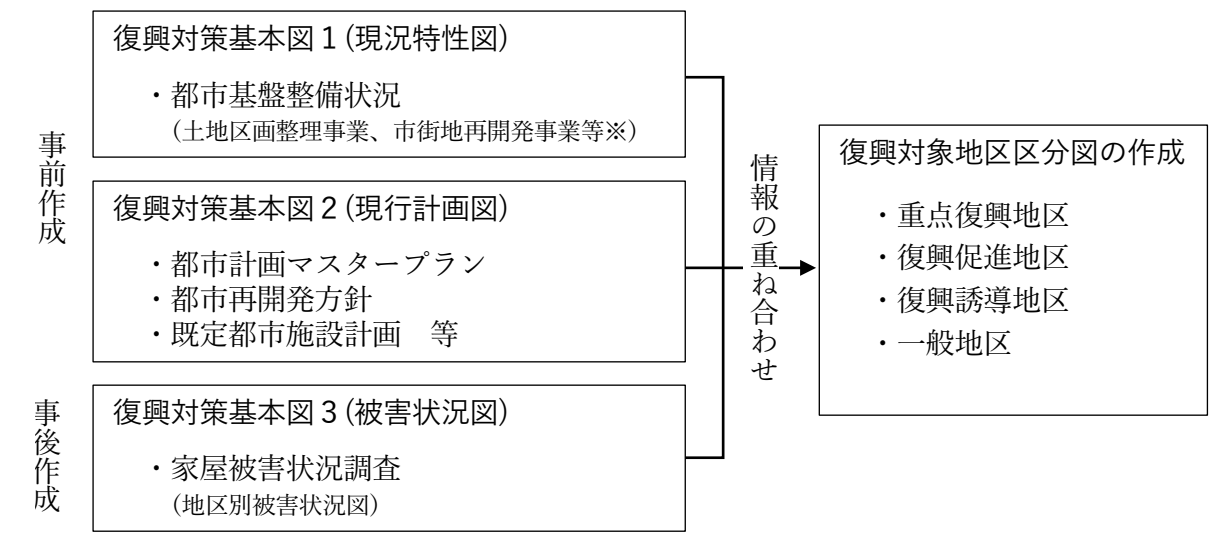


事前準備	◆ 復興対策基本図 1 (現況特性図)及び復興対策基本図 2 (現行計画図)を作成し、随時見直しを行う。
留意事項	◆ 重点復興地区の設定にあたっては、第一次建築制限区域との整合性に留意する。
検討課題	◆ 市街地復興整備条例の整備について検討する。 ◆ 復興対象地区の内容の住民周知について検討する。

この頁で必要な物品	
☐ 復興対策基本図 1	☐
☐ 復興対策基本図 2	☐
☐ 復興対策基本図 3 (家屋被害状況図)	☐
☐	☐

第2章 都市の復興

復興対象地区区分の判定の流れ



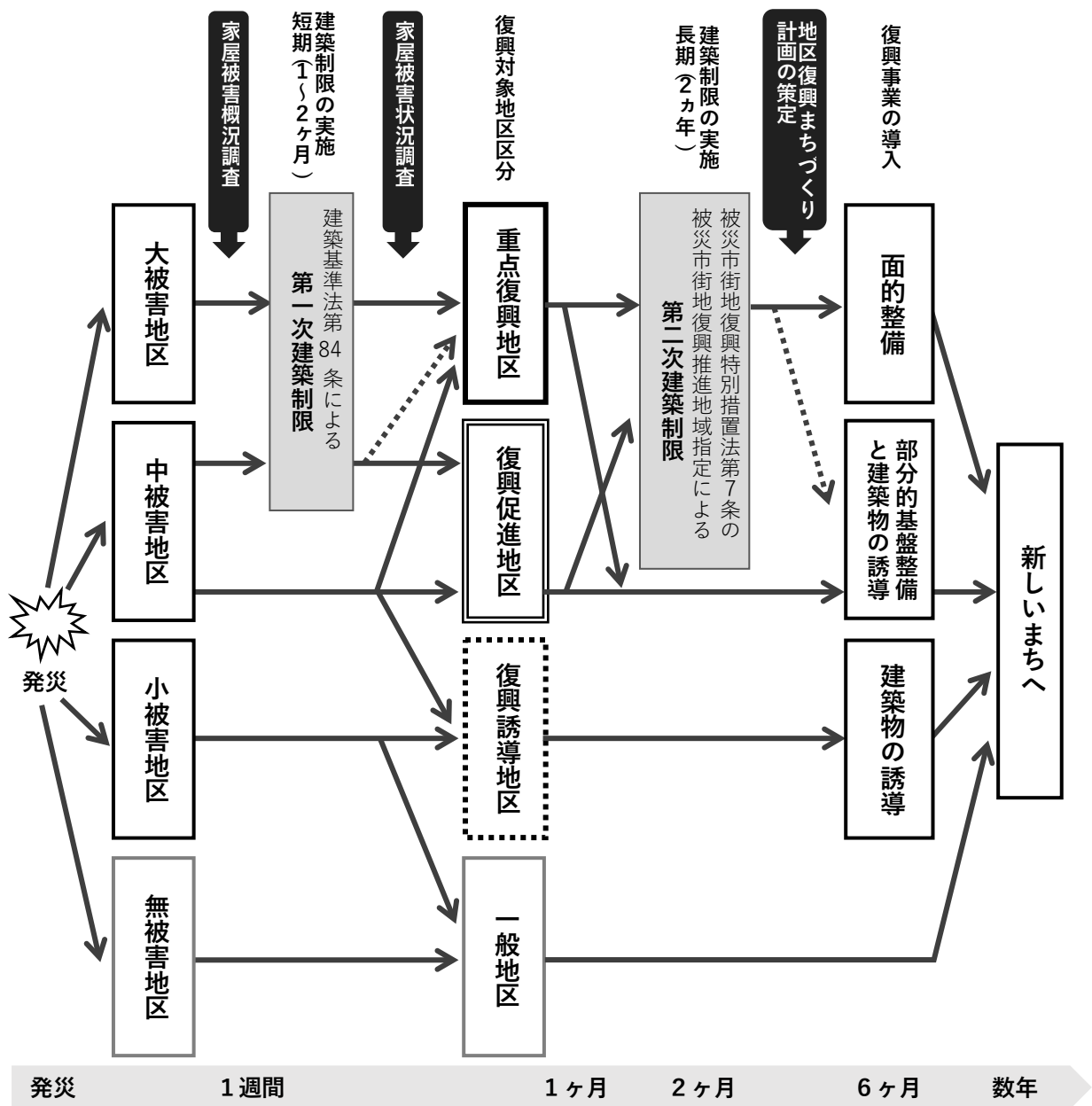
※復興対策基本図1における都市基盤整備状況として、耕地整理事業実施の有無も参考とする。

復興対象地区区分の判定

現況の都市基盤整備状況と被害状況により、以下のように判断する。そのうえで、復興対策基本図2を基に、各種現行計画の位置づけを踏まえて地区区分の再判定を行う(詳細は、資料2-1「復興対象地区の設定手順」参照)。

		復興対策基本図3			
		大被害地区	中被害地区	小被害地区	無被害地区
復興対策基本図1	未整備地区	重点復興地区	復興促進地区	復興誘導地区	一般地区
	整備済み地区	復興促進地区	復興促進地区	復興誘導地区	一般地区

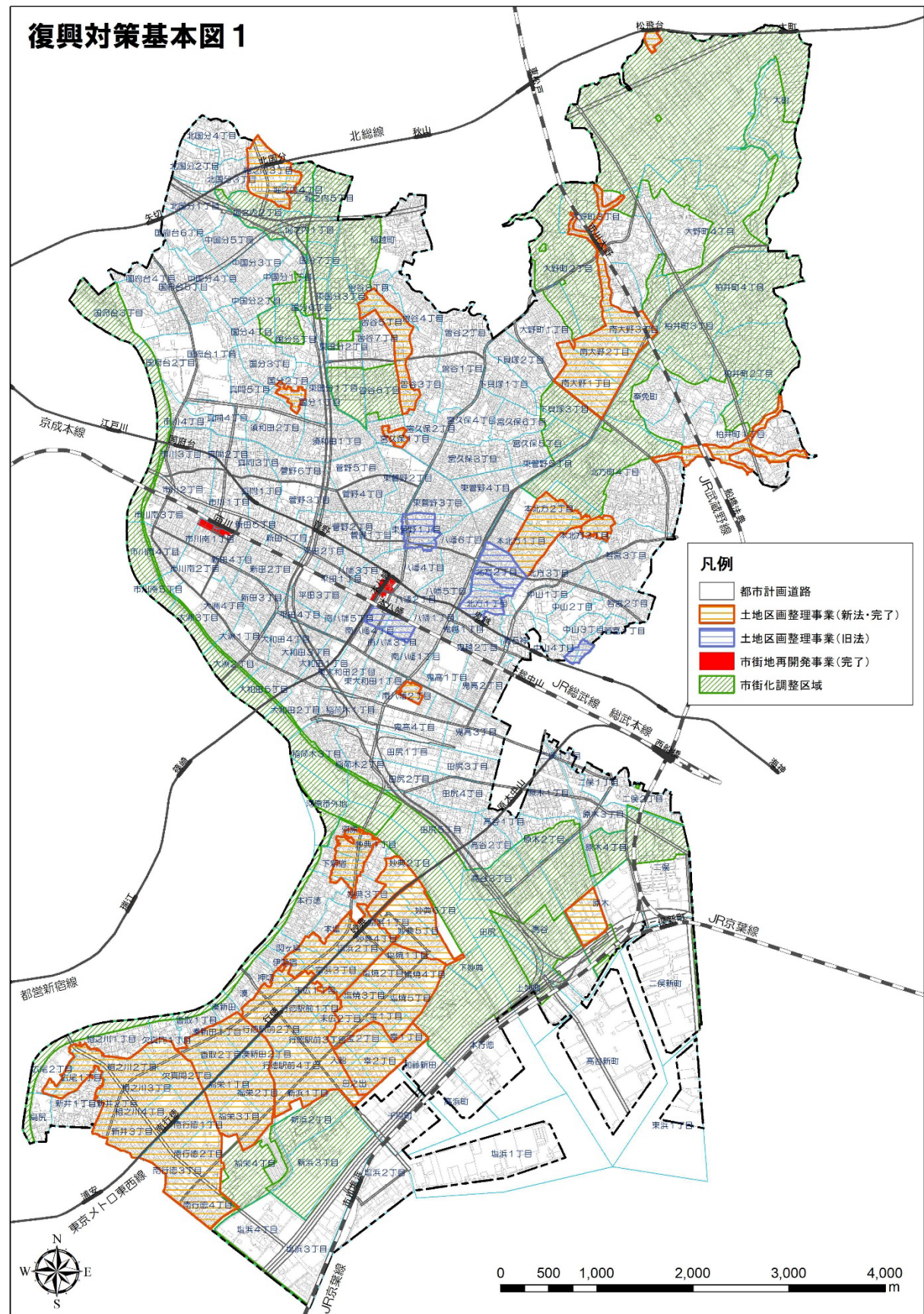
復興まちづくりの流れと復興対象地区区分の考え方



地区区分	市街地復興の考え方	想定される主な整備手法	
		(基盤整備)	(建築物の整備・誘導)
重点復興地区	復興を契機として都市基盤施設の整備等、抜本的・面的な復興事業を緊急かつ重点的に行うことが適当な地区	・土地地区画整理事業 ・市街地再開発事業	・住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) ・住宅地区改良事業
復興促進地区	任意事業による部分的な都市基盤施設の整備等と、自力再建型の復興を一体的に進めることが適当な地区	・小規模な土地地区画整理事業 ・住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) ・住宅地区改良事業	・優良建築物等整備事業 ・地区計画制度
復興誘導地区	個々の自力再建型の復興を図る地区	—	・優良建築物等整備事業 ・地区計画制度
一般地区	被害がなかった地区	—	—

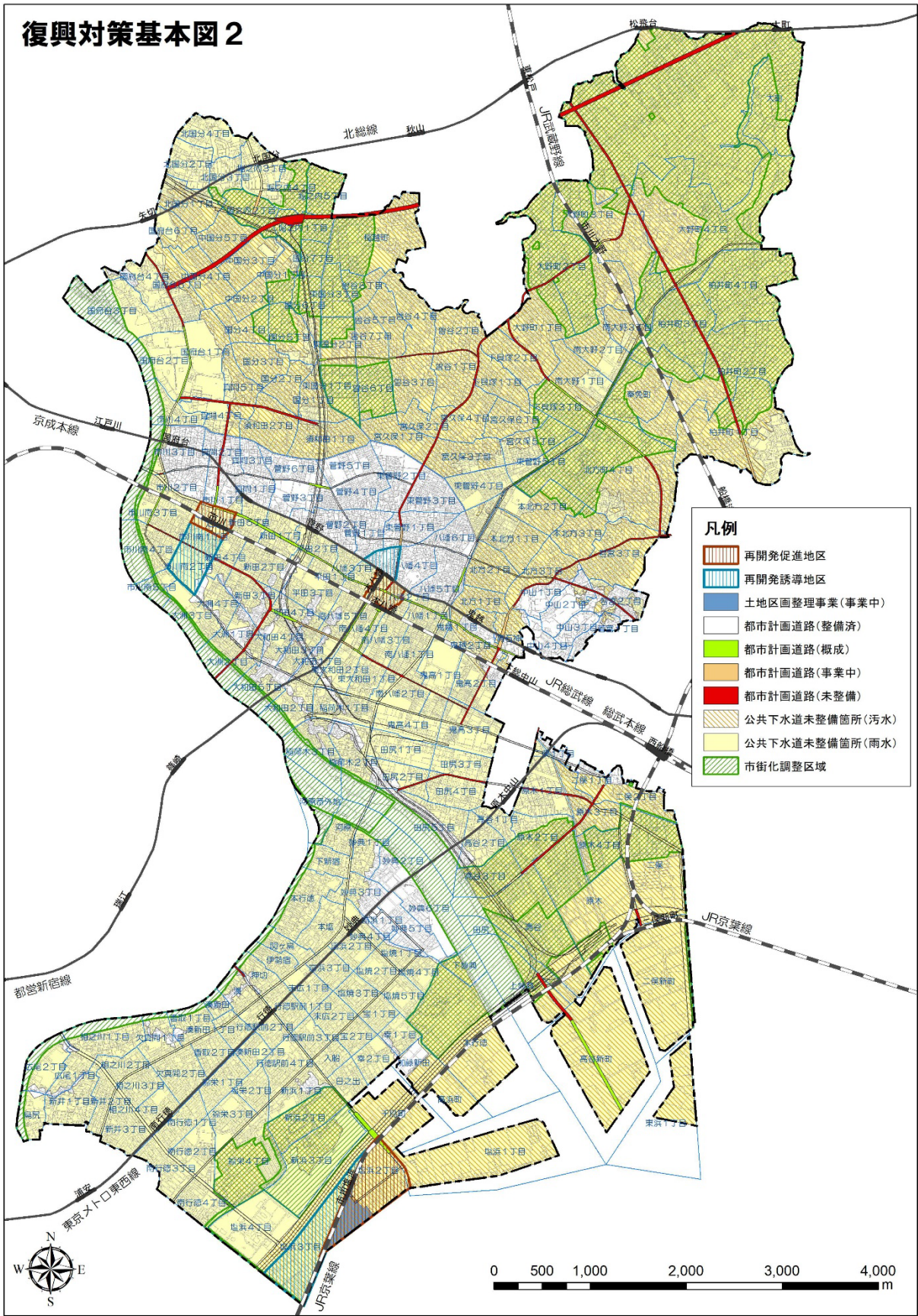
第2章 都市の復興

復興対策基本図 1 (現況特性図)



(令和2年3月現在)

復興対策基本図2(現行計画図)



(令和2年3月現在)

第2章 都市の復興

被災市街地復興整備条例(案)

市川市被災市街地復興整備条例(案)

令和〇年〇月〇日

条例第〇号

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震により被害を受けた市街地の復興に際し、市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、災害に強い活力のある市街地の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例における用語の定義は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の例による。

- 2 この条例において「建築物等」とは、建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- 3 この条例において「土地区画整理事業」とは、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。
- 4 この条例において「市街地再開発事業」とは、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業をいう。
- 5 この条例において「震災復興事業」とは、大規模な地震により被害を受けた市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。
- 6 この条例において「建築物等の更新」とは、災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。

(復興の理念)

第三条 市、市民及び事業者は、市街地の復興に当たっては、災害に強いまちづくりを協働して行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、千葉県及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ、被災後、速やかに市の都市の復興に関する基本的な方針(以下「市川市都市復興基本方針」という。)を策定し、これを市民及び事業者に広く公表するとともに、市川市都市復興基本方針に基づき震災復興事業を推進し、その他必要な施策を実施する責務を有する。

(市民及び事業者の責務)

第五条 市民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力する責務を有する。

(復興対象地区の指定)

第六条 市長は、次に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

一 重点復興地区 震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備(以下「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区

二 復興促進地区 震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、さらに、その地区内の一部の区域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該区域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

三 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 市長は、前項の復興対象地区を指定するために、復興対象地区区分指定基準を規則で定めるものとする。

3 市長は、第一項の復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(復興地区の指定の変更等)

第七条 市長は、震災復興事業の進捗状況を考慮して必要があると認めるときは、前条の指定を変更することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(市川市都市復興基本計画の策定)

第八条 市長は、市川市都市復興基本方針に基づき、震災復興事業を推進するための計画(以下「市川市都市復興基本計画」という。)を速やかに策定し、これを市民及び事業者に広く公表するものとする。

2 市長は、市川市都市復興基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業の推進)

第九条 市長は、重点復興地区及び復興促進地区において、市川市都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、復興誘導地区において、市川市都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、震災復興事業の推進に当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者に対し、市川市都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第十条 市長は、重点復興地区及び復興促進地区において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第十一条 重点復興地区及び復興促進地区(前条の規定により被災市街地復興推進地域定めた

第2章 都市の復興

区域を除く。)並びに復興誘導地区において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

- 一 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
- 二 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築するもの
- 三 都市計画事業の施行として建築するもの及び都市計画に適合して建築するもの
- 四 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ 階数が二以下であり、かつ、地階を有しないものであること。

ロ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

ハ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、市長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等

2 前項の規定による届出の義務は、第六条第一項に規定する復興対象地区の指定の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

(情報の提供及び協議)

第十二条 市長は、前条第一項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2 市長は、前条第一項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3節

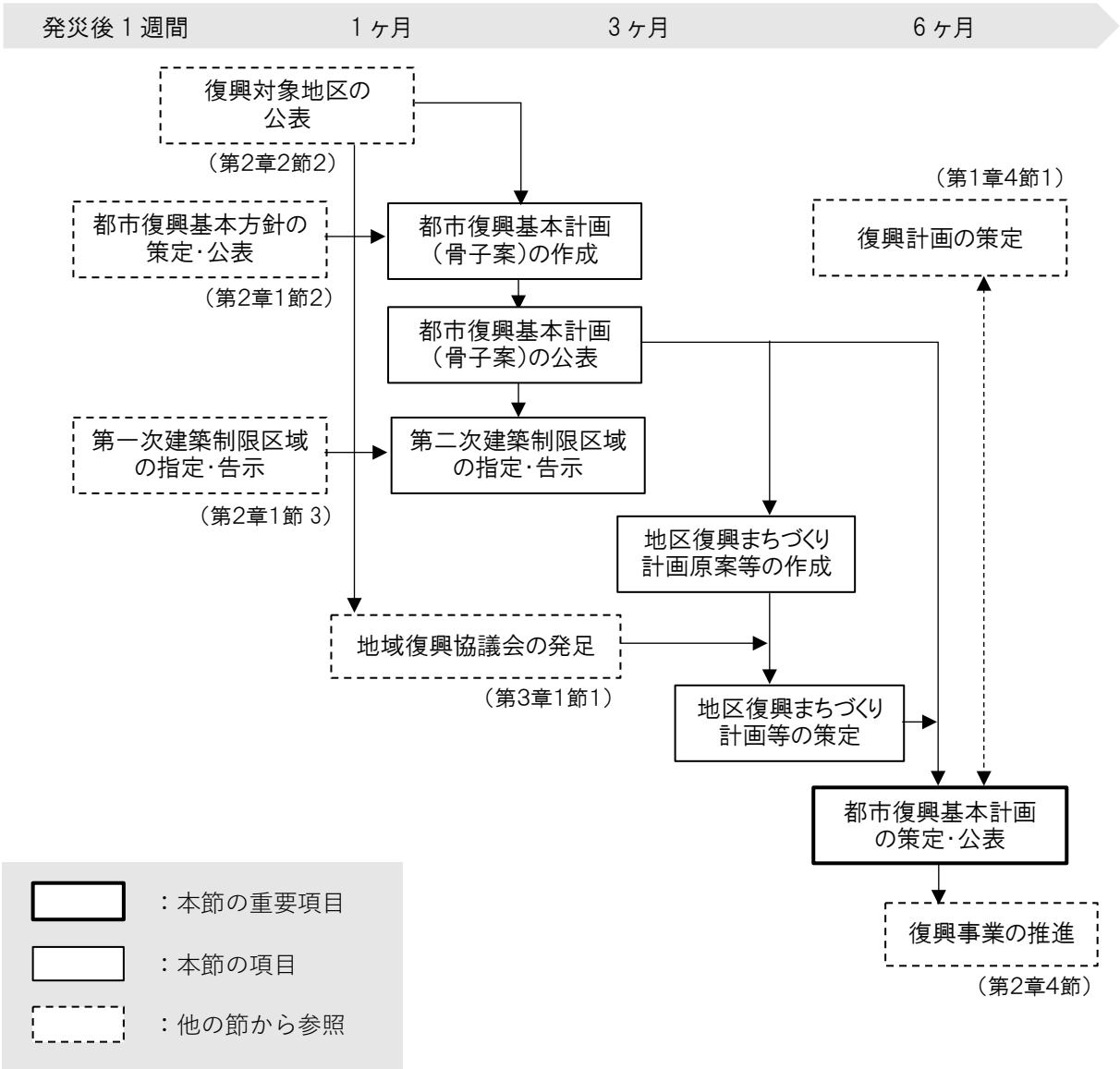
都市復興基本計画の策定

復興対象地区を踏まえ、市川市都市復興基本方針をより具体化したものとして、都市復興基本計画(骨子案)を作成、公表する。

骨子案を受けて、重点復興地区を基本に第二次建築制限を実施する。あわせて、地域住民と協議のうえ個別地区の復興施策を具体化した地区復興まちづくり計画を策定する。

最終的に、骨子案に地区復興まちづくり計画の内容を反映させたものとして、都市復興基本計画を策定する。これは具体的な復興施策を体系的に取りまとめた都市復興のマスタープランとなる。

■本節に関わる業務の関連フロー

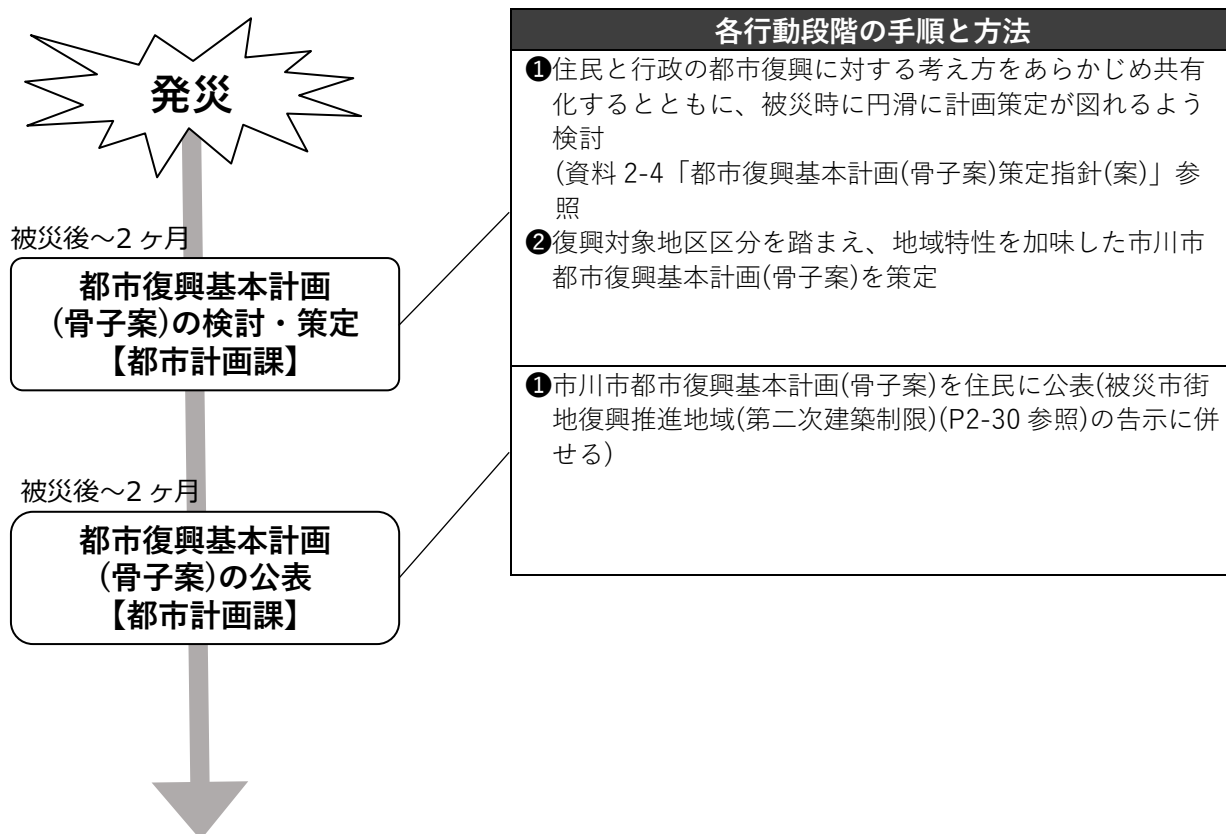


都市 3 節 1		第 3 節 都市復興基本計画の策定	
都市復興基本計画(骨子案)			
主管課	都市計画課	関係部課	

《行動のあらまし》

- 復興まちづくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標をもって進めていくためには、まちづくりの骨格部分の考え方を早期に示す必要があるため、都市復興基本方針の考え方をより具体化したものとして、都市復興基本計画(骨子案)を被災後 2 ヶ月以内に策定する。
- 復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等から構成される。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 都市復興基本計画(骨子案)の計画項目について検討しておく。 ◆ 復興対策基本図1・2を作成し、随時見直しを行う。 ◆ 地区の課題把握のため、GISを活用し道路幅員等の図面を作成しておく。
留意事項	◆ 骨子案の策定にあたっては、千葉県及び隣接市で策定される計画との整合性に留意すること。 ◆ 市民意見を求めることから、できるだけ早期に骨子案を作成する。 ◆ 骨子案は、復興事業の実施を明確化するため、被災市街地復興推進地域(第二次建築制限)の告示と併せて公表する。
検討課題	◆ 骨子案の策定にあたって、都市計画審議会や、それにかわる審議の場を検討しておく。 ◆ 骨子案について、市民意見を求め、都市復興基本計画に反映させる手段を検討する。

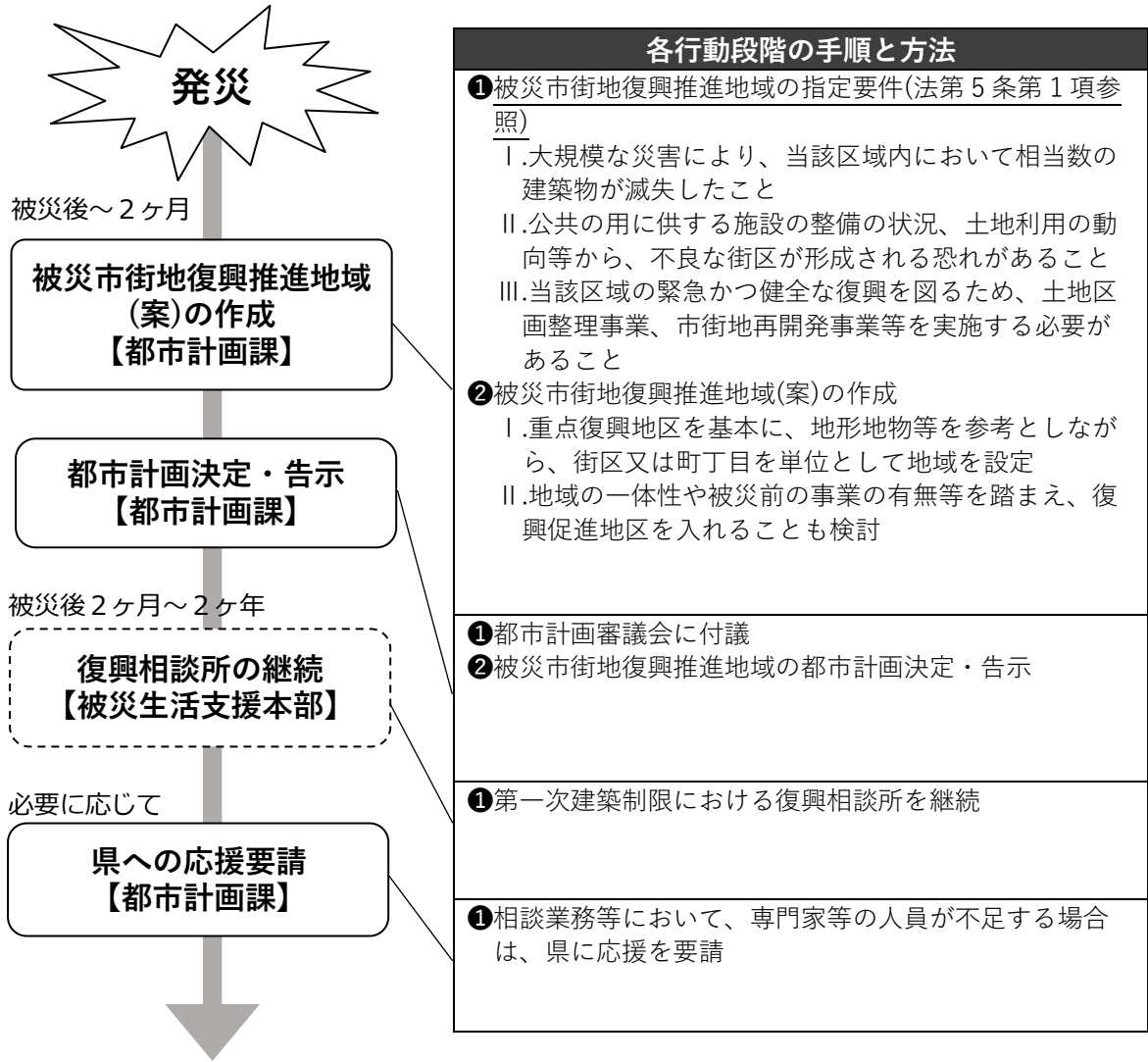
この頁で必要な物品	
☐ 都市計画マスタープラン	☐
☐ 復興対策基本図1・2・3	☐
☐ 復興対象地区区分図	☐
☐ 都市復興基本方針	☐

都市 3 節 2		第 3 節 都市復興基本計画の策定	
		第二次建築制限	
主管課	都市計画課	関係部課	街づくり推進課、建築指導課 被災生活支援本部

《行動のあらまし》

- 第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、さらに検討を要する区域については、被災市街地復興推進地域(被災市街地復興特別措置法第 5 条)に指定することにより、災害が発生した日から 2 年以内に限り建築制限を行う。(第二次建築制限)
- 建築制限区域は、重点復興地区を基本に、不良な街区形成のおそれがあり、事業等の導入が必要な区域を指定する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

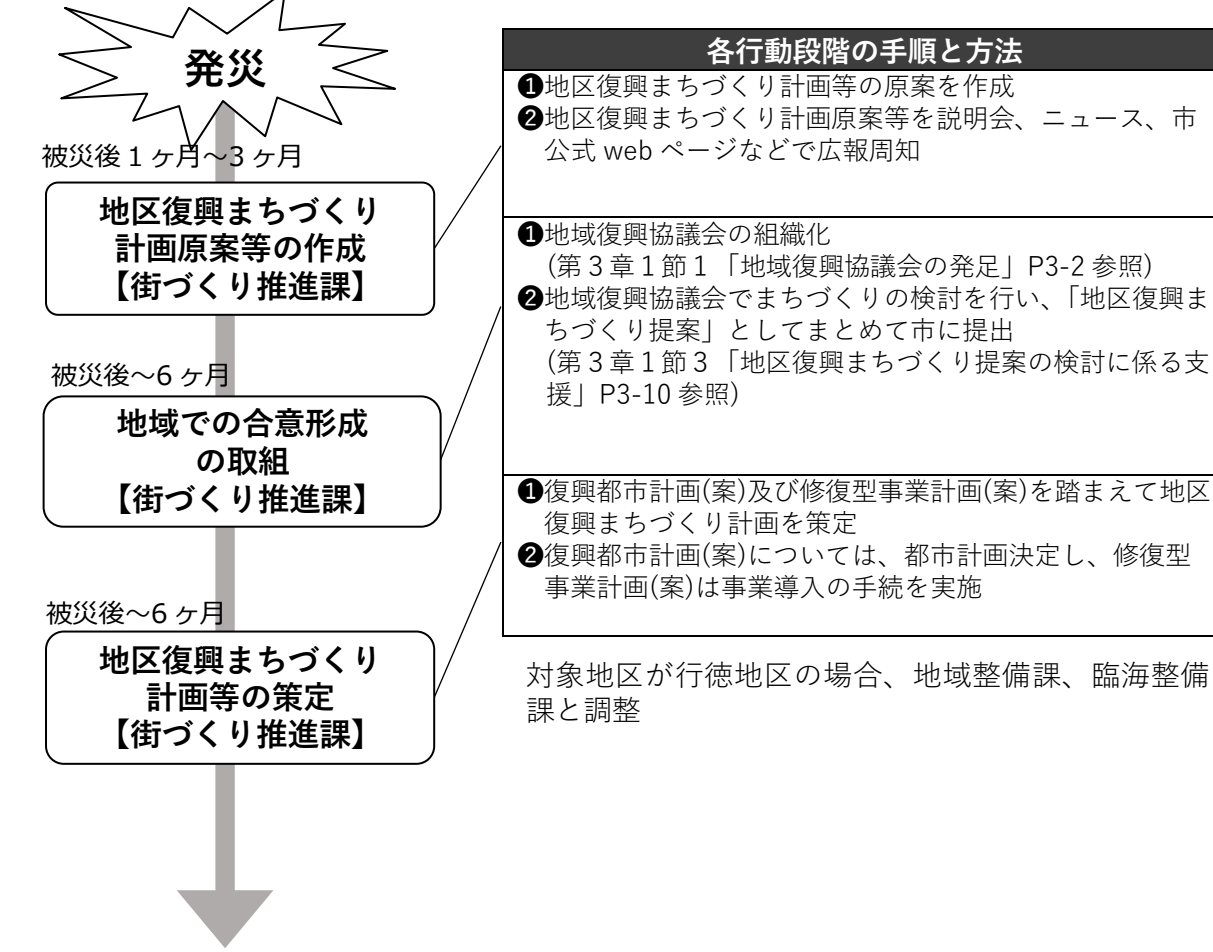
事前準備	◆ 建築制限の進め方について事前に住民に周知し、理解と認識を深めてもらう。 ◆ 建築制限内容の文案を作成しておく。 ◆ 広報等の方法、文案を作成しておく。
留意事項	◆ 第二次建築制限の内容について、千葉県と調整する。 ◆ 第二次建築制限は、復興まちづくりに引き続き取り組むためであるので、事業関連の部局と協議を行う。 ◆ 建築制限の方法は、土地区画整理事業等か被災市街地復興推進地域(第二次建築制限)か、どちらの都市計画決定を行うか判断すること。
検討課題	◆ 建築制限区域の作成にあたって、都市計画審議会や、それにかわる審議の場を検討しておく。

この頁で必要な物品	
☐ 都市計画マスタープラン	☐
☐ 復興対策基本図1・2・3	☐
☐ 復興対象地区区分図	☐
☐ 都市復興基本方針	☐
☐ 都市復興基本計画(骨子案)	

都市 3 節 3		第 3 節 都市復興基本計画の策定	
		地区復興まちづくり計画等	
主管課	街づくり推進課	関係部課	地域整備課、臨海整備課

- 《行動のあらまし》
- 都市復興基本計画(骨子案)で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るものである。
 - 地区復興まちづくり計画等は、地区の全体像を明らかにする地区復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業についての復興都市計画、修復型事業計画からなる。
 - 必要に応じて都市計画の決定や変更について、県に要請するなど、実態に合わせた最適な方法を検討して進める。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 都市基盤状況、都市施設の不足状況等、地区の課題を事前に抽出し整理する。
留意事項	◆ 地区復興まちづくり計画の作成や合意形成にあたって、必要な場合は専門家(コンサルタント等)を活用する。 ◆ 道路の整備については、道路関係部署と調整を図る。 ◆ 復興法第42条第2項に基づき、県が都市計画決定手続を代行できる。 ◆ 地域復興協議会が中心となって一時転出者の連絡先の把握に努め、協議会の検討経過等の十分な情報提供を実施する。 ◆ 道路等の基盤が不足しており、市街地整備が必要な地区では、事業計画の策定に先立って公園、道路用地の先行買収が可能か検討する。
検討課題	◆ 被災後の住民合意形成が困難となることが予想されるため、都市計画マスタープラン等をベースに、地域の復興まちづくりを想定した地区復興まちづくり計画素案を事前に検討する。 ◆ 非常時の参加型まちづくりを迅速に進めるためには、同時に多くのまちづくり専門家の協力が必要となることから、まちづくり支援専門家の派遣体制を検討する。

この頁で必要な物品	
☐ 都市計画マスタープラン	☐
☐ 都市復興基本計画(骨子案)	☐
☐	☐
☐	☐

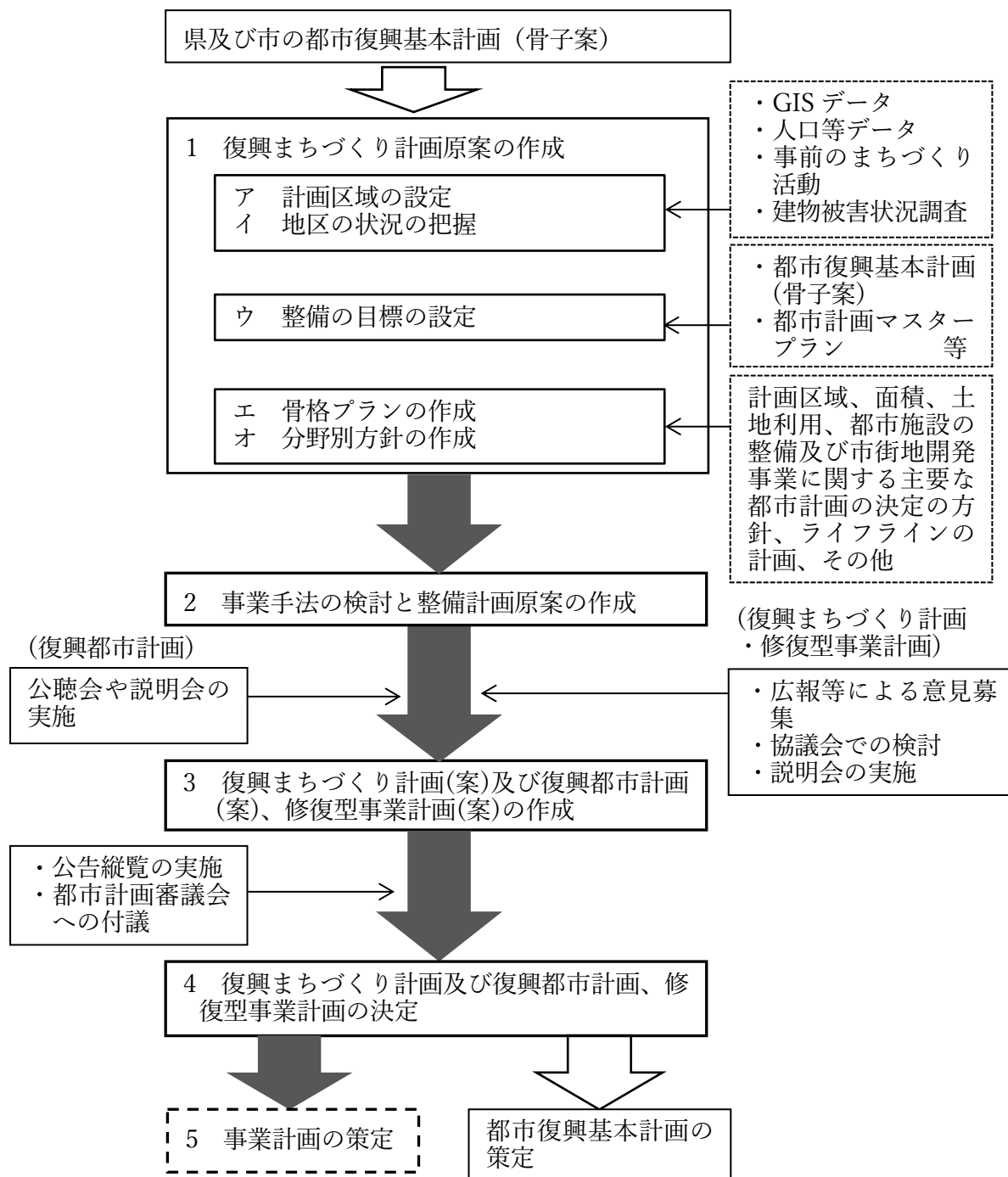
第2章 都市の復興

復興まちづくり計画等策定指針案

復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画は、都市復興基本計画(骨子案)で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具現化を図るものである。

復興まちづくり計画等策定指針は、復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画の策定手順、並びに復興まちづくり計画原案の作成方法と作成例を示すものである。

1 復興まちづくり計画等の作成の流れ



2 復興まちづくり計画原案の作成方法

(1) 計画区域

被害の分布を基本に、既定計画や街区構成、地元組織の区域などを踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a 位置、b 面積

(2) 地区の状況

ア 被災前の状況の整理

GIS等を活用し、以下のデータを整理する。

イ 被災状況の整理

当該地区について、家屋被害状況調査(第2章2節1「家屋被害状況調査」P2-12参照)の結果を引用する。

a 復興対策基本図1(現況特性図)、b 復興対策基本図2(現行計画図)、c 用途地域
d 土地利用現況図(数値データとしても整理する)
e その他(当該地区を特徴づけるもので復興に関係するもの)
f 年齢別人口、世帯数等のデータを整理(入手できない場合は登記簿と住民基本台帳を利用)
g 事前のまちづくり活動の有無及び活動内容を整理

(3) 整備の目標

都市復興基本計画(骨子案)、都市計画マスタープラン等の計画を踏まえて、以下の内容を整理・作成する。

a 計画年次、b 将来像、c 目標

(4) 骨格プランの作成

以下の内容を整理・作成する。

a 地区の拠点、b 地区の軸

(5) 分野別方針の作成

都市計画、及び導入事業を踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a 土地利用の方針、b 都市施設の整備方針、c 市街地復興の基本方針、d その他

第2章 都市の復興

【地区復興まちづくり計画原案の作成例】

●●地区復興まちづくり計画（原案）

幹線道路沿道地区

- 都市計画道路の整備
- 沿道の不燃化

【想定される事業等】

- ・街路事業
- ・用途地域の変更

低層住宅地区

- 主要生活道路（6m以上）の整備
- 公園整備
- 共同建替え

【想定される事業】

- ・住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

中低層住宅地区

- 主要生活道路の整備
- 公園整備

【想定される事業】

- ・震災復興土地区画整理事業

駅周辺地区

- 駅前広場の整備
- 拠点的な商業・業務施設の整備

【想定される事業】

- ・市街地再開発事業



凡例

- 整備済みの都市計画道路
- 整備する都市計画道路
- 既存の主要生活道路（6m以上）
- 拡幅する主要生活道路（6m以上※）
- 公園の整備
- 商業・業務施設の整備
- 生活道路（4m）

【復興対象地区区分】

- 重点復興地区（大被害＋基盤未整備）
- 復興促進地区（中被害＋基盤未整備）
- 復興誘導地区（小被害＋基盤整備済み）

※消防活動困難区域（幅員6m以上の道路より140m以遠区域）を解消するため、6m以上の主要生活道路を整備する。

(参考)復興対象地区別の考え方

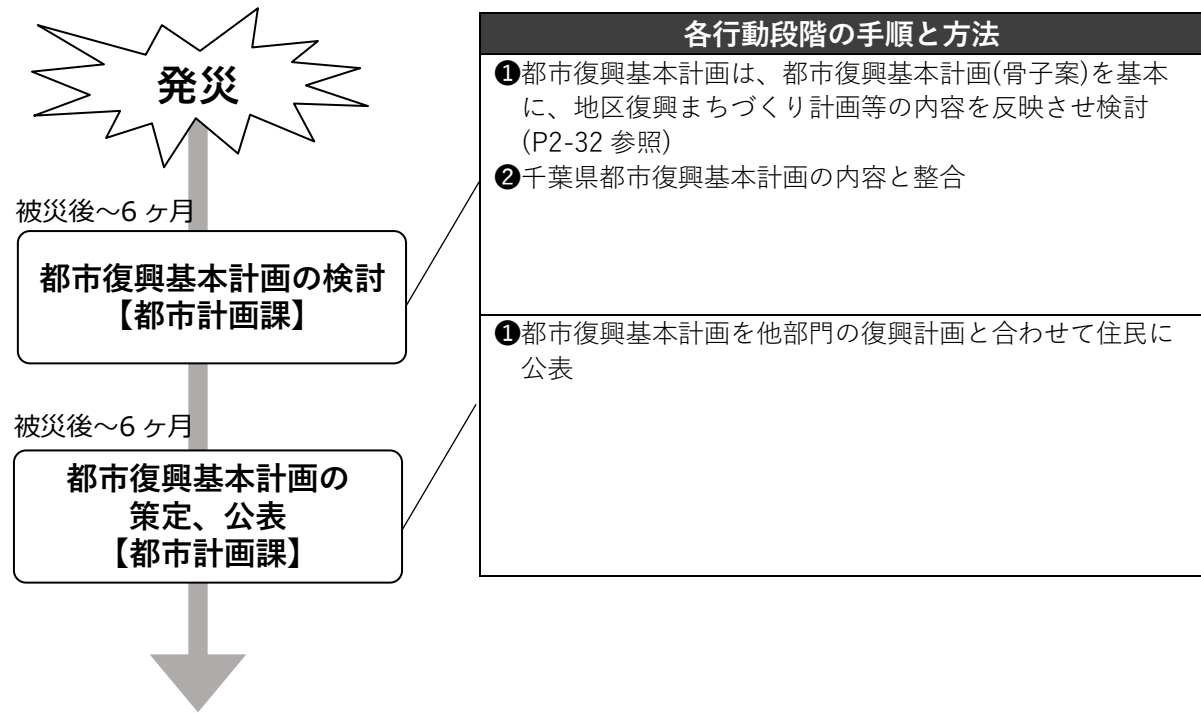
地区 区分	考え方	留意事項
重点 復興 地区	〈第一次建築制限～第二次建築制限(一般型)〉 建築基準法第84条の建築制限続き、被災市街地復興特別措置法(第5条、第7条)に基づく被災市街地復興推進地域指定による建築制限に移行し、その間に住民の合意形成を図り、復興まちづくり計画及び個別事業の整備計画(一部都市計画決定)の策定を順次進める。	1 被災市街地復興特別措置法第7条による最大2年の建築制限期間にとらわれず、なるべく早期に計画の策定が図られるように努める(3ヶ月～6ヶ月以内を目途とすることが望ましい)。 2 重点復興地区における一般的な方式とする。 3 復興都市計画(都市計画決定が必要な事業)の合意に至らない場合には、代替方策(任意事業導入など)を準備する。
	〈第一次建築制限のみ(短期型)〉 建築基準法の2ヶ月の建築制限期間内に復興まちづくり計画及び個別事業の整備計画を策定(一部都市計画決定)し、その後住民との協議を行い事業決定へ進める。	1 震災前から事業導入の検討が進み、地元で合意形成がなされている。
復興 促進 地区	〈条例－都決型〉 (条例を制定した場合は)条例による建築の届出・協議を実施するとともに、住民との復興まちづくりの協議を進め、一定の合意形成が得られた段階で都市計画決定を行い、引き続き事業決定を行う。	1 復興まちづくりへの地元機運の盛り上げりを粘り強く働きかける。 2 復興都市計画(都市計画決定が必要な事業)の合意に至らない場合には、代替方策(任意事業導入など)を準備する。
	〈条例－任意型〉 (条例を制定した場合は)条例による建築の届出・協議を実施するとともに、住民との復興まちづくりの協議を進め、復興まちづくり計画を策定し、それと連動する地区計画又は任意事業の導入を行う。	1 復興まちづくりへの地元機運の盛り上げりを粘り強く働きかける。
復興 誘導 地区	〈誘導型〉 (条例を制定した場合は)条例による建築の届出を実施するとともに、街区整備、建築誘導を可能なところから順次進めていく。	1 良好な建築物への誘導に力点を置く。

都市 3 節 4		第 3 節 都市復興基本計画の策定	
		都市復興基本計画	
主管課	都市計画課	関係部課	

《行動のあらまし》

- 具体的な復興施策を体系的に取りまとめた都市復興のマスタープランであり、都市復興計画(骨子案)を基に、住民意見や地区復興まちづくり計画を反映し策定する。
- 都市復興基本計画には、都市復興基本計画(骨子案)策定後の復興まちづくりの進捗状況(復興都市計画、地区復興まちづくり計画の内容)や復興の見直し等を反映する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	◆ 策定にあたっては、千葉県等の計画内容と整合を図る。 ◆ 地区復興まちづくり計画等の内容を反映させる。
検討課題	◆ 都市復興基本計画の作成にあたって、専門家(コンサルタント等)の活用について検討しておく。 ◆ 都市復興基本計画の策定にあたって、都市計画審議会や、それにかわる審議の場を検討しておく。

この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

第4節

復興事業計画等の策定、復興事業の推進

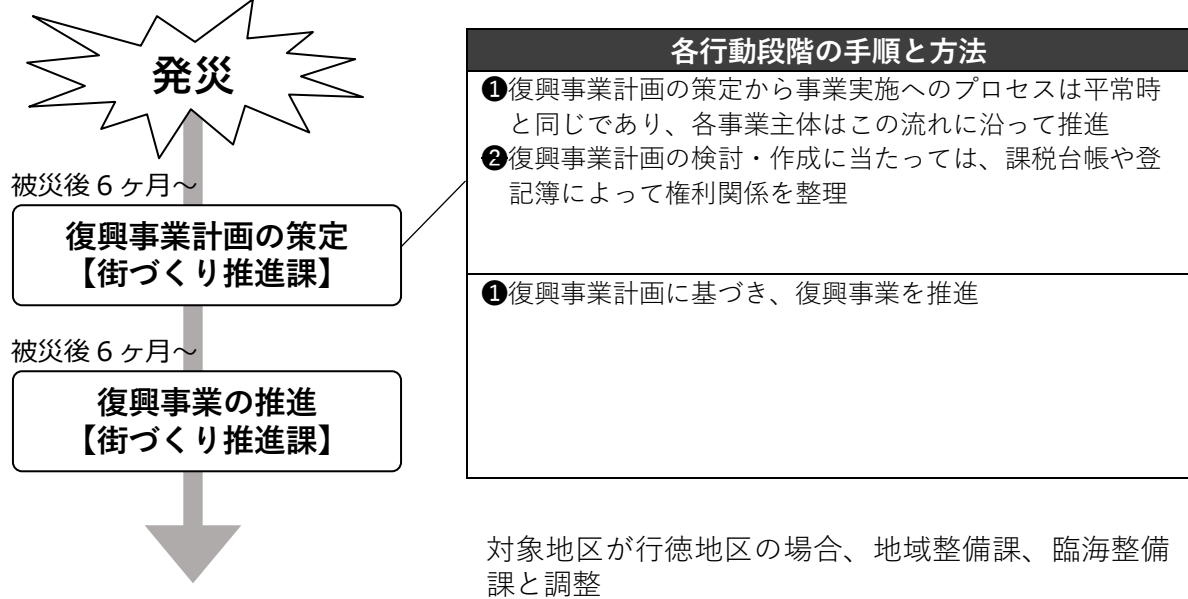
地区復興まちづくり計画等に基づき、面整備事業や修復型の任意事業を行う地区では、事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、地域協働復興の進め方と連動し、策定する。併せて、ライフラインの整備について事業者等と調整を図る。事業の推進に当たっては、震災復興のための特例措置の活用を図るとともに、必要な財源の確保などについて、関係機関と調整を図る。

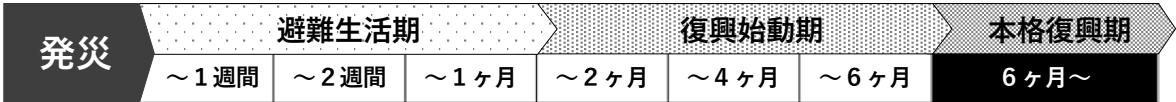
都市		第4節 復興事業計画等の策定、復興事業の推進	
4 節 1 復興事業			
主管課	街づくり推進課	関係部課	固定資産税課、地域整備課、臨海整備課

《行動のあらまし》

- 地区復興まちづくり計画等に基づき、面整備事業や修復型の任意事業を行う地区では、事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、策定する。併せて、ライフラインの整備について事業者等と調整を図る。
- 事業の推進に当たっては、震災復興のための特例措置の活用を図るとともに、必要な財源の確保などについて、関係機関と調整を図る。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 都市復興のあり方等を事前に検討しておく。 ◆ 震災復興に活用できる事業制度について整理しておく。
留意事項	◆ 地域協働の進め方(第3章参照)と連動すること。 ◆ 面的な復興事業を行う場合、ライフラインについて、事業スケジュールに合わせて計画的な復旧・復興が進むよう事業者等と調整する。 ◆ 復興法による特例措置に基づき、大規模災害等を受けた市町村から要望がありその必要があると認める場合には、県が都市計画決定手続きを代行できる。 ◆ 大規模被災の場合は、被災市街地復興特別措置法に基づく都市計画事業に対する特例措置が講じられる。また、他にも、建築制限や環境影響評価手続きに関し、復興のための特別な措置が講じられる。
検討課題	◆ 土地区画整理事業等、復興まちづくり業務の専門家の人員確保を検討する。 ◆ 固定資産情報の提供範囲について検討する。

この頁で必要な物品	
☐ 地区復興まちづくり計画等	☐
☐ 都市復興基本計画	☐
☐ 適用する事業の要綱等	☐
☐	☐

第 3 章 地域協働復興

第3章 地域協働復興

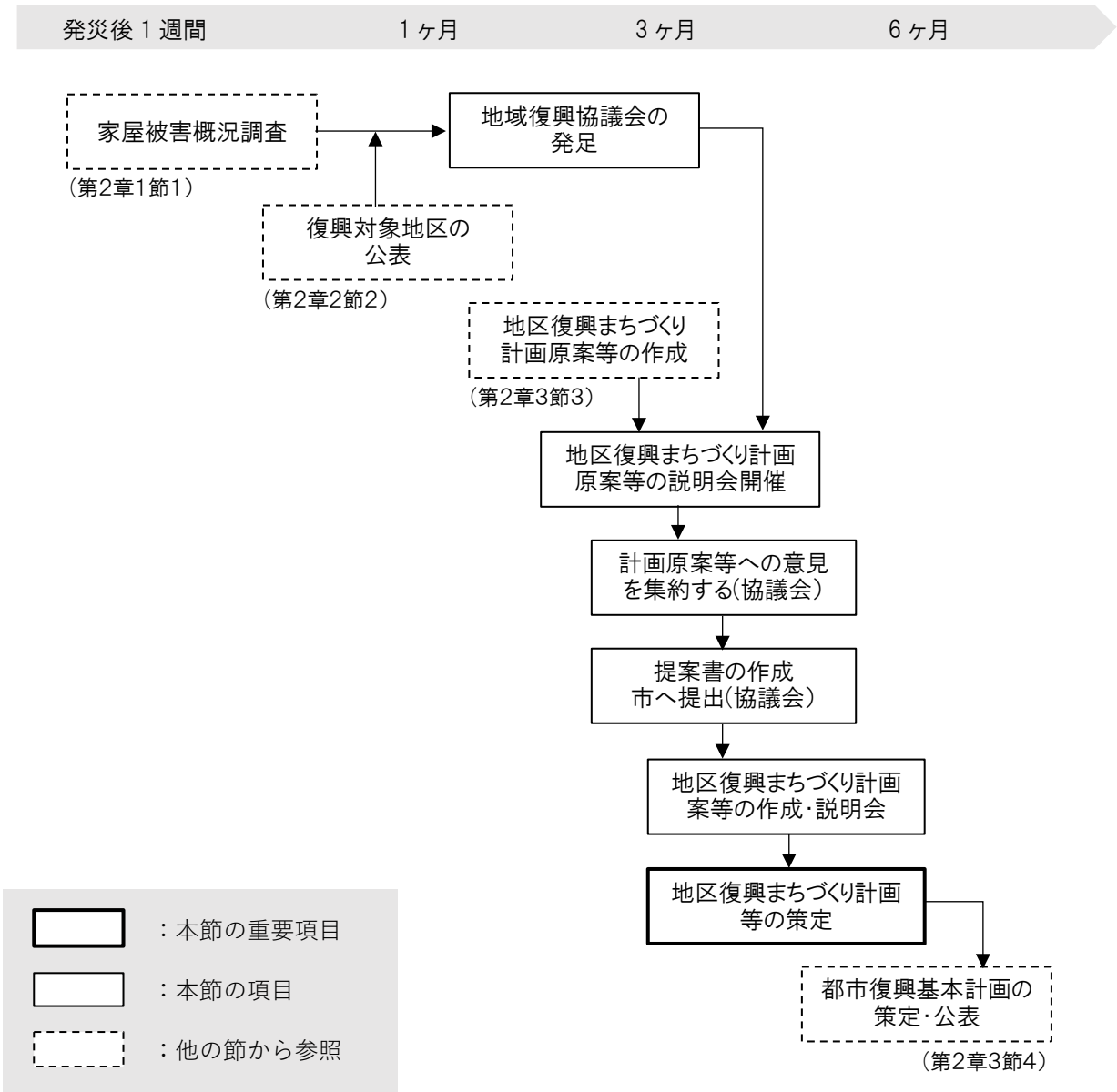
第1節 地区復興まちづくり計画等の策定	3-1
1 地域復興協議会の発足	3-2
2 地区復興まちづくり計画原案等説明会	3-8
3 地区復興まちづくり提案の検討に係る支援	3-10
4 地区復興まちづくり計画等の策定	3-14
第2節 地域復興協議会の支援と運営	3-17
1 協議会事務所の開設	3-18
2 協議会の運営に係る支援	3-20
第3節 時限的市街地の形成と運営	3-23
1 時限的市街地用地の確保	3-24
2 時限的市街地の建設	3-28
3 時限的市街地の運営の支援	3-32
第4節 復興まちづくり事業の実施	3-35
1 復興まちづくり事業の実施	3-36
第5節 地域協働復興に向けての事前対策	3-39
1 地域協働復興の周知	3-40

第1節

地区復興まちづくり計画の策定

復興対象地区の設定に基づき、復興まちづくりが必要な地区において市から声掛けを行い、地域復興協議会を立ち上げる。
市による地区復興まちづくり計画原案等の説明を受けて、協議会は、地域住民の意見を集約し、それを提案書としてまとめ市に提出する。
市は提案書や説明会等での意見を反映し、最終的に地区復興まちづくり計画を策定する。

■本節に関わる業務の関連フロー

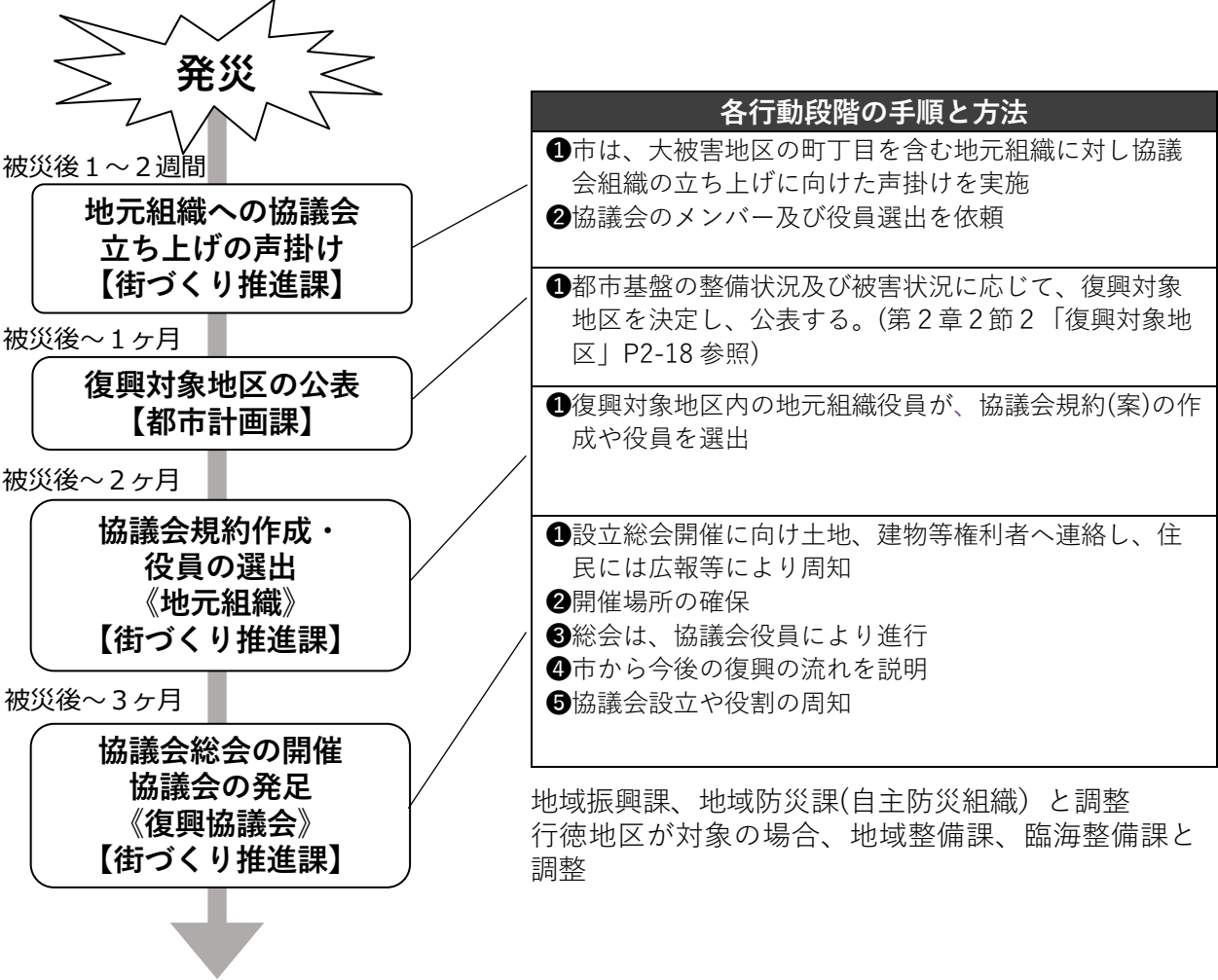


地域		第1節 地区復興まちづくり計画の策定	
1 節 1		地域復興協議会の発足	
主管課	街づくり推進課	関係部課	地域防災課、地域振興課、 臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 地域復興協議会は、地区の復興まちづくりの住民窓口として地域住民により組織されるものである。
- 家屋被害概況調査(第2章1節1「家屋被害概況調査」P2-2 参照)の結果を受け、大被害地区の町丁目を含む既存の地元組織に対し、協議会組織の立ち上げに向けた声掛けを行う。
- 地元組織では、協議会の発足に向けて協議会役員の選出、協議会委員の募集方法の決定までを行う。
- 復興対象地区内の地元組織の役員が協議会設立のため、協議会の規約の作成や協議会役員の選出等を行う。
- 協議会設立総会を開催し、役員選任の承認を得る。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）

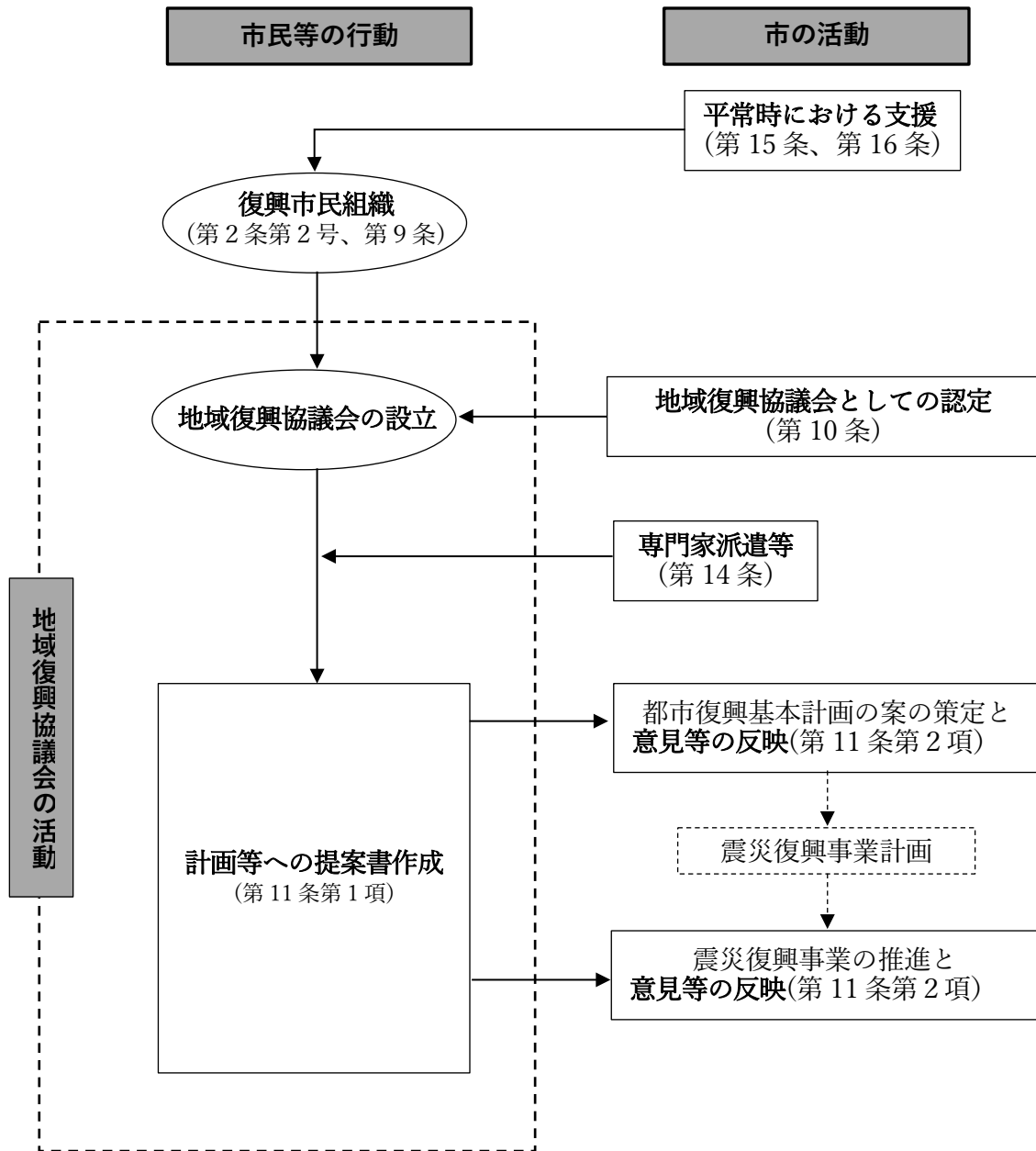


発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 規約案を準備しておく。
留意事項	◆ 地元組織が発足していない地域においては、協議会立ち上げに向けて、個人への声掛けも検討する。 ◆ 協議会が複数地元組織からなる場合は、組織相互で連携して役員を選出する。 ◆ 協議会は地区住民の代表となる組織であることから、代表性が担保されるよう一定の要件のもと設立されるものとする。
検討課題	◆ 地区外避難者への連絡方法を検討する。 ◆ 協議会を地域復興組織として、住民に事前に認められる手法を検討する。 ◆ 地元組織が発足していない地域における、協議会立ち上げ方法を検討する。 ◆ 地域協働復興推進条例の整備について検討する。 ◆ 住民代表となるよう、加入率等の要件を検討する。

この頁で必要な物品	
☐ 規約案	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

地域協働復興推進のための条例(案)の概要



地域協働復興推進のための条例(案)

市川市地域協働復興推進条例(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に備えて、震災後の地域社会の復興に関し、基本理念並びに市長、市民、事業者及び復興市民組織の責務を明らかにするとともに、地域協働復興に関する活動の促進その他の施策の基本的な事項を定めることにより、地域社会の復興に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域協働復興 震災後において、市民(市内の土地又は建物に関し権利を有する者を含む。以下同じ。)が相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自主的に地域社会の復興を進めることをいう。
- 二 復興市民組織 地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。

第2章 基本理念

(地域社会の復興に関する役割分担)

第3条 地域社会の復興は、震災により被害を受けた市民及び事業者(以下「市民等」という。)の自助及び共助の精神に基づく活動及び速やかな地域社会の復興が可能となるための適切な公的支援により実現されなければならない。

(総合的課題への対応)

第4条 地域社会の復興は、地域社会の復興に係る福祉、環境、産業、まちづくり等の課題が総合的かつ計画的に解決されるよう実施されなければならない。

(地域の自主的な復興活動)

第5条 すべての市民等は、地域社会の復興に当たっては、自主的な活動の下、地域の自然、歴史、文化等を生かした、豊かで活力に満ちた地域社会を実現するよう努めなければならない。

第3章 市長等の責務

(市長の責務)

第6条 市長は、前章に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域社会の復興を図るため、あらゆる施策を通じて最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、市長は、地域社会の復興に当たっては、市民等がその活動に参加するための条件を整備するとともに、復興市民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動について必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

第3章 地域協働復興

(市民の責務)

第 7 条 市民は、基本理念にのっとり、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの地域社会の復興に努めなければならない。

2 市民は、復興市民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、市長が実施する地域協働復興に関する施策及び復興市民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災後の地域社会の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

(復興市民組織の責務)

第 9 条 復興市民組織は、基本理念にのっとり、地域協働復興に関する活動が、広く市民等の理解の下に実施されるよう努めるものとする。

第 4 章 地域協働復興

第 1 節 地域復興協議会

(地域復興協議会の認定)

第 10 条 市長は、地域協働復興を促進することにより地域社会の復興を効果的に推進するため、次に掲げる要件を満たす復興市民組織を、地域復興協議会として認定することができる。

- 一 その活動を行う区域(以下「協働復興区」という。)を明示していること。
- 二 主たる構成員が協働復興区の市民等であること。
- 三 協働復興区の市民等の自主的参加の機会が保障されていること。
- 四 地域復興協議会の設立が協働復興区の市民等の多数の支持を得ていると認められること。
- 五 名称、目的、事務所の所在地その他の規則(以下「規則」という。)で定める事項を記載した規約を定めていること。

2 復興市民組織は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(地域復興協議会の活動)

第 11 条 地域復興協議会は、地域協働復興の活動を通して、次に掲げる内容について検討し、市長に提案することができる。

- 一 協働復興区に係る都市復興基本計画の案の策定に関すること。
- 二 協働復興区における震災復興事業の推進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域協働復興の推進に関して必要な事項

2 市長は、前項の提案を受けた場合、地域復興協議会の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規約の変更)

第 12 条 地域復興協議会は、第 10 条第 1 項第 5 号に規定する規約を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 第 10 条第 3 項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(認定の取消し)

第 13 条 市長は、地域復興協議会が第 10 条第 1 項各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときその他規則で定める要件に該当するときは、同項の規定による認定を取り消すことができる。

2 第 10 条第 3 項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第 2 節 地域復興協議会への支援等

(地域復興協議会への支援)

第 14 条 市長は、地域復興を推進するため、地域復興協議会に対し、情報の提供、専門家等の派遣その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

第 5 章 平常時における取組

(地域づくり活動の推進等)

第 15 条 市長は、地域協働復興が円滑に行われるよう、平常時から市民等と協働して、防災まちづくり活動その他の地域づくり活動を推進するとともに、復興市民組織の育成に努めなければならない。

(平常時の支援)

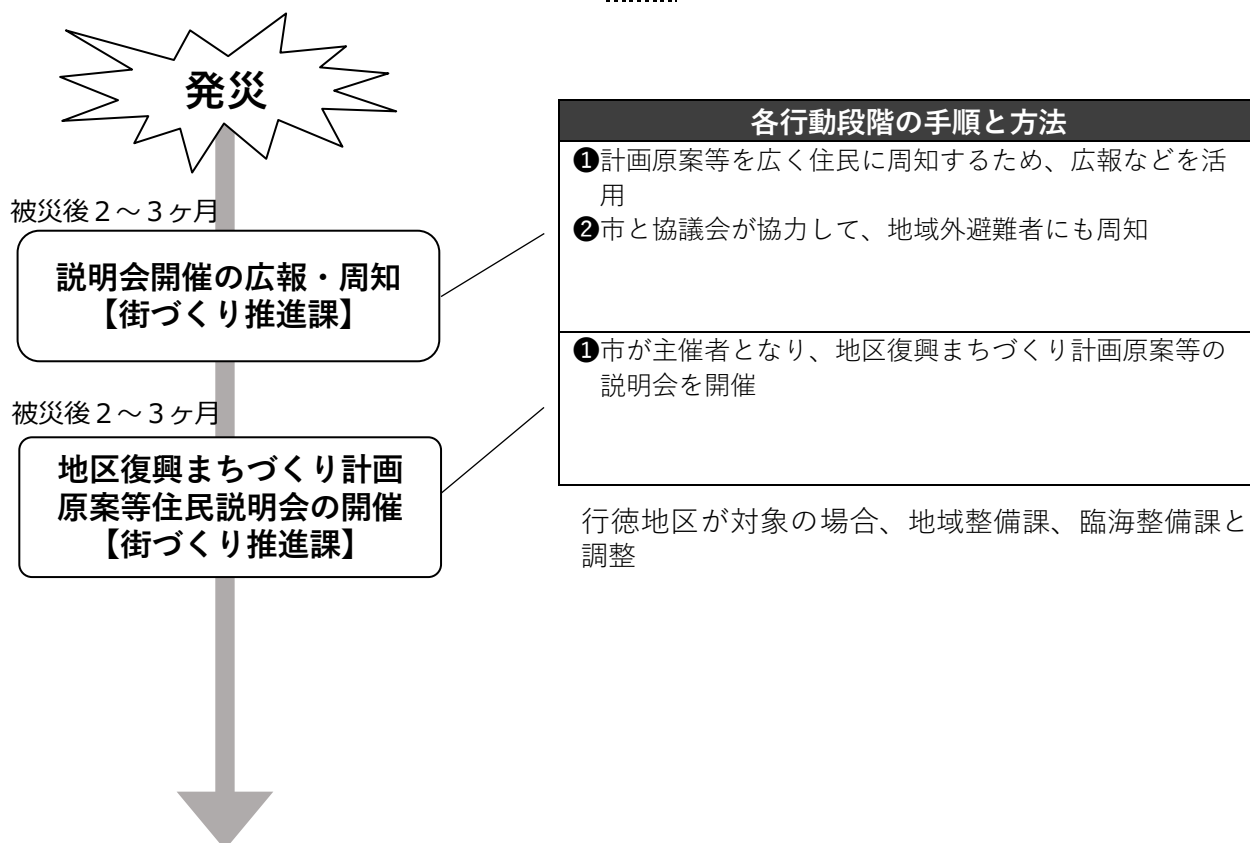
第 16 条 市長は、平常時における復興市民組織の活動を促進するため、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

地域 1 節 2		第 1 節 地区復興まちづくり計画の策定	
		地区復興まちづくり計画原案等説明会	
主管課	街づくり推進課	関係部課	臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- この説明会は、甚大な被害を受けた被災地域の復興まちづくり事業を図るため、市から地区復興まちづくりの方針を提示するため行うものである。
- 地区復興まちづくり計画等は、都市復興基本計画(骨子案)を踏まえ、地区別の復興施策の具体化を図るため市が策定するものである。(第2章3節3「地区復興まちづくり計画等」P2-32 参照)
- 住民はこの説明会で示された計画原案等をたたき台として検討し、住民合意による提案を市にすることになる。(第3章1節3「地区復興まちづくり提案の検討に係る支援」P3-10 参照)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期		本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月
						6ヶ月～

事前準備	◆ 従前の計画(都市計画道路、地区計画等)を把握する。
留意事項	◆ 第2章都市の復興も参考にする。
検討課題	◆ 地域外避難者への周知手段を検討する。

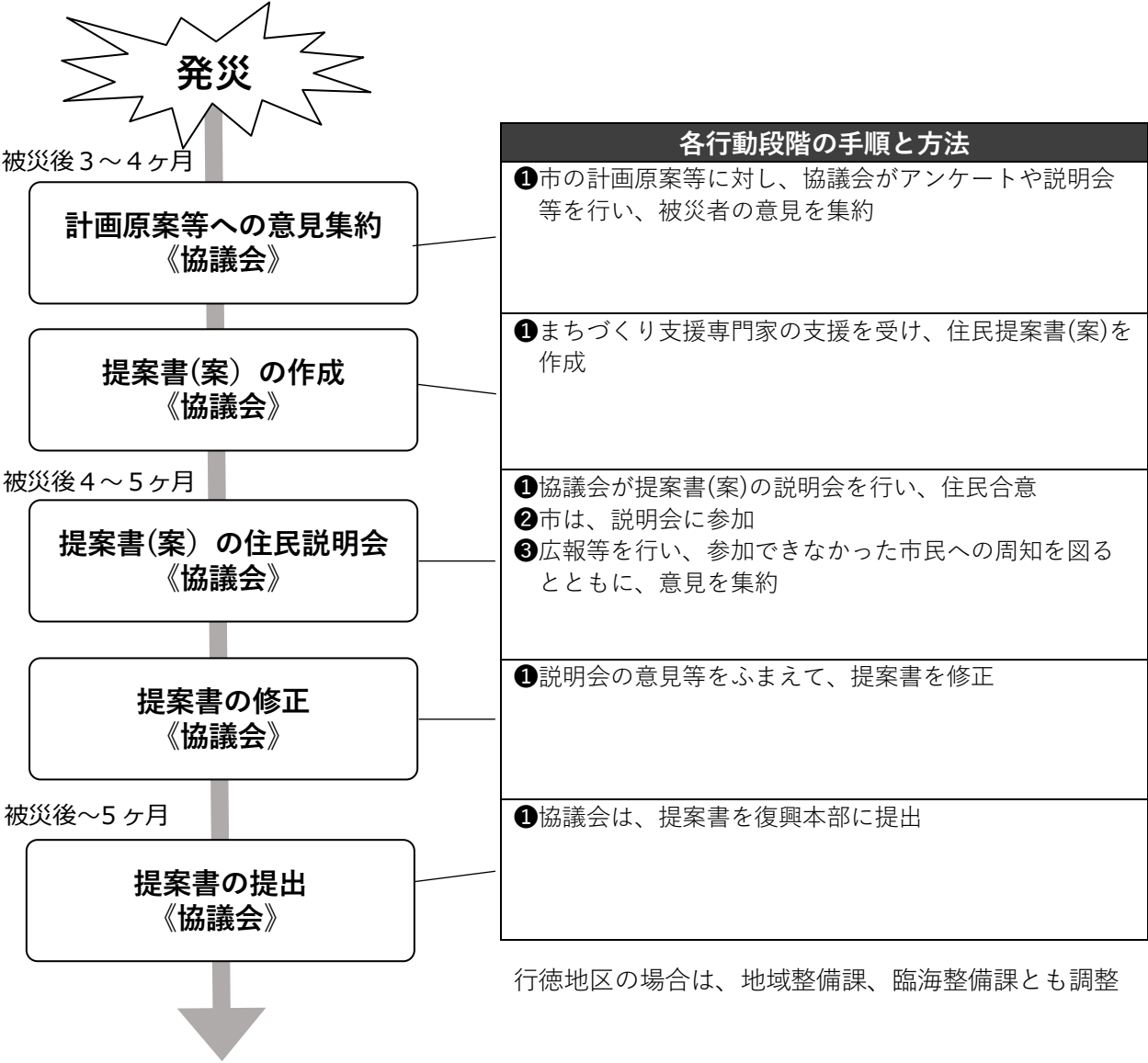
この頁で必要な物品	
☐ 地区復興まちづくり計画原案等	☐
☐ 意見記録集	☐
☐	☐
☐	☐

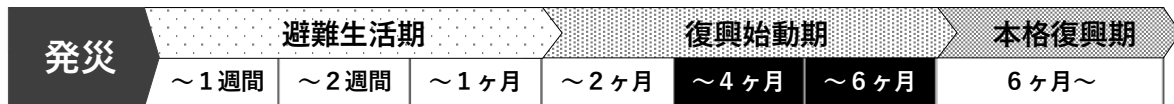
地域		第1節 地区復興まちづくり計画の策定	
1 節 3		地区復興まちづくり提案の検討に係る支援	
主管課	街づくり推進課	関係部課	臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 市は、地域復興協議会が行う以下の活動に対して、各種支援を行う。
- 協議会は、まちづくり支援専門家の支援を受け、市が提案した地区復興まちづくり計画原案等に対し、住民意見をまとめたまちづくり提案書を作成する。
- 協議会が地域に広報し、説明会を開催し、意見を集約する。
- 住民合意を得てから、市に提案書を提出する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 提案書のまとめ方(雛形)を作成する。 ◆ 提案書の提出手順を決めておく。
留意事項	◆ 近隣街区の地区復興街づくり計画と調整する。 ◆ 住民意見、住民合意のもと、進める。 ◆ 既存計画と整合を取る。
検討課題	◆ 検討の過程で職員・専門家・住民との信頼関係を構築する方法について検討する。 ◆ 提案書への住民合意の考え方(何をもって住民合意とするか)及び反対意見の対応を検討する。 ◆ 専門家派遣の仕組みづくりを検討する。

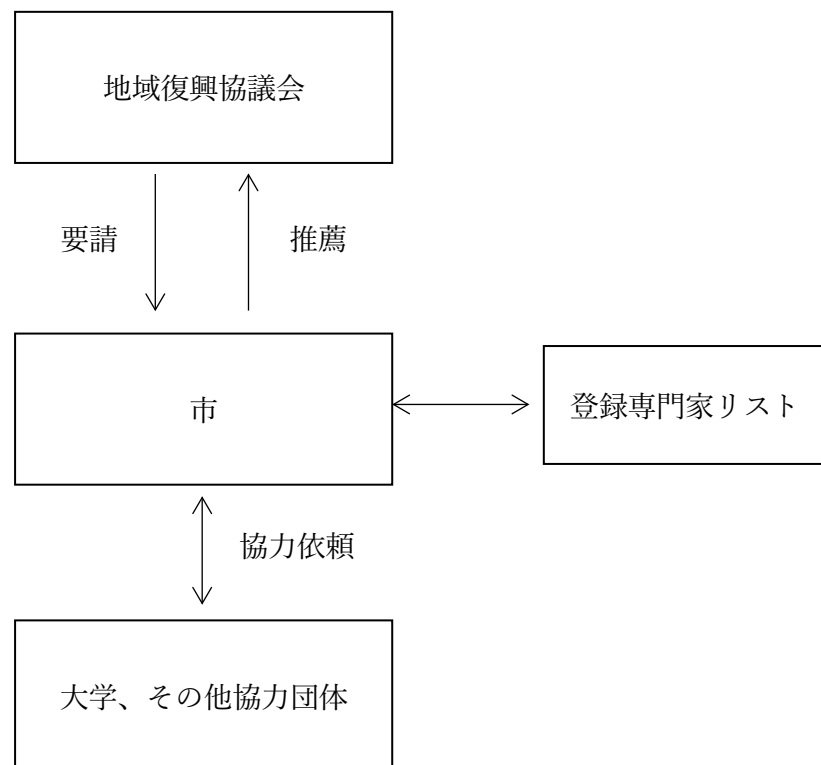
この頁で必要な物品	
☐ 提案書(雛形)	☐
☐ 提案書提出手順(マニュアル)	☐
☐	☐
☐	☐

専門家派遣制度の体制

■まちづくり専門家の配分調整

非常時の参加型まちづくりを迅速に進めるためには、市において、同時に多くのまちづくり専門家の協力が必要となることから、効率的にまちづくり専門家を動員するために、専門家の登録リストを作成するなどして、専門家の配分調整を行う。

【専門家派遣の流れ】

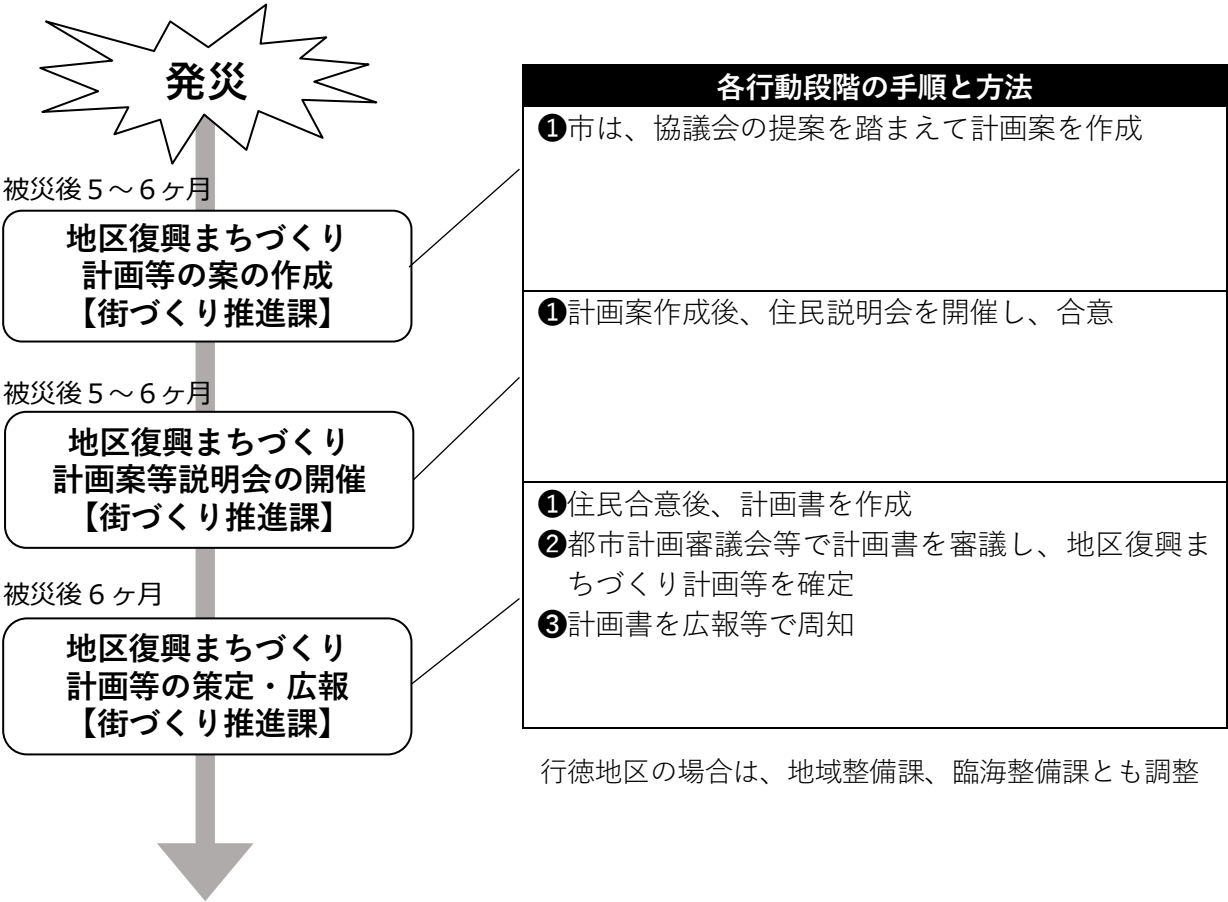


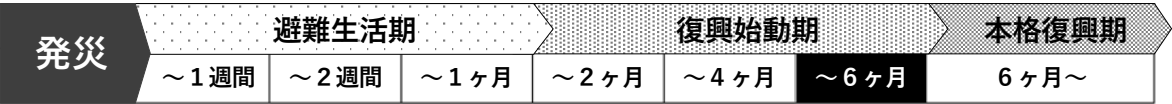
地域 1 節 4		第 1 節 地区復興まちづくり計画の策定	
		地区復興まちづくり計画等の策定	
主管課	街づくり推進課	関係部課	臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 住民からのまちづくり提案書をふまえ、市で地区復興まちづくり計画等の案を作成する。
- 計画案については、説明会を開催し、意見の反映を行う。
- 市民意見の反映を行い、地区復興まちづくり計画等を策定する。(第2章3節3「地区復興まちづくり計画等」P2-32 参照)
(地区復興まちづくり計画等とは、地区の全体像を明らかにする「地区復興まちづくり計画」、それを実現するための個々の事業についての「復興都市計画、修復型事業計画」からなる)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）

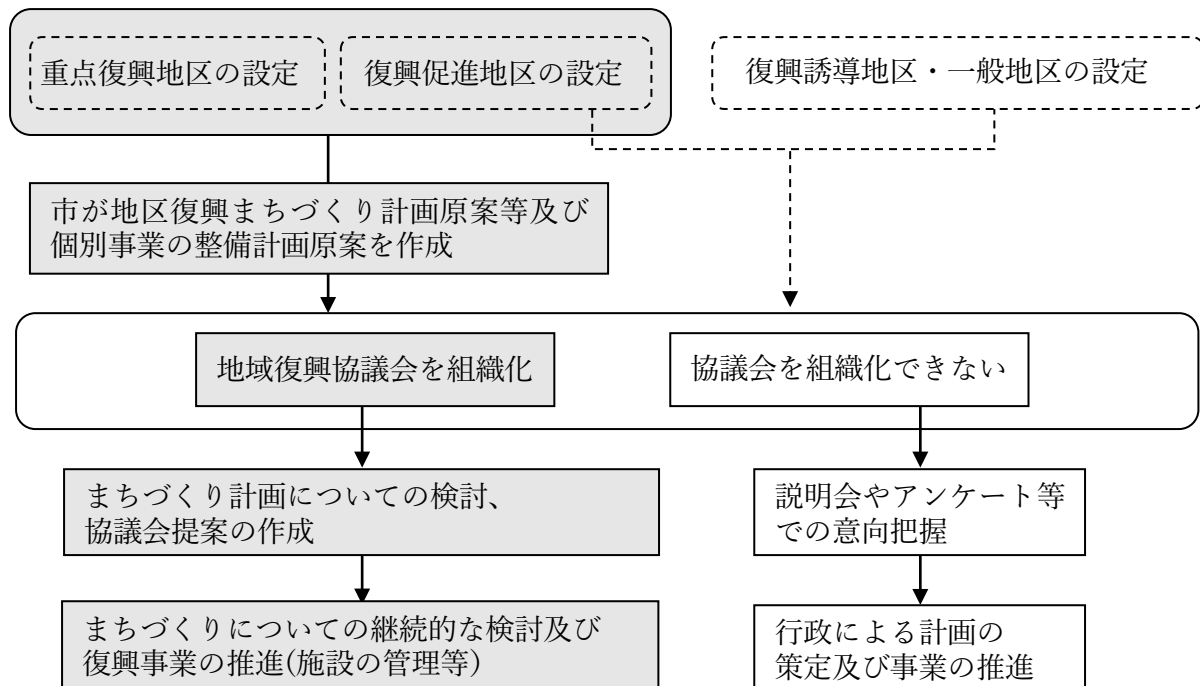




事前準備	
留意事項	◆ 住民提案が反映されたものとする。 ◆ 個々の計画について、道路等の都市基盤関連部署や財政部署と連携を図る。
検討課題	◆ 地区復興まちづくり計画案等の住民合意に対する考え方(何をもって住民合意とするか)を整理しておく。

この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

地域における合意形成の流れ

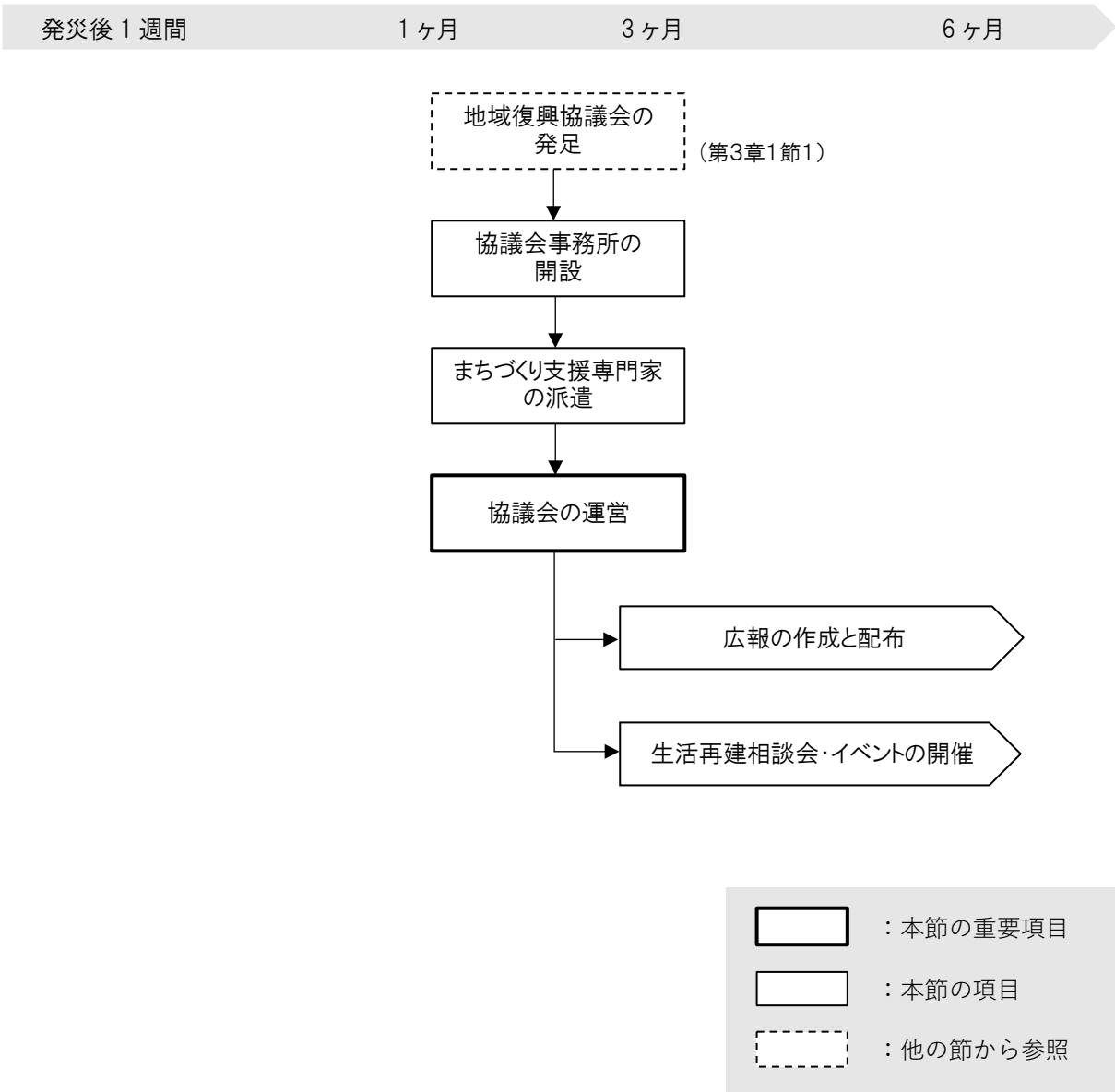


第2節

地域復興協議会の支援と運営

地域復興協議会は、まちづくり支援専門家の支援を受けて、復興まちづくりの住民窓口として、市と地区復興まちづくり計画等に関する協議等を行う。
また、協議会は市と連携した広報活動により、地域住民に対し復興まちづくりに関する情報や市との協議の経過等を周知するほか、相談会やイベントの開催等の活動を行う。

■本節に関わる業務の関連フロー

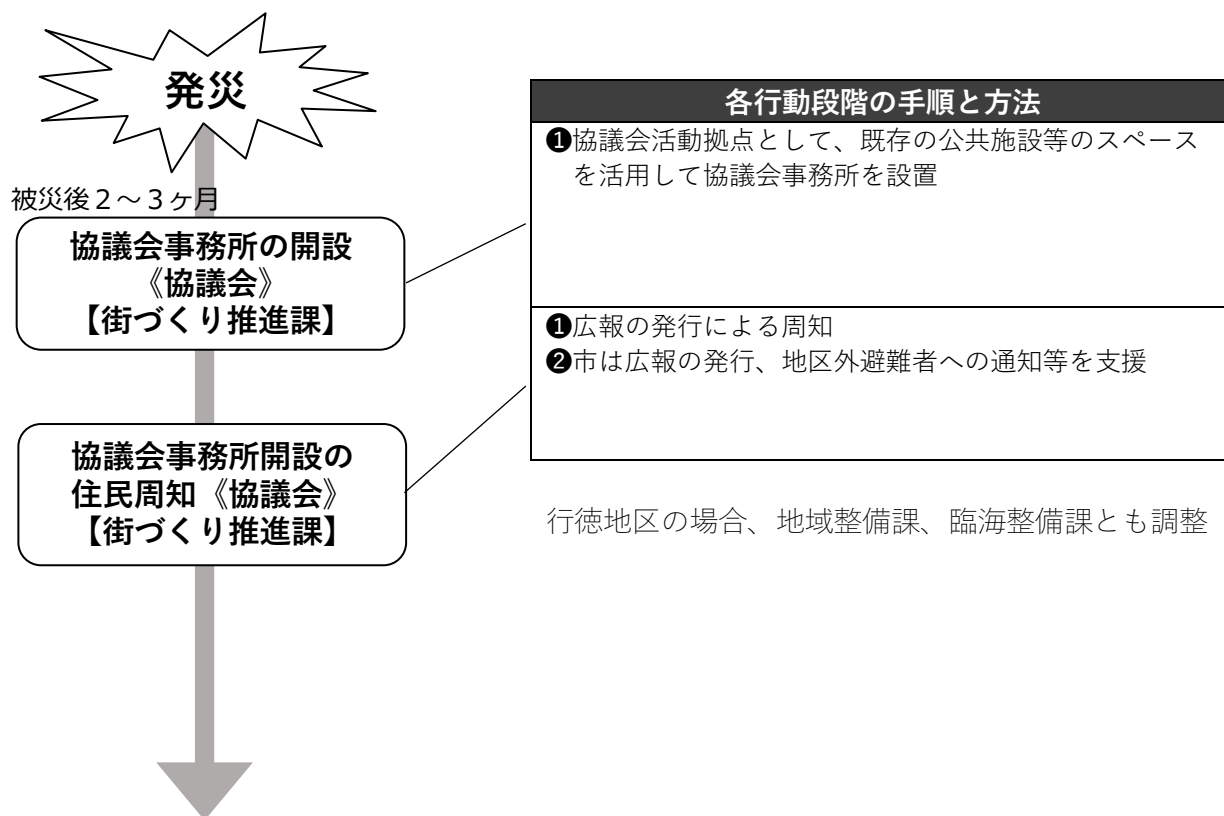


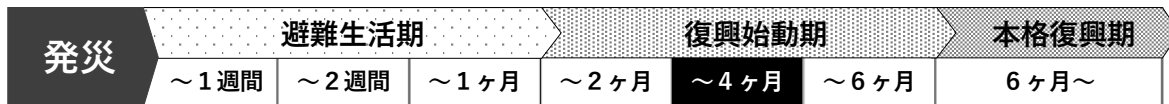
地域		第2節 地域復興協議会の支援と運営	
2 節 1		協議会事務所の開設	
主管課	街づくり推進課	関係部課	臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 協議会事務所は、地域復興協議会の活動拠点として、復興対象地区周辺の既存公共施設等を活用する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	
検討課題	◆ 事務所運営費用の負担(補助金対象の確認)について検討する。 ◆ 地区周辺の既存公共施設が使用できない場合の代替施設を検討する。 ◆ 被災者のニーズに応じた専門員の確保について検討する。

この頁で必要な物品

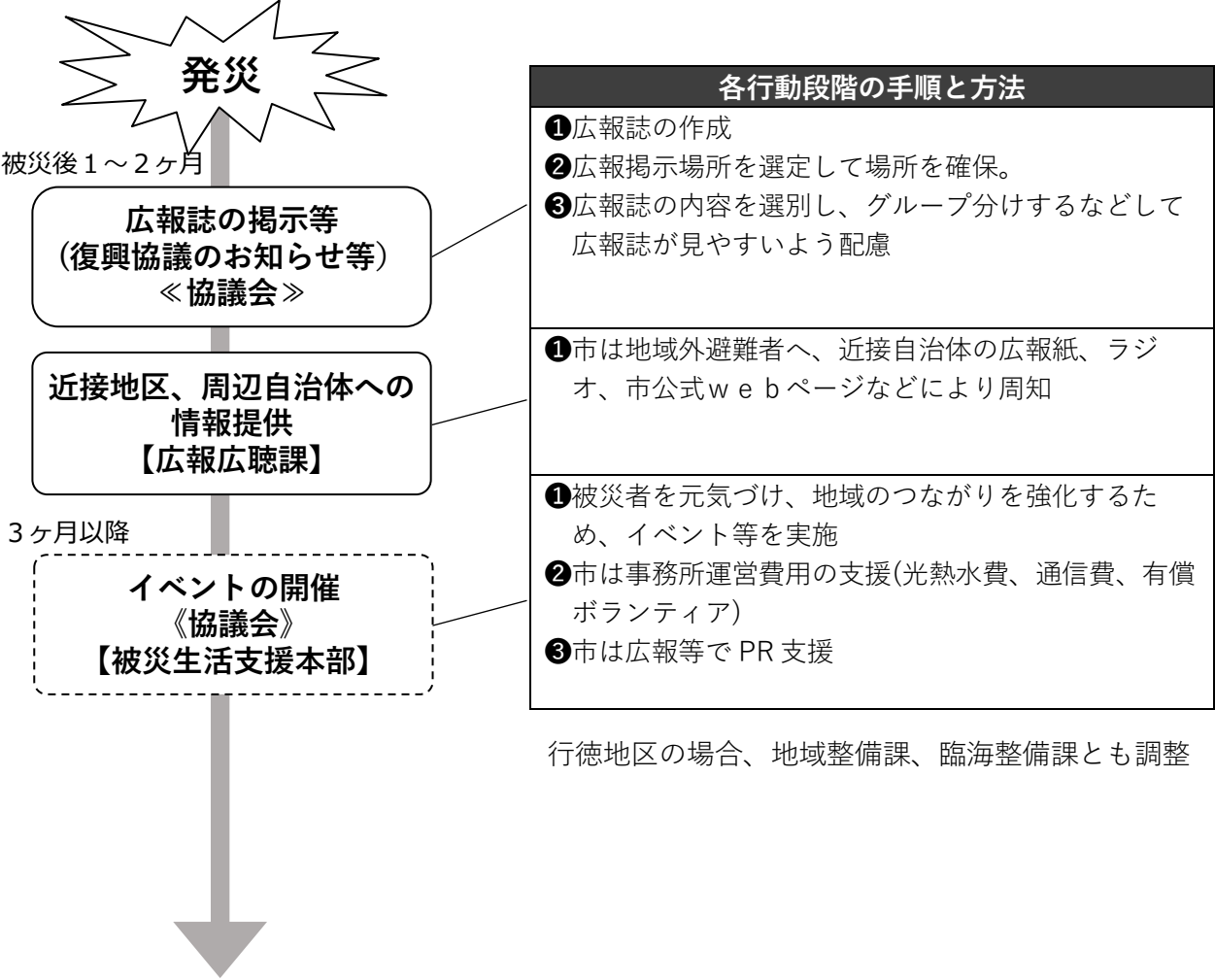
- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 相談内容記録書 | ☐ プリンター |
| ☐ 電話 | ☐ |
| ☐ パソコン | ☐ |
| ☐ ファックス | ☐ |

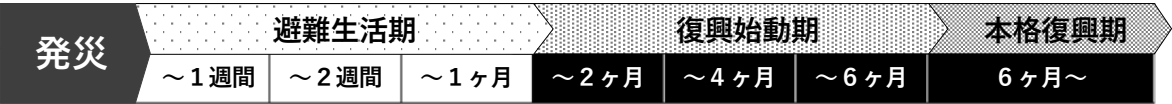
地域		第 2 節 地域復興協議会の支援と運営	
2 節 2		協議会の運営に係る支援	
主管課	街づくり推進課 被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	広報広聴課、臨海整備課、 地域整備課

《行動のあらまし》

- 市は、協議会の運営を支援する。
- 地域復興協議会は、市と協議した結果や地区復興まちづくり計画等の策定状況を、地域住民に周知する。(ニュース、市公式webページ、郵便、掲示、市広報を活用)
- 協議会は、地区外避難者へも周知を行う。(他自治体の協力を得て周知)
- 災害班拠点、避難拠点、公共施設等で日時を定めてイベント等を開催する。

《行動の手順》(【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)





事前準備	◆ 他自治体との「災害時における広報活動の協力体制」を取り決める。
留意事項	◆ 地域復興協議会広報の発行を支援する。 ◆ 個人情報保護の徹底。 ◆ パソコン、プリンター、広報誌の用意を市は支援する。 ◆ イベントと同時に説明会を行う等、市と協議会で連携を図る。
検討課題	◆ 地区外の避難者の把握方法を検討する。

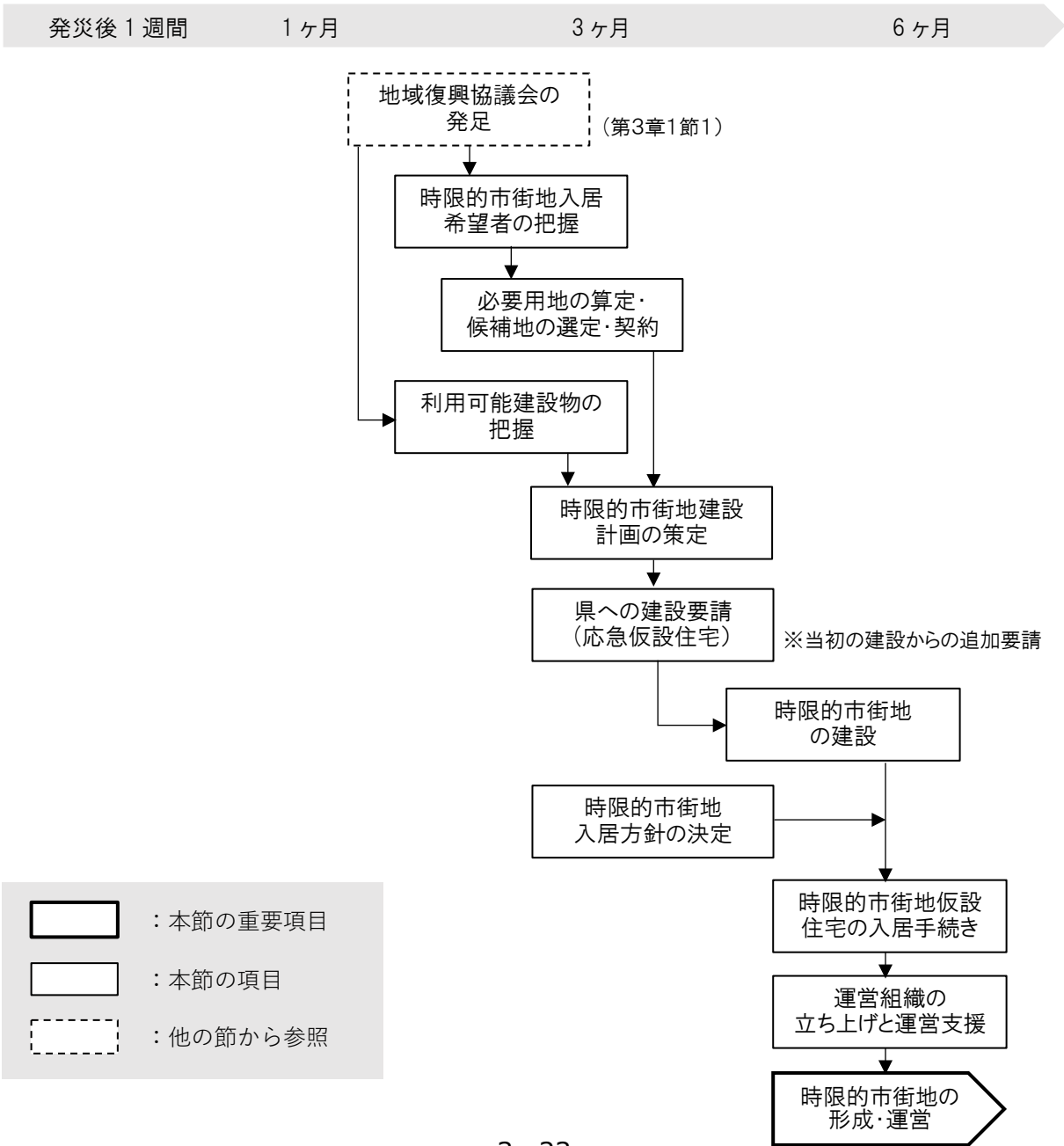
この頁で必要な物品	
☐ パソコン	☐ イス・テーブル
☐ プリンター	☐ テント
☐ 各種イベントグッズ	☐
☐ 記録帳	☐

第3節

時限的市街地の形成と運営

被災住民が地元のまちで生活再建に取り組むことができるよう、用地を確保し、応急仮設住宅等を建設し、時限的市街地を形成する。
あわせて市は、協議会が中核となって時限的市街地を運営する組織づくりの働きかけを行うとともに、その運営を支援する。

■本節に関わる業務の関連フロー

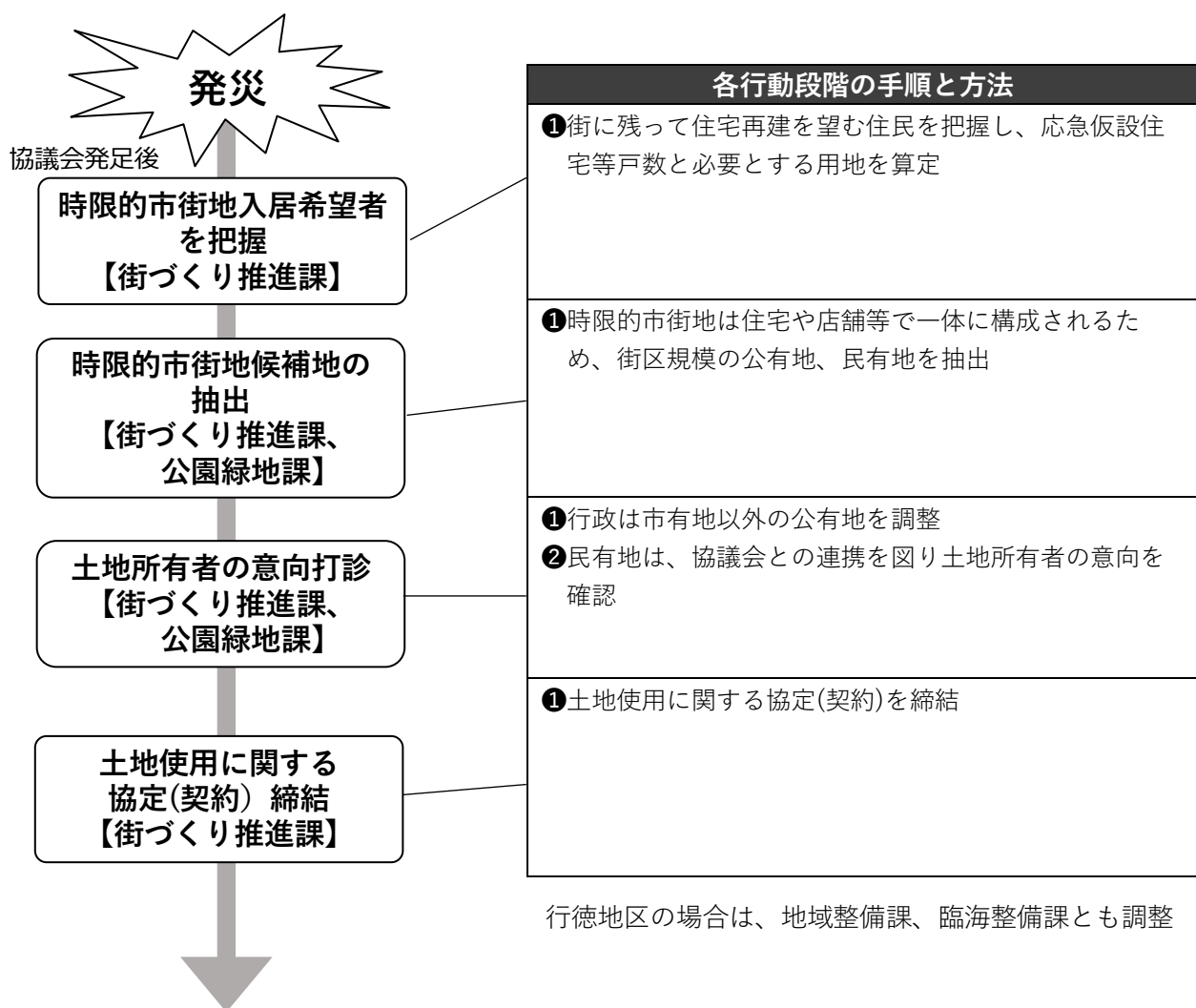


地域		第3節 時限的市街地の形成と運営	
3 節 1		時限的市街地用地の確保	
主管課	街づくり推進課、公園緑地課	関係部課	臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 被災住民が、地元のまちで、生活再建に取り組むことができるように、公有地、民有地、の順位立てで時限的市街地の用地を確保する。
- なお、時限的市街地は、応急仮設住宅、自力仮設住宅、仮設店舗、事業所、利用可能な残存家屋から構成される。
- 民有地については、市から土地所有者の協力が得られるように働きかけ、意向確認ができれば市は土地使用貸借等の契約を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



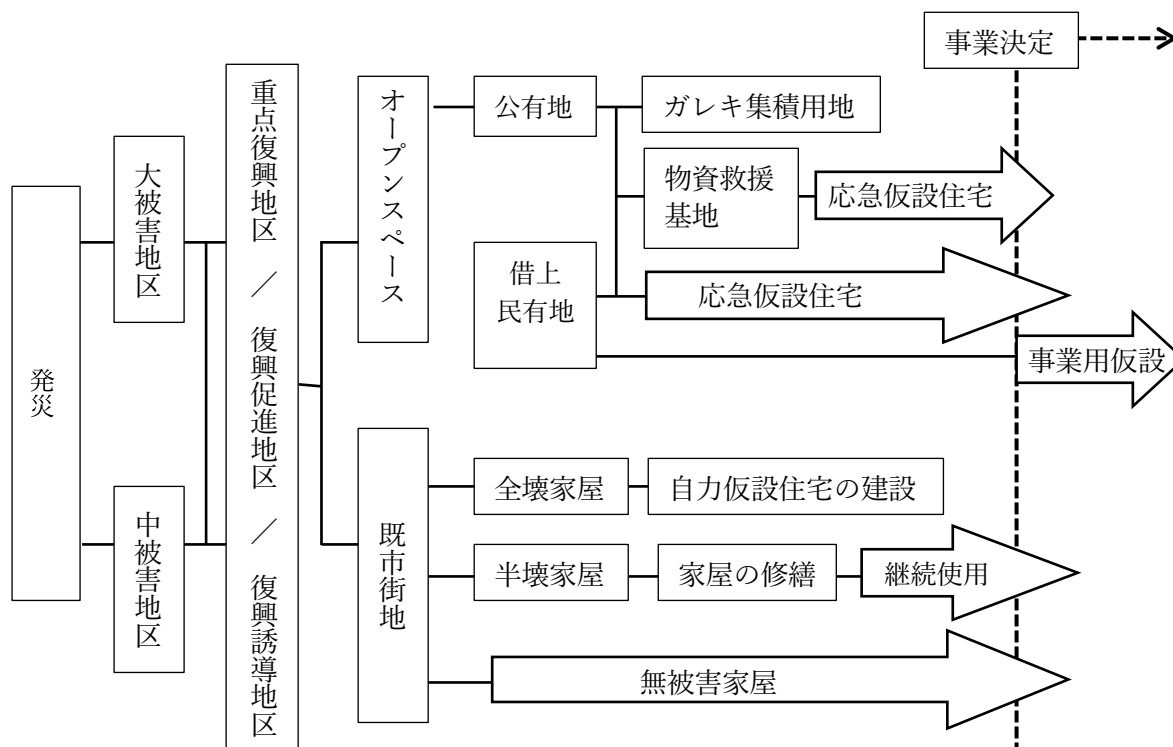
発災	避難生活期				復興始動期		本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 地区民有地の時限的市街地候補地を予め決めておく。 ◆ 利用可能な公有地(公園や都市計画事業地など)を、市が事前に把握をする。 ◆ 候補地にかかる制限等、関係法令等の整理をしておく。 ◆ 土地使用の契約要件を事前に明確にし、契約書案、協定書案を作成しておく。
	◆ 候補地を決めたら、事前に土地所有者の意向を確認しておく。 ◆ 候補地が決まったら、周辺住民とのトラブル防止のため公表する。 ◆ 民有地の土地所有者への協力の働きかけは、協議会とも連携を図る。
	◆ 災害時における土地借上げ制度のルール化を検討する。 ◆ 借地料の算出及び残存物件の補償・撤去に関する契約内容を検討する。

この頁で必要な物品	
☐ 土地使用貸借契約書(雛形)	☐
☐ 土地建物等所有者リスト	☐
☐	☐
☐	☐

地域協働復興における時限的市街地の形成

1. 時限的市街地の形成イメージ



2. 整備主体・運営主体

◆災害救助法にもとづく応急仮設住宅

- ・市は、応急仮設住宅の要望戸数、及び応急仮設住宅建設予定地の情報を県に伝える等、県の補助業務を行い、県は、応急仮設住宅の供給方針決定や建設計画策定等、応急仮設住宅供与に関する業務全般を行う。
- ・時限的(仮設)市街地の整備方針は、市が原案を作成する
- ・応急仮設住宅の建設は県が実施し、市は応急仮設住宅への入居者募集や運営を行う

◆災害救助法以外の仮設建築物

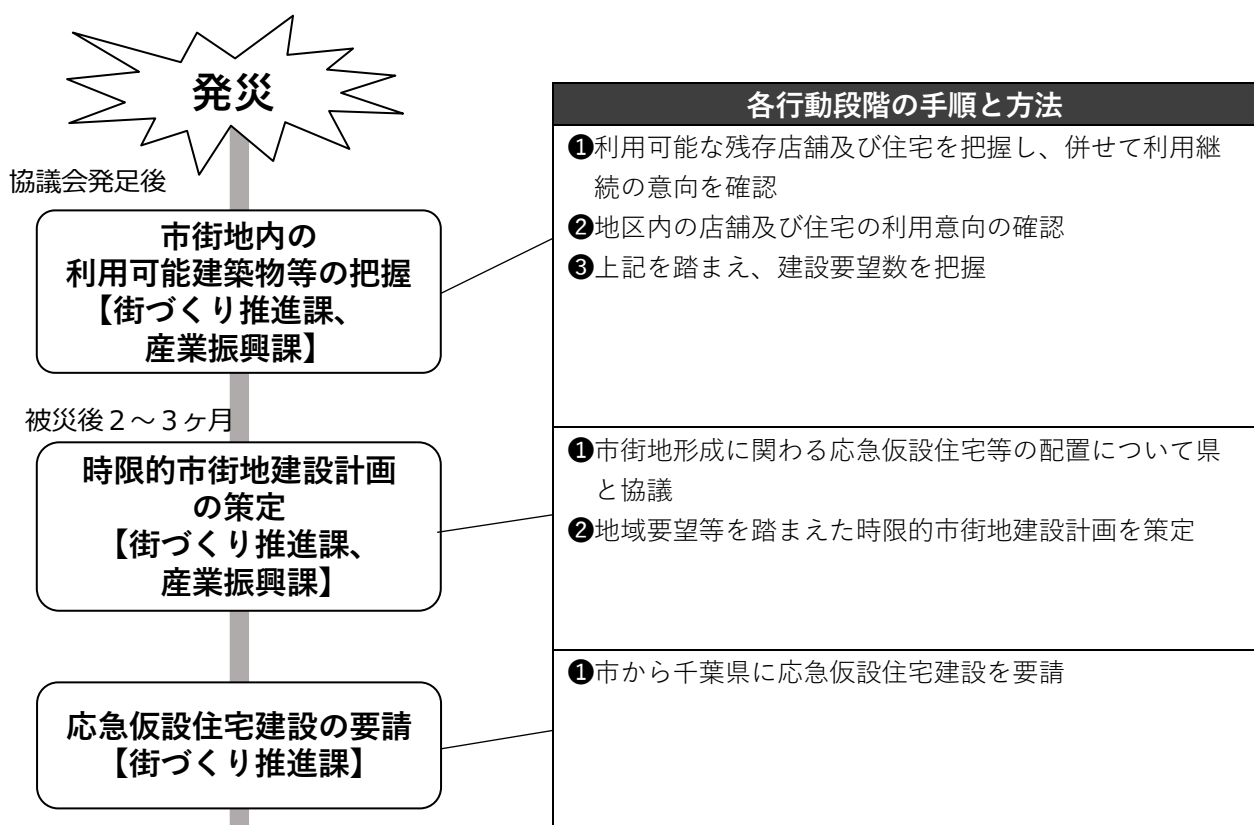
- ・県・市・地域等で連携して、事業用仮設住宅、基金等を活用するなど工夫して建設を図る。

地域		第3節 時限的市街地の形成と運営	
3 節 2		時限的市街地の建設	
主管課	街づくり推進課	関係部課	産業振興課、臨海整備課、地域整備課

《行動のあらまし》

- 市は、時限的市街地を建設するため、市街地候補地内の残存家屋が利用可能かなどの把握を行うとともに、協議会と連携して、建設計画をまとめ、千葉県に応急仮設住宅建設の要請をする。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



行徳地区の場合は、地域整備課、臨海整備課とも調整



事前準備	◆ 自力仮設住宅建設等への市の支援体制を確立する。 ◆ ライフラインの引き込み協定を締結する。 ◆ 建築物の設計や配置等に関する関係行政機関との協議を行う。
留意事項	◆ 地区復興まちづくり計画等と整合を図る。
検討課題	◆ 市独自の仮設住宅確保策を検討する。 ◆ 住宅リース会社と応急仮設住宅資材調達の協力体制を検討する。

この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

時限的市街地の事例

<阪神・淡路大震災における神戸市長田区久二塚地区の取組>

「久二塚地区震災復興まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)は、早期に働く場所と住む場所を確保するため、市街地再開発事業の都市計画決定を受けて、事業用の仮設店舗や仮設住宅を、行政に代わって協議会が建設するなど、行政と協働しながら独自の活動を行いました。

1 地区の概況

- 縦横に商店街が行き交う住商混在地区
- 面積約3.2ha、人口約1,000人、世帯数約380世帯、商店数約240店、権利者数約570人

2 被害状況

- 倒壊焼失面積19,110㎡(59%)、倒壊焼失件数232件(62%)、倒壊焼失店数158店(66%)

3 復興の歩み

- 地下鉄整備に伴い3町が個別にまちづくりの話合いを持っていたが、震災を契機に新たに3町合同の協議会を発足
- 協議会は、震災から約2か月で90%以上の住民及び権利者の避難先を確認し、建物解体の同意や仮設建築物等の建設のために必要な権利関係資料の作成を実施
- 協議会は、倒壊建物の解体・撤去作業を協議会が一括して業者と契約できるように行政と交渉し、行政と協議会、業者の3者契約により、192件の解体撤去を実施
- 協議会は、135権利者から約1.1haの土地を借り上げ、住民との各種交渉、仮設住宅及び仮設店舗の入居や工事等の管理運営等の検討を実施。仮設店舗は、仮設商店街「復興げんき村パラール」(約80店舗、約5,400㎡)として4年5か月にわたり営業
- 神戸市と財団法人阪神・淡路大震災復興基金は「パラール」の設置に当たり、仮設店舗設置費用の最大2分の1を助成する「商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度」により支援を行った。
- これらの仮設住宅と仮設店舗は、後に市街地再開発事業の事業用仮設建築物として神戸市に引き取られた。



仮設商店街「復興げんき村パラール」(写真提供：神戸市)

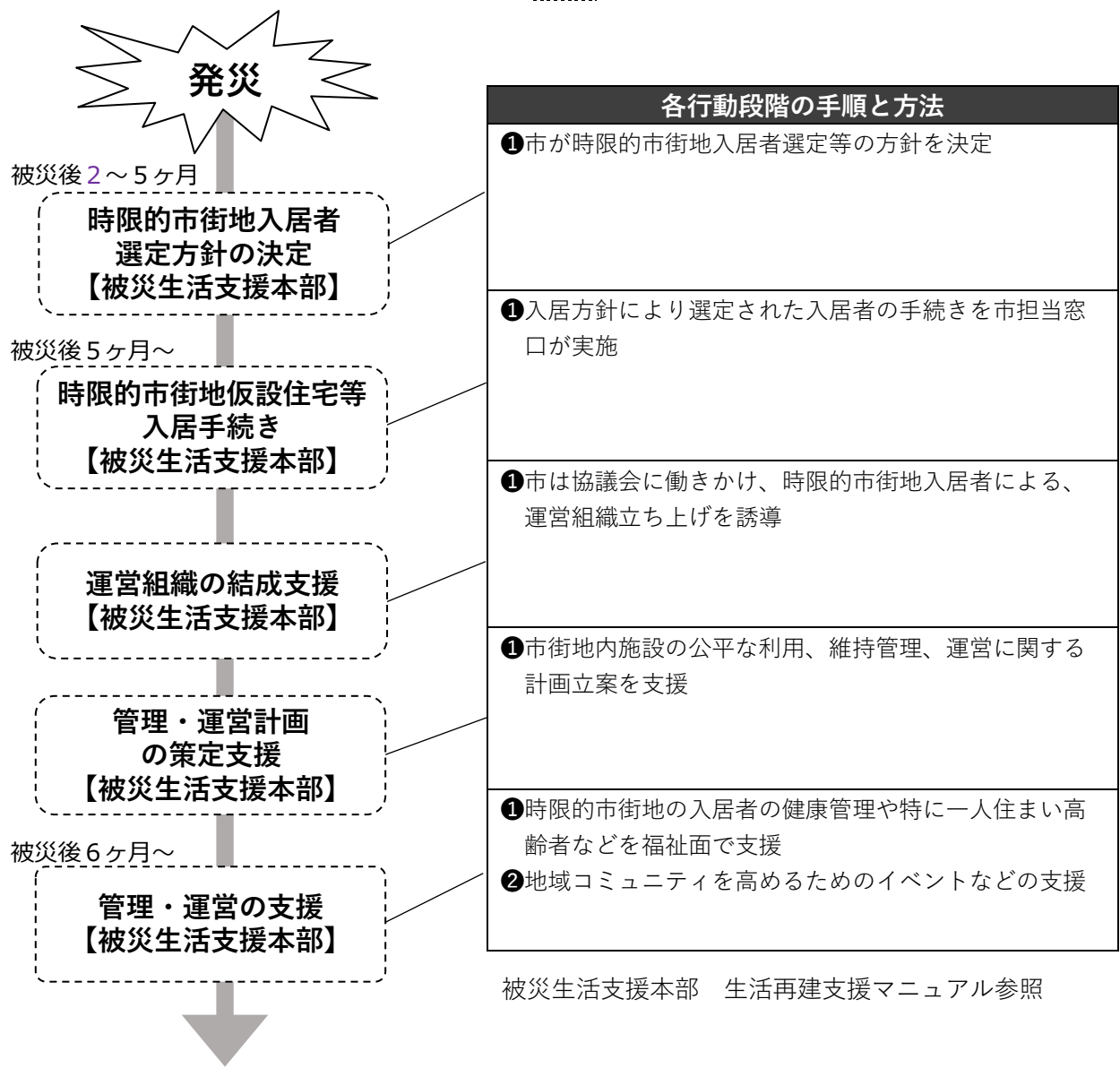
出典：東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編

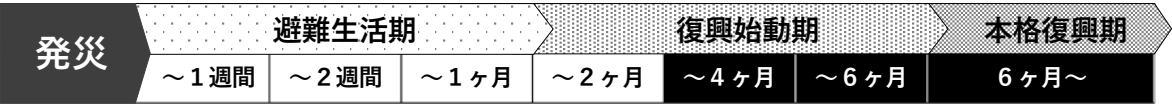
地域 3 節 3		第 3 節 時限的市街地の形成と運営	
		時限的市街地の運営の支援	
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	

《行動のあらまし》

- 市は、時限的市街地入居者選定方針を定めるとともに、応急仮設住宅等施設の点検を行う。
- また、市は協議会と連携して入居者の健康維持、時限的市街地の活性化等を図る。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 時限的市街地の立ち上げを想定した、入居方針の素案を作成する。 ◆ 時限的市街地から恒久的市街地形成までのプログラムを作成する。
留意事項	◆ 入居待ちの人は長い避難所生活で精神的負担も多くなることから、随時情報を提供するなど入居までのフォローに留意する。 ◆ 入居者選定にあたっては、要配慮者や地域コミュニティに配慮する。
検討課題	◆ 時限的市街地の管理運営支援策を検討する。

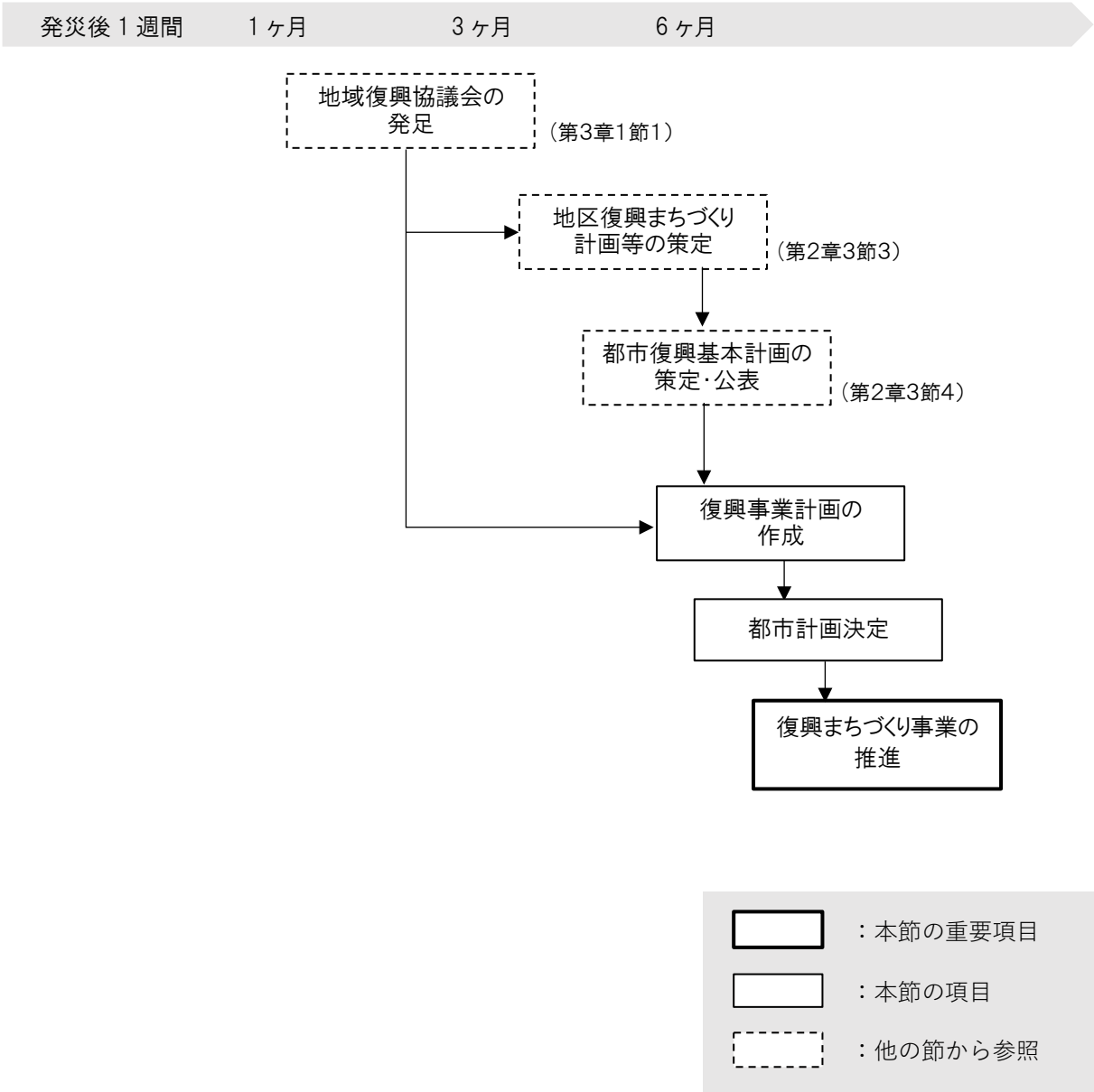
この頁で必要な物品	
☐ 管理運営計画書(雛形)	☐
☐ 入居手続きマニュアル	☐
☐	☐
☐	☐

第4節

復興まちづくり事業の実施

土地区画整理事業や市街地再開発事業など法定事業地区について、権利者と市で個別事業計画を策定し、復興まちづくり事業を進める。

■本節に関わる業務の関連フロー

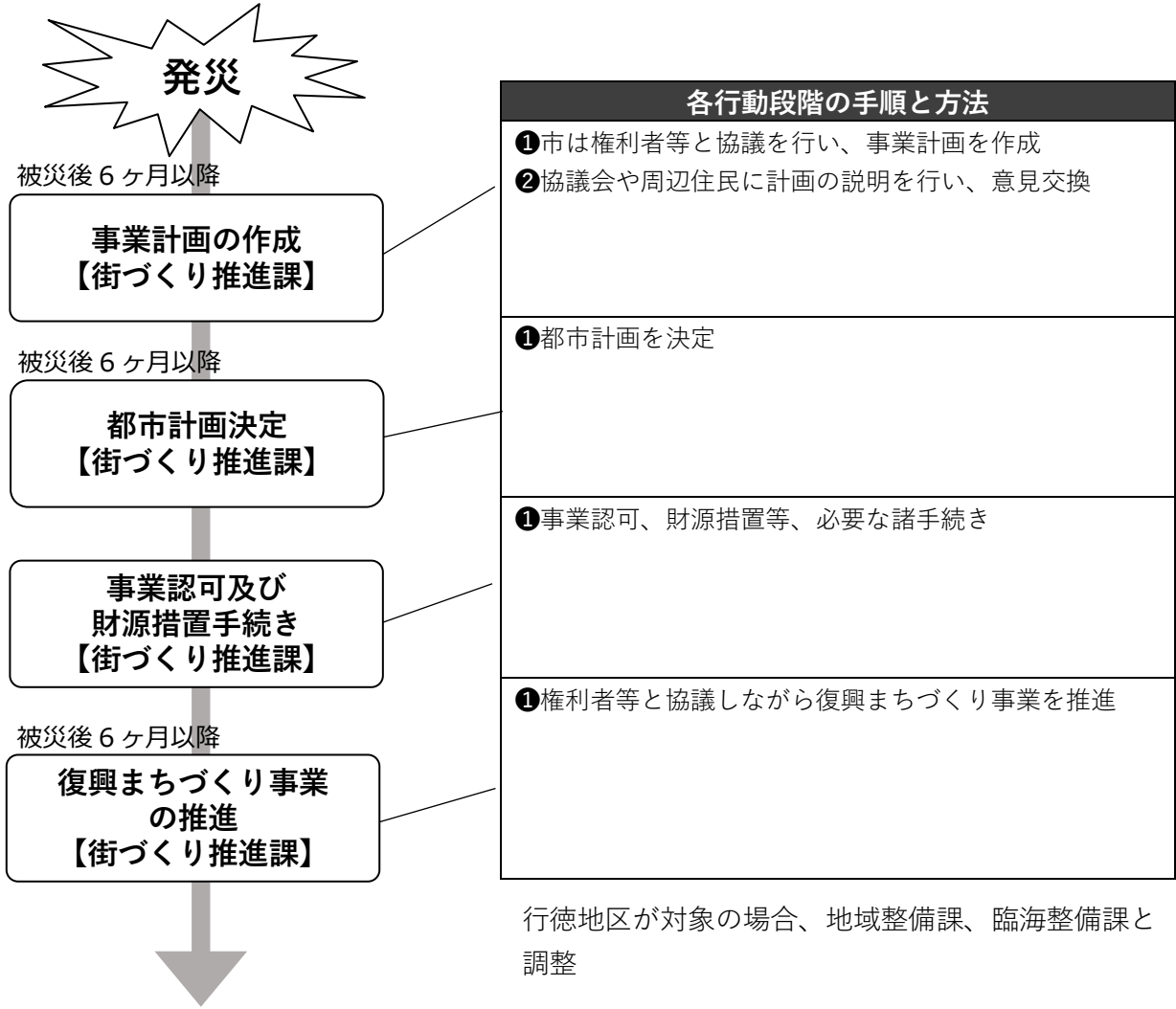


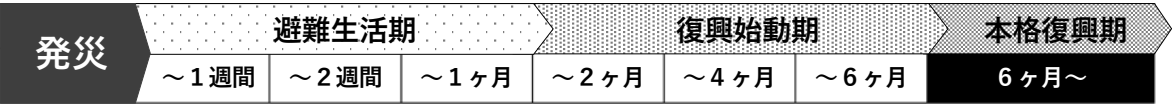
地域 4 節 1		第4節 復興まちづくり事業の実施	
		復興まちづくり事業の実施	
主管課	街づくり推進課	関係部課	臨海整備課、地域整備課 都市計画課

《行動のあらまし》

- 都市復興基本計画に位置づけられた事業について、個別事業計画を策定し、復興まちづくり事業を進める。
- 事業計画の策定にあたっては、権利者と協議の上、進める。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 復興に関する事業制度や特例措置を把握しておく。
留意事項	
検討課題	

この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

第5節

地域協働復興に向けての事前対策

被災後のスムーズな地域協働復興に向けて、平常時から復興まちづくりとは何か、どのような手順・方法で進めるのかについて周知を図り、復興まちづくりの意識醸成を図ることが重要である。

普及啓発により復興まちづくりに関する共通認識が図られた地域に対しては、地域と行政及び専門家が連携して進める地域協働復興を模擬体験する訓練を実施する。

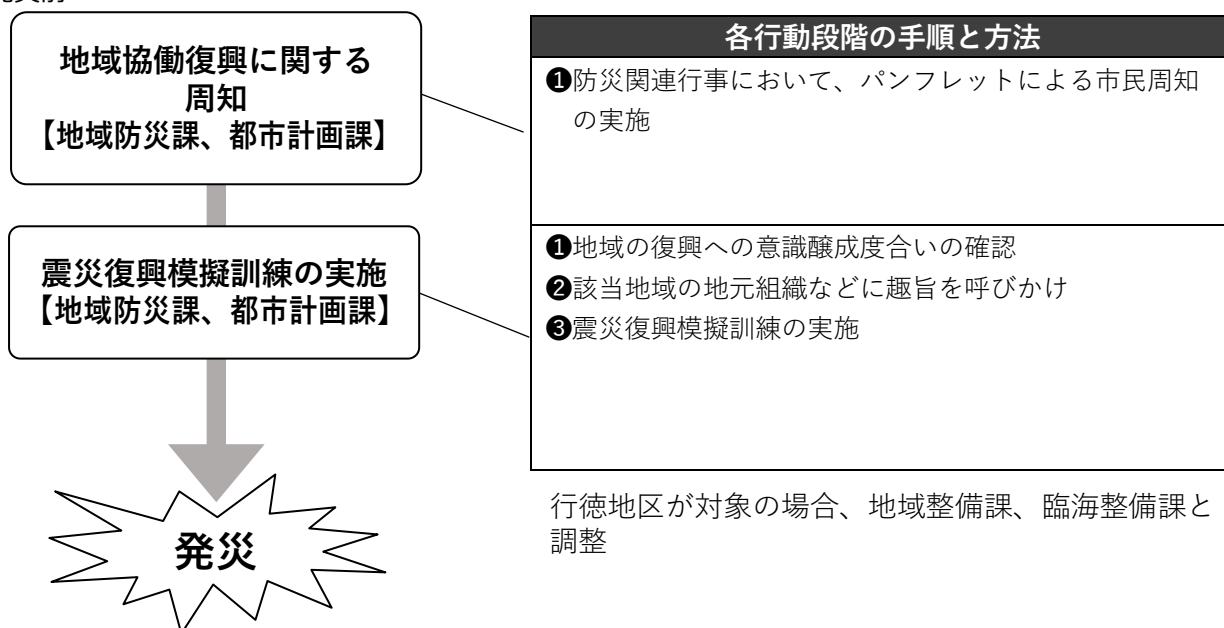
第5節 地域協働復興に向けての事前対策			
地域 5 節 1	地域協働復興の周知		
	主管課	地域防災課、都市計画課	関係部課 街づくり推進課、臨海整備課、 地域整備課

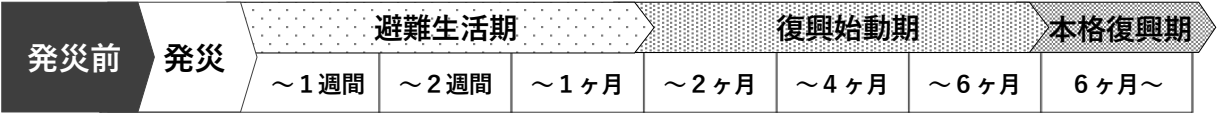
《行動のあらまし》

- 地域協働復興に向けて、震災復興に係る取り組みの周知を図り、復興まちづくりの意識醸成を図る。
- 復興まちづくりに関する共通認識が図られた後、地元組織を通じて震災復興模擬訓練を実施する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）

発災前





事前準備	◆ 訓練の実施に備え、「震災復興模擬訓練の手引き」等を作成する。
留意事項	◆ 市民周知の際は、復旧・復興の流れを分かりやすく説明することに留意する。
検討課題	◆ 訓練実施時の範囲や規模を検討する。 ◆ 訓練を行う際は、専門家等の協力を得て進めることも検討する。

この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

第4章 住宅の復興

第4章 住宅の復興

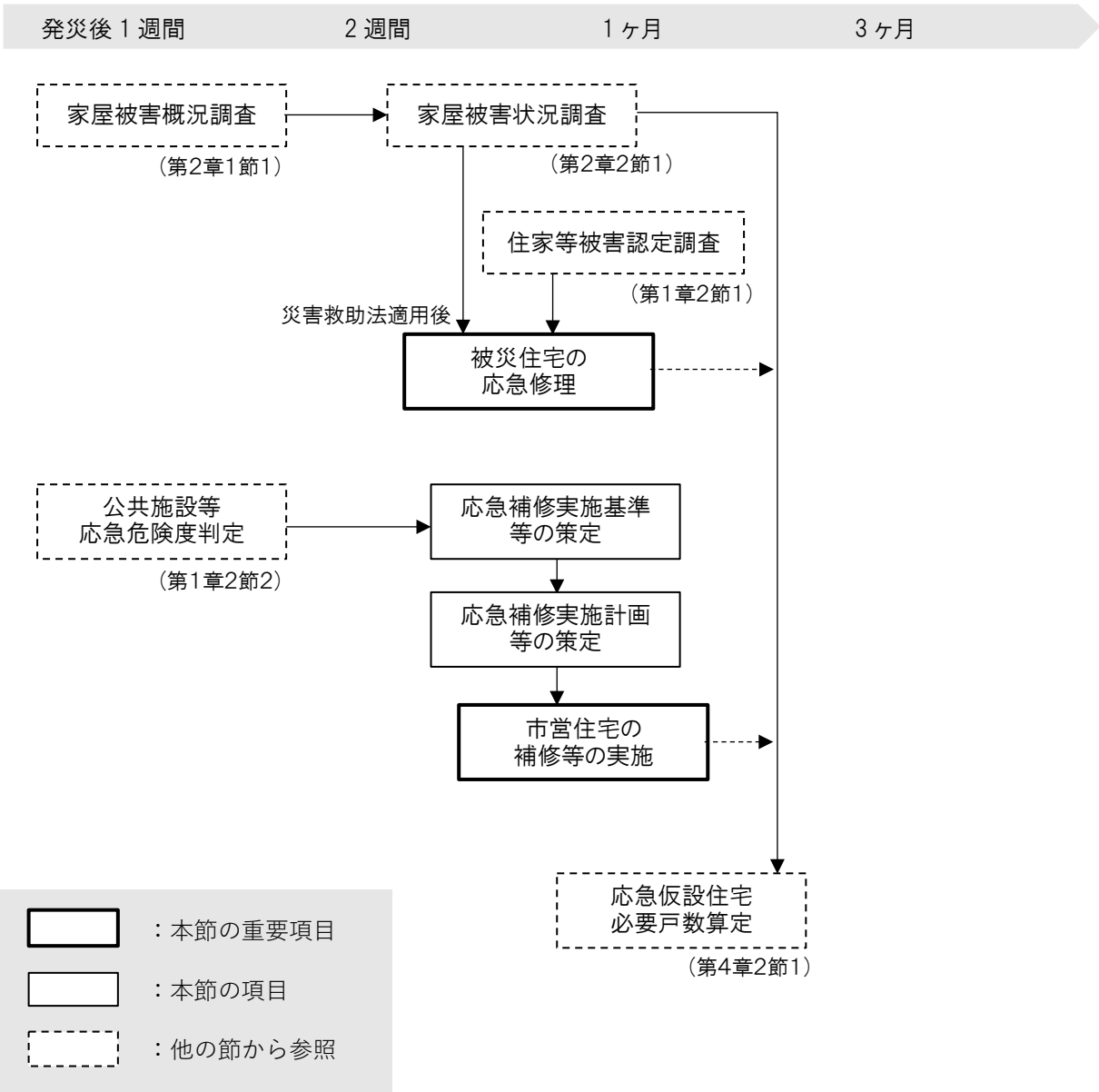
第1節 民間住宅と市営住宅の応急修理	4-1
1 民間住宅の応急修理	4-2
2 市営住宅の応急修理	4-6
第2節 応急的な住宅の整備	4-9
1 応急仮設住宅の供給に係る要請等	4-10
2 応急仮設住宅建設可能用地の確保等	4-12
3 応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の提供	4-14
4 市営住宅等の空き住戸の確保	4-16
5 入居者の募集・選定・入居手続	4-18
6 応急仮設住宅等入居者の支援	4-20
第3節 恒久的な住宅の整備	4-23
1 恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定	4-24
2 住宅復興計画の策定等	4-26
3 市営住宅の供給	4-28
4 被災者の円滑な入居	4-30
第4節 自力再建への支援	4-33
1 住宅再建への支援	4-34
2 情報提供・相談体制の整備	4-36

第1節

民間住宅と市営住宅の応急修理

家屋被害を把握し、災害救助法が適用された地域において自ら応急修理が困難な民間住宅に対し、応急修理を行う。
市営住宅についても、被害状況により、応急的な修理が可能なものは応急修理を行う。
その上で、応急仮設住宅の必要戸数を算定する。

■本節に関わる業務の関連フロー

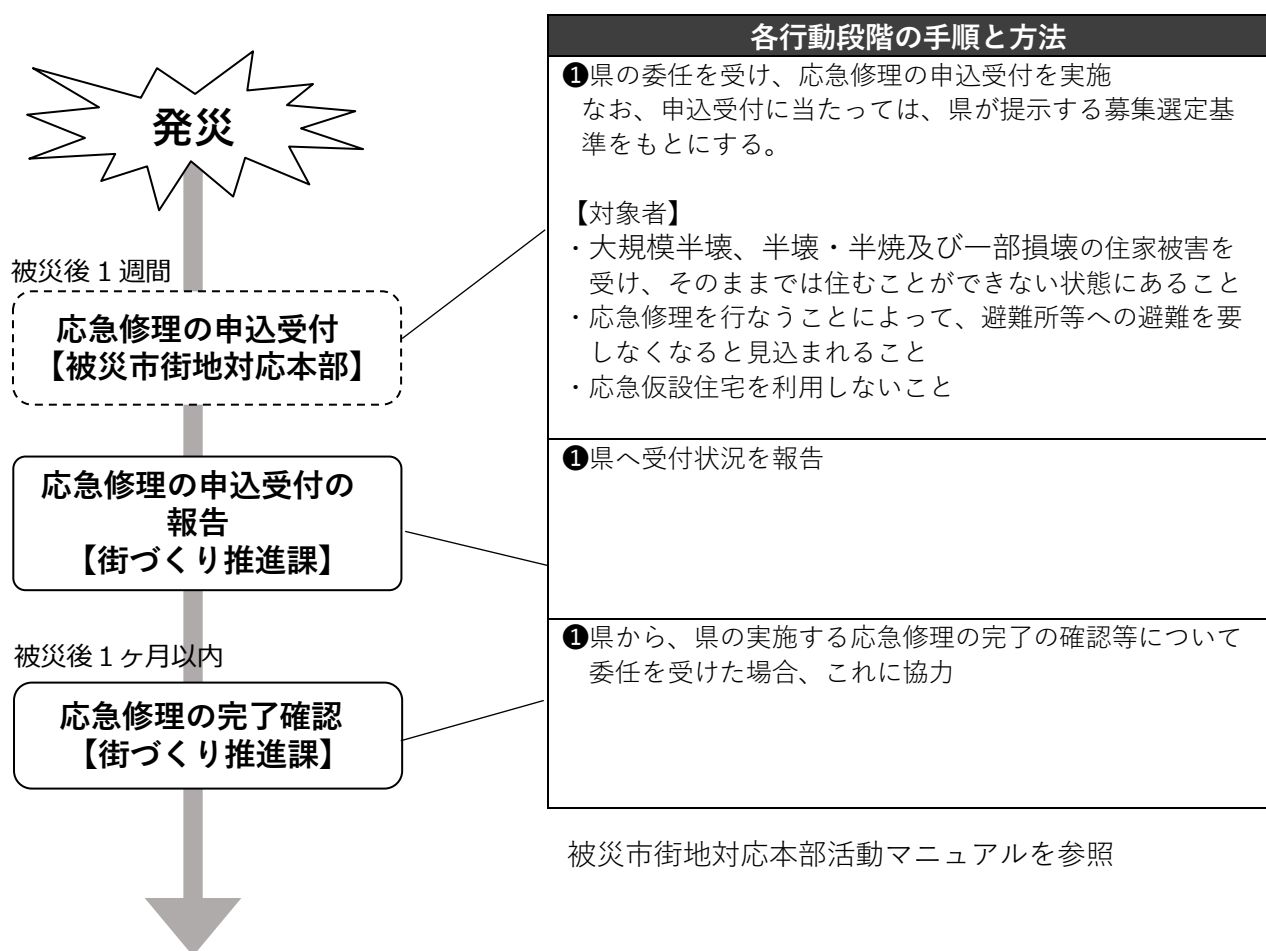


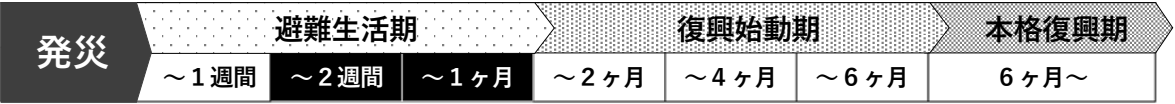
住宅		第1節 民間住宅と市営住宅の応急修理	
1 節 1		民間住宅の応急修理	
主管課	街づくり推進課	関係部課	

《行動のあらまし》

- 災害救助法が適用された地域内において、大規模半壊、半壊・半焼及び一部損壊(半壊に準ずる程度の損傷で、損害割合 10%以上)した民間住宅のうち、利用可能な住家に対し、居住に必要な最低限度の応急修理を行う。
- 県は、応急修理実施要領を決定する。
- 事務委任を受けた市は、被害状況等の情報を収集し、応急修理の受付等を行う。(「応急修理の事務手続きフロー」P4-4 参照)

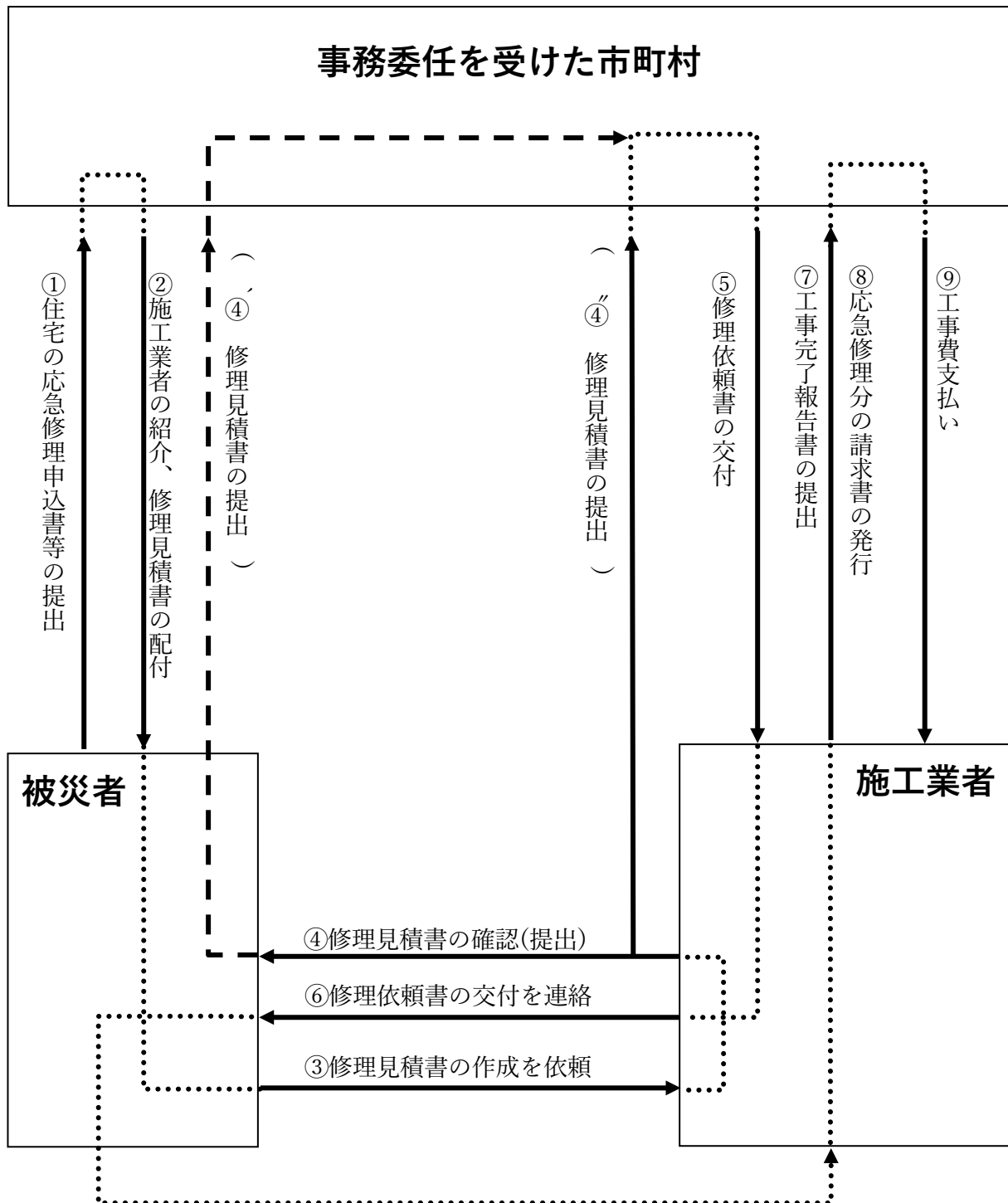
《行動の手順》(【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)





事前準備	
留意事項	◆ 応急修理は基本的に仮復旧工事という位置づけであり現状復旧工事ではないため、希望者に誤解を与えないよう、周知には注意をはらうこと。
検討課題	

この頁で必要な物品	
☐ 家屋被害状況調査(地図・調査票)	☐
☐ 応募者リスト	☐
☐	☐
☐	☐



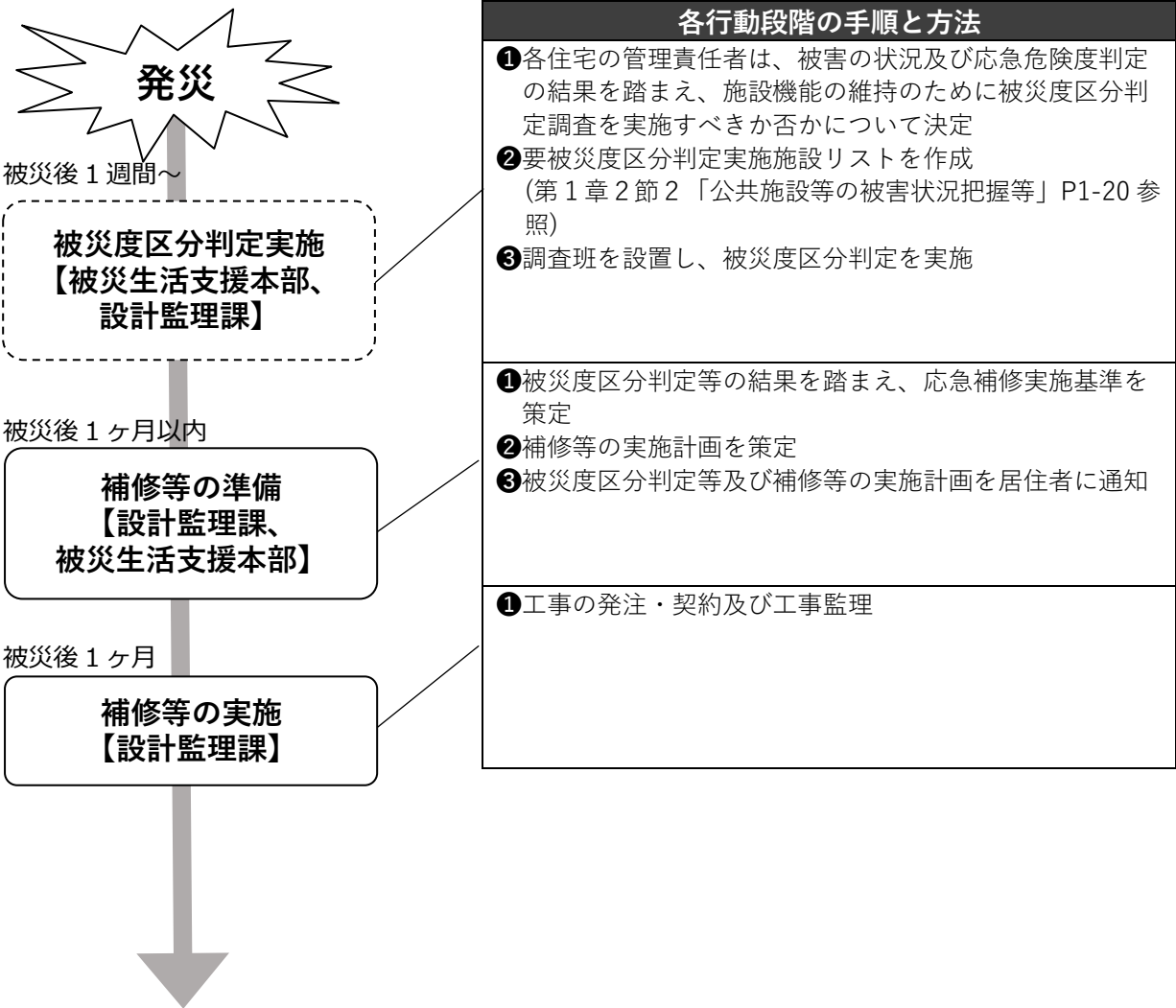
出典：千葉県ホームページ「令和元年台風第15号の被災住宅に対する応急修理について」

住宅 1 節 2		第 1 節 民間住宅と市営住宅の応急修理	
		市営住宅の応急修理	
主管課	被災生活支援本部	関係部課	設計監理課

《行動のあらまし》

- 被災度区分判定により補修・補強が必要とされた市営住宅について、迅速・適切に補修・補強工事を実施する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 要被災度区分判定実施施設リストを作成する。 ◆ 応急補修実施(案)を作成する。
	◆ 被害状況や補修順位を居住者に説明する。 ◆ 工事施工者名、緊急連絡先を配布する。 ◆ 補修時期等について居住者と施工業者で日程調整を行う。
	◆ 借上げ市営住宅の補修・補強の範囲・費用負担の考え方について整理する。 ◆ 補修範囲が広い場合の仮住まいの確保を検討する。 ◆ 居住者の不在時の対応を検討する。

この頁で必要な物品

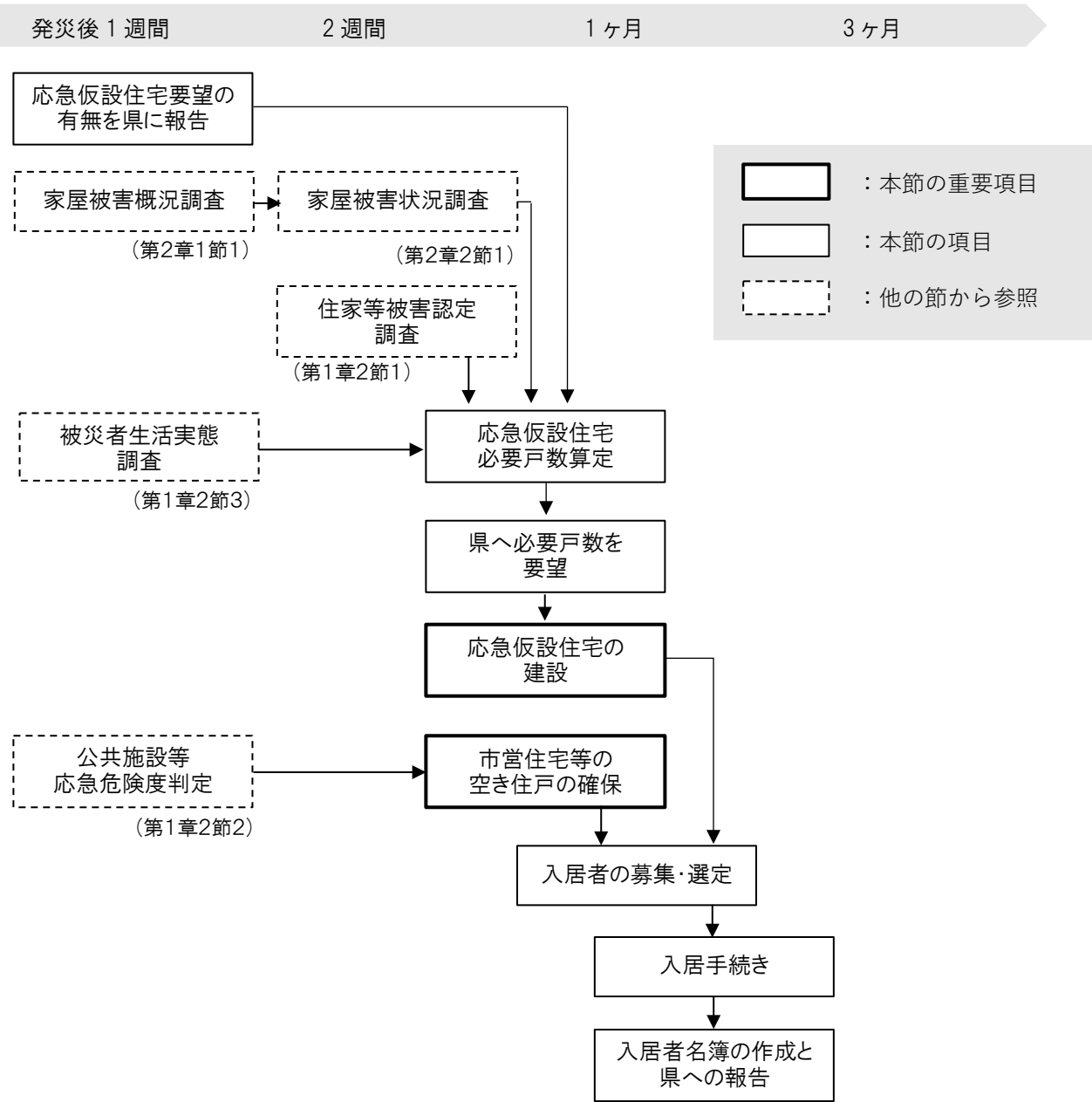
- | | |
|---|--|
| ☐ 市営住宅の所在地リスト | ☐ 被災市街地対応本部活動マニュアル |
| ☐ 設計図面 | 「被災建築物応急危険度判定班 活動内容」 |
| ☐ 各施設の被害概況データ | ☐ 市川市震前判定計画 |
| ☐ 被災度区分判定調査：「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術基準」
(国土交通省住宅局建築指導課) | ☐ 各市営住宅の施設リスト(各室名別ごと) |

第2節

応急的な住宅の整備

被災直後、応急仮設住宅の要望の有無を県に報告する。
その後、家屋などの被害状況を把握し、応急仮設住宅の必要戸数を算定し、県へ必要戸数を要望する。市営住宅については、利用可能な市営住宅を確保し、県に報告する。
応急仮設住宅を建設後、順次入居者を募集し入居の手続きを行う。

■本節に関わる業務の関連フロー

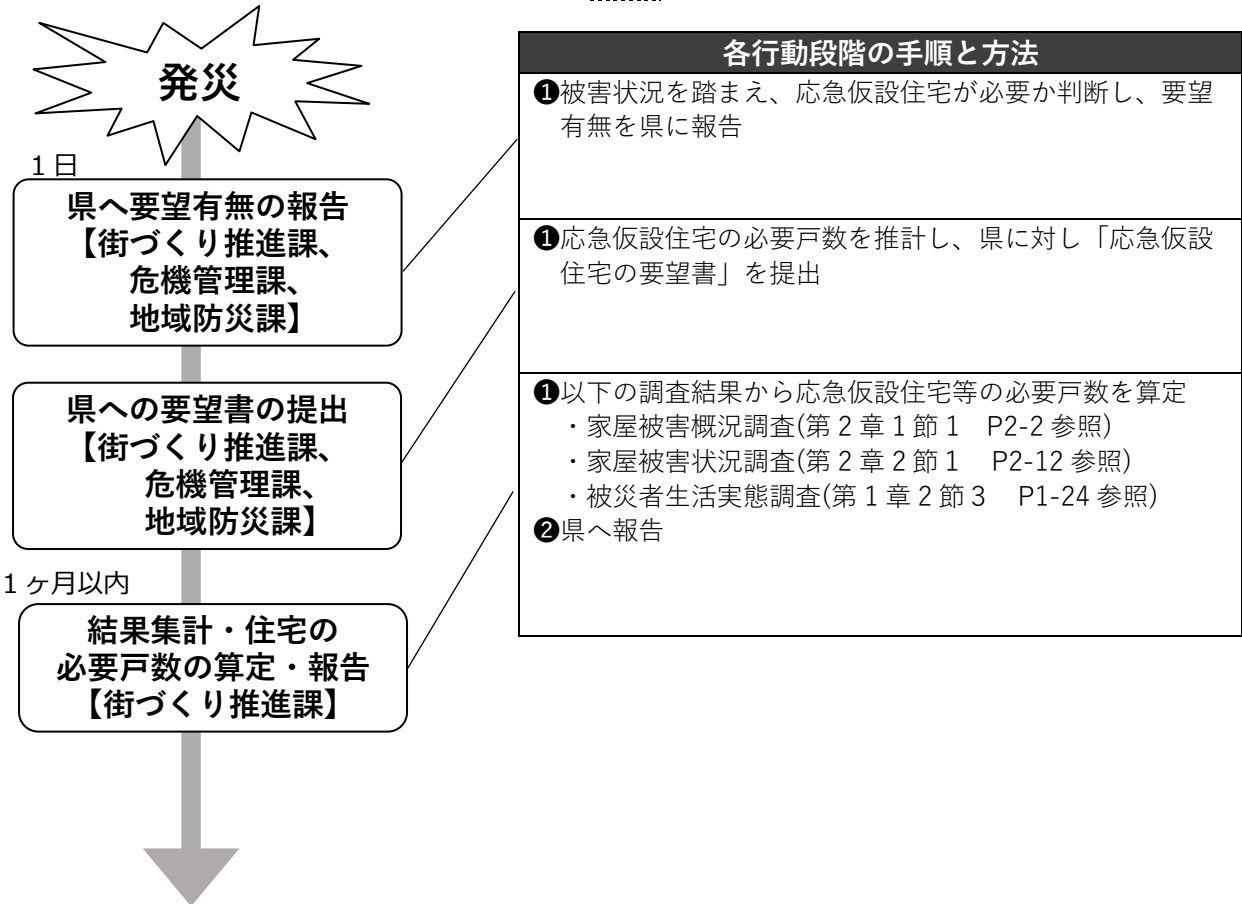


住宅 2 節 1		第 2 節 応急的な住宅の整備	
応急仮設住宅の供給に係る要請等			
主管課	街づくり推進課	関係部課	危機管理課、地域防災課

《行動のあらまし》

- 市は発災後、速やかに被災状況から応急仮設住宅の設置が必要かどうか判断し、県に応急仮設住宅の要望の有無について報告する。
- 千葉県が法定受託事務として応急仮設住宅の提供を実施し、市町村が県の補助業務を行う。市は、要望戸数を推計(原則として市内の全壊、全焼及び流出世帯数の3割以内)して「応急仮設住宅の要望書」を県に提出する。なお要望戸数は被災状況等に応じて、県へ複数回報告を行う。
- 県は、協力団体に確認した供給可能戸数と、市町村から提出された応急仮設住宅要望書を取りまとめ、応急仮設住宅供給方針を決定する。
- 市は、家屋被害概況調査、家屋・住家被害状況調査、被害者生活実態調査を実施して、応急仮設住宅の必要戸数を算定し、最終必要戸数を県に報告する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	
留意事項	◆ 災害救助法が適用されない場合は、市が応急仮設住宅の建設等を行う。
検討課題	

この頁で必要な物品	
☐ 市川市被災市街地対応本部活動マニュアル	☐
☐ 千葉県応急仮設住宅供給マニュアル	☐
☐ 家屋被害台帳(電子データ)	☐

住宅

2 節 2

応急仮設住宅建設可能用地の確保等

主管課

街づくり推進課

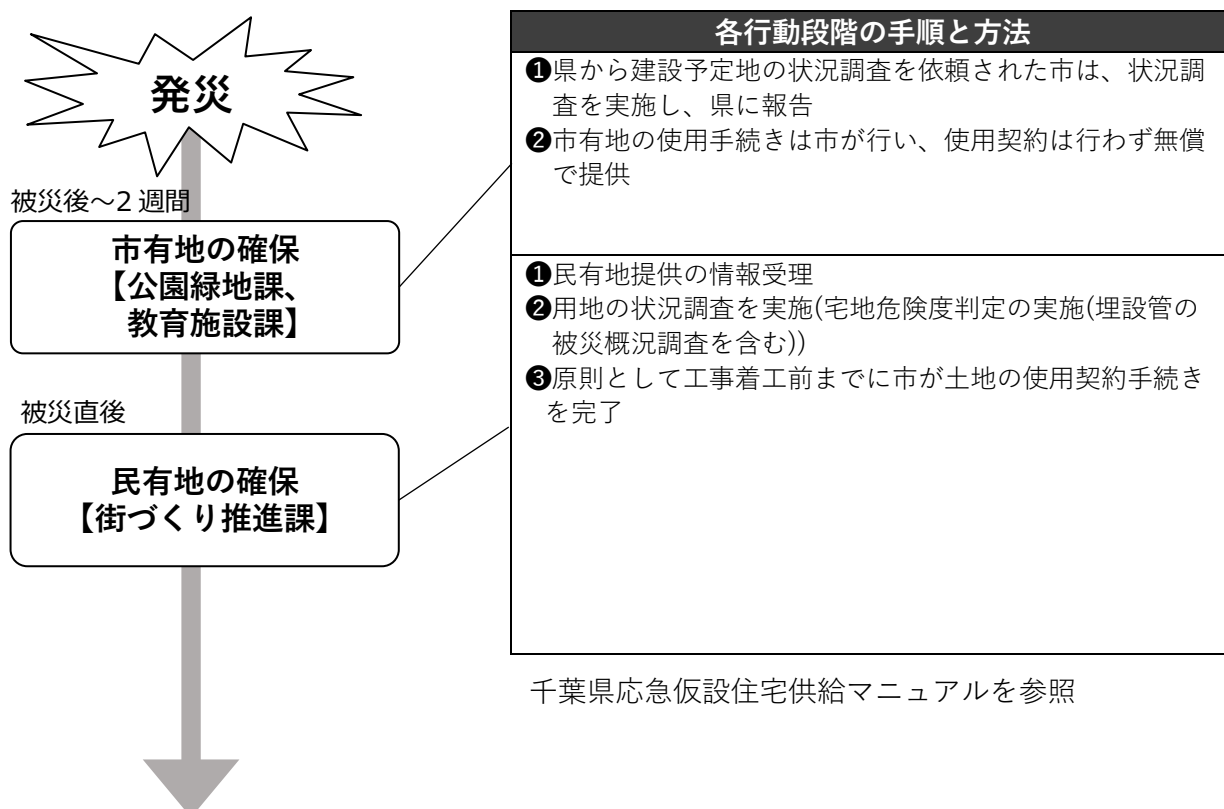
関係部課

危機管理課、地域防災課
公園緑地課・教育施設課

《行動のあらまし》

- 市は、あらかじめ準備してある応急仮設住宅建設候補地リストに登録されている候補地の中から建設適地を抽出し、現地調査等により建設可能と確認できた場合は、速やかにその用地を確保する。
- 抽出にあたっては、地域コミュニティの維持の観点からできるだけコミュニティ単位での入居が可能となるよう、また、被災者の生活圏に近い位置となるよう配慮する。
- 震災発生後、地権者などから、提供の申出があった民有地を使用する場合には、初期段階において所有者等との間で、借地期間や借地料等について契約関係の取決めを明確にする。
(第1章5節1「用地の確保・調整」P1-48 参照)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 応急仮設住宅建設候補地の調査と住民への周知 ◆ 民有地の一時使用に備え、協定案や契約書案を準備
留意事項	◆ 民有地の賃貸借に係る費用は、応急仮設住宅を管理する市の負担とする。また、原則として企業等が所有する土地のみとし、個人所有は借り上げない。 ◆ 都市復興の分野(時限的市街地等)との調整を行うことに留意する。 ◆ 用地に係る制限等、関係法令の整理をする。 (公園用地を活用する場合、応急仮設住宅が災害救助法適用か否かで都市公園法の占有が可能か異なる場合がある。)
検討課題	

この頁で必要な物品	
☐ 市川市被災市街地対応本部活動マニュアル	☐
☐ 千葉県応急仮設住宅供給マニュアル	☐
☐ 応急仮設住宅建設候補地リスト	☐
☐	

住宅 2 節 3		第 2 節 応急的な住宅の整備	
		応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の提供	
主管課	街づくり推進課、被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	災害対応事務局(地域防災課)、設計監理課

《行動のあらまし》

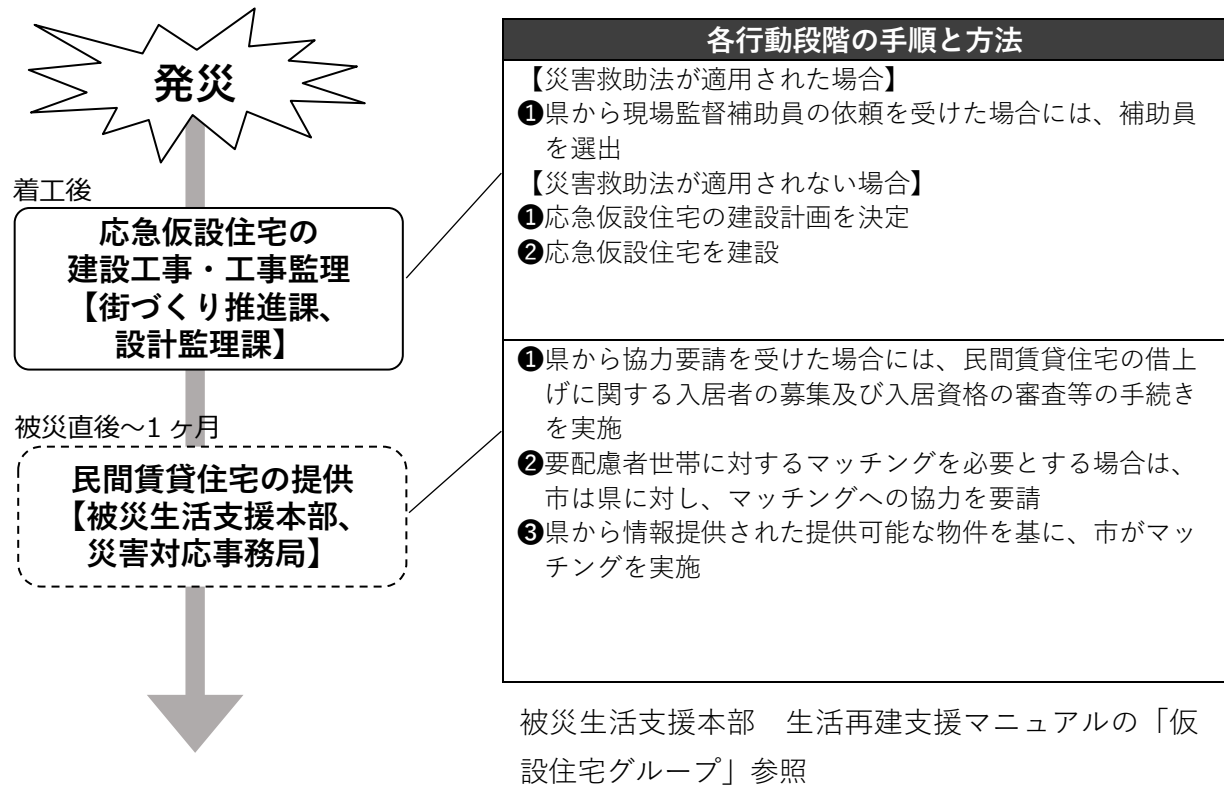
【新規建設】

- 災害救助法が適用された場合、県が応急仮設住宅を建設・提供し、市は県の補助業務(土地の使用契約、完成検査立会等)を行う。
- 災害救助法が適用されない場合もしくはその他の状況により市長がその必要性を認めた場合には、市は応急仮設住宅の建設計画を決定し、応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する。
- 市による建設にあたっては、「災害時における支援に関する協定」を締結している建設業者等へ協力依頼する。

【民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)】

- 建設による応急仮設住宅を十分に確保できない場合は、県と連携し、借上げによる民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)を提供する。
- 県は、事前に作成している協力団体会員名簿に基づき、協力団体に民間賃貸住宅の確保について協力を要請し、応急仮設住宅として借り上げる。市は入居者の募集等に関する事務手続きを行う。(千葉県応急仮設住宅供給マニュアル第 6 章参照)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 民間賃貸住宅の入居までのフローや留意事項等の事務手順を作成する。 ◆ 応急仮設住宅の入居までの市による詳細な事務手順や留意事項を明確化する。 ◆ 応急仮設住宅の住戸戸数の把握と収容規模、構造等を確認する。 ◆ 応急危険度の仕様を事前に決定しておく。
	◆ 市による応急仮設住宅の建設にあたっては、必要に応じて団地内の自治活動のための集会施設等を付設する。 ◆ 県が借上げによる民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)を提供する場合は、「被災者自らが探す方式」での提供を原則とする。ただし、自ら探すが難しい者がいる世帯(要配慮者世帯)に対しては、「マッチング方式」により借り上げ仮設を提供する。(千葉県応急仮設住宅供給マニュアル第6章参照) ◆ 借上げによる民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)の賃料、契約手続きに係る費用は県が負担する。 ◆ 公共施設ごとに、被害状況や補修順位を住人に説明する。 ◆ 工事施工者名、緊急連絡先を配布する。 ◆ 建設業者等へ協力依頼の確認と建設資材や重機等を確保する。 ◆ 被害状況を踏まえた資材等の搬出入計画を確認する。
	◆ 市による応急仮設住宅の建設にあたって、応急仮設住宅建設候補地リストを基に、応急仮設住宅の間取り、配置計画の事前作成を検討する。 ◆ 敷地に対しての最大住戸数を確認する。

この頁で必要な物品

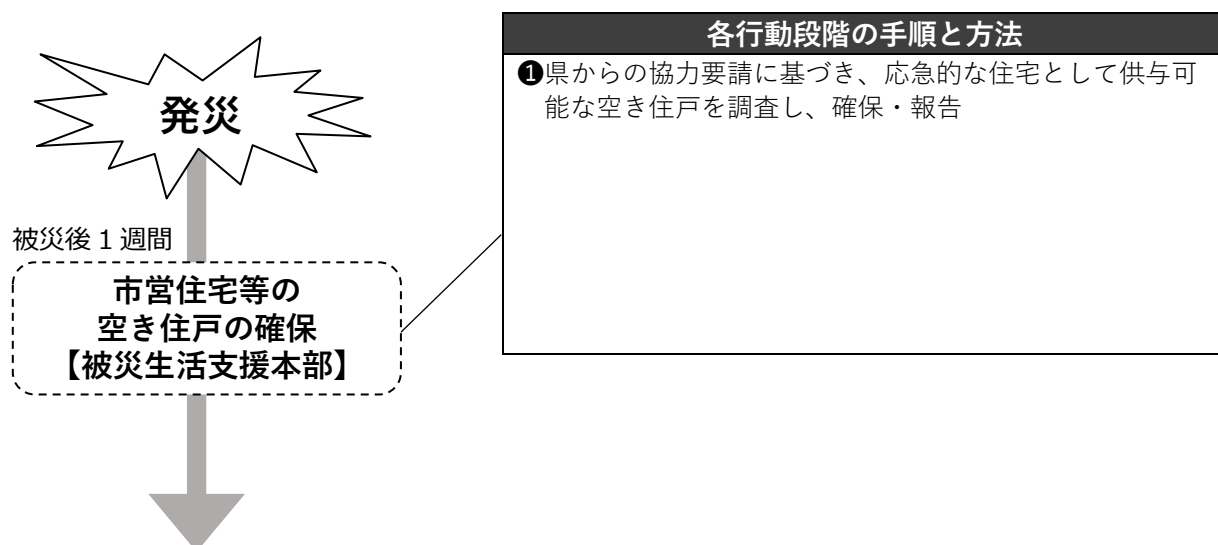
- | | |
|--|--------------------------|
| ☐ 千葉県応急仮設住宅供給マニュアル | ☐ |
| ☐ 市川市被災市街地対応本部活動マニュアル | ☐ |
| ☐ 応急仮設住宅設計図面等 | ☐ |

住宅		第2節 応急的な住宅の整備	
2 節 4		市営住宅等の空き住戸の確保	
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	

《行動のあらまし》

- 県からの公的住宅等の供与の協力要請を受け、利用可能な市営住宅を確保し、県に報告する。
- 甚大な災害の場合には、県外における公営住宅、公社一般賃貸住宅、都市再生機構住宅等の公的住宅等の供与について、国を通じて協力要請を行い、被災者向け住宅を確保する。
- ※ 東日本大震災では、「平成 23(2011)年東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(その3)」(平成 23 年 3 月 25 日付社援総発 0325 第 1 号厚生労働省通知)により、被災県でない都道府県が、避難者を受け入れるために公営住宅を活用した場合、応急仮設住宅として国庫負担の対象となる弾力的な措置がとられた。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期		本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月
						6ヶ月～

事前準備	
留意事項	◆ 公的住宅等の空き住戸の活用による応急的な住宅の供給は、災害救助法上の「応急仮設住宅」の位置づけではないことに留意する。
検討課題	

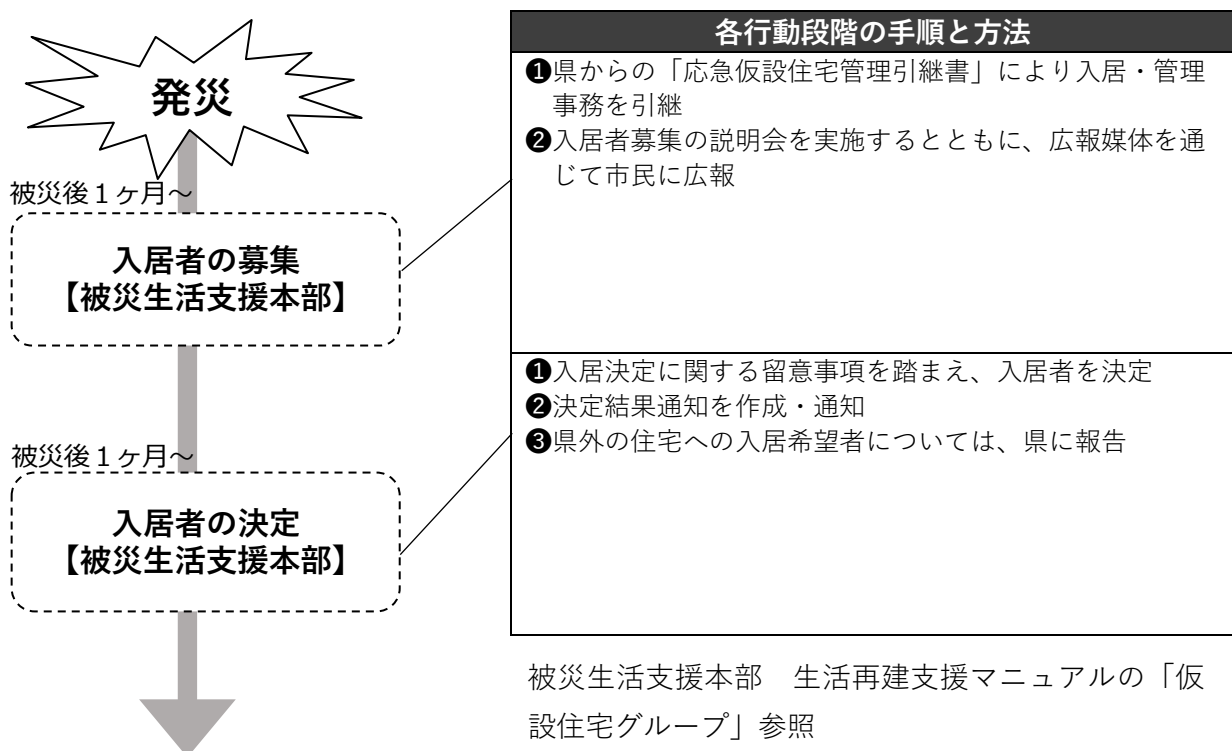
この頁で必要な物品	
☐ 市営住宅等の所在地リスト	☐
☐ 各施設の被害概況データ	☐
☐	☐
☐	☐

住宅		第2節 応急的な住宅の整備	
2 節 5		入居者の募集・選定・入居手続	
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	

《行動のあらまし》

- 県からの委任を受け、応急仮設住宅の入居・管理事務を行う。
- 「広報⇒募集⇒審査⇒契約・鍵渡し」の流れで進める。
- 入居者募集の説明会を実施するとともに、広報媒体を通じて市民に広報する。
- 復興相談所で入居者を募集する。
- 県外において他府県が確保した応急仮設住宅等は、県からの入居者の募集・選定事務の依頼に基づき、他府県等が受付事務を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 応急仮設住宅入居者選定基準(案)を策定する。
	◆ 入居希望者数や供給住宅戸数の状況により、段階的に募集・選定を実施する。 ◆ 入居者の決定は、要配慮者や地域コミュニティに配慮する。 ◆ 高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅については、個別に受け付けるとともに、福祉班と連携して入居者を決定する。 ◆ 説明会は夜に行うなど、被災者に配慮する。
	検討課題

この頁で必要な物品

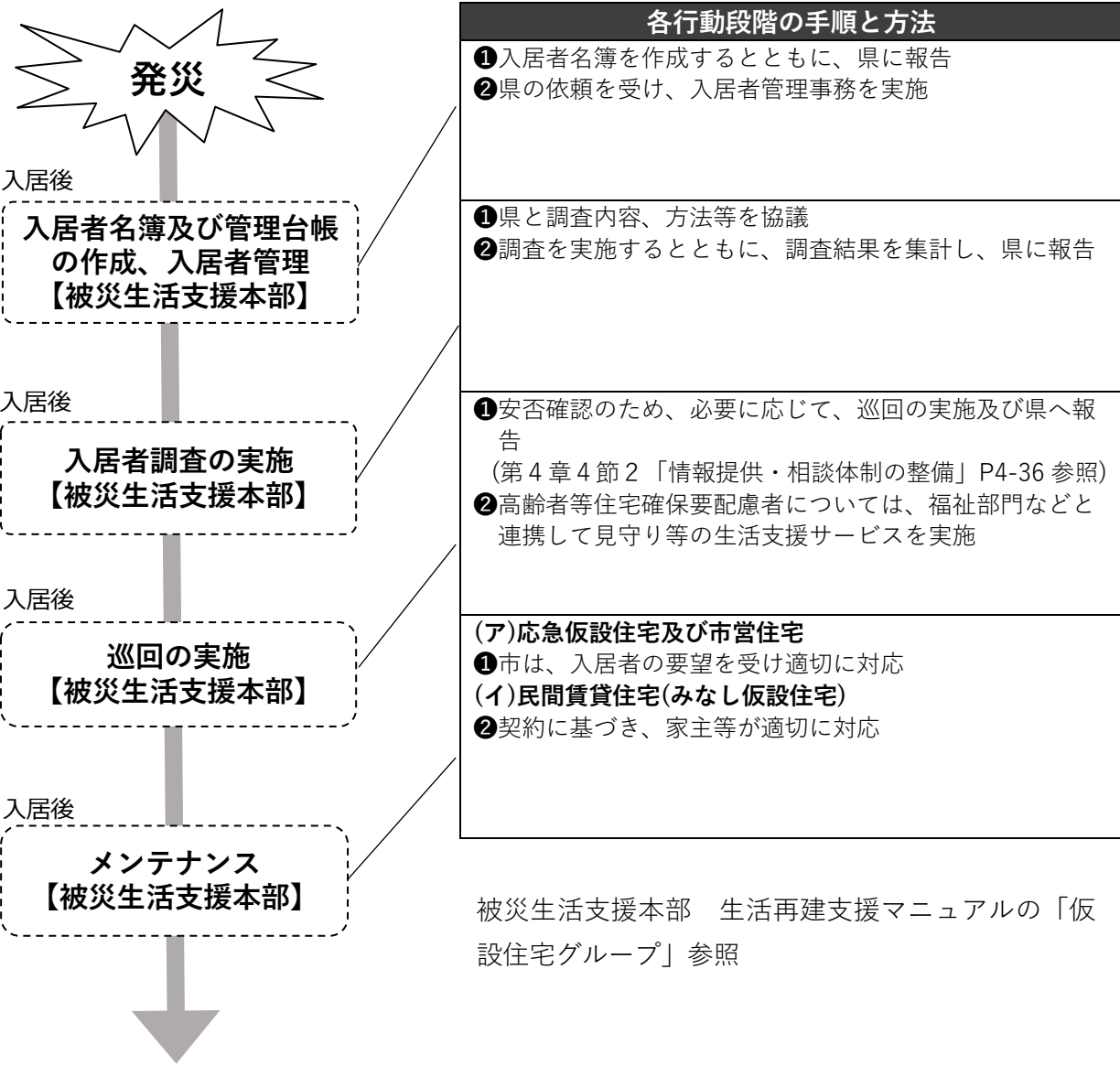
- | | |
|---|--------------------------|
| ☐ 千葉県応急仮設住宅供給マニュアル | ☐ |
| ☐ 市川市被災生活支援本部生活再建支援マニュアル | ☐ |
| ☐ 応急仮設住宅設置箇所図 | ☐ |
| ☐ 応急仮設住宅入居者選定基準 | ☐ |

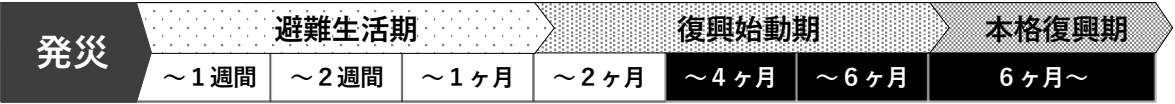
住宅 2 節 6	第 2 節 応急的な住宅の整備	
	応急仮設住宅等入居者の支援	
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課

《行動のあらまし》

- 県からの入居者管理事務の依頼を受け、市は、応急仮設住宅の入居者に対して、その安否確認を行う。その際、市は被災者生活実態調査データを活用し、応急仮設住宅支援員などにより、生活支援サービスを実施する。
- また、入居者の改善要望等に対応するとともに、退去後の自力での住まいの確保への支援を行う。(第 4 章 4 節 1 「住宅再建への支援」 P4-34 参照)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	◆ 入居者が地域内で孤立しないように、周辺住民との交流に配慮する。 ◆ 高齢者や単身入居者等孤立しがちな者にも各種保健福祉サービス等の提供が行われるよう配慮する。 ◆ 設置戸数によっては、自治会の育成に配慮する。 ◆ 入居者調査の調査内容、方法について県と調整する。 ◆ 民間賃貸住宅への入居の場合は、県が家主等の指定する方法で家賃を支払い、退去時の現状回復は入居者が行うこととなる。
検討課題	

この頁で必要な物品

☐市川市被災生活支援本部生活再建支援マニュアル

☐

☐被災者生活実態調査データ

☐

☐入居者名簿

☐

☐入居者調査票

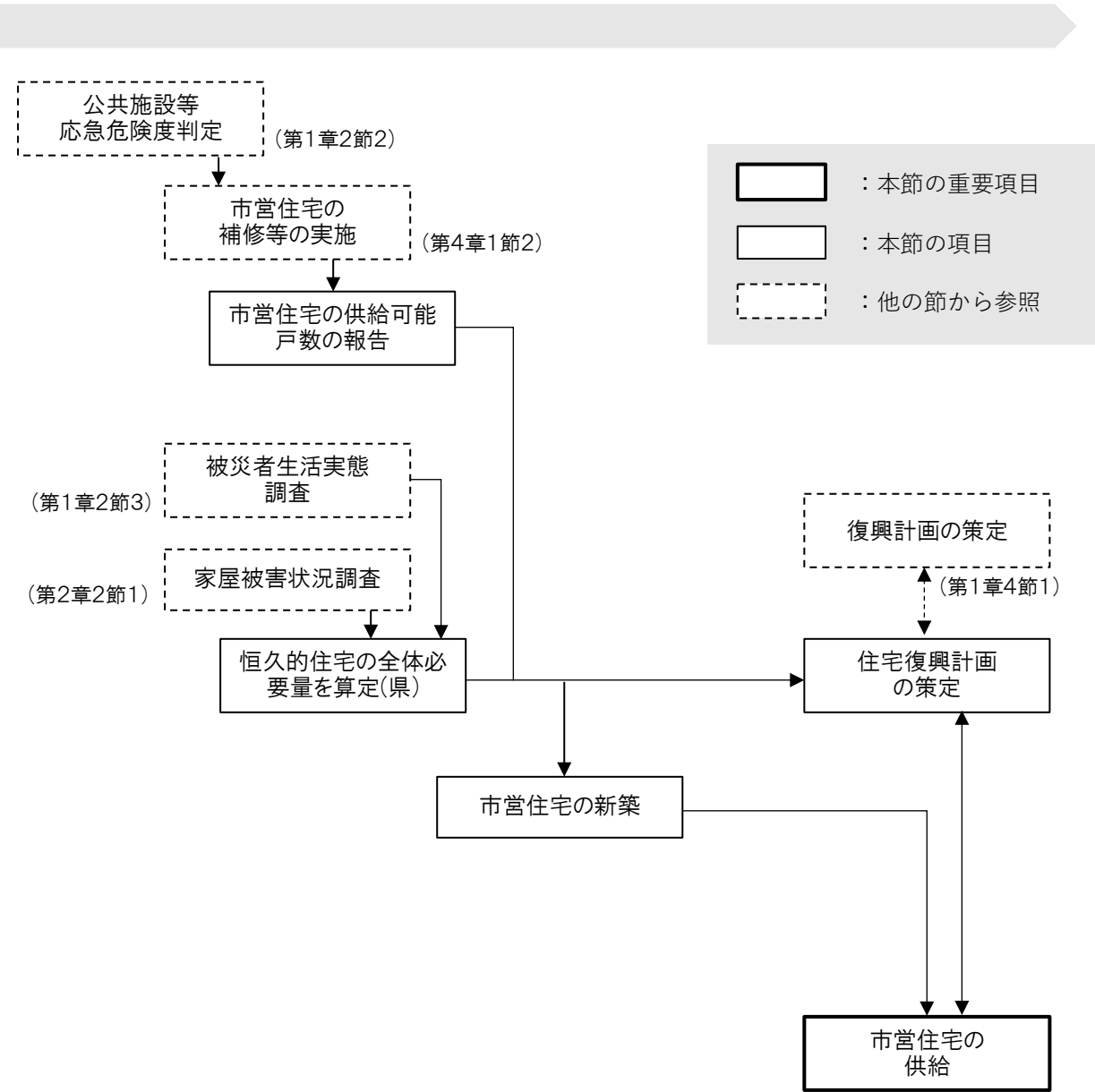
☐

第3節

恒久的な住宅の整備

市営住宅の供給可能量と、家屋被害状況等の調査から算定される恒久的住宅の必要量を踏まえて、県の復興計画とも整合を図りながら、住宅復興計画を策定し公表する。
なお住宅復興計画は、復興期における市川市の住宅施策のマスタープランとなる。

■本節に関わる業務の関連フロー

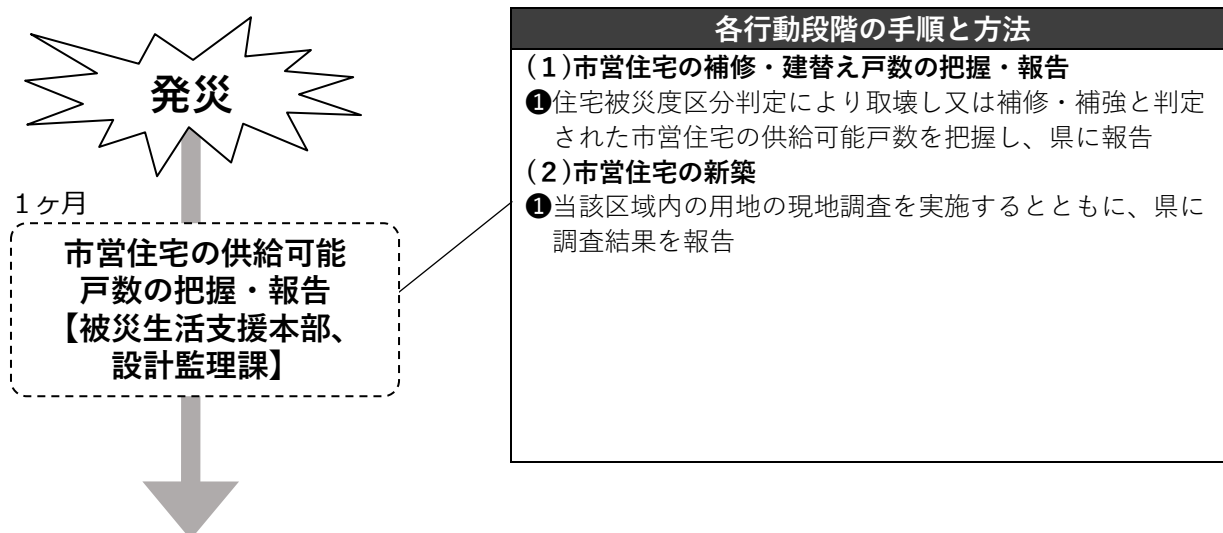


住宅		第3節 恒久的な住宅の整備	
3 節 1		恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定	
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	設計監理課

《行動のあらまし》

- 市は、市営住宅の建替え・補修・新築による供給可能戸数を調査し、県に報告する。
- 県は、これらの報告により、以下の算出を行う。
 - ①恒久的住宅の供給主体別(公・民)の供給可能戸数
 - ②家屋被害状況調査や被災者生活実態調査の分析による恒久的な住宅の全体必要戸数
 - ③上記①②の算出結果に基づく地域別・タイプ別供給戸数

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期		本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月
						6ヶ月～

事前準備	◆ 利用可能敷地の検討及び調査を行い、リストを作成する。
	◆ 住宅復興計画の策定に係る準備(第2章2節1「家屋被害状況調査」P2-12 参照、第4章3節2「住宅復興計画の策定等」P4-26 参照)となる。 ◆ 公営住宅法には災害公営住宅の事業主体の規定がないことから、県と市で整備・管理主体を協議・調整しながら供給量を決定する。
	◆ 公共敷地及び建て替え計画地を想定し、計画地ごとに住戸数をあらかじめ計画しておく必要がある。 ◆ 利用可能な敷地及び建設費の確保について検討する。

この頁で必要な物品

☐
☐
☐
☐

☐
☐
☐
☐

住宅

3 節 2

住宅復興計画の策定等

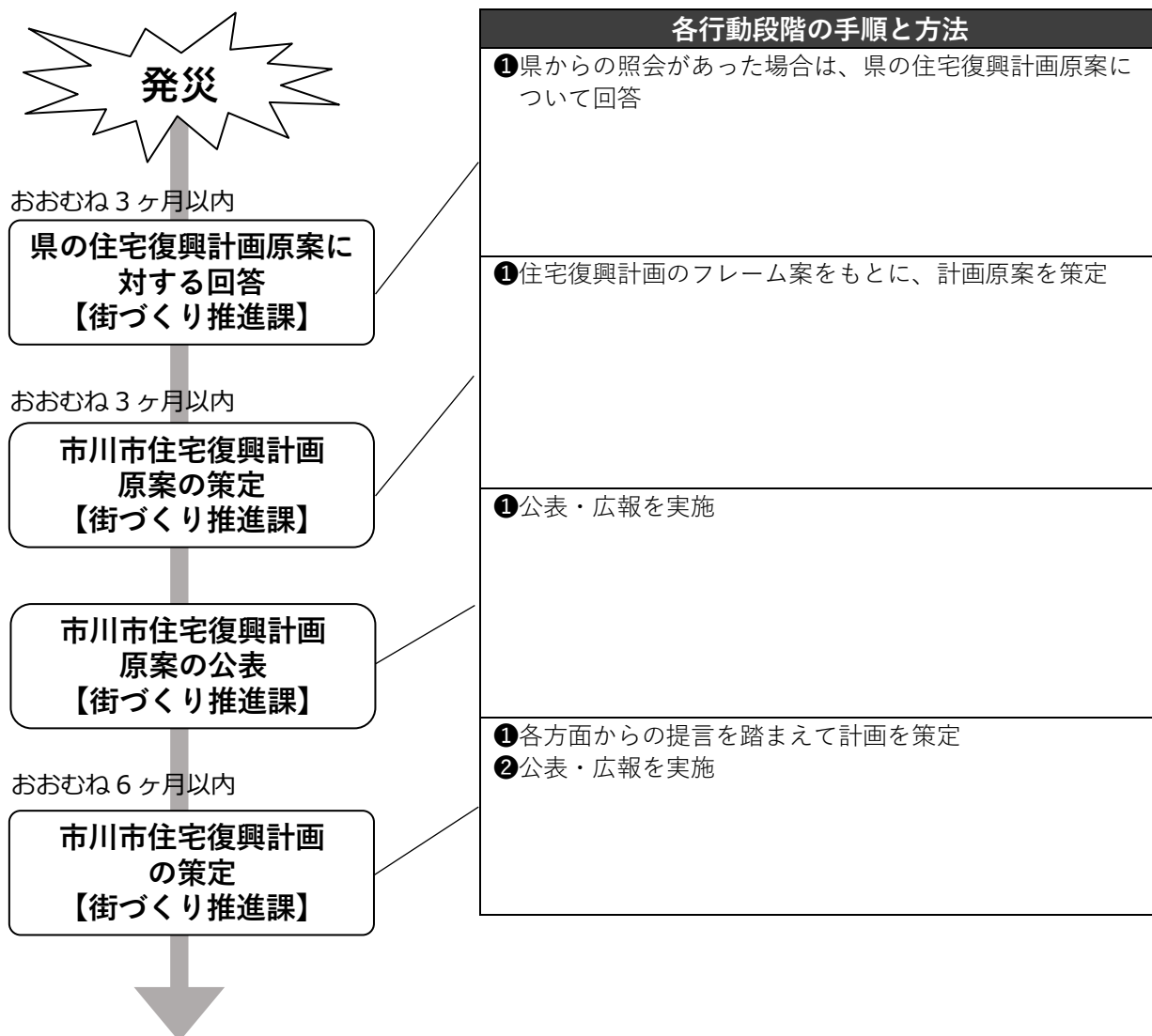
主管課 街づくり推進課

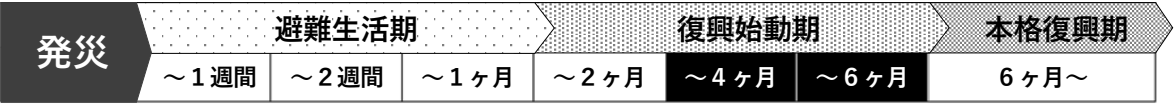
関係部課

《行動のあらまし》

- 市川市住宅復興計画の策定に当たり、県の住宅復興計画との整合を図る。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	◆ 住宅復興計画のフレーム案を事前に作成しておく。
留意事項	◆ 住宅復興計画は、県が策定する住宅復興計画と十分な調整を行うこと。 ◆ 市全体の復興計画の一部を担うものであることから、他の計画等とも整合を図ること。
検討課題	

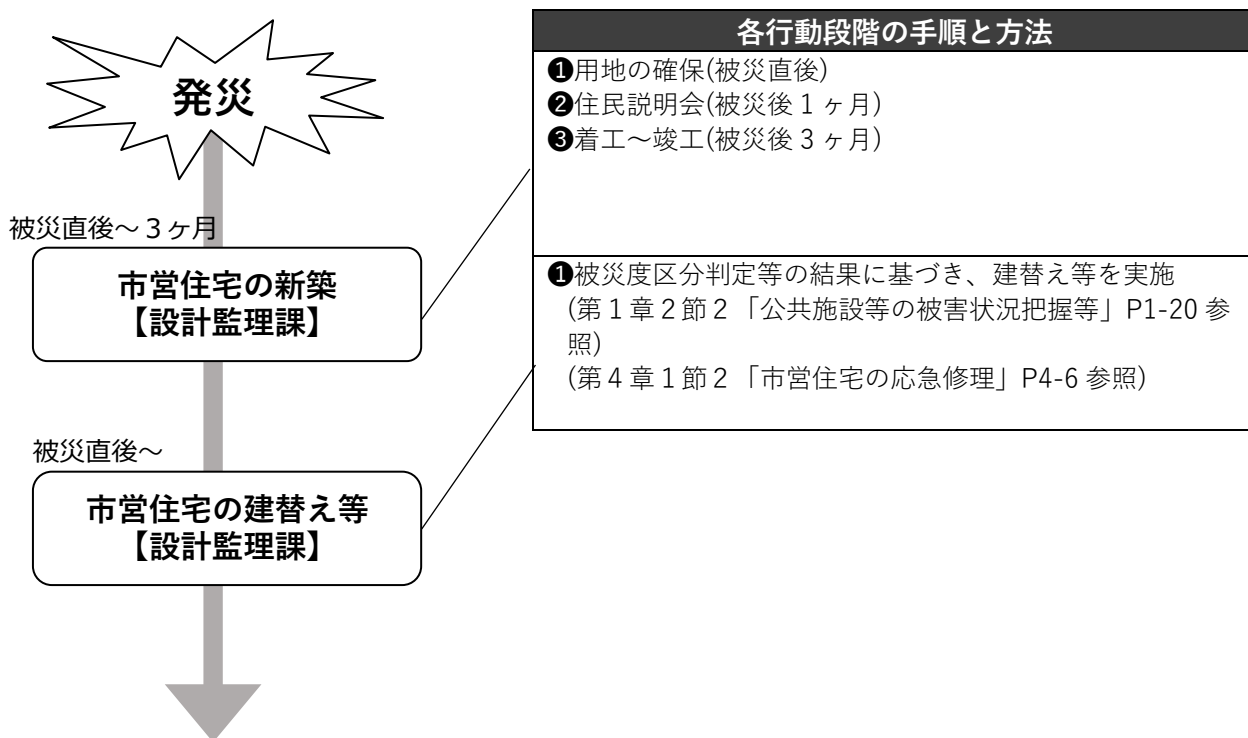
この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

住宅		第3節 恒久的な住宅の整備	
3 節 3		市営住宅の供給	
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課	設計監理課

《行動のあらまし》

- 市営住宅の供給に際しては、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、広域的、長期的な視点に立って施策を推進する。
- 各種支援の施策によってもなお自力での住まいの確保が困難な被災者に対しては、災害公営住宅の供給を図る。
- 被災度区分判定等により、建替えが必要となった市営住宅については、速やかに建替え等を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期		本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月
						6ヶ月～

事前準備	◆ 建設に当たり、計画地に既存建物等の状況を把握すること。 ◆ 建設可能敷地の検討及び調査を行い、リストを作成する。
留意事項	◆ 新築・建替えに際して、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で検討する。 ◆ 公共施設ごとに、工事概要を住民に説明する。 ◆ 建設を踏まえ、近隣住民に説明する。 ◆ 市営住宅の建設には、社会福祉施設等の併設などにも配慮する。 ◆ 災害公営住宅の建設には、公営住宅法による国の補助の特例が利用できる場合があることに留意する。 ◆ 住民説明会の開催の際には、平時の公営住宅等の建築の例に準じる。
検討課題	◆ 1棟何世帯を想定しておくか、担当課と計画を立てる。 ◆ 市営住宅の新設については、被害状況から世帯数等を設定して計画するのか、将来の世帯数の推計から計画し標準型の設計をするか検討する。

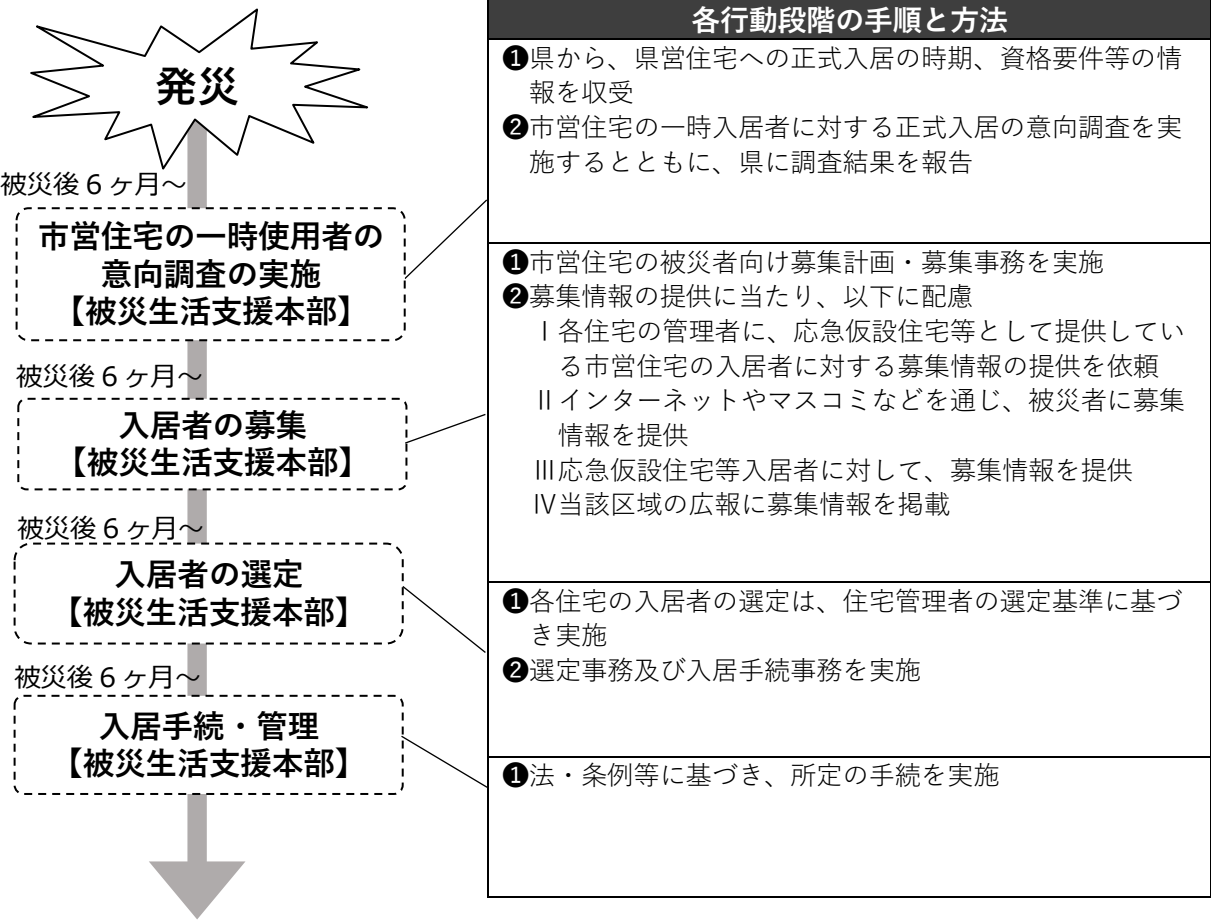
この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

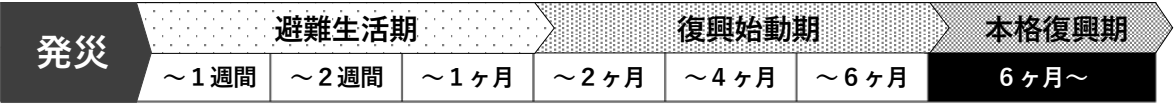
住宅 3 節 4	第 3 節 恒久的な住宅の整備	
	被災者の円滑な入居	
主管課	被災生活支援本部(生活再建支援班)	関係部課

《行動のあらまし》

- 応急仮設住宅等として市営住宅を一時使用している入居者に対して、意向調査を実施した上で、一定の要件を満たす入居者について、一時使用から正式入居へ移行し、居住の安定を図る。
- 上記以外の市営住宅の入居募集に当たっては、被災者に対して募集情報を迅速かつ的確に伝達する。入居者の選定については、住宅に困窮する者のうち、高齢者や障がい者などを優先する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	
留意事項	◆ 入居者選定は、住宅団地などの従前コミュニティの維持や、従前居住地からの距離、多様な世代の混在するコミュニティの形成などにも配慮する。
検討課題	

この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

第4節

自力再建への支援

住宅復興に当たっては、自力による復興を基本とし、被災者による自力再建を側面から支援する施策の充実を図る。

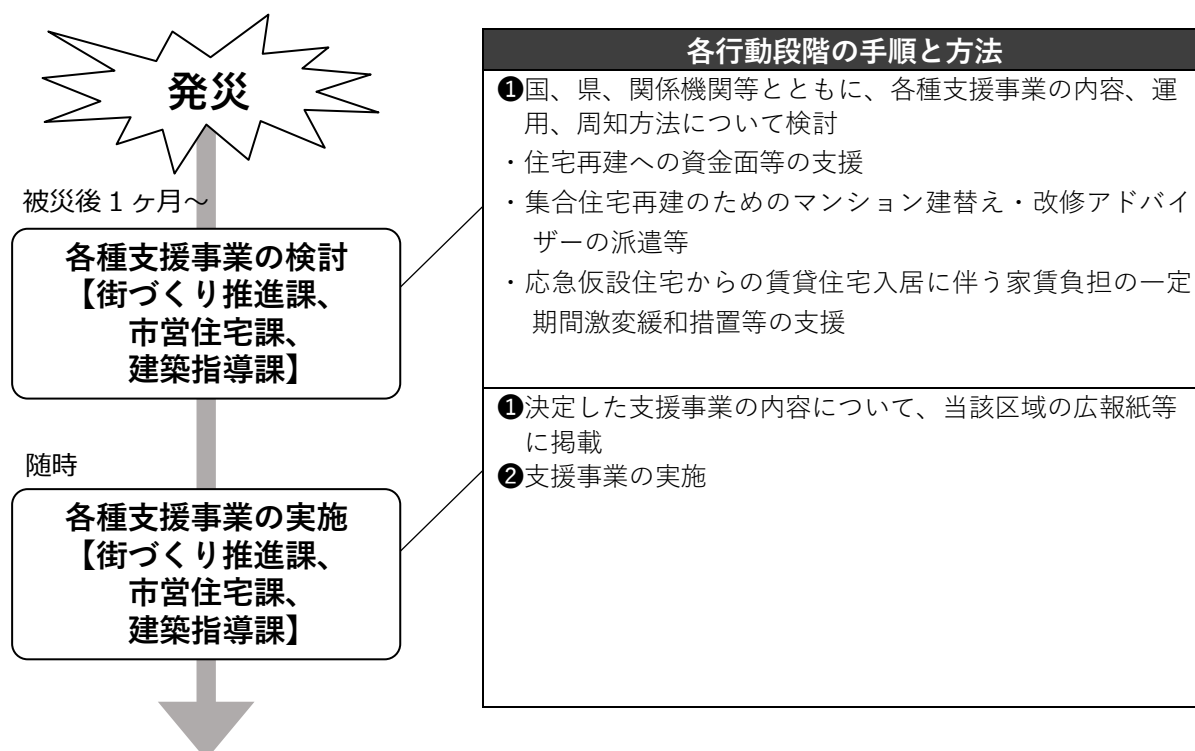
また、住宅に関する情報提供や相談へのニーズは、被災直後の応急対策から本格的な復興期に至るまで継続的に生じる。関係団体等と連携・協力を図り、こうしたニーズに対応する体制を整備する。

住宅		第4節 自力再建への支援	
4 節 1		住宅再建への支援	
主管課	街づくり推進課、市営住宅課	関係部課	建築指導課

《行動のあらまし》

- 被災者の住宅再建に関する支援制度について検討を行う。
- 特に被災後においては、平時と比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、復興基金等を活用しながら、関係機関と連携して支援する。
- 決定した支援事業について募集情報の掲載等を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	◆ 過去の災害における他自治体の支援制度を整理する。
留意事項	◆ 民間住宅に対する再建支援は、住宅金融支援機構の融資対象となるか確認する。
検討課題	

この頁で必要な物品	
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

住宅

4 節 2

情報提供・相談体制の整備

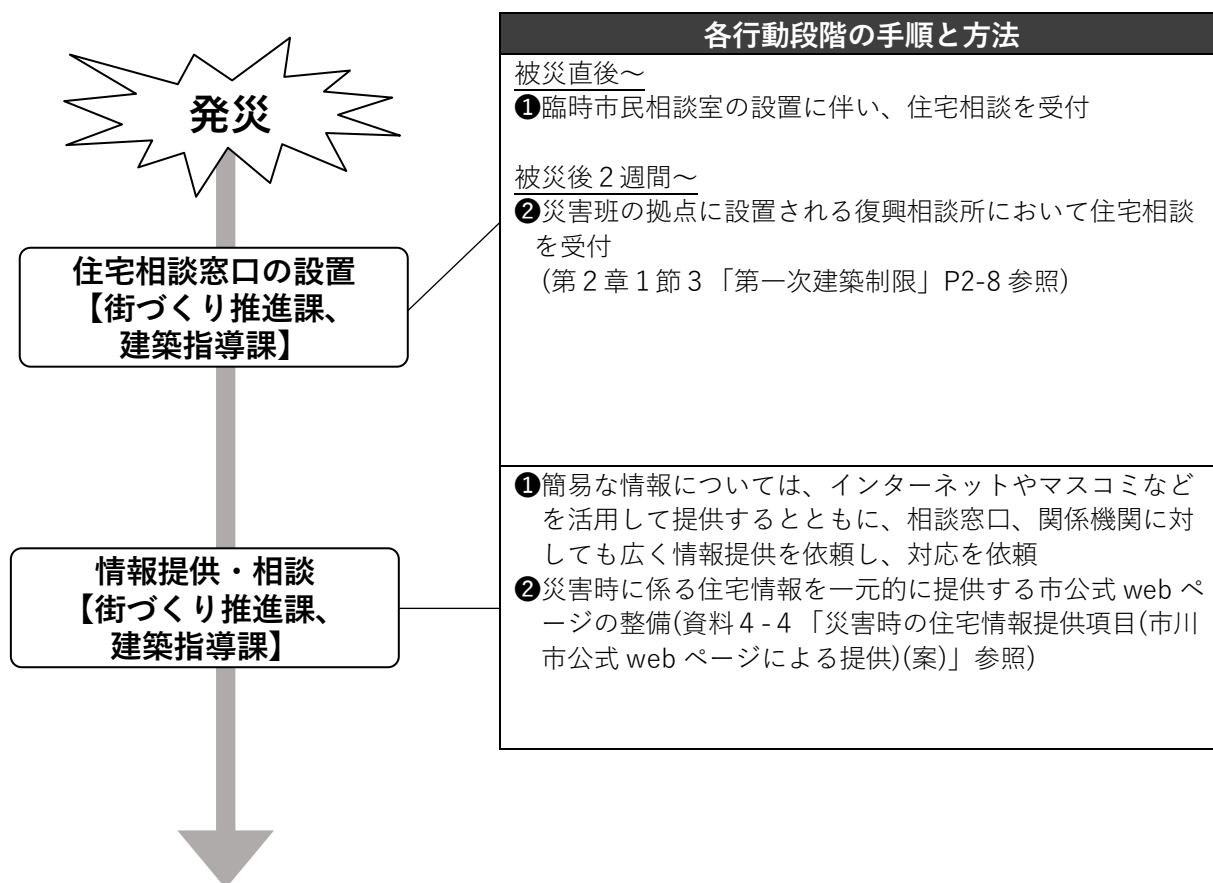
主管課 街づくり推進課

関係部課 建築指導課

《行動のあらまし》

- 住宅に関する情報提供や相談へのニーズは、被災直後の応急対策から本格的な復興期に至るまで継続的に生じる。
- こうしたニーズに対応し、被災者の自力での住まいの確保を促進するため、復興相談所において住宅相談を受け付けるなど、関係団体等と連携・協力を図りながら、応急仮設住宅等への入居から住宅再建に至るまでの各種事業等の情報提供や相談を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



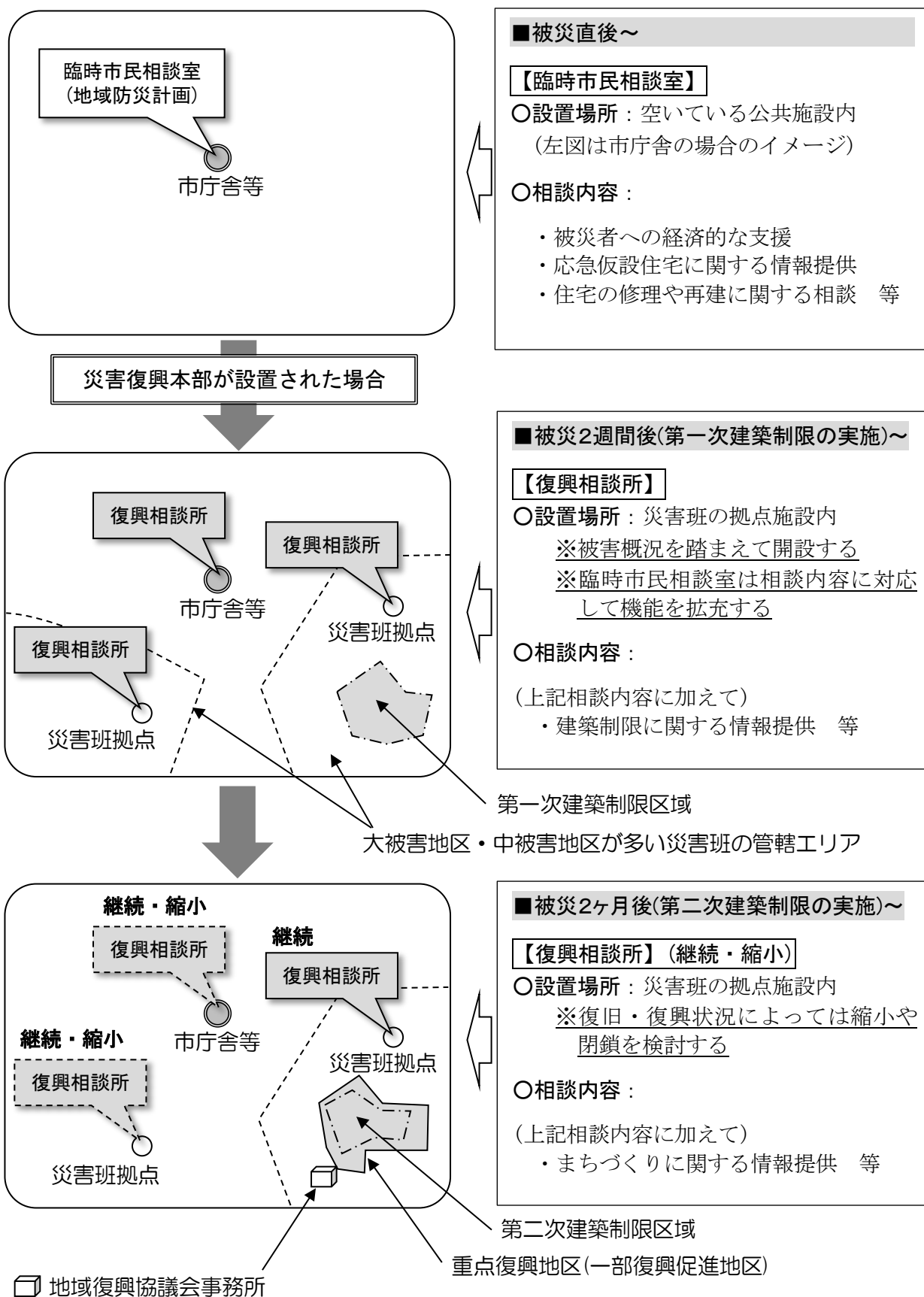
発災	避難生活期			復興始動期			本格復興期
	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～

事前準備	
留意事項	◆ 応急仮設住宅等の入居者に対し、住宅再建のための情報提供に努める。 ◆ 住宅相談窓口の設置において、建築制限の内容を十分に理解している職員を配置する。
検討課題	◆ 相談窓口の役割分担や県との連携による被災者のための総合的な相談窓口の設置について検討する。 ◆ 住宅相談窓口の人員配置について検討する。

この頁で必要な物品	
☐ 都市計画マスタープラン	☐ 都市復興基本計画
☐ 復興対策基本図	☐
☐ 復興対象地区区分図	☐
☐ 都市復興基本方針	☐

〔再掲〕 復興相談関連の流れ(イメージ)

※臨時市民相談室を市庁舎に開設した場合のイメージ



(巻末資料) 行動プロセス表

第1章 復興体制の構築

章	節		項		主管課	関係部課	避難生活期			復興始動期			本格復興期
							～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月	～2 ヶ月	～4 ヶ月	～6 ヶ月	6 ヶ月～
1	1	災害復興本部の設置	1	災害復興本部の設置	都市計画課	危機管理課、地域防災課							
			2	災害復興本部の運営	都市計画課	危機管理課、地域防災課							
			3	継続的な執行体制の確保	災害対応事務局								
			4	受援体制・広域連携体制の検討	応援・受援班								
	2	被害状況及び復旧・復興状況の把握	1	家屋・住家の被害状況の把握									
			1 (1)	家屋・住家の応急危険度判定	応急危険度判定実施本部	被災市街地対策本部							
			1 (2)	家屋・住家の被害状況の把握	予算・調査班	建築指導課、被災生活支援本部(生活再建支援班)							
			1 (3)	被災宅地の危険度判定	応急危険度判定実施本部								
			2	公共施設等の被害状況把握等	各施設所管課、応急危険度判定実施本部	災害対策本部、被災市街地対応本部、設計監理課							
			3	住民の被害・被災後の生活状況の把握	被災生活実施本部(生活支援班)	被災生活支援本部(市民要望受付班、福祉班) 災害対応事務局							
			4	まちの復旧・復興状況の把握	都市計画課	建築指導課、各施設所管課							
	3	り災証明書の交付	1	り災証明書の交付	予算・調査班								
			2	被災者台帳の作成	災害対応事務局								
	4	復興基本方針及び復興基本計画の策定	1	復興基本方針及び復興基本計画の策定	都市計画課	危機管理課、地域防災課、企画課							
	5	用地の確保・調整	1	用地の確保・調整	災害対応事務局、災害復興本部								

章	節		項		主管課	関係部課	避難生活期			復興始動期			本格復興期
							～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月	～2 ヶ月	～4 ヶ月	～6 ヶ月	6 ヶ月～
	6	がれき等の処理	1	がれき等の処理	循環型社会推進課								
	7	広報・相談体制	1	復興関係広報の実施	広報・業務継続班								
			2	相談窓口の設置	被災生活支援本部(生活再建支援班)	被災生活支援本部(市民要望受付班、福祉班)							

第2章 都市の復興

章	節		項		主管課	関係部課	避難生活期			復興始動期			本格復興期
							～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月	～2 ヶ月	～4 ヶ月	～6 ヶ月	6 ヶ月～
2	1	都市復興基本方針の策定	1	家屋被害概況調査	被災市街地対応本部								
			2	都市復興基本方針	都市計画課								
			3	第一次建築制限	建築指導課	都市計画課 被災生活支援本部(生活再建支援班、市民要望受付班、福祉班)							
	2	復興対象地区の設定	1	家屋被害状況調査	都市計画課	予算・調査班、建築指導課							
			2	復興対象地区	都市計画課								
	3	都市復興基本計画の策定	1	都市復興基本計画(骨子案)	都市計画課								
			2	第二次建築制限	都市計画課	街づくり推進課、建築指導課、被災生活支援本部							
			3	地区復興まちづくり計画等	街づくり推進課	地域整備課、臨海整備課							
			4	都市復興基本計画	都市計画課								
	4	復興事業計画等の策定、復興事業の推進	1	復興事業	街づくり推進課	固定資産税課、地域整備課、臨海整備課							

第3章 地域協働復興

章	節		項		主管課	関係部課	避難生活期			復興始動期			本格復興期
							～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月	～2 ヶ月	～4 ヶ月	～6 ヶ月	
3	1	地区復興まちづくり計画等の策定	1	地域復興協議会の発足	街づくり推進課	地域防災課、地域振興課、臨海整備課、地域整備課							
			2	地区復興まちづくり計画原案等説明会	街づくり推進課	臨海整備課、地域整備課							
			3	地区復興まちづくり提案の検討に係る支援	街づくり推進課	臨海整備課、地域整備課							
			4	地区復興まちづくり計画等の策定	街づくり推進課	臨海整備課、地域整備課							
	2	地域復興協議会の支援と運営	1	協議会事務所の開設	街づくり推進課	臨海整備課、地域整備課							
			2	協議会の運営に係る支援	街づくり推進課、被災生活支援本部	広報広聴課、地域整備課、臨海整備課							
	3	時限的市街地の形成と運営	1	時限的市街地用地の確保	街づくり推進課、公園緑地課	臨海整備課、地域整備課							
			2	時限的市街地の建設	街づくり推進課	産業振興課、臨海整備課、地域整備課							
			3	時限的市街地の運営の支援	被災生活支援本部(生活再建支援班)								
	4	復興まちづくり事業の実施	1	復興まちづくり事業の実施	街づくり推進課	臨海整備課、地域整備課、都市計画課							
	5	地域協働復興に向けての事前対策	1	地域協働復興の周知	地域防災課、都市計画課	街づくり推進課、地域整備課、臨海整備課	発災前						

第4章 住宅の復興

章	節		項		主管課	関係部課	避難生活期			復興始動期			本格復興期
							～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月	～2 ヶ月	～4 ヶ月	～6 ヶ月	6 ヶ月～
4	1	民間住宅と市営住宅の応急修理	1	民間住宅の応急修理	街づくり推進課								
			2	市営住宅の応急修理	被災生活支援本部	設計監理課							
	2	応急的な住宅の整備	1	応急仮設住宅の供給に係る要請等	街づくり推進課	危機管理課、地域防災課							
			2	応急仮設住宅建設可能用地の確保等	街づくり推進課	危機管理課、公園緑地課、教育施設課、地域防災課							
			3	応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の提供	街づくり推進課、被災生活支援本部(生活再建支援班)	災害対応事務局(地域防災課)、設計監理課							
			4	市営住宅等の空き住戸の確保	被災生活支援本部(生活再建支援班)								
			5	入居者の募集・選定・入居手続	被災生活支援本部(生活再建支援班)								
			6	応急仮設住宅等入居者の支援	被災生活支援本部(生活再建支援班)								
	3	恒久的な住宅の整備	1	恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定	被災生活支援本部(生活再建支援班)	設計監理課							
			2	住宅復興計画の策定等	街づくり推進課								
			3	市営住宅の供給	被災生活支援本部(生活再建支援班)	設計監理課							
			4	被災者の円滑な入居	被災生活支援本部(生活再建支援班)								
	4	自力再建への支援	1	住宅再建への支援	街づくり推進課、市営住宅課	建築指導課							
			2	情報提供・相談体制の整備	街づくり推進課	建築指導課							